

嵐山町議会平成27年第2回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月4日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	11
広報広聴特別委員会所管事務調査報告	16
請願の委員会付託について	21
休会の議決	21
散会の宣告	21

第 2 号 (6月8日)

議事日程	23
出席議員	24
欠席議員	24
本会議に出席した事務局職員	24
説明のための出席者	24

開議の宣告	27
諸般の報告	27
一般質問	27
4番 長島邦夫議員	27
6番 畠山美幸議員	46
13番 渋谷登美子議員	62
発言の訂正	81
2番 大野敏行議員	95
1番 森一人議員	102
散会の宣告	109

第 3 号 (6月9日)

議事日程	111
出席議員	112
欠席議員	112
本会議に出席した事務局職員	112
説明のための出席者	112
開議の宣告	115
諸般の報告	115
一般質問	115
12番 松本美子議員	115
9番 川口浩史議員	138
10番 清水正之議員	155
8番 河井勝久議員	179
会議時間の延長	198
日程の追加	198
議会運営委員会所管事務調査報告	199
発言取消の申出について	203
散会の宣告	204

第 4 号 (6月10日)

議事日程	207
出席議員	209
欠席議員	209
本会議に出席した事務局職員	209
説明のための出席者	209
開議の宣告	211
諸般の報告	211
報告第1号の上程、説明、質疑	212
報告第2号の上程、説明、質疑	214
報告第3号の上程、説明、質疑	215
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	217
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	222
諮問第1号の上程、説明、質疑、採決	226
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	227
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	229
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	230
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	235
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	237
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	240
議案第36号の修正案の提出	268
請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	281
請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	291
会議時間の延長	301
議員派遣の件について	303
閉会中の継続調査の申し出について	304
日程の追加	304
発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	304
発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	309
発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	313

発議第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 6
発議第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 9
発議第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 1
発議第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 4
発議第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 5
町長挨拶	3 3 8
議長挨拶	3 3 9
閉会の宣告	3 4 0
署名議員	3 4 1

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第95号

平成27年第2回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年5月27日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成27年6月4日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	森	一	人	議 員	2 番	大	野	敏	行	議 員		
3 番	佐	久	間	孝	光	議 員	4 番	長	島	邦	夫	議 員
6 番	畠	山	美	幸	議 員	7 番	吉	場	道	雄	議 員	
8 番	河	井	勝	久	議 員	9 番	川	口	浩	史	議 員	
1 0 番	清	水	正	之	議 員	1 1 番	安	藤	欣	男	議 員	
1 2 番	松	本	美	子	議 員	1 3 番	渋	谷	登	美	子	議 員
1 4 番	青	柳	賢	治	議 員							

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成27年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第1号）

6月4日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（青柳議長）
- 日程第 4 行政報告（挨拶並びに行政報告 岩澤町長）
(行政報告 小久保教育長)
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 広報広聴特別委員会所管事務調査報告
- 日程第 7 請願の委員会付託について

○出席議員（13名）

1番	森	一人	議員	2番	大野	敏行	議員
3番	佐久間	孝光	議員	4番	長島	邦夫	議員
6番	畠山	美幸	議員	7番	吉場	道雄	議員
8番	河井	勝久	議員	9番	川口	浩史	議員
10番	清水	正之	議員	11番	安藤	欣男	議員
12番	松本	美子	議員	13番	渋谷	登美子	議員
14番	青柳	賢治	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	村田	泰夫
書記		岡野	富春
書記		久保	かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
中嶋	秀雄	総務課	長
青木	務	地域支援課	長
山岸	堅護	税務課	長
金井	敏明	町民課	長
石井	彰	健康いきいき課	長
山下	次男	長寿生きがい課	長
村上	伸二	文化スポーツ課	長
植木	弘	環境農政課	長
山下	隆志	企業支援課	長
菅原	浩行	まちづくり整備課	長
新井	益男	上下水道課	長

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保 錦	一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
植 木	弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開会の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成27年嵐山町議会第2回定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前 9時59分)

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○青柳賢治議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第3番 佐久間 孝 光 議員

第4番 長 島 邦 夫 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○青柳賢治議長 日程第2、会期の決定を議会といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

[安藤欣男議会運営委員長登壇]

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第2回定例会を前にして、5月28日に議会運営委員会を開催いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として青柳議長、出席要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、中嶋総務課長にご主席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告3件、承認2件、諮問1件、条例4件、予算1件、その他1件の計12件ということでございます。このほか、議員提出議案も予定されております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第2回定例会は本日4日から6月10日までの7日間とすることに決定いたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問は受け付け順として、6月8日に1番の長島議員から5番の森議員、6月9日に6番の松本議員から9番の河井議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことを報告いたします。

○青柳賢治議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日4日から6月10日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月10日までの7日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程につきまして、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。

町長提出議案は、報告3件、承認2件、諮問1件、条例4件、予算1件、その他1件の計12件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、3月から5月末までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成27年5月26日、中野サンプラザにおいて全国町村議会議長会主催の町村議長・副議長研修会に、本職と副議長が出席いたしました。以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会に委員会報告がありました。その報告の中の町政に関する要望事項等につきましては、町長宛て要望を申し上げておりましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの定例会において可決されました議員提出議案発議第3号 原発再稼働中止を求める意見書の提出について、発議第5号 全中学校区にスクールソーシャルワーカーの配置を求める意見書の提出について及び発議第7号 農業・農協改革に関する意見書の提出について、以上3件につきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長及び関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました請願第1号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争立法」に反対する意見書の提出を求める請願の写し、請願第2号 嵐山町議会が「安全保障関連法案」に反対の旨決議し、同趣旨の意見書を提出するよう請願しますの写し及び陳情第2号 「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を政府に求める意見書(案)」の趣旨の意見書提出を求める陳情の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、議会基本条例の規定に基づき、4月9日に議会モニターとの意見交換会を、5月13日、14日、16日の3日間にわたって第7回議会報告会を開催いたしました。詳細につきましては、後ほど広報広聴特別委員長より報告いたします。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○青柳賢治議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告にあわせて本定例会召集の挨拶を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げ

たいと思います。

本日ここに平成27年嵐山町議会第2回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のためまことに感謝にたえないところでございます。

本議会に提案いたします議案は、報告3件、承認2件、諮問1件、条例4件、予算1件、その他1件、計12件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定でございます。何とぞ、慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、ご決定を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

次に、平成27年2月から平成27年4月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条の規定による事務に関する説明書でご報告を申し上げますので、ご高覧をいただきたいと存じます。

なお、4月1日現在の職員総数でございますが、三役を除きまして141名であります。新採用職員につきましては5名、退職者は9名であります。

また、4月にオープンいたしました嵐丸ひろば、これは利用いただいている多くの皆様から、「安心して子供も遊ばせることができる」、「自分がりフレッシュできる」、「子供にもママにもとっても情報交換や交流の場になる」等々、数多くのご好評をいただいております。子供の健やかな成長、これは誰もの願いであります。町も「子ども・子育て支援計画」に基づきまして、これまで以上に子育てを応援してまいります。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげまして、挨拶、並びに行政報告を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

小久保教育長。

[小久保錦一教育長登壇]

○小久保錦一教育長 説明書の35ページをお開きください。教育委員会関係につきまして、主なものにつきまして報告させていただきます。

1、庶務関係、会議と開催状況でございますが、3月23日に奨学資金貸付委員会を開催いたしまして、貸し付け決定者、専修学校3人、大学3人で行いました。

また、4月1日には、恒例の教職員就任式を行い、今年度は37人、内訳は県費負担教職員21名、臨時職員16、計37人で行いました。

2の学校教育関係について申し上げます。5月1日現在の学校教員調査の結果につきまして、小学校は本年度794名、昨年度と比較いたしまして29人の減でございます。学級数につきましては、1学級減でございます。

中学校につきましては、生徒数460名、昨年度に比べまして11人の減でございます。学級数につきましては、本年度1学級増でございます。これは、菅谷中学校に特別支援学級、弱視学級を立ち上げたことによるものでございます。

嵐山幼稚園につきましては、本年度4歳児43名、5歳児49名、計92名でございます。いずれにいたしましても、充実した幼稚園経営が行われております。

3の児童福祉関係でございますが、(3)の先ほど町長から申し上げましたとおり、地域子育て支援拠点運営事業でございますが、4月4日に子育てステーション嵐丸ひろばオープニングセレモニーを開催いたしました。地域子育て支援拠点、子育てステーション嵐丸ひろばと位置づけまして、27年4月1日から28年3月31日の契約期間におきまして、750万円の委託業務料でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

まず、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 総務経済常任委員会より報告いたします。

朗読をもちまして報告にかえさせていただきます。

嵐山町議会議長 青 柳 賢 治 様

総務経済常任委員長 吉 場 道 雄

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事項

土地利用と開発行為等について

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「土地利用と開発行為等について」を調査するため、4月15日及び5月15日に委員会を開催し、調査研究しました。

(1) 4月15日の委員会について

当日の委員会は、前回、人口の増減について細部まで調査ができなかったので、山下企業支援課長に出席を求め、説明を受けました。

(問) 滑川町の調整区域内は、どうなっているのか。

(答) 平成7年から平成27年の20年間で60人減ったが、旧福田地区、旧宮前地区で分けてみると、旧宮前地区で415人ふえています。

滑川町には駅が2つあり、駅から約500メートルの範囲が市街化区域になっており、その周辺に隣接する11号区域で人口がふえています。

嵐山町では、駅から約1キロの範囲が市街化区域になっているが、市街化区域内で空き地が目立ち、駅西などは空き地がふえてきています。

(2) 5月15日の委員会について

前回の委員会で質問があり、山下企業支援課長、菅原まちづくり整備課長に出席を求め、説明を受けました。

初めに、山下企業支援課長から説明がありました。

滑川町、旧宮前地区の人口がふえているのは、下記の要因が考えられます。

・森林公園駅、つきのわ駅の2つの駅から徒歩圏内の11号区域での開発が進んでいる。

・月の輪地区区画整理が完了し、現在も住宅販売が進んでいる。その中で、新駅の「つきのわ駅」ができたことが大きな要因。

・開発、建築、転入に関して優遇措置は特に行っていないが、子育て日本一を掲げて、給食費の無料化や18歳までの医療費の無償化を実施している。

続いて、菅原まちづくり整備課長から、嵐山町内市街化区域内の空き地について説明がありました。

・嵐山町内市街化区域の空き地面積（平成27年1月1日課税情報）

市外化区域内課税地籍	227万2,733平方メートル
市街化区域内空き地面積	78万8,069平方メートル

空き地率 34.67%

- ・主な人口増加区域における嵐山町と滑川町の土地利用の比較

駅から半径1キロ以内において、嵐山町に比べて滑川町は未利用地が多く残っている。さらにそれが平坦地であるために、造成費が安価になると考えられている。

- ・東原土地区画整理事業区域内の空き地（平成27年3月31日建築許可申請情報）

区画整理数 96区画

未利用区画数 70区画

空き地率 72.91%

以上、委員会報告といたします。

- 青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

- 青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

川口文教厚生常任委員長。

〔川口浩史文教厚生常任委員長登壇〕

- 川口浩史文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会の報告を行いたいと思います。

記とあります下から朗読をいたします。

1 調査事項

「こども子育てについて」及び「嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例のあり方について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「こども子育てについて」及び「嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例のあり方について」を調査するため、4月15日、5月1日及び5月12日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1) 子ども子育てについて

ア、嵐山幼稚園PTAとの意見交換会

幼稚園の3年保育と子育て支援について、調査研究をいたしました。5月12日、町立幼稚園を訪問し、嵐山幼稚園のPTAの方と懇談をしたわけです。当日は12人の役員の方に出席していただき、以下の意見をいただきました。

3年保育を求める意見として

- ・集団生活に早目に慣れさせたい。
- ・子供が成長するに従い走り回るようになるが、そういう場所が少ない。幼稚園だと安心して走り回れるので、3歳からだと助かる。
- ・保育園に預けていたが、保育料が高い。幼稚園はその点安価なので、3歳から預かってもらえると助かる。

一方、

- ・今、幼稚園に預けている子より、うちには小さい子がいない。
 - ・未就学児教室＝さくら教室を開いてもらったので、2年保育のままでよい。
- とする意見がありました。

12人中8人が3年保育を求め、3人が2年保育でよいとし、1人がどちらでもよいという結果でありました。

イ、子育て広場に来ている保護者との意見交換会

5月1日及び5月12日に、子育て広場レピ（町民ホール、毎週金曜日開催）と子育てステーション嵐丸ひろばに来ている保護者に、嵐山町の子育て支援について伺い、次のような意見がありました。

- ・選挙があると数週間レピがないので、かわりの場所が欲しい。
- ・私立幼稚園では、3年保育とともにプレ保育（2歳児）も実施しているので、そういうのを実施してくれると助かる。
- ・嵐丸ひろばは、おもちゃ図書館より広くてよい。
- ・嵐丸ひろばの駐車場が狭い。
- ・12時から1時のお昼の時間が開いていない。掃除や洗濯が終わると11時ころになってしまい、それから嵐丸ひろばに行っても、幾らも遊べないうちに帰ってくることになるので、行かないことが多い。
- ・お昼の時間も開いてもらえるとありがたい。

「子ども子育てについて」は以上の意見を参考に、町に提言を行うことにいたしました。なお、今後も調査研究をしていきたいので、中間報告といたします。

（2）嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例のあり方について

5月1日、植木環境農政課長に出席を願い、土地の埋め立てについて説明を求めました。土砂等の埋め立ては、同一の案件は1つの許可でよく、また上位法令優先の原

則があるということです。

森林法による埋め立ては林地開発許可制度があり、1ヘクタール以上は県の許認可であります。以前は、林地開発に関する県からの情報がありませんでしたが、現在は情報が来るようになってきているということです。なお、1ヘクタール未満は、町への届け出で済みます。

農地法による埋め立ては農地転用の許可が必要です。それから、土砂の排出、堆積等の規制に関する条例があり、500平方メートルから3,000平方メートルまでが嵐山町の条例、3,000平方メートル以上は県条例の適用となります。

上位法令優先の原則は、嵐山町の土砂条例では第6条に明記され、さらに規則の第4条で都市計画法、土地改良法など（他7項目）は、町長の許可をとずに埋め立てができるものであります。

森林法の適用となる太陽光発電を目的とする開発計画に伴う埋め立て計画には、有効な規制手段がないのが現状だが、土地利用計画による指導や開発が予想される地域のマップをつくり、その地域への開発申請が提出されたら、周辺住民、区長、議員などに知らせること。また、法令等の規制強化を国、県に要望することなどが考えられるという説明がありました。

質疑では、

（問）開発が予想される地域はどのくらいあるのか。

（答）現在開発の問い合わせが9ヶ所あります。また、埋め立ては谷津田などが狙われやすいと考えます。

（問）林地開発による埋め立てでは、汚染された残土はどこで規制されるのか。

（答）それぞれの法令に汚染残土の規制があるので、むやみな持ち込みは行われません。

（問）3,000平方メートル以上の埋め立てについて、町の許可にしていくことへの考えは。

（答）町が関与する範囲がふえることは、埋め立てのハードルを上げることになるので、よいと考えます。

以上のとおりでありました。「嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例のあり方」についての調査研究は、提言を行い最終報告といたします。

3 提言事項

本委員会は、2つの特定事件を調査研究した結果、次の提言を行うことといたしました。

(1) 嵐山幼稚園について、3年保育を今後検討することが望ましい。

(2) 「嵐丸ひろば」について、適切な時期にアンケート等を実施し、より利用しやすい施設にすること。

(3) 埋め立て面積が3,000平方メートル以上の許認可について、県から町への権限移譲を検討すること。

(4) むやみな埋め立てが行われないように全国的な事例を研究し、町の現状に即した規制強化を条例に反映させること。

以上、委員会報告といたします。

○青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

なお、常任委員会所管事務調査報告の中に町に対する要望事項等がございますので、これの取り扱いについては議長に一任願いたいと存じます。

◎広報広聴特別委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長 日程第6、広報広聴特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

長島広報広聴特別委員長。

〔長島邦夫広報広聴特別委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴特別委員長 指名をいただきました広報広聴の長島でございます。朗読をもって委員会報告を行います。よろしく願いいたします。

平成27年6月4日

嵐山町議会議長 青 柳 賢 治 様

広報広聴特別委員長 長 島 邦 夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

議会モニターとの意見交換会、議会報告会について

2 調査結果

本委員会は、3月25日、4月9日に委員会を開会、4月9日に議会モニターとの意見交換会、4月22日に報告会リハーサル、5月13日、14日、16日に議会報告会を開催し、調査研究を行いました。

(1) 3月25日の委員会について

前回の委員会で研修成果を生かした次回報告会とすべく意見を取りまとめており、委員長が集約し、大枠でのマニュアルを作成、案が提出されました。

・研修の成果として全体の時間設定を1時間半に短縮すると決定しておりましたが、細部にわたる議論により、意見交換も含め全体で1時間45分に決定をいたしました。

・周知については、ホームページ、5月号議会だよりに掲載する。また、前回同様、ポスター、案内チラシを作成、広報嵐山4月号にも差し込みをいたしました

・今回も住民の身近なところでの報告会の場所の設定もあり、議員3人のグループで区長宅を訪問、参加の依頼を勧めました。留守の場合はポストに投函。グループの編成は議長、委員長で、次回委員会までに決定するとなりました。

・リハーサルは初めての開催場所で実施する。初めはB&G海洋センターの予定でしたが、予約の関係で花見台工業団地管理センターに変更いたしました。

・報告資料作成者の確認で、一般会計予算総論及び概要、特別会計概要は正副予算特別委員長、当初予算の主な事業、質疑は総務経済、文教厚生各委員長が報告事項を決定後、各担当者を指名、作成を依頼する。時間短縮のため、報告が省かれる課があったとしても可とする。主な議案とその他の報告は、正副広報広聴特別委員長とする。

・モニターとの意見交換会は、前回と同様の次第で進め、事前の出席確認をとる。上記内容を決定しまして、閉会いたしました。

(2) 4月9日の議会モニターとの意見交換会について

参加者は、議会モニター6名、議員は議長含め全員出席で、初めにこの1年間の議会活動の概要について議長が報告を行い、意見交換に入りました。

主な意見として

・前回の議会報告会で要望があり、常任委員会所管事務調査となっていた滑川町と

の子育ての支援、土地開発等の違いについて各委員長が説明を行い、議員、モニターからもさまざまな意見が出されました。

・モニターより各自治体の活性化の事例、本町のPR（発信）の不足等について指摘がされました。議員からもさまざまな情報発信の事例、議員自身の発信事例などの説明のほか、不足されると言われる部分についても意見交換がされました。

・議会は、少子化、人口減について議論をしているのか、住民の要求を吸い上げているのかの指摘があり、議会の現状等を説明いたしました。

・中心市街地の活性化についてさまざまな議論がされているが、議員はどのように考えているのかとの指摘について、議員全員から発言があり、専門家のプランを、地域との話し合いを、観光協会との連携を、商業の活性化だけでは無理の意見が出された。

意見を集約すると、子育て支援、医療費の無料化、給食費の無料化、中心市街地活性化及びPRの不足等について、幅広い意見が出されました。

（3）4月9日の委員会について

第7回の議会報告会資料を各委員会及び担当より4月6日の期限で提出していただき、委員長、事務局で報告資料案としてまとめ、委員会に提出しました。

最終案とすべく作成者の意向も重視しながら、さまざまな観点から全員で確認を進める。基本的には、表示の方法、全体のバランス、正確さ、色使い、見やすさに注意し、写真も多用、わかりやすい議会報告会資料の作成に心がけました。特に長い文章は箇条書きにし、聞きやすさにも注意する。また、再度の確認として区長宅訪問は、新しい区長さんもいることから、4月21日の区長会で議長が報告会ポスター掲示等の依頼をした後に、議員がお願いに回る。

上記内容を決定し、閉会をいたしました。

（4）4月22日の議会報告会のリハーサルについて。

第7回の報告会資料の最終確認及びリハーサルを花見台工業団地管理センターで開催した。まず、会場セッティングを確認し、報告部分の司会進行、報告も区切りごとに時間を計り、配分、時間、全体時間の確認を進めた。報告資料の最終確認では、全体の流れで報告の順序が変更されたが、細部の一部修正で完了した。

また、当日の集合時間、アンケート等、受け付け担当との確認がされ閉会をいたしました。

(5) 第7回議会報告会開催状況について説明いたします。

5月13日水曜日、B&G海洋センター、午後7時から8時43分まで。7人参加、男7人、女ゼロ。5月14日木曜日、花見台工業団地管理センター、午後7時から8時45分。12名参加、男11、女1人。5月16日土曜日、ふれあい交流センター、午後7時から8時52分まで。28名の参加、男19、女9。

参加状況は、前半に比べ中心地のふれあい交流センターの参加者が特に多くありました。議会からの報告は良好に推移した。――
――
――
――

以上、委員会報告といたします。よろしく願いいたします。

○青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私は、ずっと多分委員会に参加していたと思うのですが…
…

〔「何ページ」と言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員） 8ページですか、下から6行目のことに関しては、委員会では話し合っていないと思うのですけれども、これは主観でしょうか。この主観であるのならば、「委員長は」という言葉を一言入れて書いていただかなければ、非常に問題が多いなと思います。

例えば、「――
――
――

――」というのは、ここのことについては、委員会では話し合っていないですよ、こういった内容は。それは、委員長の主観で書かれたのならば、ということでしょうか。それとも、私が知らない間に皆さんで話し合われたということなののでしょうか。

○青柳賢治議長 長島広報特別委員長。

○長島邦夫広報広聴特別委員長 主観で書かせていただきました。

これからの議会報告会のあれを続けていくには、ここにこのようなことも書かれてもいいのではないかなというふうに思ったものですから、書かせていただきました。

それで、この近隣議会の正式な傍聴というのは、議長が正式な文書を受け取ったということでございますので、このように書かせていただきました。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 主観で書くのはやめていただきたいと思うのです。

これは、主観で書くのならば「委員長は」という形にしておいていただいて、もしこの文章を生かすのであるのならば「委員長としては」というふうな形を一言入れていただきたいと思いますし、私はこのように感じていないので、そのようなことははっきり申し上げておきたいと思います。

○青柳賢治議長 長島広報特別委員長。

○長島邦夫広報広聴特別委員長 次の委員会がでございますので、ここを訂正するようであれば訂正をして、委員会報告にしたいというふうに思いますので、もちろん私の主観ですから、私の主観ということを入れさせていただいて変えさせていただきたいというふうに思いますので、よろしいでしょうか。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 議会は、一回一回で決まるものですから、次の委員会というのはこの議会の後のことになりますので、今回のことですので、そのところをはっきりさせていただきたいと思います。今回の議会は、次の閉会中の特定事件として委員会が開催されて、その後それをやるということはできないのです。委員会報告というのは、議場で話をしますよね。そして、議場で話したことは議事録に載ります。そのところではっきりと訂正するかしないかということは考えていただかないと、これは曖昧にしておいてもらっては困ります。これは、委員長の主観であるのならば「委員長の主観である」という形を一言つけ加えていただく。ほかの人たちの意見は聞いていないのですから、この点ははっきりさせていただきたいと思いますが。

○青柳賢治議長 長島広報特別委員長。

○長島邦夫広報広聴特別委員長 私の主観と申しあげましたので、私の主観ということで訂正をさせていただきまして、委員会報告にしたいというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。
以上で、広報広聴特別委員会所管事務調査報告を終わります。

◎請願の委員会付託について

○青柳賢治議長 日程第7、請願の委員会付託を行います。

本職宛て提出されました請願第1号 「日本を海外で戦争する国」にする「戦争立法」に反対する意見書の提出を求める請願及び請願第2号 嵐山町議会が「安全保障関連法案」に反対の旨決議し、同趣旨の意見書を提出するよう請願します。

以上、2件については、総務経済常任委員会に会議規則第92条第1項の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第1号及び請願第2号の審査につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び請願第2号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○青柳賢治議長 お諮りいたします。

議事の都合により6月5日は休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、6月5日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前10時41分)

平成27年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

6月8日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第4番議員	長 島 邦 夫	議員
第6番議員	畠 山 美 幸	議員
第13番議員	渋谷 登美子	議員
第2番議員	大 野 敏 行	議員
第1番議員	森 一 人	議員

○出席議員（13名）

1番	森	一人	議員	2番	大野	敏行	議員
3番	佐久間	孝光	議員	4番	長島	邦夫	議員
6番	畠山	美幸	議員	7番	吉場	道雄	議員
8番	河井	勝久	議員	9番	川口	浩史	議員
10番	清水	正之	議員	11番	安藤	欣男	議員
12番	松本	美子	議員	13番	渋谷	登美子	議員
14番	青柳	賢治	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	村田	泰夫
書記		岡野	富春
書記		久保	かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
中嶋	秀雄	総務課	長
青木	務	地域支援課	長
山岸	堅護	税務課	長
金井	敏明	町民課	長
石井	彰	健康いきいき課	長
山下	次男	長寿生きがい課	長
村上	伸二	文化スポーツ課	長
植木	弘	環境農政課	長
山下	隆志	企業支援課	長
菅原	浩行	まちづくり整備課	長
新井	益男	上下水道課	長

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保 錦	一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
植 木	弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

- 青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成27年嵐山町議会第2回定例会第5日の会議を開きます。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

- 青柳賢治議長 ここで報告をいたします。
本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

- 青柳賢治議長 日程第1、一般質問を行います。
一般質問は、通告順に従い、順次行います。
なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 長 島 邦 夫 議 員

- 青柳賢治議長 それでは、本日、最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号4番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項1の地方創生、魅力あるまちづくりについて、どうぞ。

〔4番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

- 4番(長島邦夫議員) おはようございます。議長より指名された長島でございます。一般質問をさせていただきますが、通告書が出されておりますので、通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問、私は大項目で2つ用意しております。順次質問しますので、よろしく願いいたします。

初めに、地方創生、魅力あるまちづくりについてということで、要旨としまして、嵐山町の魅力、特性として、まず自然環境、歴史的文化のすばらしさ、その豊かさ、また都心からの鉄道、高速道路のアクセスのよさ、利便性等が、町ブランド、誇れる

ものとして言われております。

今さまざまな努力により、この関係の来訪者が増しており、これからのまちづくりでは、これをどう町活性化、経済効果に結びつけ、町の潤いにつなげるかだというふうに思います。あわせて、少子化、町の人口が減少することに対する対策、若者が住んでみたくなるような魅力あるまちづくりに結びつけられればというふうに思っています。今、地方創生総合戦略調査も進みつつあると思いますが、下記の事項をお伺いいたします。

1としまして、基礎調査とは、総合戦略策定に必要な基礎の資料であり、戦略策定イコール今後の町発展を左右する極めて重要なまちづくり計画になると思います。先の見えないこの時代であればこそ、地域に合った現実計画も重要かというふうに思います。作成までの流れについてお伺いをいたします。

2番目としまして、自然と歴史文化の町ブランドに多くの来訪者があります。どう町活性化、経済効果、町の潤いに結びつけるか、地域の特性を図るには重要な現状であります。さらなる取り組み等、ビジョンをお伺いいたします。

3つ目としまして、新たな公共交通システムの構築は、人口減対策、町活性化に関連し、重要事業になるというふうに思います。推移について、進みぐあいについて伺いたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（1）から（3）の答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、質問項目1の（1）につきましてお答えをさせていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、嵐山町の総人口が2040年には1万3,253人へと大幅に減少する推計値が示されている中であって、議員ご指摘のとおり、現在国からは人口減少社会へと向かう危機的な状況を打開すべく、平成27年度中に2060年を目標とする地域の人口の現状分析や将来の人口見通しを示す人口ビジョン及び今後5年間の施策の方向性と具体的な数値目標を取りまとめた総合戦略の策定が求められております。

これを受け、町では、2月19日に町長を本部長とする嵐山町まち・ひと・しごと創生推進本部を設置し、地方創生に向けた取り組みを本格的に始めたところでございます。

計画策定までの流れですが、大まかスケジュール案をご説明させていただきます。まず、町の推進本部の下部組織として、担当副課長等から成る嵐山町人口ビジョン及び総合戦略策定プロジェクトチームを4月に発足いたしました。このプロジェクトチームにおいては、部会ごとに人口ビジョン及び総合戦略策定に向け検討を行っており、また6月をめどに、観光、商業、農業等各種関係団体の皆様との意見交換会も行う予定でございます。また、人口動向や将来人口推計などの統計資料分析に加え、町民の意識調査を5月から6月にかけて実施中であり、その結果を施策に生かしてまいります。

6月末には、国が示すとおり、計画策定を効果的かつ効率的に推進すべく、幅広い分野の皆様の参加、協力を得られるよう、いわゆる産官学金労言の皆様や町民で組織する嵐山町地方創生策定委員会を立ち上げ、人口ビジョン及び総合戦略の審議を行っていく予定でございます。プロジェクトチーム、推進本部の策定委員会のそれぞれにおいて定期的に検討を行い、10月末を目標といたしまして、人口ビジョン及び総合戦略の案を策定する方向で進めていく予定でございます。

次に、(2)につきましてお答えをさせていただきます。

嵐山町は、自然と歴史が大変豊かな町であり、まさにそれらの宝庫と言っても過言ではございません。町では、これまでも多くの皆様のご協力をいただき、自然と歴史を生かしたさまざまな取り組みを行い、町の活性化を図ってまいりました。しかしながら、その取り組みで十分かと問われれば、まだまだ改善の余地があるのも事実であろうと思います。現在、国をはじめ先進地の事例が多々紹介をされておりますが、なかなか妙案と言えるものもなく、結局は地道な活性化策が必要ではないかと考えております。

嵐山町が有する地域資源は、行政の力のみで全て活性化を図ることはできません。多くの方とともに、地域資源の一つ一つをしっかりと活用し、さらなるステップアップを図っていくことが大切であると考えているところでございます。

現在策定段階でありますので、具体的なことを申すことはできませんが、嵐山町に住んでいてよかった、嵐山町に住んでみたいと思っていただける方を一人でも多くすることが本来の意味での地方創生ではないかと感じております。

今、日本が抱える人口減少問題は、とかくマイナスイメージが先行しがちではございますが、今回の地方創生の取り組みは、いわゆるピンチをチャンスに変える格好の

機会でもあります。これから多くの方々の知恵をいただき、嵐山町の地域特性に合った、そして、嵐山町ならではの戦略を策定していきたいと考えております。

次に、(3)につきましてお答えをさせていただきます。本年3月の市街循環線と北部路線の路線バス廃止に伴い、現在では町の公共交通は、鉄道、タクシーのほか、小川町から熊谷市に向けて古里地区を通るバス1路線と、武蔵嵐山駅からときがわ町に向かうバス2路線のみが広域路線バスとして運行しております。また、高齢者の外出の確保対策として平成23年7月からは、免許を所持していない75歳以上の方を対象に、タクシーの初乗り運賃相当分の助成も行っており、公共交通に対する一定の需要に対して応えることができているものと考えております。

今年度、交通弱者対策といたしまして、町民にとって利用しやすく、効率的な生活交通を検討するための基礎資料を作成することといたしております。具体的には、人口分布、交通不便地区等の基礎調査、住民移動の実態及びニーズ把握、既存バス路線乗降データ等の洗い出しを行うものでございます。

公共交通の充実は、町の活性化に寄与するものと思われませんが、実態とかけ離れた事業は逆の効果になる危険性も有しており、今回実施する調査結果を慎重に検討するとともに、利用実態をしっかりと見きわめ、今後の施策につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) なかなか難しい質問だというふうに思っていますので、私のほうから少しずつ、この3問について、提言的なものも申し上げますので、また要望になるかもしれませんが、その要望に対して、今そういうものは考えているか考えていないかということもあわせて伺いたいというふうに思います。

まず、1番なのでございますけれども、主には今後5年間の目標を策定をするということで、基本的な方向を定めるということだというふうに思います。

私もこの間、ある団体の町からのヒアリングについて、意見交換について出席させていただきましたが、住民の方、各団体からさまざまな意見を聞くことにより、住民の創生事業に対する期待はさらに高まっていくというふうに思います。これだけテレビとメディアでいろいろ取り上げていることもあるというふうに思いますが、それに対して、これが自分にどのように関係してくるのか、自分の住んでいる町をいかにし

たら活性化できるか、そこまで考えるように持っていかないと、話半分で終わってしまうのではないかなと。

今までも、国ではいろいろこういうふうなビジョンをやりますよというふうなことを言っているけど、結局何年かすると終わりになってしまいうようなことが、今までのを見ているとそんなようなところが多いと思います。でも、今回のこの地方創生の事業については、一過性のものに終わらせていただいては困る、そのようなものにはいけないというふうに思っています。

町では、各年代、男女、また田舎や中心地や、さまざまな様式があります。年代により考え方も大きく違います。かなり難しい施策になると思いますが、その地域に合った、地域でも年代でも配慮した活性化事業になるというふうに思いますが、また、それを配慮したものに求められると思いますが、これから施策を練っていくということで、どういうふうに進んでおりますかというふうなことでございますから、その進捗状況というよりは、町長が本部長になって進むということでございますので、町長の考えを少し聞かせていただきければというふうに思いますが。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。議員さんおっしゃるように大変難しい問題で、各自治体でも知恵の出し合い、今まさに競争が始まっているわけですけども、そういう中で、嵐山町も負けられないような動きをとっていきたいというふうに思っています。

それで、基本的には、その答弁でお答えをさせていただいたように、行政の職員が考え出してつくるといっただけだと、やっぱりそこまでだと思いのです。それをどう多くの町民の人、そしてそのほかいろんな資料を駆使して、またいろんな状況で活性化をもう既にやっている地域の参考事例ですとか、そういうようなものをどうこの嵐山町に合った形で取り入れられるということ、もうこれは今までの行政のやるべき仕事というか、方向だと思いのです。一つの動きだと思いのですが、今まさにそこではなくて、その先に行かないといけないと思いのです。ですから、そういった意識を持つ人がいかに多くなるか、そしてそういう人たちが行動に移すというような意識、これをどうつくっていくのかというのが、行政と町民と、そしてそのほかのいろんな知恵を駆使した今は頑張りどころだと思いのです。ですから、意識をしているもの、そう

いうものが動き出す。そうした意識をいかに醸成をしていくかということにかかっているのかなというふうに思います。そこが一番難しいところかなというふうに思っていますけれども。

○青柳賢治議長 4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） おっしゃるとおりだというふうに思うのです。

自分にどんなようにかかわってくるのか、自分はどうしたらいいのか、そこまで考えていただかないと、与えただけのものに終わってしまいますから、そうではなくて、そのように自分自身のものとして捉えて、この何年間かのあれがそういうプランになりますよ。ですから、この間の意見を聴取していただくのは非常にいいことではないかなというふうに思いますし、できれば、課長はどのように最近考えているかわかりませんけれども、団体だけではなくて、ある程度、個人の方からもぜひ意見をいただきたいというふうな、アンケートをとるだとか、こちらから名指しをして意見をいただくとか、そういうことも考えておりますか、課長。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

まず、今議員さんのほうで、町民の意見をどのように取り込んでいくか、聞いていくかということでご質問いただきました。今回策定に当たりまして、町民の方からアンケートをとっております。先ほどの答弁の中でも、5月から6月にかけてということで申し上げました。6月の8日を期限といたしまして、今まさにお願いをしているところでございます。もうたくさん集まってきておりまして、業者のほうにお渡しをして、分析をしている最中でございます。

今回のアンケートにつきましては、実は2種類とりました。1つにつきましては、18歳以上の方、2,000名を無作為に抽出をいたしまして、お考えを伺うと。内容につきましては、嵐山町の住み心地であったり、この嵐山町をどう評価しますか。そういったことと、職業観、結婚観、こういったものについて伺っているものでございます。

もう一つは、今回の総合戦略自体が安心して結婚、妊娠、子育て、こういったことができるということが一つの大きなテーマとなっておりますので、若年層、16歳から22歳までの方、こういった方の今後をどういうふうにしていきますか、どういうふうにして生活をしていきますか、仕事をしていきますか、住まいはどうしますか、こうい

たことについてもあわせて、こちらについては500名の方、ですから今回のアンケートといたしましては、合計で2,500名の方からアンケートをいただくというようなことで実施をしているところでございます。

それと、もう一つ、町民の方から、先ほど答弁の中でも申し上げました。今後、今月の末をめどに策定委員会を設けていきます。こういった策定委員会の中にも、町民の方にも参画をいただくと、公募委員も含めて参加をいただくということで予定をしてございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 失礼しました。町民の意識調査ということでやっていただくということでございます。

嵐山町の地方創生策定委員会というものを立ち上げるそうでございますので、ぜひそのところに住んでいる方の意見が漏れなく入るようにしていただいて、いい地方創生のプランができますことを願っております。

それでは、関連してありますが、2番目に入らせていただきます。観光客の方がふえる、そうすると当然おのずからこの嵐山町に入ってくるわけですから、大なり小なり利益は、利益というか物が発生してくるのではないかなというふうに思いますが、やはりこの町の魅力を感じ取っていただき、この町に住まいを構えていただきたい。そして、そういう面からこの町に寄与していただければというのが、これがベストなのではないかなというふうに思います。

それで、町でもいろいろな事業をやっておりますが、私は前から、すばらしい啓発のパンフレットができたなというふうに思っております。移住のサポートについての案内ですとか、嵐山町ってこんなところ、また子育ての支援の内容、またホームページにも当然出ておりますが、前から町のいろんなところで見かけます。きのうたまたまパーベキュー場へ夕方行きましたら、あと2枚しかありませんでしたが、私が1枚もらってきましたので、じきに終わると思いますけれども、大変すばらしいものができたなというふうに思っています。皆さんに見せなくてもあれなのでしょうけれども、やはり嵐山町というものについて、若い、本当に若い人ですよ、あそこに来る方は。ですから、そこまで感じ取っていただけるかどうかというのはわかりませんが、嵐山町ではこのようなことをやっていますということでやっているというふうに思い

ます。

このパンフレットをつくるに当たって、どのような考えのもとに、私が今お話ししたようなことだというふうに思いますが、町の考えをまず聞かせていただければというふうに思いますが、このパンフレットに関して。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今そのパンフレットにつきまして、大変よいものができたということでお褒めをいただきまして、まことにありがとうございます。このパンフレットにつきましては、議員さんもお案内のとおり転入促進のためのパンフレットということでございますので、嵐山町の子育て支援策をはじめ嵐山町の魅力を町外の方、こういった方により広く知っていただくと、これが最大の目的というふうに理解をしております。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 課長、もうちょっと口をつけてお話し、お願いできますか。

それと、嵐山のいろんな公共施設等はもちろん置いてあるかというふうに思いますが、やはり外からの方にこれを見ていただくというのは大事だというふうに思いますが、高速のサービスエリアですとか、または東武に依頼して各駅ですとか、そのようなこともやっているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

この転入パンフレットにつきましては、町内外各所に配置をさせていただいているところでございます。町内でございますと、武蔵嵐山駅内、あるいは今お話しいただきましたパーベキュー場、それと役場の中にもございます。町外でございますと、森林公園駅、それと今お話しいただいた高速の嵐山パーキング、これらの上下線とも置いてございます。それと、ついせんだって池袋駅のほうに交渉しまして、置かせていただけるようになりました。これは北口でございますが、池袋駅の北口にも置いてございます。それと、あと、今埼玉県内では川越市が大変観光客多くなっております。その市内にイーグルバス株式会社の営業所兼観光案内所がございますので、その案内

所のほうにも置かせていただいているというところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 私もこの観光的なこと東上の業務部によく行きましたけれども、いろんな面で相談に乗ってくれます。やはり、こちらから申さなければ、地方創生と同じで、やる気がなければ結構ですよというふうな考え方ですから、やはり嵐山町もこういう気持ちがある。ぜひ少しでもふやしたいのだというあれがあれば、また相手にもつながるでしょうし、この嵐山町からお勤めの人随分います。ですから、ぜひそういうところの手づるも使っていただいて、こちらに来る方は、嵐山町はそういうふうな、今いろんな人たちを呼び寄せる事業をやっているのだなというのが、嵐山町と言えはすぐそういうふうな浮かぶぐらいな感じにしていだければというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それで、例えば今の話の続きになるのですが、定住の相談会みたいなものは、町中の観光客が来るところですとか、またはそこに出向いて行って、相談会みたいのはやったことはありますか。それとも、そういう計画はございますか、お聞きしますが。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今の定住の相談会、これまで実績があるか、あるいは考えているかというような質問でございますが、これまでのところ、改めて場所を設けて、日を設けて相談に乗るといったことは実施はしてございません。これまで相談の窓口としては役場の地域支援課となっておりますので、役場の地域支援課のほうに個別にご相談をいただき、お話を申し上げるというようなスタンスでやっております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 若い方が世帯を持つときに一番考えるのは、では2人でどこへ住もうかとそういうことも、当然いろんな話を聞いていると聞こえてきます。それで、やっぱりいつも話が出ることですけれども、生活しやすいところ、環境のいいところ、子供を育てるわけですから、そういうところを重点に探すのだと。私なんかは、この嵐山町なんかは子育て支援も充実しているし、環境もいいし、ばっちりだという

ふうと思うので、本当に若い人ですよ、来ている人は。バーベキュー場を特に言いますけれども、最近、学校橋のほうにも自然を謳歌するような、なるべくお金を使わないで何泊もしていくような、そういうようなスタイルみたいですが、やはり結婚して住まいと持つということになると、そういうことも随分関係してくると思いますので、その相談会に人が来てくれるかどうかわかりませんが、バーベキュー場みたいなのでも少し何か考えてみたらいかがかなというふうに思いますので、これは要望で結構ですから、考えてみていただいたらどうなのかなというふうに、あれだけ人が来ていて、嵐山町のよさというのはパンフレットで見ただけではなくて、ほかにもそういうふうに説明をしていただく機会があればいいのではないかなというふうに思いますので、ぜひご検討をいただければというふうに思います。

関連でございますけれども、このバーベキュー場には個人で来ている方も相当、ほとんどでございまして、都内のほうの子供会ですとか会社の慰安会ですとか、そういうふうに、またいつだったかですけれども、都会のほうのある県の県人会の人が来ていて、そこで懇親というか、そのようなことをやっている。集団的なバーベキューをやっている場合が非常に多いです。

都市農村交流とよく言いますが、嵐山町にはそのようなあれというのは、今のところないのではないかなというふうに思います。そのような人たちとこの嵐山町、都内と、どんな団体なのかわかりませんが、何々区になるか、何々区の中の町になるかわかりませんが、そういうところから嵐山町が、例えばバーベキュー場を利用するときには、こういうふうなさらなるメリットもありますよですとか、そういうふうなきっかけの中からでもいいと思うのですが、交流を通じて定住を図っていく、そういうような機会をつくっていく、PRをしていくという都市農村交流とよく今言われる言葉ですが、きっかけになればなというふうに思うのですが、どんなものでしょうか。町長でも結構ですが、お考え方を、都市農村交流についてどうでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろいろご提言をいただいております、ありがとうございます。先日もそういった話し合いの場を設けさせてもらったわけですが、いろんな意見をこの間も出していただきました。そして、今はそういうようなものを集めて、そし

て集約をして、事務局がこれをまとめて、一つの方向づけにできるかどうか、これからそういうところにかかっていくのだと思うのです。ですので、町としては、私としては、そういうものができたときに、どこまで応援ができるか、どこをどう応援をしていくのか、そしてそれがどうフィードバック、戻ってくるのかというところになると思うので、今はいろんな個々の問題というのが出ていていると思うのですけれども、それらについては、一々コメントは差し控えさせていただきますけれども、そういう方向が出たときに、町としてどういうところにどこまで応援ができて、どういう策を講ずるべきか。これは、議会の皆様にもご相談をかけなければいけないことになるかと思うのですが、そういった予算づけもこれから発生をしてくるかもしれません。

現状では、いろんな意見を出していただいて、それでいろんな議論を詰めていく、そういう段階かなと思っています。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） わかりました。

それでは、先ほど私が申し上げましたとおりの一つの提言として捉えていただいて、その中に盛り込められるものは盛り込んでいただきたいというふうな気持ちの中で申し上げておりますので、はっきりこれについては、そのようなプランがなければ、なくても、今のところはありませんと。いろんなものを吸い上げた中からやらせていただきます。それは、もちろんのことでございますけれども、その中の一つとしても捉えていただければありがたいというふうに思いますが。

まだ、もう一点あるのですけれども、今度は少子化に関して申し上げますが、出生率を上げなければならないというのは、どなたもわかっているかというふうに思いますが、上げなければ当然人口は、最初課長さんお話ししたようにどんどん、どんどん下がっていくという数字になっていくのだというふうに思います。ですけれども、高齢者がふえるというのはこれは当然のことであって、長生きできているというふうなことでございますから、決して悪いことだけではないというふうに思います。ですけれども、生産人口がなければ社会は成り立っていかないわけですから、やはりバランス的な世代のあれがなければだめだというふうに思います。

その中で、先ほども結婚の話が少し出ましたのですが、結婚をしない、相手に恵まれていないということがよく言われます。出会いの場が少ない若者に、昨年だったというふうに思いますが、嵐山町の商工会の青年部の方が、出会いの場を提供するという

活動をなさいました。以前にもあったというふうなことでございまして、これは継続的に実施していけば、いろんな何というのですか、町の効果にもよくなっていくというふうに思いますが、これは商工会は商工会でそのようなことをお考えになって、これからも継続していくと思いますが、近隣の町村では結婚の支援員まで置くというふうな話も聞きました。町のほうで、婚活というふうなことではございませんけれども、結婚する世代の支援をするという体制について何かお考えかどうか、お伺いをいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えいたします。

今年度、社会福祉協議会にそのほうを委託させていただきまして、結婚支援員ということですか、そちらのほうの人を委嘱していただきまして、そちらのほうの事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） ちょっとよく聞こえなかったのですけれども、そういう支援員を社協の中に置いていただく、また相談に乗っていくというふうなことでよろしいのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えいたします。

常駐して社会福祉協議会の中にいていただくということではなくて、町内のそういった方に委嘱をいたしまして、そういう方に活動していただくということで、事務室の中に常時いるという相談ではございません。あくまでも委託をして、そういった方に積極的に活動していただくということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） いいことですね。

ちなみに何名ぐらいの方をお考えになっているのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えいたします。

ちょっとまだ具体的にそちらのほうは進んでございませんで、早急にそちらのほうも社会福祉協議会と話を詰めて、進めてまいりたいというふうに思っております。
以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 積極的にそういう事業についても、商工会のほうもまだ継続的にやるというふうな意向だそうですから、そんな話も聞いておりますから、それはそれでいいことですし、町もそのような活動をしていただければ、さらに若い者に、出会いの場がない人にとってはよくなるというふうに思いますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それでは、3番の再質問に入らせていただきますが、現在ときがわ町と協定を結んで広域路線バスを運行しております。説明のとおりです。その他、これからお聞きしたいのですが、近隣の自治体とのバスの共同運行など、住民からの要望、またそういうふうな他の自治体から、隣接した自治体から、何かお話があったことはございますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

現状でございますと、特段近隣の自治体からお話をいただいたということはありません。
以上です。

○青柳賢治議長 4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 2つ申し上げてしまったので申しわけなかったのですが、住民からも要望はないですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

特定の個人の方からいただいたということは、特に記憶はございませんが。
以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 意見箱みたいなのが置いてあるから、そういうところにも、そういうふうな要望があるかなと思って聞いてみたのですが、隣接している町村というのは、ほかにもございますよね。たくさん嵐山町も隣接していますが、どここのバスの運行で協定できるかというのは、非現実的なところもあるかもしれませんが、やっぱりこれからの、これも本当に要望で結構ですから、やはり町の中の公共交通システムの中に、他の町村に、町の中だけ回るのではなくて外へ出ていく、違うところに接続する、町のバスが例えばよその町のバスが通っているところに接続するだとか、そういうふうな利便性も考えていただいたほうがいいかなと思いますので、ぜひお考え、何かのときにはお考えの一つに入れていただきたいというふうに思います。

それと、同じくその関係でございますけれども、もう要望というか、自分の考えを次から申し上げますが、小中学校の通学というのは、もう徒歩または自転車の通学に限られています。朝の通学に対しては集団で通学しておりますけれども、帰りについては各家庭さまざまみたいで、随分迎えに行っているような現状を聞きます。何かの時間に合わせて迎えに行かないと間に合わないですとかというふうなことで、勉強もあるし、習い事の関係だというふうに思いますが、これから少子化、もうこれは避けられないところなので、さらにその班の人数が少なくなってくるというふうに思います。安心、安全な面からも、バス通学というのもあってもいいかなんて思ったりなんかもするのですが、可能なものなのか、そういうことは考えられないのか、お伺いできればというふうに思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 これからの児童生徒の通学につきましては、学校の規模等を含めまして、今すぐということではないですけれども、今後そういう安心、安全の登下校を促す場合には、特に中学校の場合は、まだ部活動を行っておりますので、そういった面で今後検討もしていかななくてはいけないかなというふうには、今のところ考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 特に合併等で通学の距離が大きくなってしまった、とても通える距離ではないと。そういうところに限ってはそういうバスの運行が、今いろんなそういう体制ができていますが、やはり1人、2人になる可能性だってあるわけですよ。そういうときに、これから公共の交通機構、システムを考えていくというときには、ぜひこういうふうな考え方も、親の中にはありますので、ぜひ考えてみていただければ、一つの参考にしていただければというふうに思います。

最後に本当の要望でございませうけれども、中心地自立圏構想、コンパクトシティとよく言われますけれども、中心地に多くの人が集まるということではないというふうに思います。どこで暮らしていても、利便性がよくて生活しやすいシステムというのがコンパクトシティの考え方だというふうに思います。今住んでいるところを、中心地に来なくてはいけないのだよ、そんな無理なことは言えません。ですから、そういうふう新しい交通システムの中では、そういうことも含めて、中心地にいても、田舎にいても同じ生活ができるような、そのシステムをぜひ構築していただきたいというふうに思います。これは要望です。

それでは、大項目の1番については、終わりにしたいというふうに思います。

2番目に移らせていただきます。町道の維持管理についてということで、大項目にいたしました。町道の延長は350キロメートルと言われて、その状況の調査を平成24年7月から約半年をかけてされたと報告があります。状況をつぶさに把握することでの維持管理は、利用者の安心、安全な運行に大きく寄与し、生命にかかわる交通事故等を未然に防ぐことにもつながります。また、気象条件、利用状況により、日々変化することも考慮しなければなりません。維持管理全般についてお伺いをいたします。

1、点検の台帳も作成されたと聞きます。当然、修繕計画、維持管理等の基本となり進んでいるというふうに思いますが、進行の状況を伺います。

2番目としまして、利用状況の変化、路線の傷み等から、従来の管理基準では対応できない現状、運行の規制などにも及ぶのか、対応を伺います。

○青柳賢治議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、(1)につきましてお答えをさせていただきます。

平成24年度に町道施設点検委託事業といたしまして、7月4日から翌年の1月31日

までの期間で実施をいたしました。点検箇所は、交通量、緊急的な修繕の実績などから、重要な路線や損傷が激しいと思われる路線を選定し、路面、側溝、ガードレール、カーブミラー等の損傷を目視で点検をいたしました。点検された報告書に基づいて平成25年度から社会資本整備総合交付金による舗装修繕工事を計画的に実施しております。平成26年度末の修繕箇所は16路線となっており、今年度は5路線を予定しております。

続きまして、(2)についてお答えをさせていただきます。

ご質問のとおり、気象条件、利用状況などにより町道の損傷は経年劣化とともにさまざまな形態で進行していくと考えられます。したがって、平成24年度の調査時点では良好なり、数年後の補修を見込んでいた路線においても、緊急に対応が必要になることも考えられます。

現状といたしましては、利用者からの通報等により随時対応をしているところでございます。なお、劣化や損傷の状況に応じて修繕するまでの間は、バリケードなどにより注意を喚起したり、必要に応じては徐行や迂回などの協力をお願いすることもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 簡潔な答弁でわかりやすくいいです。

報告書に基づいて進んでいるということでございますので、何ら問題はないのではありませんが、住民からの要望ですとか、あそこが危ないですよというふうなことですとか、区からの要望と、そのようなものもいろいろあるのではないかなというふうに思いますが、そのようなものについて対応は即対応するということが主だというふうに思いますが、その連絡というか、いつごろまでにできますですとか、予定もご返事しているのでしょうか、それとも区からの要望ではそんなに簡単にできないところもあるでしょうから、1年に1度ぐらいは、これについてはまたその時点において、いつごろになったらできるとか、そのような予想的なものもお話をしているのでしょうか、その辺のところと要望についての答弁をお願いできればというふうに思いますが。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 区からの要望ということのご質問に対してお答えをさ

せていただきたいと思います。

議員さんご指摘のとおり、区から道路の修繕、もしくは道路の改良といったことでご要望をいただくことがございます。そちらにつきましては、現地等を確認させていただきまして、回答につきましては、文書が必要だという区に対しましては文書、口頭だけで十分だという区につきましては口頭等によりまして、予算の状況等を含めた現状についてお答えをさせていただいているところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 危ないから直してほしいからということなので、誠意を持ってご連絡をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、町道の中には1級、2級、その他の町道と言われるその3つに分けられるというふうに聞いておりますが、この中の管理基準というのは、やっぱりランクが下がっていくほど、そのランクによって違うのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。町道につきましては、ご指摘のとおり、1級、2級、その他の町道ということで、道路の交通の重要性というのですか、幹線から幹線を結ぶもの、例えば国道から県道を結ぶ間の町道といったものは、通行上非常に重要な経路ということで、そういったものについて1級、それよりも重要性が少ないものについては2級、それから一般的な生活道路につきましてはその他の道路というような形で、道路の利用形態によって町道が色分けされているというふうにお考えいただければと思います。

当然、道路につきましては、安全に通行していただくというものは1級町道であろうがその他の町道であろうが同様でございますので、管理基準そのものにつきましては、同様に安全につきましては確保していくというのが原則でございます。

ただし、先ほど申し上げましたとおり、通行の重要性というものがございますので、整備の順番、補修の順番、そういったものについては、優先順位というものに対しては、1級のほうがその他の道路よりは優先されるというふうに、事業といいますか、対応はさせていただいております。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） この利用の頻度によって1級、2級と分けられるのであれば、やっぱり頻度が高くなっているところというのは、当然上げていかななくてはならないのではないかなというふうに思うのです。

特に町境というところがどうも目につくというか、もう外れになってしまいますから、そんなにないのだろうというふうに思いますけれども、通勤の状況ですとか、そちらのほうに何か施設ができるとそちらのほうに移動する、移動というか通行する人が多くなるというふうなことも考えられますので、そういう、ここを一回1級町道と決めてしまったら、もう利用はそんなになくとも1級町道でいくということではなくて、逆に2級町道のほうが多くなれば1級に上げて、管理をよくやっていくというふうなことも必要だというふうに思うので、ぜひそこらのところもよく状況を、利用状況を把握していただいて、前とは変わってきているのだということも考慮していただかないと、やはりこれ見ていると、これは2級町道なのかな、やっぱり随分舗装なんかしても、何回も舗装、打ち直ししてあるような状況に見えることもありますし、そういうことではないというふうに思うのです。やっぱり頻度が激しければそれなりに考えていただくしか方法はないというふうに思うので、ぜひ考慮していただきたいというふうに思います。

次の2番目に移らせていただきますけれども、私もこの近場のところで、長島さんがおっしゃったことで、私が町からお聞きしたことをその方にお話ししたら、そういうことは守られていないよと、そういうことをよく言われるのです。ですから、ちょっと町長にお聞きするのですが、前にもお話ししたところ、なかなか大きな重量のあるものが入ってきて、警察官が朝の交通の子供たちのあれを見たときに、そっちへ行ってはだめだよと、こっちこっちというふうなことで指導もしていただける。いつもいつもそこにいるわけではないですから、そういうこともありますし、あるところのうちのところで、これは町道ですけども、何級町道になるのかわかりませんが、あの会社の重量のものについては、町のほうではそこはもう通らないのだというふうに私聞いたから、それをお話ししたのですけれども、現状として全然守られていませんよと。せっかく傷んだところを直してもらって、また私はそここのところが傷むのは本当に困りますよと、そういうふうにお聞きしたのですが、まず最初に困りますよというところは、ぜひもう一度お話をしていただいて、副町長に要望ですが、もう一度

確認をとって、現状は直っていないということなので、ぜひ再考してほしいということをお願いしたいというふうに思います。住民の方からもそのように言われてしまっていますので、その答えがあったら。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 お答えをさせていただきます。

前々から、特に子供さん、通学をされている子供さん、それから土地改良区のあるところはパイプラインが入っているところですから、何回もその大型車に起因すると疑われる破裂の事故等もございまして、大変地元の土地改良区にもご迷惑をおかけしているなというふうに思っておりますけれども、小川警察署にお話をし、一定のパトロールもしてもらっているのですけれども、まだ是正をされないということでございますので、改めて小川警察署にお願いをして、巡回をしていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 一緒に質問してしまったからあれだったのですけれども、B&Gのところについては、もう通行規制というのはできないということですから、私のところに要望してきた方も、来るほうに要望した方も、しょうがないかなというふうなことに思っているみたいですが、やはり、他の町村の現状なんかをみると、やはりここはそのような道路でつくってありません。そのような荷重に耐えられる道路がありませんから、また幅も狭いですから、こういうふうに規制をしますよというところが多く見られるわけです。そういうのを見られて、何であそこのところは、嵐山のB&Gのところは、あんな大きなのが入ってきて、道路はぼこぼこ傷んでしまう。そういうふうな定期的にもう、そんなに台数は少なくなったとはいえ、やはり改良区のパイプラインが、今言ったように破裂してしまったり、もう何回も修理をしているという現状もありますし、道路の補修もしています。やはり、これは何か対策を立てていただかないと、町のほかの方にも、私のこの議員仲間に聞いても、どこでもそういうことはあるのだよ、でもなかなか対応できないのだよというふうなことで、私も住民の方からも、町の考えを聞いてみてくれと、いろいろ言われます。

たまたまこの間、議会の報告会に会ったときに、よく言う人がその中にいたので、

言うかなと思っただけで終わってしまいましたけれども、やっぱりこれは町の得には絶対ならないことなので、何もあそこに来る必要はないので、ぜひこれからも交通規制が必要だと思っただけで柔軟に対応していただいて、住民の方にお話しして、利用する人にもお話しして、ここは無理なのですよ、そういう設計でつくられている道路ではないのですよというところをぜひお話をしていただいて、対応していただきたいというふうに思います。

私からのこれについてはまた要望で結構でございますので、ぜひ副町長考えて、お願いしたいというふうに思います。

以上で、一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時09分

○青柳賢治議長 再開いたします。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○青柳賢治議長 続いて、2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号6番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行で、今後の空き家対策について、どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 議長のご指名がございましたので、通告書に基づいて質問をさせていただきます。今回は、大項目4点についてでございます。議席番号6番、畠山美幸です。

1番は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行で今後の空き家対策についてでございます。空き家問題の解消を目指す空家等対策の推進に関する特別措置法が5月26日に全面施行となります。老朽化による倒壊や衛生環境の悪化など、住民生活に深刻な影響を及ぼす空き家は、総務省によると全国で820万戸（2013年時点）に上り

ます。総住宅数に占める割合は13.5%と過去最高を更新し、今後も高齢化や人口減少を背景に増加が見込まれます。30年後には、空き家率が4割を超えるという推計もあり、対策は急務です。今回の特措法は、以下の状態にあると認められる「空き家等」と定義されている。

(イ) そのまま放置されれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。

(ロ) そのまま放置すれば、著しく衛生上有害となるおそれのある状態。

(ハ) 適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態。

(ニ)、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると状態を記載されております。

そこで、お伺いいたします。①本町においてこのような状態にある、イからニに属するような空き家は何軒ありますか。②空き家の処分や利活用に悩む所有者の相談窓口の設置については、どのようにお考えですか。③解体に補助金はどの程度お考えですか。

以上、3点です。

○青柳賢治議長 それでは、小項目①から③の答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、大項目1、①につきましてお答えをいたします。

昨年11月に公布された空家等対策の推進に関する特別措置法が、先月5月26日に全面施行されました。法律の施行と同時に国からガイドラインが示されました。ご質問の(イ)から(ニ)の空き家は、この法律で定める特定空き家のことかと存じます。また、これに先立ちまして、本年2月には国から空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が示されておりまして、町の役割として、1つ、関係内部部局の連携、協議会の設置、相談体制の整備、2として、実態把握と所有者等の特定、3としまして、市町村による空き家等対策計画の作成が上げられました。また、この市町村計画に基づく特定空き家等に対する必要な措置と空き家等及びその跡地の活用方策の検討を進めることとされました。

したがいまして、市町村が行わなければならない施策につきましては、全てがこれから始まると言ってよいものです。今般、法律の全面施行に伴いまして決定されたガイドラインは、特に特定空き家に対する措置に関する部分を具体的に示したものであります。これに沿って、特定空き家に関する事務を行っていくことになるわけござ

いますが、幸いにして嵐山町は、このうちの空き家等の実態把握と所有者等の特定が他の自治体に比べて進んでおります。基礎的な調査は、平成25年7月に、またこれに続く所有者の意向調査を平成26年2月にアンケート形式で実施しておりまして、空き家台帳を作成しております。ただし、これは直ちに特定空き家を峻別するものではございません。今後国から示された指針、ガイドラインに沿って町の空き家等対策計画を作成し、判定基準と判定する体制を整備し、さらには専門家等を交えた協議会を設置することになります。

その後、さまざまな影響等を勘案して、認定された特定空き家について特定空き家等に関する措置を講ずるか否かの判断をしていくことになります。したがって、現時点で、特定空き家としての軒数をお示しすることはできません。

続きまして、質問項目1の②につきましてお答えいたします。①で申し上げましたように、空き家等の対策に係る特措法の事務については、これから具体的に始まるということになります。しかしながら、緊急を要する課題でありますので、既に所有者やあるいは近隣住民の方等からの相談は、環境農政課の窓口でお受けしております。今後は、法とその運用に係るガイドラインに沿って、よりの確な対応ができるよう体制の充実を図ってまいります。

続きまして、質問項目1の③につきましてお答えいたします。空き家等の解体は、所有者の責任で行っていただくのが基本原則とされております。単なる解体だけを目的とした国の補助制度はございません。ただし、安全、安心の面からの緊急性等さまざまな事情も予想されますので、町としてでき得ることがあれば検討させていただきたいと存じます。

また、中古住宅のリフォームや商工業施設または公共施設などへのリノベーションに係る補助事業をはじめ、その他各省庁で用意している空き家等の利活用に該当する補助や支援の制度もございます。それらを有効に活用できるよう情報を収集し、相談に応じられるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） では、（1）から再質問させていただきます。

現状では、特定空き家としてお示しするものはないというご答弁でしたけれども、では今後、今課長からご説明いただきましたように、順を追ってこれから協議会を設

置したりとか、判定基準や判定をする体制を整備していった、専門家などの協議会を設置するということがございました。

それで、空き家対策のために、昨年10月現在で新潟県長岡市や名古屋市、京都市、大阪府寝屋川市、福岡市など全国で401の自治体が空き家の管理に関する条例を施行しております。自治体などによっては、こういう条例をつくっても限界があるという声があって、今回このような特措法ができたというふうに私は思っているのですけれども、先ほど答弁いただきましたように、体制の整備や協議会の設置ということがお話しされましたけれども、今後の町のスケジュールについてどのようにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、お答えいたします。

5月26日に国から示されましたガイドラインに沿いまして、今後の事務を進めていくわけですが、まず27年度中に行わなければならないこと、先ほど申し上げました町の役割、3つの役割がございますが、そのうちの空き家台帳についてはある程度基礎的な調査が終わっております。実態把握、消費者の特定という部分については、一通りのものが済んでいるという状況でございますので、今後はそれらの台帳をさらに整備をして、特定空き家の候補というものが絞り込んでいけるのではないかと。これは、特定空き家になりそうな候補、あるいはこれは場合によっては利活用をしていく空き家になるのではないかとというような、いわば空き家のランクづけのようなものをこれから、今まで作成しました台帳に沿って行っていくというのが1つでございます。

それから、庁内の、役場の内部の関係各課の連携ということで、例えば特定空き家はどのようなものが特定空き家になるのかという、先ほど(イ)から(ニ)まで示されたものがございますが、具体的にはその建築構造上どうなのか、どのくらい危険なのか、それから防犯上、あるいは消防の面からどうなのか、安全、安心の面からどうなのか。あるいは、よくごみ屋敷なんていうものもありますけれども、環境衛生上どうなのか。それから、さらには周辺の町並みの景観と照らしてどうなのかとか、さまざまそういった要素がございますので、環境農政課だけでは判断しかねるものもございまして、この要件を整備していくための庁内の連携というものが必要になってくる

と思われます。

そして、特定空き家の候補となったようなものにつきましては、具体的に内部に入って調査することが今回の法律でできるようになりました。ですから、場合によっては立入調査等も行う必要があるかと思ひます。そして、さらには空き家対策計画というものが市町村ごとにつくられなければならないというのが法律で決まりましたので、その計画を今年度から来年度にかけて、2カ年ほどかかるかと思ひますけれども、これに取りかかるというのがもう一つでございます。

さらには、協議会を来年の4月には発足、設立をしたいと考えておりますので、それに伴う条例等の整備というものが必要になってくるかというふうと考えております。来年度以降、具体的な対策計画に沿った、場合によっては必要な措置等が講じられるようなそういう体制を組んでいくということになろうかと思ひます。

以上です。

○青柳賢治議長 6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 今お話しになられた3つの指針を踏まえ、そして27年度、28年度で計画を行っていくというお話がございました。

その中で、本当に、内部部局の連携というお話がございましたけれども、環境課だけでは今回は無理なのかなというお話がございました。今回の特措法では、固定資産税の問題も出てくるとお伺いしております。そういうことから、やはり税務課ですとか、あとどういうところが考えられるのかわからないのですけれども、いろんな関係課が絡んでくるのかなと思ひます。

それで、先ほど来、協議会というお話がございましたけれども、来年の4月に協議会を設置するというお話がございましたが、この協議会というものはどういった方々で会をつくられて、何名ぐらいで設置をされるのかお聞きをしたいと思ひます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 この特措法の条文の中にも、町は協議会を設置して、市町村長が必要と定めるものをもって構成するとございます。特に2月に示されました指針の中では、構成員として市町村長を含む、そのほかに地域住民、市町村の議会議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他市町村長が必要と定めるものをもって構成するとされております。人数等についてはまだ示されておま

せんが、構成員として具体的には、例えば弁護士、司法書士、住宅建物取引業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、社会福祉士の資格を有して地域の福祉に携わる者、郷土史研究家、大学教授、教員等、自治会役員、民生委員、警察職員、消防職員、道路管理者等公物管理者、まちづくりや地域おこしを行うNPO等の団体、そういったものが考えられるとされております。

さらに、これに加えて、都道府県や他の市町村の建築部局に対して協力を依頼することもできるというふうにされておまして、具体的に嵐山町に合った協議会のメンバー、それから構成人数等につきましては、詳細につきましては今後検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 幅広い方々を協議会に入れるということがわかりました。

やはり、利活用する場合においては、その地域づくりをされる方なんかが入っていただいたりとか、あと民間でここを何かに、カフェにするだとか、そういう企業の方も入ってくると、なお嵐山町その空き家がうまく活用できるのかなというのが、何か今日に浮かんできたような、お話を聞いて思いました。

大体流れがわかってきましたけれども、嵐山町におきましては、本当に平成25年の7月に空き家台帳の整備をして、空き家候補が292件とそのときお伺いしておりますが、そういう段階を経ているから、先ほども課長の答弁にありましたとおり、どこの自治体よりも早く特措法に基づいて空き家の調査というのですか、そういうものが進んでいくのかなというのがわかりました。

今回の空家等対策の推進に関する特別措置法の概要という中に、まず空き家というものが大枠であって、その中に先ほどの（イ）から（二）の中に当てはまるものが特定空き家になるのですよというような中に枠があるわけなのですけれども、その中で、次の2番に移ります。空き家の処分や利活用に悩む所有者の方が出てくると思うのです。

やはりそこにはもう誰も今住んでいなくて、家族は、税金が高くなってしまふから、家は建てておきながら固定資産税だけは払ってやっていたのだけれども、今度の特措法ではその建物がもう特定空き家ということについなくなってしまふと、固定資産税は更地と同じような扱いになるということがうたわれているのですけれども、それでそう

いうふうになってしまったら困るから、では今後どうしようかしらというふうにご相談に来る窓口というのが、さっき環境農政課というご答弁でしたけれども、いろんな活用をすると企業支援課も入ってこなくてはいけないのかなとか、話を聞いていて思ったのですけれども。

あと、周辺住民の方々が、もう草が伸びている、木が伸びている、今も現状そういうクレームは農政課には行っていると思いますけれども、今までも空き家で、空き家でもガラスが割れているとか、屋根が抜け落ちているとか、そういうことはない、建物はきれいなだけけれども、雑草が伸び切ってしまうと汚い家、周りが汚い家というものは、それというのも特措法に照らし合わせるとそれも特定空き家になり得るのかどうか、確認をしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 特定空き家の要件としましては、先ほどの（１）から（２）がありましたけれども、そのほかに立ち木ですとか、敷地の内部にあるもの、そういったものも今回の法律では、特定空き家の建物以外にそういったものも含まれるということが法律の中に示されております。

以上です。

○青柳賢治議長 第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員） でも、先ほどの（イ）から（ニ）に関してのここにガイドラインがあるわけですが、二のところ、立ち木の枝等が近隣の道路等にはみ出した場合とか、歩行者に迷惑をかけている場合とかと書いてあるのだけれども、この（イ）から（ニ）のどれでも一つが当てはまると特定空き家ということになってしまうということでよろしいのか、もう一度確認をさせていただきます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 こうしたものが特定空き家の要件ですよということが法律で示されたわけですが、直ちにこのうちの一つがあれば特定空き家ということではございませんで、市町村の事情もございまして、周辺の環境等もございまして、市街化区域の中にあるのか、あるいは調整地域の周辺に人家がないような場所にあるのかいろいろありますので、今後市町村の空き家対策の計画をつくっていく中で地

域を設定したりとか、それから要件を整備していく中で、これに基づきましてどうい
うものが嵐山町では特定空き家になるのかという条件を整備していくことになろうか
と思います。今現時点では、こうした要件を満たすということでありまして、直ちに
このうちの一つが特定空き家になるということではございません。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） わかりました。

それでは、先ほど言ったとおり、ではこの空き家を処分や、場合によったら利活用
できるような状況にしていきたいのだといったときに、相談窓口は環境農政課だけで、
先ほどの答弁ですと、環境農政課の窓口でお受けしております。今後は法とその運用
に係るガイドラインに沿ってよりの確な対応ができる体制をつくるということが書い
てあるわけですがけれども、今すぐどうこうというのはあれではないと思いますけれど
も、課長の頭の中では今後どういうふうな、これもっと膨らませていった答弁として
はどういうふうになるでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 特定空き家というのは、主に除却を対象とした、除却を前提
とした物件、ということは危険性が高い、緊急性の高いものということになりますが、
一方では、利活用も積極的に進めなさいというのを法律でうたっておりますので、答
弁3のほうとも関連してきますけれども、今現在各省庁で約46項目ほどの関連する補
助や支援の制度が既にごございますので、そういったものも活用しながら、それぞれの
ケースに合った支援の形というものを、情報提供したり、支援をしたりとかというこ
とができるように、庁内の、役場の内部の連携を図りながら、窓口で対応ができるよ
うに、そういう体制整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） より明確に、困られている住民の方というか、持ち家とい
うか、空き家を持っていらっしゃる方に、的確なアドバイスができるよう努力をして
いただきたいと思います。

次に、3のほうに移りますけれども、除却事業がメインですよと今お話がございま

した。それと、建物によっては、まだちょっと活用できるのではないだろうかという
ような建物もあると思うのですけれども、ここの、私の手元には、空き家再生推進事
業ということで、活用事業タイプと除却事業タイプというのがございます。除却事業
タイプといいますのは、もう本当に壁が穴あいてしまったりとか、屋根も崩れている
とか、もうそういうものはもう手の施しようがないでしょうから、片づけるしかない
のかなと思うのですけれども、先ほども立ち木だけはぼうぼうなのだけれども、建物
だけはまだきれいだから、住民の方々が、もし近所の方々がここを何かに使ってく
るとか、町で何かに使ってくれる、民間で何かに使ってくれるということであれば、
もうお譲りしますよとか、そういうことも出てくるのかなと思うのですけれども、今
までに例えばそのような、もう私たちが管理はもうできないから、もう町に差し上げ
ますというようなお話は、この特措法云々ではなく、今までにもそういうことはあ
ったのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 そういったご相談もお受けをしております。

空き家に限らず空き地等につきましても、同様にご相談を受けたケースがございま
す。それらを全て町が受け入れられるかどうかということは、個々のケースに照らして、
それから今後、先ほども申しあげましたように町の空き家対策計画、これにどのよう
に位置づけていくかということで、詳細についてはこれから決定をさせていただき
たいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） やはりいろんな、そのおうちに住んでいた方がもうお亡くな
りになって、それでも自分たちもそこを処分できなくて、本当にもうどうぞ町が使
ってくださいというケースも出てきてしまうのかなと思います。もうそうすると、何
か町の負担がどんどん、空き家を全部を町が受け入れていたら、町もちょっと破産し
てしまうのではないかなという心配があるのですけれども、そういうときには、先ほ
ど協議会の中に不動産屋さんですとかも入っているというお話がありましたけれど
も、そういう中でも何か協議はされていくのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 協議会には、さまざまな専門家の方にも入っていただきまして、何度も申し上げますように、対策計画を策定するわけです。その計画の中身についても、これから国から具体的なものがさらに示されてくるのかな、具体的なガイドラインが示されてくるのかと思います。現時点ではまだ自治体がこの計画をつくった事例がございません。ガイドラインが出たばかりでございますので、これから各自治体がつくっていくことになると思うのですが、恐らくその計画の中には、除却を対象とした特定空き家だけでなく、利活用についての方針というものもこの計画の中に位置づけられますので、その計画にのっとった形の物件であれば、場合によっては町がお引き受けするとか、あるいは地域の方に、自治会とかそういう行政区で使っただくとか、そういうケースもあるかと予想されますけれども、現時点ではそういったものを全て町が引き受けるといってはいけません。特定空き家については、あくまでもご本人、所有者の方に処分を、除却をしていただくというのが原則でございますので、最初は必要な措置をとっていただくように助言や指導をしていく、そういった行政指導をしていきますが、さらにそれに応えられないような場合には、勧告をしていく、さらに命令もできるということで、その先には緊急を要するものであれば行政代執行というものもございますので、そういう意味で町のほうが責任を持ってやる部分というのは大きくなっていくかと思っておりますけれども、基本的には、原則論としましては、所有者の方にやっていただくように行政のほうでは指導をしていくというのが、まず第一義でございます。

繰り返しますが、市町村の計画の中で利活用につきましても、例えば区域を決めるとか条件を整備していくということになるかと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 解体する場合の補助金の話になるのですが、それは解体だけを目的にした場合は国の補助制度はないということでした。しかしながら、何かそこを活用しますよとか、更地にしてポケットパークにしますよとか、そういうことであれば何か補助金制度というものはあるのか、お伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 先ほどもお話し申し上げましたが、2月の時点で空き家の指針が、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針というのが示されまして、これの添付資料というような形で国の各省庁が行っている施策の一覧表というのが示されました。これが、先ほど申し上げました関連項目46ほどございます。そうしたものも今現在では使うことができます。

それから、今後、恐らく来年度以降、各自治体が、市町村が、具体的に法に基づく事務を行っていく上で必要な国からの直接の支援制度ですとか、そういうものが今後示されてくるということになろうかと思えます。今現在は、こういった既存の制度が使えますということをございまして、直接的な支援の制度というものも今後この法律の中でうたってございますので、示されてくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） わかりました。

嵐山町におきましては、早い時点で空き家の候補を整備をしていたということもあって、いち早くこの特措法にのっとった特定空き家が選定されることをお祈り申し上げます。課の方々には大変でしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、移らせていただきます。2番、重度心身障害者、ひとり親医療費窓口払い廃止についてでございます。こども医療費窓口払いの廃止を27年度に始めると町長は施政方針で述べられました。そして、今回、10月ごろをめどにということになっているのですけれども、また重度心身障害者医療、ひとり親医療についても窓口払い廃止を検討したいとありました。一日も早く実施していただきたいとの声がありますけれども、お考えについてお伺ひしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

質問項目2のひとり親医療につきましてお答えいたします。こども医療費の窓口払い廃止につきましては、10月1日より実施できるよう今議会におきましても補正予算や条例の一部改正をお願いしており、医師会、歯科医師会、または薬剤師会等の会長さんにお願ひする等々の手続を現在行っております。まずは、こども医療費の窓口払い廃止が滞りなく実施できるよう着々と進めているところでございます。

ご質問のひとり親医療につきましては、こども医療費の窓口払い廃止に伴い、しばらくは償還払いしている医療費の処理等々あると思われまので、今後実施していけるよう問題点等々を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、質問項目2につきましてお答えをいたします。

重度心身障害者医療費につきましては、現在申請に係る利便性向上のために返信用封筒の利用促進を図っておりますが、窓口払い廃止に向けては過去の支払い状況から、廃止した場合にかかる費用負担を算出するなどして、準備を進めているところでございます。

なお、廃止時期につきましては、こども医療費が今年度10月からの予定で進んでおりますことから、重度心身障害者医療費につきましても、財政状況を鑑みながら、できるだけ早い段階で導入できるよう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 全体的にいいますと、今回こども医療費の窓口払いを廃止していただくということになりましたので、ちょっと処理などがいろいろ出てきてお手間がかかるのかなということ、すぐすぐにこの2つをやるということは難しいのかなというのはわかりましたけれども、重度心身障害者のほうに関していうならば、やはり体が大変で償還払いが本当に大変な方々がほとんどだと思っております。ですので、できる限り早くやっていただけないということでございますけれども、桶川市は26年の4月1日から何か始めてくださっているようです、3医療につきまして。

それで、桶川市のやり方としては、窓口払いの廃止はしたのだけれども、市内、ここでいうところの比企管内は、窓口払いの廃止はもうすぐやってあげますよと。しかしながら、やはり重度心身障害の方というのは、この地元、比企管内ではない病院に通われている方も多数いらっしゃると思います。ですので、そういう方々が比企管外のところに行っているという方々のものまで窓口払い廃止にすぐするというのは、大変に事務的には難しいものがあるのだろうなというのはわかりますし、桶川市も受給者の方がいて、市外の医療機関に行かれている場合は、申しわけないけれども償還払いでしばらくやらせていただきますよというような対応になっているところにも載っ

ておりました。

ですが、町長の施政方針と広報紙1月号とかに、早い時期に町長はやりたいのだということを書いていらっしたわけなので、町長の気持ちとしては、大体どのくらいを目安に、大体今年の10月にこども医療費の窓口払いを廃止にするのだから、1年先がめどかなとか、大体どのくらいの心づもりがあるのかお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

重度心身障害者のひとり親医療費窓口払いの件、今答弁をさせていただいたような状況で今後対応していきたいというふうに考えています。

それで、先ほども、この1番目の質問にもありましたけれども、空き家対策そしてその前の長島議員さんの質問にもありましたまちおこし、本当にこの事業に、いろんな関係のところから事業が、そして今すぐやらなければいけない事業がもう山積をしているわけです。ですので、予算をどこへどう集中をして、集中というか、つけていったらいいのか、これは議会の皆様のご承認がないとできないわけですが、そういったことが今大変、全ての面で状況が厳しい状況にきています。そして、それをみんなすぐやらないといけないような問題ばかりなのです。そして、それをすぐやるのが、まちおこしになりますよというようなことも言われるわけです。

ですので、選択と集中という言葉がありますけれども、選択と集中、これを旨として、いかにそこのところをやっていって、結果的にまちおこし、地域創生のところに寄与できるかというのを、ここの問題、ここの問題、歴史、文化、自然というだけでなく、全てのものが絡まって、だから今役場の中で関係していない課はないのだというので、今やっているわけですが、そういう状況ですので、これもすぐやりたいわけですが、そういう状況もありますので、答弁のとおりさせていただきたいと思います。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 一日も早くできることを望んで、この質問は終わります。

3番に移ります。広報紙の「i広報紙」導入についてでございます。今やスマートフォンアプリケーションはさまざまなものがあります。その中で民間企業が運営するi広報紙をダウンロードし、地域を設定すれば広報紙の最新号やスマートフォンや

タブレット端末に自動配信され、気になる情報を切り抜いて保存したり、LINEやフェイスブックなどのSNSで共有することができます。自治体の負担がなくて運用できます。導入のお考えをお伺いします。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、質問項目3につきましてお答えをさせていただきます。

議員ご提案のi広報紙につきましては、5月15日付の読売新聞埼玉版に記事が掲載されたことから、当課の中でも話題となっておりました。三芳町、毛呂山町、越生町など、県内11市、町をはじめとして全国182もの自治体で既に導入されていることもあり、早速実施事業者の内容を確認し、また現在運用している自治体からも意見を聞いたところ、信頼性も高く、効果も期待できるとのことをございました。さらに費用負担もなく、職員の負担も皆無であるため、情報発信の上で大変有効な手段の一つとして捉え、平成27年6月号の広報紙から導入すべく準備を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） そうですか、ありがとうございます。

それで、私は2014年6月28日の日本経済新聞の中に、このi広報紙を使って、もう私は既にスマートフォンに入っております。それで、今回の6月1日号に、さっき6月からやっていたけるといってお話でした。5月、もう一回、ちょっと何月から、6月号の広報紙からもう導入して、今6月だから……

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 6月1日発行の広報紙からこのシステムが使えるように導入していきますというようなご答弁を申し上げました。

ですから、今月発行の広報紙から見られるようにしますということです。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 失礼しました。ちょっと今6月って聞いたのだけれども、きょうは6月8日ですもので、ああ、そうですか、入っていたんですね。私ちょっと、嵐

山町でそんなに早くやったださるとは思っていなかったもので、ほかの町のもが入っていたのですけれども、6月1日になるともう勝手に向こうが、新しいのが、最新版ですよと言って、ぴっぴっと出てくるのです。それで、見ることができるのですけれども、ちょっと嵐山町は登録していなかったもので、ごめんなさい。

この自治体広報紙のこのスマホ配信によって、やはり先ほどから地方創生とかということが言われているわけで、私も前回の一般質問でもしましたけれども、やはりこのアプリで、どこでも見られるということがすごいことなのですね。

広報紙が発行されましたとの通知が表示され、最新号を見落とさずに済む。自治体側は通知機能を使い、今週末は防災訓練がありますよとか、情報を随時発信することもできたり、災害時の避難呼びかけなどもできることを今後想定しているということもあったりするので、今回入れていただいたということなので、ありがとうございます。

次に移りたいと思います。ブラックバイト相談支援についてでございます。主として、学生を低い賃金で学業と両立できないほど過酷な条件で働かせるアルバイトのことをいいます。アルバイト先で残業代が支払われないサービス残業やノルマ未達成を理由にした不当な罰金、授業や試験勉強のため休みたいといった希望を無視された勤務日程、パワハラ、セクハラなどが挙げられます。学生側にも苦しい事情があり、アルバイトを続けざるを得ない。相談窓口を設置するとか、相談ダイヤルを広報するなど立場の弱い学生支援をするお考えはあるか、お伺いいたします。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問項目4につきましてお答えいたします。

一昨年に厚生労働省が実施した若者の使い捨てが疑われる企業に対する立入調査では、全国5,111事業所中の実に8割、4,189事業所で労働基準法違反が判明いたしました。また、埼玉県労働相談センターでの相談件数を見ますと、平成21年度から26年度までのデータでは、毎年2,000件以上の相談が寄せられております。アルバイトであっても法律上は短時間労働者であり、労働基準法に基づいた雇用のルールが適用されますので、いわゆるブラック企業から若者を守るには、企業に対して離職率や労働時間、過労死数などの情報の開示を求め、アルバイト学生でもよい会社を選べる仕組みづくりが重要であります。

今年からハローワークでは企業が作成する大学生向けの募集表には、過去3年分の採用者数と離職者数を記載する欄が設けられました。また、埼玉わかものハローワークでは、個々の状況に応じた相談窓口や平日の夜間及び土曜、日曜にも無料相談が受けられる労働条件ホットラインを開設されておりますが、町といたしましては、こうしたハローワークの取り組みを町のホームページにより周知してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） わかりました。ハローワークの取り組みなどホームページに周知していただけるということです。

たまたま町内に、でも相談をしたいわと。たまたま私が、6年ぐらい前なのですけれども、子供がまだ大学生のときのお友達のお母さんが、塾のバイトをお子さんがなさっているということで、ただ出勤前の40分前に行って準備をして、仕事は時給幾らと決まっていて、それが終わってからまた30分片づけをして帰ってくる部分は入っていないのよねというような、井戸端みたいな形でお母さんと話をしたときに、その時代はまだブラックバイトなんていう言葉もなかったし、まあ、それは準備だからしようがないのかななんて思っていたのだけれども、このごろ余りにもちょっとこういうことが多くはびこっているのかなということで、やはり過去のことを思い出して、これではやっぱり子供さんたちが一生懸命働いて、幾らか家族の足しにしてあげようと思ってやったださっていることが無くなっては困ってしまうなと思ったので、今回この質問をさせていただいたわけですが、やはりそういうときに相談窓口がないと、子供さんたちはどこにこういうことは相談していいのかわからないので、今、月、火、水だったかな、地域支援課に相談窓口があるわけですが、あそこで対応してくれるのか、それとも無料弁護士さんのところがいいのか、庁内の中ではどこの相談窓口に行ったらよろしいか、確認したいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんのお話の中にもございました町民の方が何か、例えば法律的な問題であるとか、労働の問題であるとか、人権だとか、いろんな問題があるかと思えます。そういう方がまず最初に役場として相談をしていただくのは、地域支援課の迷惑相談

のほうにご相談をいただく、これは一時的な相談というようなことで捉えていただければよろしいかと思えます。専門的な知見からご相談に乗る必要があるということであれば、それぞれの内容に応じた機関をご紹介させていただくと、このようなことで対応してまいっておりますので、よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひとも嵐山町内の立派なそういう学生の子が、バイトをしながら家計を助けてやるのだという気持ちでやっている子供さんが、泣き寝入りしないような体制づくりを嵐山町ではしっかりととっていただいて、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上で終わります。

○青柳賢治議長 どうも、ご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。午後の再開時間は1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時30分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◇ 渋 谷 登 美 子 議 員

○青柳賢治議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

それでは、質問事項1の埼玉中部資源循環組合について、どうぞ。

〔13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、埼玉中部資源循環組合について、これは最初に通告書を通読しますので。

1番、4月1日から施行された埼玉中部資源循環組合の現在までの業務内容、焼却炉建設に向けての情勢及び進捗はということです。

2番、埼玉中部環境保全組合建設時の吉見町地元の建設差し止め仮処分訴訟に係る熊谷地裁の和解調書（昭和61年2月25日）の条項10には、債務者は吉見町飯島新田地区、同町江和井地区、同町荒子地区、同町大串地区及び川島町内にごみ処理施設を新設または増設しないと記されている。債務者は、埼玉中部環境保全組合管理者、木村

嘉正氏で、当時の吉見町長である。一方、小川地区衛生組合では、し尿処理施設建設に伴う東小川自治会の要望に対する回答（平成4年10月17日）の8について、隣接するごみ焼却場は、他地区での移転計画を推進し、実現を図りますと記してあり、小川地区衛生組合においては、地元との協定は遵守している。小川地区衛生組合は、東小川自治会への回答を遵守するために、吉見町長に、地元との裁判の和解条項をほごさせ、建設地を決定し、埼玉中部資源循環組合を設立した。地元首長の吉見町長に、地元との和解事項の遵守を求めず建設地を選択した理由、焼却場地元である小川町地元と吉見町地元とを差別する理由を伺います。1回目です。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 質問項目1の（1）につきましてお答えいたします。

現在までの業務内容であります。組合の運営に当面必要な暫定予算、条例等を4月1日付で専決処分いたしまして、県及び構成市町村の派遣職員7人の事務局体制により、組合を軌道に乗せるための準備を進めてまいりました。

5月29日に開催された組合議会では、人事、予算、条例などが決定され、法にのっとった体制整備が図られたところです。本年度は、地権者や地元住民のご理解をいただきながら、測量等の各種の調査、用地交渉へと進めていく予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（2）について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目1番の（2）についてお答えをいたします。

現在東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村の2市5町1村は、4つの団体に分かれて可燃ごみの処理を行っております。しかし、それぞれの施設は老朽化が進行し、施設を建設する時期に来ております。小川地区衛生組合でも、将来に向けて適正なごみ処理を継続するためには、新たな施設建設が喫緊の課題となっております。

一方、埼玉県ごみ処理広域化計画において、ごみの処理の効率化、コスト縮減等の観点から、広域処理が求められております。こうした中、これまで市町村が個別の方針によって行ってきたごみ処理を新たな焼却施設、熱回収施設等の整備を視野に入れたごみ処理の広域化を進めるために、平成24年度から埼玉中部広域清掃協議会設立の

ための協議を開始いたしました。

8市町村による協議の中で、吉見町より、立地については吉見町で調整し検討するという考えが示され、8カ所の候補地について公正な評価、検討が行われた結果、現在の計画となったものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、1番から再質問していきますけれども、埼玉中部資源循環組合の最初の会議を私も傍聴いたしました。それで、資料としてあります。

このところで、委託料として8,894万6,000円が計上されています。その中で施設整備基本計画策定業務委託料2,129万8,000円、環境影響評価業務委託料1,604万9,000円、現況調査業務委託料2,344万7,000円、実質調査業務委託料1,163万2,000円、PFI導入可能性調査業務委託料756万円、技術支援業務委託料497万4,000円、バイオガス化施設整備実施可能調査業務委託料398万6,000円、これが委託費として計上されています。

残念なことに、私もこれがどのような形のもので進められるか、どなたか議員の方が質疑するかと思って見ていたのですけれども、どなたも質疑がありませんでした。この場合、非常に残念だと思うのですけれども、新しい事業を行っていくのに、どのような形で進めていくかという質問が全然出なかったということは、とても問題が大きい議会だなと私自身は思っているのです。

ですけれども、まず1つ、これは本年度の予算ですから、施設整備基本計画策定業務委託料、これは次年度に続くわけですけれども、これの入札方法。そして、契約はいつごろするのか、全て。環境影響評価業務委託料、これは本年度の予算ですから、これは全部やっていくわけです。それをどのようにして進めていくのか、この7つ。

それから、その業務委託をして、その結果がどうなっていくのか。さらに、それについてもっと予算が必要であるのだったら補正で出てくるでしょうし、来年度にも続くでしょう。それについて今現在どのような方法になっているのか。少なくとも入札方法は、随契でやっていくのか、指名競争でやっていくのか。そして、これも本年度の予算策定ですから、近々にやっていかれるべきものであると思います。

既にこのような金額が出ているということは、端数まで出ているわけですから、ある程度のものででき上がっているというふうに考えますが、それはどのように予定さ

れているのか。副管理者としてある程度のことは把握していらっしゃると思いますが、そのことについて伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、今年度の組合予算に計上されている委託料につきましてお答えをさせていただきます。

今議員さんおっしゃられるように、7つの委託料が計上されております。この予定でございますけれども、今一番大事なのは、地権者の方々のご理解をいただくということで、その地権者の方にいろんな事業についての説明に事務局は入っております。この一定のご理解をいただいた後、調査設計をし、この委託料を発注するものと、現段階で施設の建設場所が確定をしなくても、この事業を進める上での手法について事前に検討をしていく内容も含まれております。そういったことで、施設の建設の予定が確定をすればその用地の測量等入っていきますけれども、確定をしない限りなかなか、用地の測量等も計上されておりますけれども、それに入っていけないのではないかなというふうに考えております。

中には、PFIの可能性の評価というのも含まれておりますけれども、これは今申し上げましたように施設の建設場所が確定をしなくても、この整備の手法をどうしたら一番効率的なのか、そういったことを調査をするわけですから、そういったものについては委託ができるのかなというふうに考えております。

大きくは、今現在進んでいる用地交渉、その行方によって発注の時期も異なってくるのかなというふうに思っています。今議員さんおっしゃられた入札の方法、契約の方法、こういった契約事務につきましては、法律にのっとってその契約事務が進むのだろうというふうに思っております。ただ、具体的な入札の方法等については示されておられません。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） たしかごみ処理基本計画、そこには大串地区というふうに地区名が出ていましたよね、それは確定している。そのことなのですけれども、地権者の人たちも、地権者の人たちって、その方たちにご理解を求めるといいますよね。

ところで、いつでしたっけ、たしか5月の27日、28日ぐらいですか、国土交通省のほうに行政不服審査請求をしているはずですが、そうすると、これはこの地区では、もう行政不服審査請求として形が出てきているはずなのですから、県からその文書は来ていないのですか。通達やあるいは通知というのは来ていないはずだと思うのですが、その点について伺います。

その場合ですと、PFI導入可能性調査業務委託料以外は、それは発生しないというふうに今のところ、契約事項としては入札も進まないというふうに考えているのですか、その点について伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 PFIの可能性調査は、代表的な事例で申し上げたのですけれども、バイオマスについても同様かなというふうに思っています。これだけではなくて、ほかにもあるのかもしれませんが、原則的なお話を申し上げましたけれども、施設の建設場所が確定をしなくても、事前に調査研究が必要なものについては調査研究をしているのだろうというふうに思っています。

それから、地権者の方に対する事務局、組合の取り組みですけれども、これまでも何度かご質問いただいて、ご答弁申し上げてきていますけれども、この施設に対する不安等に丁寧かつ真摯に対応し、安心、納得していただけるよう最善の努力をするというふうなことが原則でございまして、そういった基本方針に基づいて地権者の方への説明に当たっているというふうに承知しております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 2項目めに行きます。

これは、資料としてお渡ししてあります。これなのですから、町長の先ほどの答弁は非常に不誠実なものであると思います、私は。全く回答になっていない。

まず最初に、これですけれども、2014年の4月12日に町長たちに対して、ごみ焼却場建設禁止仮処分申立債権者、若山秀夫さんから文書が来ています。一番最初の1ページです。浦和地方裁判所熊谷支部、昭和57年第63号において裁判上の和解が成立しています。現在稼働している焼却場は一代限りで終わります。にもかかわらず無視して建てようとしています。ここが大串地区ですよ。吉見町のところに立地するとい

うふうな話でした。ですけれども、ここは8カ所の中にもう既に入ってしまったね。こういうふうな和解条項を無視するような形のものというのが、私は首長さんたちの中でこんなことがあっていいのだろうかということがまず1つなのです。

それで、ずっと読んでみました。協議会の内容を見ていましたけれども、吉見町に事務所を置くということは出ていましたけれども、吉見町に焼却場を建設することは一言も書いてない、今まで。であるにもかかわらず、ここの大串地区を含めて吉見町に8カ所決めたのですよね。

そして、その次に行きます。これは、その次のページは、嵐山町の議員宛てに、私宛てに来た文書です。これで初めて、埼玉中部資源循環組合で何が起きているかということがわかりました。これは、裁判の和解条項を無視して建設を始めるということですよね。その裁判の和解条項というのが、ここに、その次の6ページから11ページ、12ページまであります。その中で9ページの十、「債務者は、吉見町飯島新田地区、同町江和井地区、同町荒子地区、同町大串地区及び川島町内にごみ処理施設を新設又は増設しない」という和解文書があったということです。これは、町長に既に4月12日に来ているわけですから、このことは知っていて協議会を進めていったというわけですよ。それで、その中で8地区がこの中に入っていたということですよね。

その次が、東松山市です。東松山市は、13ページになります。13ページは、「甲が施設を存続させる期間は20年間とし、今後において、甲は他地区へ移転するよう努力するものとし、他地区に移転困難な場合は、改めて期間継続について甲乙協議のうえ、決定する」ということです。そして、それが平成7年7月4日ですから、ちょうど今年で20年になります。そういったことも、東松山市は自分の地元に関してはその約束を守る。

小川地区衛生組合は、次ですけれども、小川地区衛生組合は16ページの8です。これは、し尿処理場建設のときの地元との回答書なのですけれども、「隣接するごみ焼却場は、他地区への移転計画を推進し、実現を図ります」。これも実現しましたね、実現することになっています。

桶川市です。桶川市は17ページです。これは、1の(3)です。「今後のごみ焼却施設の使用期間について。現在のごみ焼却施設の改修完了後、新たに稼働した時点より10年を施設の使用期間とする」。これが平成15年の2月25日なのです。それはもう経過していて、その次の協定書になっています。これが、19ページです。1です。「ご

み焼却施設の使用期間について。平成15年2月25日付で締結した協定書の1の(3)で定める使用期間については、これを5年間延長するものとする。ですから、ここでは30年までしか使えないのです、平成30年。あと3年間ですね。

このようなそれぞれ地元との協定を結んでいて、吉見町に関しては、私も全然知らなかったのですが、非常に厳しい闘争をしていて、事務監査請求をしたり、いろんな裁判闘争をしています。その中で、和解条項として大串地区にはつくらないというふうな和解条項があったわけです。それを無視して、なぜこの地区に建てるかという、これは地元の差別でしかないです、人権侵害ですよ。行政が裁判の和解条項を無視してまでここに焼却施設につくるその理由を、差別する理由を聞いているのであって、先ほどの回答は回答になっていないので、もう一度お願いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

焼却地の地元である小川町地元、そして吉見町地元との差別を疑うということなのです。全くどういうことなのだから意味はわからないのですが、そういうふうには思っていないです。

それで、今お話ありましたけれども、一番最初の話し合いなのです、そこところは。そこところの話し合いが、私どもの入っている小川地区衛生組合の構成町村と加入をするべき吉見を中心とする自治体の話し合いの一番の最初のところの説明が、そういう和解条項があつて経過をとつたという話は聞いております。そして、そのときの説明が、債務者が埼玉中部環境保全組合が相手でありますよということでした。それで、こちらの弁護士の答弁では、答弁というか指導では、それは前の組織との話し合いであるので、今度の場合とは関係しないという説明が当初にありました。それで、それらを受けて私たちは判断をしていったわけです。

そして、嵐山町の行政の長として、また小川地区衛生組合の構成団体の長の皆さんも、今何をやらなければいけないのかというのは、やはり焼却施設が老朽化をしてきて、何としてもそこところを大規模改修か新築をしなければ、どうにもこれから先のところは展開ができないという状況に追い込まれているという現実、そしてそれをどう対応していくのかというのは、私どもに責任を負わされていると。その中で、この話が出てまいりました。

それで、小川地区衛生組合の中では、もう歴史もご存じでしょうけれども、構成の町村の中で知恵を絞って、英知を結集をして、それでそれぞれの施設をお互いのところの責任で分け合おうということで、焼却灰、汚水、下水処理というのをそれぞれ分けて、それで自分たちの責任はこれですよということでやっていきたいと思いますということで、今までやってきたわけです。

しかし、今の焼却施設のところを移転をするという話も、前にも何回か、私がお世話になる前の話も聞いておりますけれども、なかなかそれが進んでいかないという、そしてもう新しいところにつくるのは大変厳しい状況だというような経過を踏まえて、このところまでやってきました。それで、今の施設を使っていくのには、今、毎年やっているように、多額の修理費を入れていかないと今の施設が維持できないという状況の中で、いつまでもこの状況でいけるというような状況ではないのを私どもも確認をしますし、それぞれの構成の町村でも確認をし合って、新しい展開をどうしたら求められるか、どうすべきかというのは話し合いを重ねてきて、そこのところまで出てきたのがこの話。それで、いろいろ内部で検討を重ねて、お願いをするのがいいだろうということで、かじをとってこのところに加えさせていただいたというのが、申すまでもない経緯ですけれども、こういう判断です。ですから、差別だとかなんとかというのは、何が差別なのか全くわかりません。

○青柳賢治議長 13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 差別という言葉がわからないのであるのでしたら、地元を区別するということです。それぞれの行政が地元と協議をして、この地域にはつくらない、吉見町はもうこの地域にはつくらないという和解条項をしている。そして、桶川市も、この地域にはつくらないと和解条項をしている。そして、小川地区衛生組合もこの地域にはつくらない、そして東松山市もこの地域にはもうつくらないと言っていて、そして吉見町だけなぜここにつくらなくてはいけないのかということですよ。

そして、この施設ですけれども、ごみ焼却場の敷地面積は2ヘクタールです。そのほかに周辺施設があって3ヘクタールです。全部で5ヘクタールです。5ヘクタールの地域を吉見町でなぜ探さなくてはいけないのか。ほかにも2ヘクタールの地域だったら、吉見町にももっといっぱいあったでしょう。そして、その中で周辺整備を考えていけばいいでしょう。だけれども、なぜこの地区をいじめるようなことをするのか。

これは、裁判の和解条項を無視しているということは、たとえ今の関口さんですか、

弁護士さんは関口さんだなというふうに私思っただけですけども、嵐山町の顧問弁護士である関口さんと同じ人だなというふうに見たんですけども、その人が言ったとしても、吉見町の地元は吉見町の人に、焼却場をやっていたとしても行政として入っているのであって、吉見町が地元の首長です。その人たちが、ほかには埼玉中部環境保全組合ですか、吉見町と鴻巣市と北本市3市です。その3市のうち、どういう事情かわからないけれども、鴻巣市と北本市は除いていった、ここから脱退しましたよね。これは当然ここにあるのは、こんなもし初めからこの場所に決まっていたとしたら、これは約束違反です。地元との約束違反。何が起きるかわからないというのは、すぐに想像できます。

そして、このような状況になっていて、嵐山町の町長はなぜ吉見町の町長に対して、これはまずいのではないかというふうな判断ができなかったか。これは、行政というのは常に正義を求めなくてはいけない、公正さというのは求められています。なのにこれをやっていない。そして、はいはいと言って乗っかってしまった。そのところはとても大きい問題だなというふうに思っています。

それで、なぜこれは2ヘクタールではなくて5ヘクタールでなくてはいけなかったか、なぜ吉見町でなくてはいけなかったか、それはどういう密約があったのか、伺いたいと思います。密約がなければ、こんなばかな話はできません。吉見町と小川町と嵐山町と東秩父村とときがわ町と滑川町、桶川市、東松山市、それぞれに2ヘクタールという場所があります。5ヘクタールもあります。それをなぜ吉見町に求めるというふうな形にしていったのか、どんな密約状況があったのか、裏の状況は何があったのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えをさせていただきます。

冷静に話してください。当初の話というのは話しましたよね。当初そういうことでこのところの話に入っていったのですね。ですから、それぞれのところに別々に焼却場をつくりましょうよという話でいた人は誰もいないわけです。それで、鴻巣が、また北本がというような経過を経て、それで今の構成の市町村に落ち着いてきたわけですけれども、そのところに行くまでには、さっき言ったような経過があるわけです。

それで、重ねて言いますが、私たちがやらなければならないことというのは、

ごみの焼却、これをこれからずっと続けていかなければいけないわけです。それには、どうしたらそれが続けていけるかということ求めていかなければいけないのです。ですから、このところは反対だとか、ここは賛成だとかということではなくて、やれることを求めていかないといけないわけですし、その中で小川地区衛生組合の構成町村では、どうしようということでも話し合いを続けてきたわけです。

そういう中に吉見を基地とする、中心とするそういった話が出てきている。それで、冒頭話したように、弁護士さんの話でも問題がないという話を確認をして、それではどうしましょうかということで衛生組合、こちらの構成の町村で話し合いに入っていた。仲間に入れさせてもらったと、こういう経過があるわけです。

ですから、ちょっと話がかみ合わないわけですがけれども、何としても、どうにかしてつくらなければいけないというこの問題を解決するのに、どうしたらいいのかというのが第一義にあるわけです。それらを小川地区構成町村で検討を重ねて、それで向こうのところに話をして、仲間に入れさせていただいて現在に至っていると、こういうことでございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） たびたびですけども、なぜ吉見町につくらなければいけないか。吉見町が手を挙げたということですけども、吉見町が埼玉中部資源循環組合で、その前の埼玉中部環境保全組合のときには、北本市と鴻巣市と吉見町でそれぞれ尿処理組合とか火葬場ですか、3つがそれぞれのものを持って、そして吉見町が最後にそれを持った。だから、焼却場がそこにできたということで。それで、この地元の人たちも、この一代限りだったら受任しますよというふうな形で、オーケーですよというふうな形でそれを受けた。そして、30年たった。それをさらにもう一回30年、30年ではなく40年、50年、ここでやれというふうな形で、吉見町では決めていった。それも、普通でしたら、裁判の和解条項になっているわけですから一番最初にそこに行って、そこにもしかしたら建設するかもしれませんという協議をしなくてはいけなかった。それは、していないですよ。それをせずに最初に決めて、そして8つの地区を決めた。

でも、8つの地域というのは、本来吉見町は、大串地区というのは絶対抜かなくてはいけなかった場所です。そのぐらいのことは、普通行政の長だったら、公正さという意味から見て、当たり前のことではないですか。裁判の和解条項ですよ。裁判の和

解条項を無視して、そこに大串地区に、またそこに持っていくということ自体が、町長としては、どんなに自分のところのごみ焼却場の問題があったとしても、その部分というのは抜かしてはいけない。今一番大切なことを、公正さとか正義というものがありますよね。司法を無視するという形のを首長として、幾らうちの顧問弁護士の関口さんが、それは大丈夫ですと言ったとしても、それは法律的に可能であると言ったとしても、実際に吉見町の地元の人は、そんなふうには思っていないのです。自分たちは、それは4月12日の文書で来ていますよね。これは、まだ埼玉中部資源循環組合を設立する前。そして、さらに、それでは絶対に納得できませんと書いてある、一番最初のページです、これ。

私たちは裁判を起こして、それを阻止する所存ですというふうな文書が皆さんのところに来た。それでも、なおかつなぜ大串地区をその場所に選定していくのか、その理由を聞かせていただきたいのです。全部吉見町におんぶにだっこですか。これでは首長としての責任を果たしているとは言えないではないですか。少なくとも、副管理者になります。副管理者となって、その地域の人がもう和解条項でここにつくらないよというふうに言っているのにつくっているから、これは絶対に困ると言っているものを岩澤町長にも文書で投げかけた。そして、嵐山町の議員全員にも文書を起こした。それで、私も初めて知ったわけですけども。

そして、30年前にどのような闘いがされたかということが初めてわかったわけです。町長は当然この地元に住んでいらっしゃるわけですから、吉見町でどのような闘いがあったかご存じですよ。私は、読んでいたら、ああ、三里塚の闘争と同じようなことをしていたのだというふうに見ました。それを和解条項を無視して、その大串地区に来る。何も8カ所あるうちの大串地区を選ばなくてもよい、その問題です。

ですから、なぜこういうふうな公正さを町長として吉見町長に進言できなかったか。そのためには、その中には、当然裏があるというふうに思わざるを得ないではないですか。裏があるのなら裏があると言ってくださいよ。そして、どのような形で契約を進めていくのか、業者と。そういうふうなことですよね、しっかりした公正さがあるかどうか。この中には全く、地元選定のところに公正さがないですよ。少なくとも、ほかの地域では、全部地元との協定は守っている。だけれども、吉見町だけは皆さんの思いをというか、協定を守るために吉見町の地元、それも裁判をやって闘った

ような地元の人の人権を無視する、そういった形ができるその根拠、その心というのですか、それを教えてください。私は、こういうふうなことは正義に反するので、とても許せないです。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 正義に反するという話がありました。ちょっと想像もしていない言葉が出てきたのですけれども、ここのところの話に入っていくというのは、冒頭申しましたように、一番問題があった話も聞いていて、それで、これは私だけではなくて、小川地区の構成町村のあれも全部そういうものを知っていて、それで今度ここのところでそういう話が始まってくる、新しい話が始まってくる。そのときにはまだ鴻巣、北本は入っているわけです、話し合いの中には。そういう状態のときです。それで、うちのほうはどうですかということです。それが、始まりのところですよ。

それで、正義なんていう話があるから言わなくてはあれなのですが、私がやらなければいけないことというのは、嵐山町の町民の福祉の向上を考えていかななくてはいけないわけです。ですから、ごみを処理する場所もなく、ごみがどんどん積もっていくような状況をつくったら、これはいけないわけです。ですから、何としても嵐山町の中できちんと衛生面が保たれるような施設をどこかにつくって、そして町民が安心して清掃ができるように、こういうことはもう当然のことでありまして、そしてそれを行うのは行政行為だ。この前も話したことがありますね、行政行為。

行政行為というのは、町では、執行は、どういうことをやっても許されるのです。だけれども、それはだめだというのは、法律に沿わないこと。あとは、民法の90条、公序良俗に反することだとか、そして裁判で一定の方向が出たものをその反対のことをやるとかということが決められているのです。瑕疵がある行政行為と言われるのです。これはやってはいけませんということなのです。それはやらないのです、当然のことです。やってはいけないことはやらない、やっていいことをやって、町民福祉の向上に資する。そして、しかも、期間がないから早くやらなければならないということがあれば、早くそういう方向を見つけていかなければいけない、それが責任だと思っております。

ですので、正義という話がありましたけれども、少しもこれは法に触れていることではなくて、冒頭ここのところを確認をして参加をさせていただいた、こういう経過でございますので、もう一度しっかりご理解をいただきたいと思っております。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 町長は、違法性の承継ということをご存じですか。

違法性というのはつながっていくのですよ。これは、和解条項を無視している。これは、吉見町長が無視しているのか、吉見町長が無視しているのですよね。そして、関口弁護士が、埼玉中部環境保全組合と埼玉中部資源循環組合とは全く性質が違うものであるから、それは違法性はないというふうに言ったとする。それだからオーケーだというふうに言っていますけれども、でも地元の人にとってみたら、それは同じ吉見町なのですよ、そして同じ行政なのですよ。それが、なぜ違う団体になるのですか。民間団体がやってきて、ごみ処理施設をつくりますというのと全く違います。それも一般ごみを焼却するわけです。さらに、吉見町だけの今までのごみ量よりも多くなるわけです。それが、なぜ違法性の承継というふうにならないか。それは、30年前に闘った人たちが80歳を超えていて、亡くなっている人もいるから、だから違法性の承継はされないだろう、そういうふうな考え方ではないのですか。

私は、これは少なくとも和解条項でこういったものがあるということを吉見町長が知っていながら、その8カ所の場所に大串地区を選んだということ自体が問題であって、それをほかの市町村長が全て了解したということが問題であると思うのですけれども、これが何で、町長の判断で違法にならないのですか、伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 再三お話していますが、違法性はないから参加をしたのです。

違法性はないのです。それで、重ねて言いますけれども、行政行為を行うのに違法性なんかあったら何もできない。ですから、それは一番最初に確認をしたこと。そして、これはどうだ、あれはどうだっていうその行政行為の判断のもとになる意見が合わないときには、判断のもとになるのは司法の判断を仰ぐわけです。そして、司法にかかわる人の意見を聞いて、私どもは知識がないから、それに沿って行政を進める、こういうことです。ご理解ください。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私は知っている限りでは、関口幸男さんだけが聞いた人ですよ。ほかの全ての司法の関係者に聞いたという話は聞いていません。関口幸男さんだけだというふうに聞いています。前吉見町の顧問弁護士だった人はどうだったの

でしょうか。そして、ほかのこの近辺で関口幸男さんだっただけで間違っただけをやっていますよ。そして、関口幸男さんがオーケーだったからこれは違法性がないというふうに見えるだけ関口幸男さんを信じられますか。いいですか、司法での和解条項ですよ。和解条項を無視する、地元にとってはこれは非常に重要な条項ですよ。それが違法性がないというふうに判断できる。

そして、しかも、本来ならばごみ焼却処理施設は2ヘクタールの面積で済むものをわざわざ5ヘクタールの面積にしている。2ヘクタールでありましたら嵐山町にだけあってあるし、そうですね。花見台工業団地の中にもあるかもしれない。それから、インターチェンジの内部にもあるかもしれない。それから、小川地区衛生組合ですと、下里のかつての処理場もあるかもしれない。東秩父にもある、ときがわ町にもある。吉見町は、私は状況はわかりませんが、2ヘクタールの場所だったらどこにだってあります。それをなぜわざわざ大串地区を入れて、そして吉見町に8カ所を見つけたのですか。そのところが、私は問題だと言っていて、これは、本来ならやっただけをこの埼玉中部資源循環組合ではやっているわけです。それを違法性がないと言い切れるだけの自信がどこにあるのですか、伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 何度言ったらご理解いただけるかわかりませんが、違法性がないから参加をさせていただいたということです。ですから、行政行為の最終的な判断というのは、意見がもし合わなくてした場合には、司法の判断を仰ぐということに決まっているわけです。それで、その司法の判断に従う。そうすると、行政行為が法に触れていないのですから、そのとおりの行政行為をやっているということになるわけです。ご理解いただけますか。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今の話は顧問弁護士の話ですか、裁判の話ですか、どっちなのですか伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 司法の判断を仰ぐと言いましたよね。ですから、私どもの司法にかかわる資格がないものは、司法にかかわる資格のある人の話を聞かせてもらって、それ

に従う、こういうことです。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それは、司法にかかわる者であって、一人の弁護士にすぎないですよ。司法というのは裁判で争うということです。それを住民の人にしろということ町長は言っているわけですか。

もともと司法で、和解事項で、ここには作りませんよというふうに言った場所に、なぜここに持ってくるのかということです。それを顧問弁護士の関口幸男さんが、これは大丈夫ですよと言ったということは、司法ではないですよ。一人の弁護士に聞いたということにすぎない。そういうことですよ。それは、弁護士であって。この関口幸男と私は闘ったこともあります。勝ったこともあります。だから、必ずしも関口幸男さんが正しいということではない。

そして、今の司法の結果というのは、和解事項でこのところには、30年間ここにはもうつくらないというふうな場所が決まっていたことが和解事項になったわけですよ。それをやらないことは違法性ですよ。違法性の承継といいます、それは。嵐山町も、吉見町が違法性、違法したことを承継してしまったというふうになって、違法性の承継というのですけれども、私だってこの程度のことはわかるのですよ。町長がわからないのであるならば、それは正義に反するということですよけれども、これはこのぐらいにして、次に進みます。

それで、これはこれから、今後も進みますけれども、今お話ししましたように第1項目で、7項目の委託項目がありますよね、委任事項。それについて、この大串地区が決定しないならば、これは進まないということですよ。そこのところだけ確認しておきます。大串地区はまだ決定していないということだというふうに副町長の話ではそうですけれども、町長の話では大串地区は決定した。そして、それは違法性がないと言われたから決定したということですよ。そこのところを伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 渋谷議員さんに私が申し上げたのは、その大串地区の用地交渉等が進んでいく過程でもってその敷地の調査とかくい打ちとかって入っているわけですし、この組合の中では、今までの協議会や組合の中では、場所については候補地として決定をしているということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、もう大串地区は候補地として決定して、その中で事業が進んでいるということですから、この埼玉中部資源循環組合というのは、その以前の30年前の和解条項には違反した違法性の承継のある仕事をこれからも焼却場を建設するというので、私はこれはすぐにやめたほうがいいと思いますので、今後ともこれについては一般質問を続けていきます。

次に行きます。仕事と介護の両立についてです。現在、嵐山町職員の勤務時間及び休暇に関する条例第8条、第16条の規定に基づく早出遅出勤務、介護休暇をしている男性職員数、女性職員数は。

2、町内で仕事と介護を両立させるための職場環境としての工夫は。

3、町内で介護のために離職せざるを得なかった人の把握について伺います。

4、嵐山町において、仕事と介護を両立するための環境づくり、育児介護休業法の町民への周知について聞くということです。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）、（2）について、中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、私のほうから質問項目2の（1）について、まずお答えをさせていただきます。

ご質問の早出遅出勤務の申請をしている職員並びに介護休暇を取得している職員は、現在及び平成26年度中もおりませんでした。ただし、両立支援の観点から参考に申し上げますと、条例第14条、これ特別休暇に規定をいたします生後1年に満たない子供を育てる場合の休暇、これは1日2回それぞれ30分間与えられる休暇ですが、これを取得している職員は現在女性1人でございます。また、嵐山町の職員の育児休業等に関する条例第20条、これは部分休業の承認に規定する部分休業、これは小学校就学前の子を養育する職員に1日2時間以内で承認される休業ですが、これを承認されている職員は現在女性3人、平成26年度中は女性2人でございました。

続いて、（2）についてお答えをさせていただきます。少子高齢化が進展している現在、今後介護を行いながら働く職員がふえることが予想されます。仕事と介護の両立支援を進めることは、職員が安心して働き続けるためのみならず、役場機能、ひいては行政運営に必要不可欠であると考えております。そのためには、介護のための各

種制度等の周知徹底を行い、仕事と介護の両立に向けた意識啓発の取り組み、また相談しやすい環境づくりが必要だと考えております。

町では、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、平成27年度から5年間の嵐山町特定事業主行動計画を策定しております。この計画に基づきまして子育て中の職員の支援を促進するとともに、仕事と介護の両立につきましてもワークライフバランスの実現に向けた取り組みをさらに推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（3）について、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、私のほうからは（3）につきましてお答えいたします。

総務省の就業構造基本調査（平成24年度）によりますと、全国で介護をしている人は557万4,000人で、そのうち有業者は291万人と半数を超えています。また、過去5年間に介護や看護のために離職した人は48万7,000人となっており、少子高齢化の進展に伴い介護を取り巻く問題が多様化しております。

町におきましては、高齢者に関する相談窓口を地域包括支援センターに設置し、介護を含め、高齢者に関する相談支援を行っております。相談の際、介護と就業に関するお話をお聞きすることはございますが、町内の介護による離職者数については調査を行っておらず、把握はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（4）について、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、私のほうからは質問項目2の（4）につきましてお答えをさせていただきます。

育児・介護休業法につきましては、平成22年6月の改正を経て、平成24年7月には従業員数100人以下の企業も、短時間勤務制度、所定外労働の免除、介護休業制度の新設導入が義務化されました。当町におきましては、国及び県から配布される手引やパンフレットの窓口配布を役場庁舎及び交流センター、工業団地管理センターにより周知を行っております。

また、平成24年度の改正の際は、改正育児・介護休業法が平成24年7月1日から全面施行されますとの注釈をつけまして、広報紙によるお知らせを施行の2カ月前に実施をさせていただきました。

今後も、仕事との両立のための制度の周知を、町のホームページ利用により実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 1番と2番の回答なのですが、これでは町内では、介護で仕事を休んだりとか、そういった形の方はいらっしゃるなくて、育児休業のみで、介護にかかわる方はいらっしゃるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 介護休暇の制度については、今年、去年については取得をしている職員がいないということでございます。ただ、介護のための制度というのが、町の条例規則上4つほどございます。1つは、早出遅出の勤務、ご質問いただいた件でございます。それから、この中には休憩時間の短縮等も含まれております。それから、超過勤務の制限や免除、深夜勤務の制限、こういったもの。それから、短期介護休暇、これは年間5日以内、それからもう一つが介護休暇制度でございます。こういった制度を取得している職員は、今のところおりません。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 嵐山町の職員の方というのは、割と地域でいらして、それでご親戚とかも多いので割と家族間の中で処理ができて、そして介護休暇とかそういった制度を使わなくてもよいような環境にいらっしゃるということでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 実際に介護休暇などは、私思うには、もう少し取得できるのではないかなというふうに思っております。育児休業、育児休暇制度については、ある程度、例えば職員への周知ということを考えましても、出産等を控えているとか、そういったことが状況としてこちらで把握できます。そういったことで、個別にある程度その制度の相談ですとか周知というのがやりやすい。しかしながら、介護休暇、介護制度の場合は、その介護状態になるということがかなり急に、突然起こるというようなこともありまして、また職場として、そういった介護を今議員さんおっしゃられま

したように、介護をしているような状態の職員なのかどうかという状況が、相談を受けないとなかなかつかめないというところもございます。

そういった点で、今後一つの課題でございますけれども、この介護休暇あるいはその制度、そういったもののやっぱり職場内で取りやすい体制をつくること。それと、そういった職員が、今介護が必要な職員、そういった方たちがどれだけいるか、あるいは相談を受けられるか、そういったことが介護休暇の制度の運用にあっては、やっぱり必要なことなのかなというふうに考えております。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 介護休業というのは、介護に関して仕事をやめていく方がかなり多いというのは、先ほど山下課長さんがおっしゃったとおりなので、それを少しずつ介護休暇制度があるということを周知していくのには、まず公務員からやっていくのが一番よいのかなというふうに思いますので、嵐山町では役場の中でどれだけ介護をするような状況の人がいるのかというアンケートとか、どういったものがあるのかというのをまず嵐山町の庁内でやってみていただければいいかなというふうに思うのですけれども、これなかなか介護と仕事を両立させるというのは、これから大きな企業としても課題だと思うのです。

それをやっていくために、まず嵐山町で実際にどの程度介護のための休暇が必要な方がいらっしゃるかということ进行调查していただきたいのです。これは、高齢者の虐待を受けている人が、77.6%が女性なのです。そして、虐待者は、逆に言えば息子が41%、夫が18%という形で、男性が非常に多くなっています。そういったこともあって、男性の場合は、これからシングルの方も多いと思うのですけれども、一人の方も、独身の方も多いと思うのですけれども、そのような方がどのような形で介護の制度を使っていくか、そういったことをまず嵐山町役場の中からやっていけるような制度を設計していただきたいと思いますが、この点について伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 議員今ご提案いただきましたことについては、そのとおりだというふうに思っております。

先ほども答弁させていただきましたようになかなか、この介護状態の方をどういった職員がどの程度抱えているかということは、本人からの相談なり、それが長期的に

なればまた別なのでしょうけれども、急激にそういった状態になった場合には、なかなか表へ出てこないといいたいまいしょうか、一人で悩むというようなこともあり得ることでございますので、こういった点については十分、議員のお話をいただきましたことも参考にしながら、その把握をしてまいりたいというように考えております。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 3と4と一緒にいきますけれども、これは介護休暇とかそういった制度があるということがまず皆さんの中に周知ができていないこと、それから相談を受けるということもなかなか現状では難しいのかなというふうに思うのです。そういった相談を受けられるだけの体制を職員のほうでとっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 先ほどもちょっと答弁のほうさせていただきましたが、今現状ですと、長寿生きがい課の中に地域包括センターがございますので、そちらの職員が相談等があった場合には対応させていただいているという状況でございますけれども、今後は確かに介護関係の相談等がふえてくるかなというふうには思います。

私のほうとしましては、できればそういった体制が充実させていけたらいいなというふうに思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 次に行きます。

○青柳賢治議長 それでは、一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間は2時45分とさせていただきます。

休 憩 午後 2時32分

再 開 午後 2時44分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎発言の訂正

○青柳賢治議長 安藤副町長より、発言を求められておりますので、許可いたします。

○安藤 實副町長 すみません。先ほど建設「候補地」と申し上げましたけれども、建

設「予定地」の誤りでございますので、訂正をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 質問事項3番、子供・障害のある人のまちづくり参画のあり方について。まちづくりの手法として、子供の習字の作品等をラミネート加工して、街灯の下に展示する、あるいは電柱の目の高さにポスター等を展示する工夫があり、その入れかえを障害のある人に依頼する自治体もあります。

例えば、ミニ嵐山との形で、子供主体のまちづくりのお祭りをする地域もあります。アート展を開催する自治体もあります。子供・障害のある人のまちづくり参画についての考え方を伺います。これは、実際には参画のところまで行っていないですけれども、伺います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目3についてお答えをさせていただきます。

学校におきましては、今まで教育行政の重点施策であります特別支援教育の推進について、ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進をしてまいりました。例えば、福祉体験としてアイマスク着用や肢体不自由装具の装備、盲導犬体験、視覚障害のある方の講和を聞く等を行い、障害者等の不自由さや気持ちを理解する教育活動を行ってまいりました。

平成27年には、国、県の変更を受け、ノーマライゼーションからインクルーシブ教育システムに変えたところでございます。聞きなれない言葉だと存じますが、ノーマライゼーションから一歩踏み込んだ考え方と言えらると思ひます。

障害のある方と障害のない方がともに学ぶ仕組みとして、今後学習活動の全てにおいて進めていかなければいけないと考えておりますので、関係機関等とも連携し、できることから始めていければと思ひます。

障害者の社会参加につきましては、年齢や障害の有無等にかかわらず、安全に安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、障害のある方への配慮等について幅広い協力を得るため、障害に対する理解の促進、啓発、広報活動を推進してあります。毎年12月3日から12月9日の障害者週間に合わせて、障害者等の作品展も開催をしており、

障害者の芸術活動の発表の場として定着しております。

今後も多くの方から出品をいただき、また、多くの方に観覧していただけるよう工夫をまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 質疑の仕方が悪かったのだと思うのですが、子供の習字の作品の参加という、まちづくりに子供たちがどういうふうに参加していくかということで、これは子供たちに、障害者の福祉教育をしようとかいうふうなことではなくて、子供や障害者の人がまちづくりにどういうふうに参加していくか。例えば、これは習字の展示というふうな話をしたのですが、習字の作品で町をにぎやかにする、それからポスターをつくって町をにぎやかにする。そういうふうな形で子供たちが参加する手法のことをお話して、障害者の人もそういうふうな形。

それで、ミニ嵐山というのは、子供たちが祭りを企画する、そういったことを言っているわけで、参画という意味なのです。なので、今後のこととして、そのような形のことを検討していただくのであるならば、どのようにしてまちづくりに子供たちが参画していくか。応募してもらおうという形ではなくて、自主的にどのような形で参画していただくか。トップダウンではなく、ダウンアップです。それをどういうふうにしていくかということについて伺っているのですが、伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

トップダウンでなくという、まさにこういった福祉事業というのは、誰かが何かをやれ、こういうふうに行おうと言って、それだけやって成果が出るものではないのだと思うのです。ですから、一人でも多くの人たちがそういった理解、そういう思いを持ってそれに参加をしていただく、そういう状況をつくっていかねばいけないのかなというふうに思います。おっしゃるとおりです。

それで、一つちょっと残念なことがあるのですが、この間、書類が回ってきまして、障害者の福祉団体でカラオケ大会をやっておりました。しかし、いろいろ諸般の状況等もあって、会場の問題もあつたりとか、いろんな状況が書いてありましたけれども、中止になったということなのです。それで、先日もあつたのは、ここですから、総会

です。総会でもあったのですが、総会への参加者というのが本当に少ないのです。障害の手帳500～600になるのでしょうか。そして、その組織に入っている方が、会に入っている方が50人ぐらい、それでそういう催しに参加をしてくれる人が10人ぐらいってことなのです。ですから、500～600人いる中で10ぐらいの人がそういうところに集まるといような状況、そして今度はカラオケ大会が中止ということになりました。

議員さんおっしゃるように、まさにいろんな形で、人口が減っていく中でいろんなものがやりづらい状況もあるかもしれませんが、何としても生活がしやすいような状況づくりというものを一人でも多くの人がご理解をいただいて、一人一人の思いやり、相手を思う気持ちを積み上げていった社会ができないと、やはり今議員さんおっしゃるような社会にはなかなかならないのかなというふうな思いがしております。ですので、そういった社会が到来するように、できるように、できるだけあらゆる機会を通じて、そういうものが進められる事業展開ができればなというふうに考えております。

子供のことも全くそのとおりでございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、そのような形で、子供や障害のある人のまちづくりの参画について検討していただければと思います。参画ですから、参加ではなくて参画、そういうふうな形でやっていただきたいと思います。

次、4番に行きます。公名義の賞交付のあり方についてです。1、嵐山町いいとこスピーチコンテストでは、町長賞、教育長賞、議長賞等の公組織名義の賞を交付しています。今後町主催、共催、民間主催で公組織名義の賞を交付する場合、要綱等の整備が必要です。考え方を伺います。

2です。議長賞交付の場合、議会が合議体であり、議決機関であることにより、交付については要綱整備が不可欠です。議長賞については、一旦取り消しし、議会に対して要綱整備の協議を求め、附則に遡及条項を求めれば、いいとこスピーチコンテストの議長賞交付がさかのぼって可能になります。方向を伺います。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、小久保教育長。

○小久保錦一教育長 質問項目の4の（1）についてお答えいたします。

第1回嵐山町いいところスピーチコンテストは、昨年9月に町校長会と協議を重ねて策定した嵐山町人材育成教育ビジョンに基づく具体的な施策の一つでありまして、町校長会及び町PTA連絡協議会の同意をいただいて、官民一体となって嵐山町の次世代を担う子供たちと外国人研修生に、嵐山町のいいところ、魅力について作文に書いていただき、代表にスピーチしていただき、よさをお互いに理解し合い、町を誇りに思い、再発見する機会といたしたものでございます。

ご案内のとおり、町教育委員会、民間団体の嵐山国際交流協会が主催となり、町PTA連絡協議会、町観光協会の後援をいただき、町長、議長をはじめ議員の皆様、教育委員、学校関係者等の皆様にご臨席を賜り、官民一体となって1月24日に実施いたしました。第1回が町議会をはじめ関係団体の力強い後押しを賜り、盛会裏に終了することができました。

特に今ご指摘の表彰の要綱、規定等は策定せず、公の賞では大賞の町長賞、金賞の議会議長賞、教育長賞、優秀賞の校長会長賞。民の賞では、町PTA連絡協議会長賞、国際交流協会会長賞、町観光協会会長賞を出しました。

官民一体、まちぐるみの表彰でありまして、子供たちに奨励のために行ったものであり、顕彰的なイベントになります。

町長、議長、教育委員長、民間団体の温かいご理解とご支援を得て、口頭にて承認いただき、各賞を出させていただきました。教育委員会、町校長会では説明する機会がありましたが、議会をはじめ他の団体については、臨時にそのような機会を設けませんでした。12月10日付で議員の皆様にはご案内をいたし、開催要項に趣旨、審査員、表彰等を明記いたしました。反省点とすれば、議会に対して文書での依頼をしておけば、よりよかったと思っております。今後は、そのようにできればと考えています。

今後も、公、民の賞を交付する場合、イベントごとの開催要項に表示し、実施してまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目(2)について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目4の(2)についてお答えをいたします。

議長賞については、議会の判断にお任せすることであり、協議を求める考えは持っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 伺います。議会は今回、この嵐山町いいとこスピーチコンテストを主催しておりません。主催していないのです。ですから、議長賞を出す根拠がないのです。主催したのは、教育委員会と町長と、町側と国際交流協会です。ですから、これに関しては、主催者が責任をとってどうするか考えるべきであって、議長賞というのは、議会でこういうふうなものをやりますよというふうなことを決定しない限りできないものです。そうでなければ、判子を押しているのならば、議長賞賞状、有印公文書偽造になります。判子を押していないのならば、公文書偽造になります。ですから、これは議長賞だからといって議会の問題ではなく、町長や教育長や国際交流協会の問題なのです。それを議会に振るとするのは間違っていますので、その点考え直していただきたいと思います。

これは、主催者は嵐山町議会ではない。嵐山町議会が議長賞を交付するのならば、それなりのことをします、主催ならですよ。ですけれども、違います。町長と教育長と国際交流協会が主催者なのです。ですから、議会の問題として振らないで、自分たちでお考えください。もう一度これ答弁を伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 町で行う、これも行政行為の一つになると思うのですけれども、いろんなことに町長賞というものを出してあります。そして、例えば森林公園で行う、森林公園の主催をする菊花展、菊のコンクール、これなんかも嵐山町長賞というのを出してくださいということで、嵐山があり、小川があり、滑川がありしているのだと思うのですけれども、ほかの市もあると思います。そういうところに町長賞を出してくださいよとか、あるいは嵐山祭り、これも主催は実行委員会が行っているわけですが、町長賞を出してください。そして、切り花のコンクールでいいところに町長賞、そして野菜、カボチャの大きいところにこれ一番に何々というような形で、いろんなところに町長賞というのを出してあります。

ですので、主催でなくても、やはりいろんなそういうイベントというものが、多くの町民の皆さんに、あるいはそのほか地域の皆様方に親しんでいただいたり、あるいはいろんな形で関心を持っていただいたり、そしてそういうことがより事業としての効果が上がるということであれば、そういう形で主催でないものについても現在出し

ている、そういう状況でございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ちょっと、町長賞のことを言っているのではなくて、議長賞のことを言っているのであって、議会は議長賞というものの交付要綱を持っていません。議長賞をするのならば、議会は合議機関ですから、町長や教育長や、それから主催者のほうから、このような賞をいたしますので、これを交付してくださいというふうなものがなければ、議長賞はできないのです。そういうものが二代表制の原理なのです。そこのところを町長、教育長、そして議長さんは、全くそこについての見識がないと言わざるを得ないのです。

私はこういうふうに、私はこれは反対なのですが、ちょっとまずいなと思っているのですが、生涯学習のところで、道徳教育の充実、論語素読というのがあります。その論語素読の中にこういうふうなものがあります。教育長さんが一番好きのところだそうです。子のたまわく「過ちて改めざる、是を過ちと謂う」。これは、どういうふうなことを言っているかといいますと、人はややもすると、過ちに対して開き直ったり、言いわけしたり、ごまかしたり、うそを言ったりする傾向があります。そして、隠蔽工作など恥ずかしい行為です。改めようとする気持ちが感じられません。大事に至らないうちに改心できる人こそが真の君子の心を持ち合わせていると言えるでしょう。この章句は、私が一番大切にしており、私自身も常に肝に銘じて教訓にしています。

これは、私は教育長や町長が、議会に断りなく議長賞を交付したということは、間違ったことだと思っています。今回、27年度、これまで教育フェスタの開催、優秀作文発表、いいとこスピーチコンテスト等と書いてあります。これを改めていただきたいと思います。これを改めない限り議長賞交付というのは、今現在の段階で議長賞交付というのは過ちですから、それを改めていく、そういうふうなことを議会に任せるのではなく、主催者本人の町長、教育長、国際交流がやらなくてはいけないでしょう。そして、今回9月でこの議会は解散になります。ですから、この6月のうちにこの議会のうちに、これは議長賞を交付したいので、交付要綱をつくってください、そして遡及事項をつくってくださいという申し出がない限り、この議長賞は交付の根拠が全くないものになります。

なので言っているのであって、議会の問題に返さないで、これは、町長の答弁は、

自分の面子を傷つけないための答弁であります。それは、非常に、これは本当にそうですね。子のたまわく「過ちて改めざる、是を過ちと謂う」、そのままになりますので、それを行っていただきたいと思います。それができないならば、私もそれなりのことを考えます。答弁してください。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

渋谷議員さんには、論語まで出していただきまして、大変恐縮いたしました。いずれにいたしましても、今回の第1回のいいとこスピーチコンテストは、嵐山町のよさを子供の目からみんなで聞いてあげようというのがもともとの趣旨なのです。だから、別にこれは私自身間違ったと思っておりません。また、それぞれの長の裁量権の範囲で賞を交付できたというふうに思っておりますので、渋谷さんのおっしゃることもありますけれども、私は今回のこれは、要綱とか要領とか規則なんていうのは内部基準になりますので、確かに厳密に言えばそういうふうを考えるかもしれませんが、今回の場合はあくまでも官民一体でやる中で、やはり町長、議長、これは欠かせないよと。そこで、町長さんも、議長さんにも挨拶していただき、最後まで聞いていただき、そして表彰まで立ち会ってもらったわけです。私は、大勢の議員さんにも出ていただきまして、本当にうれしかったです。ホールも満杯になって、みんなで嵐山町の小中学生、これからの嵐山町をどうしたらいいかということを一層認識できるいい機会だったと思っておりますので、その辺のところは渋谷さん、ぜひ厚生文教の立場もありまして教育に絶大なるご支援をいただいて、仲良くやりましょう。

それから、もう一点言わせていただきます。私自身、今ここに彩の国みどりの作文・絵画コンクール、これは埼玉県が行っているものなのです。これは昨年、私どもと同時期に行ったものなのです。これを見ますとやはり、県が行ったものですが、県知事賞、県議会議長賞、埼玉県教育委員会教育長賞、さらに埼玉県議会みどりと川の再生・森づくり推進議員連盟会長賞まで出してくれているのです。だから、やはり県だって、議会が全県の小中学生にこれを出しているわけです。私は、そのミニ版だと思っております、嵐山のは。

これからもぜひその辺のところを、今回いろいろ反省していないわけではございませんので、ぜひ渋谷さんこの件については一緒になってまた子供のために力強いご支

援をいただければありがたい。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私は、今月のこの議会の中で、議長賞交付に関してのことの正当な根拠をもらいたいというふうな申し出が、この6月議会の最後までにないならば、それなりのことをしますから。そしてこれは、子供のためということではなくて、二元代表制ということ、議会と町がどういう立場にあるかということをはっきりしなくてはいけないということです。

教育長が子供のためとかなんとかいう、それ以前の問題です。これは、議会と行政がどういう立場にあるか、それを認識するということです。この6月議会の最後までにいただければ、それなりのことをしますので、そのようにお考えください。

これは、正式に議長賞を交付するので、交付させてください、交付要綱つくってください。ほかのところで議長賞つくるといったら、ちゃんと交付要綱があります。それなりのことをやっています。それができていないから今問題だと言っているのであって、それが認識されていないようです。これは大切なことなのです、全然わかっていないようですけれども。

では、次に行きます。就学援助の現状についてです。

1、就学援助制度の周知方法について伺います。2、就学援助の申請の27年度の状況ですけれども、これは資料につけてありますように、だんだん就学援助者数の数がふえてきています。27年度の状況としてはどのようになっているのか。そして、就学援助者への町からの連絡方法について伺います。就学援助というのは、やはり子供にとっては貧しいということが自分でわかるために、それなりに子供が傷つくというか、つらい思いをしています。それをどのようにして考えるかということです。その点について伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 質問項目の5の（1）、周知方法につきましてお答えをさせていただきます。

まず、今まで認定されていたご家庭につきましては、保護者宛てに就学援助制度の継続申請についてのお知らせを1月22日付でそれぞれ郵送しております。また、新入

学児童生徒につきましては、1月20日付で各小学校長宛てに、新年度入学説明会のときに全員に就学支援制度のお知らせと申請書の配付を依頼しております。なお、「広報嵐山」の2月号に掲載するとともに、ホームページにも載せております。

学校におきましては、児童生徒の生活状況や給食費等の滞納状況などにより、先生から制度の案内をしていただいておりますし、またこのほかの窓口でいつでもご相談に応じており、申請があれば随時受け付け、調査し、教育委員会において審議しております。

続きまして、質問項目の5の(2)就学援助申請の27年度の状況でございます。現在、小学校3校で79件、中学校2校で64件、計143件の申請をお受けしております。

次に、質問項目5の(3)就学援助者への町からの連絡方法につきましては、申請書に記載されております保護者連絡先に送付し、学校には認定者リストを配付しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 就学援助者への町からの連絡方法についてなのですが、保護者によっては連絡方法によって子供が傷つくので、就学援助を申し出しないという方がいらっしゃるのです。それをどのようにして解決していくかという方法なのですが、どのようにお考えになるでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 連絡方法ということでございますけれども、申請につきましては、学校またはこども課、どちらでもよろしいということでやっております。大体半々ぐらいではないかなということでございますけれども、受け付けのほうは、個々に認定のご通知や何か申し上げておりますので、子供さんが気になさるとするとすれば、学校に申請のお子さんが持ってくるケースだけなのかなとは思いますが、個人情報でございますので、内容につきましては個々に、保護者と学校はもちろん知っているわけがございますけれども、気になさるお子さんというのはどういう方、申請をしないという状況がちょっと私どもは把握していないものですから、何とも言えないのですが、連絡方法としてはそういった形をとっておりますので、特に問題はないのかなとは思っているのですが。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 学校に連絡するというよりも、郵送で連絡し合えるというふうな形とか、そういうふうな形のほうがよいのかなと思うのですけれども、それはどうなのでしょう。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 申請につきましては、どういう形にしる、保護者の方のお考えもあるのかと思うのですけれども、郵送でも私どものほうも受け付けますし、学校でも受け付けているということでございますので、改めて全部郵送にというのもどうかとは思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 何かよくわからなかったので、次に行きます。

公共施設の貸室のあり方・ふれあい交流センター印刷機の使用についてです。

（1）、ふれあい交流センター等の町民の使用は、午前、午後、夜間と3部制になっており、時間帯によって料金が異なる不合理な部分があり、12時から1時までは使用できない。時間単位の使用料の変更、また地域の利用も可能な方向へ改正を求める。

何か変なこと書いていますね。時間単位の利用の変更とかはそれでいいのですけれども、すみません、これは余計なことですね。

（2）、ふれあい交流センターに設置している印刷機を限られた団体だけに限らず、営業を除いて多くの町民が活用できるようにルール整備を求めるです。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、質問項目6の（1）につきましてお答えいたします。

各公共施設の使用基準につきましては、第4次の行革大綱に基づきまして平成18年に全面的な見直しを行っております。その結果、施設ごとにばらつきのあった使用料は均衡が図られましたし、減額や免除も基準が明確化されました。このとき全ての公共施設について費用の一部をご負担いただくことになりましたが、利用者のご理解をいただき、現在に至っております。

また、昼休みの利用であります、午前中の利用団体が片づけで正午を過ぎたり、

午後からの利用団体が1時前に準備をすることは近隣の市町村でも一般的に認めておりまして、こうしたことを想定しての時間区分になっております。

次に、地域の方の利用であります、ふれあい交流センターの平成26年度の利用状況を見ますと、地元の菅谷の行政区、子供会、婦人会等で66回利用されております。特に利用制限が設けられておるわけではございませんので、大いに今後もご利用いただければありがたいというふうに考えております。

最後に、時間単位の使用料の変更についてのご提案であります、交流センター運営協議会へ付議をいたしまして、検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)につきましてお答えいたします。ふれあい交流センターに設置している印刷機の利用につきましては、印刷機利用申込書により申し込みをしていただき、用紙をご持参の上で印刷機を利用していただいております。

印刷機については、生涯学習の充実及び町民主体のまちづくりを推進するため、地域コミュニティ、社会教育活動を目的として、嵐山町内の各種団体が活動資料を作成する場合の利用を認めるものでございます。利用資格は、個人、特定の政治、宗教、営利目的・使用目的及び不特定者数の人に配布を目的とする使用は認めていないものでございます。

また、交流センターを生涯学習、社会教育の拠点としてさまざまな文化活動を支援し、個性ある住民活動を推進し、充実させていくことも重要と考えております。したがって、印刷機の無償貸与につきましては、これらの各種団体の皆様の活動の多少の経費的な面での支援と考えておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ふれあい交流センターなのですからけれども、午前中3時間借りて300円ですよね。夜の部分を借りると4時間で700円になってしまうのです。この前、たまたまなのですからけれども、議会報告会をやったときに見てみますと、5時から6時か、5時から7時までヨガの団体がやっぱり使っていて、大体そういうふうな団体が2時間ぐらいかなというふうに思うのです。そうすると、その700円というのは、午前中と午後とで非常にバランスが悪い。

北部交流センターもあります。今度2月オープンですか、そうすると、そういうふうなことも考えますと、一度見直してみる必要があるのかなと思います。特に調理室

を使う場合、9時から使って用意をして、調理室で2時間ぐらいやって、ご飯を食べて片づけると、どうしても1時前後になってしまうのです。非常に使い勝手が悪い、それはそのように思っています。

これは、又エックの場合もそうなのですけれども、午前、午後、夜になっています。そうすると、やっぱり使いにくいなというふうな感じがあります。それは、実際に使ってみないとわからないことなので、この点については、今度北部交流センター開館に合わせて一度見直しを考えるべきではないかなというふうに思っていますので、その点、ご検討いただきたいと思います。

それから、ふれあい交流センターに設置している印刷機について、私はたびたび議会でやったことはないと思うのですけれども、直接総務課長、それから生涯学習課長と話をしています。これは県民活動センターだと1シート100円で、そして100枚幾らというふうな形で使えるようになっていきます。そのような場合ですと、例えば私などが今考えていますのは、例えば嵐山町の公共施設をどのようにして使うかというふうな形の冊子をつくりたいなと思っているのですけれども、そういったことに使うことができます。

いろんなことが、そういうふうな形でできるのですけれども、それは嵐山町のみではなくて、嵐山町にある施設ですから、女性教育会館とか歴史の里資料館ですか、そういった形のをどういうふうな形で使えるかというふうな形のものがつくれたりするので、そういったことが今の生涯学習の団体だけだとできない。多く市民活動センターというふうな形でふれあい交流センターを位置づけた場合には、そのようなことも可能になってくるわけですけれども、生涯学習センターとして考えるか、嵐山町には町民活動センターがないのですよね。そういうふうな形で考えるか、それはもういい加減に、何年間ぐらいやっていますかね、ここで。4年ぐらいこの交渉をやっているんで、いい答えをいただきたいと思うのですけれども、今後もこのような形で、無償で生涯学習の団体とそれから区長会関係のものしか使えないというふうな形にしていくのか。それとも、もっと積極的に住民活動に、市民活動に使えるようにしていくのか。これは一つの考え方は、もういい加減に切りかえてもいい時期かなと思うのですけれども、お答えをいただきます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 公共施設の時間貸しの点はよろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

○安藤 實副町長 はい。

印刷機の関係なのですけれども、渋谷議員さん、何回かご質問いただいております、まず優先すべきことは何なのかということでご答弁を申し上げているのですけれども、今申し上げたような地域コミュニティーですとか、町民のさまざまな活動、社会教育活動ですとか、ボランティア活動ですとか、そういったものを支援をするのだと、助長をしていくのだというふうなことでございまして、それにはやはり無料が嵐山町の考え方としてはいいのではないかと。

それから、どうして不特定多数の方に配布をするのをやめようというふうに決めたかというのは、平成23年にそういう事実があったのです。1つの団体が数千枚印刷をして、かなり広範囲のところに配布をしていると。年間数えてみましたら、2万3,000枚を超える枚数だったというふうなこともございまして、それについては一定の制限を設けようというふうなことが決まりまして、現在に至っているというふうなことでございまして、何が大事かという町民の皆さんが便利に交流センターを使っていたいて、そして活動に必要な印刷物は無料で印刷ができること。

25年と26年のデータを見ましたらば、1団体が印刷している枚数が320枚から350枚なのです。そういったことについては無料で、紙さえ持ち込めば無料でできるというので、大いに助かっているのではないかというふうに思っております。

今申し上げましたようなことでございますので。そして、渋谷議員さんがNPOのこともおっしゃいましたけれども、NPOは今7団体嵐山町でございましてけれども、こういったNPOが嵐山の中で活動しにくいのではないかというふうなこともちょっと考えられておったようございましてけれども、そういったNPOの活動を制限をするとか、そういうふうな考え方は全くございませぬので、どんどん使っていただいて、NPO活動を進めていただければありがたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ちょっと時間がないのであれなのですけれども、不特定多数に配布するのはいけないということですよ。NPO活動で何かをするときに、不特定多数の人にチラシを配るというのは当たり前なこと、それがなければNPO活

動はできないのですけれども、それを禁止しているというのが今嵐山町の現状です。
それはどう考えられるのですか、あと26秒です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 今申し上げましたように、NPO活動はしっかり町としては応援をしていくというのが町の姿勢でございまして、NPO活動に必要な印刷物は印刷をしていただいて結構でございます。不特定多数というところに制限があるわけでございます、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 不特定多数というのがNPOの特徴だと思うのですけれども、その点についてはもうしようがない。おしまい。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

◇ 大野敏行議員

○青柳賢治議長 続いて、本日、4番目の一般質問は、受付番号4番、議席番号2番、大野敏行議員。

それでは、質問事項、地方創生について、どうぞ。

〔2番 大野敏行議員一般質問席登壇〕

○2番（大野敏行議員） 2番議員の大野敏行です。通告書に従いまして質問させていただきます。

深呼吸を2回ほどさせていただきまして、始めたいと思います。かなり白熱をしておりましたので、沈めないとなかなか私も言えないものですから。

地方創生についてということで、具体的な案件をお尋ねしながら、町の考え方をちょっと聞きたいなというふうに思います。

嵐山町が町内に対して誇れるもの、また外部の人たちが嵐山町に何を期待しているのか。町が持っている財産、財源、資産を見ると、工業ではない、商業でもない、では何か。（水と緑と自然の豊かさとそこに住む人々のおおらかさとも言われぬ空気）にほかならない。それを体験していただくには、宿泊施設つき市民農園が一番よいと考える。クラインガルテンと呼ばれている。

町民生活を豊かにするために、外部による財源増大の工夫を考えてみたらいかだ

ろうか。下記に私の考えの一例を示す。

記。場所は、鎌形地内バーベキュー場の道を隔てた反対側で、全ての建物の屋根に太陽光発電装置を設置する。

クラブハウスでは、利用者及び地元住人とのコミュニティー形成の場やそば打ち体験と食事場所の確保があること。

町が指導した後、別会社をつくり、管理運営させる。

太陽光発電は、オーナー制度をとってもよいと考える。

以上でございます。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、質問項目1につきましてお答えをいたします。

クラインガルテンをはじめとする市民農園の役割は、余暇を利用した趣味の園芸を楽しむ場という意味合いのほかに、遊休農地の解消や農を通じた食育、さらには新規就農への契機、観光の振興、定住促進などという効果も期待されます。

クラインガルテンの多くは、年間を通じた賃貸借契約による滞在型の市民農園でありますので、町内の観光や地元の農家をはじめとした町民との交流を図る機会であると同時に、町の魅力を積極的にアピールできる場にもなり得ます。いうなれば、お試しの居住農業体験の期間を経て、本格的な就農、そして嵐山町への移住、定住を決意する契機となることが期待できるものであります。

そうした点では、観光客の最も多く集中する嵐山溪谷バーベキュー場の周辺は、格好のロケーションということができまますし、地元産の食材を用いた食事や特産品を提供することも重要な要素になると考えます。

このうち新規就農には2通りのパターンがあると考えています。1つは、青年層を対象とした本格的な農業就農であり、農地の利用集積による規模の大きな農業の担い手を目指すというものです。他方は、主に中高年層が対象となる就農であり、農家出身の定年後のサラリーマンが親の農業を引き継いだり、市民農園経験者が規模をやや拡大させた小規模な農業というケースがあると思います。例えばJA直売所への野菜や花卉の出荷を中心とした小規模農業です。

定住促進政策では、クラインガルテンを通じた居住体験が、若年層家族の定住や定年後の第2の人生を田舎暮らしで土に親しみながら過ごしたいと検討している比較的

若く活力のある中高年層の定住を誘導促進することにつながることを期待されます。

以上、プラス面を列挙いたしましたでしたが、反面、課題や問題点もございます。まず、施設の整備にかかる予算、経費の調達が大きな課題です。また、経営、運営の母体は、国の制度、法令等に照らして、法人格を有する組織であることが必要となります。

農水省の平成26年度の統計によりますと、これは、ただし、設置者からの公開の許諾等を得たものに限られますが、現在全国で65カ所余りのクライנגルテンがあると知られております。埼玉県内には190カ所ほどの市民農園がございますが、滞在型のクライングルテンはございません。果たして滞在型の施設の需要があるかどうかについては、未知数な部分でもあります。

いずれにしても、冒頭に申し上げましたように、多面的な相乗効果が期待できる魅力的な事業となりますので、地方創生のまち・ひと・しごと創生総合戦略を視野に入れ、今後の調査研究が必要となります。条例設置の審議会ではございませんが、嵐山町農業未来会議へ諮って検討していただくのがよいかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） ありがとうございます。

私は、一方的に、鎌形地内のバーベキュー場の道の隔てた反対側ということで提案を申し上げているわけですが、恐らくあの地域は農振地区であるだろうなというふうに思いますが、農振地区であっても町がこのようなことを積極的に考えて、地方創生の中で取り入れていきたいというようなことがあった場合には、これは可能なのでしょうか。そこだけちょっと先にお聞きしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

まず、地方創生ですとか町の姿勢というよりも、これは市民農園整備促進法に基づいて行えば、可能であるということが原則でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 市民農園整備促進法という法律があって、それでは可能だよということで答弁をいただきました。

今嵐山町の農業後継者がなかなか育ってきておりません。もともと農家の後継ぎであった人たちが、農家では食べていけないために、サラリーマンになってしまいました。団塊の世代の後から生まれた人たちは、ほとんど高校を出て、大学を出て、サラリーマンとして、もう既に定年退職になっておりますけれども、その人すらなかなか就農しないという状況が多くなってございます。

嵐山町に住んでみますと、こんなにいいところはないのですね。今申し上げたこの場所に一人たたずんでおりますと、場所は都幾川と槻川が合流する二瀬の少し上部のところの都幾川に面したところでございます。この情景がすごくいい情景ですよ。山があって、川があって、桜の木が都幾川沿いに一面に咲き誇る。そして、そこにいる鳥のさえずりや水の流れや空気のおいが。そこにいと、ストレスが全くなつてきます。

そういったいいものを持っている嵐山町を知ってもらうためには、短期間でもいいから、嵐山町で過ごしてもらうということが大変大事なのだらうなというふうに、常々私は前から思っておりました。日帰りに来て、嵐山町がいいね、いいねと言っても、嵐山町の本当のよさは、恐らくはそうはわからないのだらうなと、感じないのだらうなと。でも、そこに1泊でも2泊でもしてみたり、場合によつたら年間を通じて休みの日に、週末に来て、そこで嵐山町で過ごせたら、すごくこれはいいことであるなというふうに感じておるのですけれども、その点について、この私の思いを町長はどのような形で、嵐山町のよさとして受けとめていらっしゃるか、そこだけ先にちょっとお聞きしたいと思います。

○青柳賢治議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 その具体的なお話が出ていますわけですが、その具体的な話はこっちへ置いておいて、そういったような考え方というものを進めていって、それが今度の地域創生の、そして嵐山町の総合政策の中に組み入れていって、みんなでやってみようというような気持ちがそのところに合わさってくるのかということが大きな問題と思うのです。

総論賛成、各論何とかというのがあつたわけですが、そういうのいいよなということなのだけれども、いざそれではこういう形で、具体的に、ではあんたの責任はこういうこと、俺はこういうこと、みんなはこういうことみたいな形で、いざということになったときにどこまでどういくかということになるわけですが、そういう

う意識づくり、そういうものを具体的なものが何かないと話が一步進まないと思うのです。

それで、先ほども話しましたけれども、やはり今もう議論をしているときではなくて、次に一步踏み出す時期ですので、やっぱり具体的なものを持って、それでそのところに事業として採算性がとれるのか、とれないのかという具体的な計算も入れて、嵐山町の雇用なりなんなり、そして嵐山町に住んでみたいという人たちが来ても大丈夫のような形になるのか、ならないのか、いろんな多角的な角度からそういうものを具体的に検討して、進めていく時期かなというふうに思います。

それで、それらについて、国の制度は、県は、町は何ができるということに話が進んでいくのかなと思いますので、ぜひこういうような話がいろいろ出てきて、そしてみんな、こっちのほうがいいよ、あっちのほうがいいよ、そういう案を競い合うというのですか、話し合う、そういうことがさらに活性化につながっていくのではないかというふうに私は思っていますけれども。

○青柳賢治議長 第2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） ありがとうございます。

実は、その一角に40アール、4反の畑がございまして、平成26年度、前期ですけれども、環境農政課の職員と私とで、そこに市民農園を開発した場合の地元で管理をしてくれる方がいないだろうかということで、ある方のうちにお問い合わせに行きました。その土地の地権者からは、市民農園で使うのなら使っていいよということで承認もいただいております。ただ、その方はもう高齢ですので、なかなか自分がやるわけにはいかないよというようなことで、地元の人のところで何人かのグループで、ぜひ管理グループとしてやってもらえないだろうと投げかけをしまして、検討するよと、今まだ検討中で、やるよという返事はいただいております。

また、今年度、嵐山町では農政アドバイザーの方をここでご採用になりました。こういった方もぜひ若い人たちが入ってきた場合に、農業指導を一緒になってしてもらおうと。ただ、入ってこいよ、入ってこいよ、あんた自分に勝手にやれよでは、入ってきてもとても就農はできません。一番いいこの近辺での農業実体験を指導しているところは、小川町の霜里農場です。ここでは短期で3カ月なり半年なりで、そこに寝泊まりをして、先輩や金子先生からいろいろ教わったりなんかして、有機農業を勉強しています。嵐山町には、そういうところがないのですよね。ぜひそういうところを、

そこも目的にして、こういったクライנגルテンという、家族で来ても寝泊まりできるよというようなものを拠点として、そういう動きをしていただければなというふう
に考えております。

農政指導員がそういう指導にも当たれるかどうかというものについても、ちょっと
お尋ねをしておきたいと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、クライングルテンということになりますと、市
民農園整備促進法という法律にのっとって町が指定した区域ということになるのだ
す。そうしますと、今議員さんがおっしゃったようなグループで管理をするというよ
うな形の市民農園とはまた別の形になりますけれども、地方創生の中で位置づける、
あるいは町が市民農園整備促進法に基づいてこの施設を位置づけるということになれ
ば、もちろん町にあるそうした人的資源も積極的に投入をして、おっしゃったような
指導をしたり、お手伝いをするというような体制も組めると思います。

以上です。

○青柳賢治議長 第2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） もう一つ私が提案している中で、太陽光発電装置を建物の屋
根に全部つけると。町でも、商工会を中心としまして、嵐山町商工会太陽光発電促進
委員会というのがございます。地球温暖化防止条例をつくった町として、やはり自然
のこういった力を利用した建物が集中して、そういったところにあるよと。町は、積
極的にそういったものを採用しているのだよというふうなことをやっぱり見せていく
必要もあるのだろうなというふうに思います。

そして、それは、町がするからといって、町が全て金を出せということでもないと思
います。私は、オーナー制度をとってもよろしいのかなというふうにも考えており
ます。この点についても、もう一つだけお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

クライングルテンを開設する場合には、今直接開設をするための県の補助ですとか

国の補助という制度は、今は恐らくないかなと思います。どういうふうに資金を調達するかということでございまして、今オーナー制度というお話もございました。あるいは、民間の例えばアグリファンドのようなものを活用するとか、いろいろな民間の資金を取り入れるということも、当然検討する中で考えられることかなというふうに思います。

以上です。

○青柳賢治議長 第2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） もう一つ、この近くに茨城の笠間にクラインガルテンというのがございます。私も見学に行ってみりました。この笠間のクラインガルテンは、管理運営主体が茨城中央農業協同組合でございます。茨城中央農協と茨城県笠間市が共同で運営しているというような形でございます。

この地域には埼玉中央農協という旧市町村が合併した大きな農協がございます。当然、農業を通じた活性化なり後継者の育成に関しては、農協もするべきことだろうなというふうにも考えてございます。農協に町としてそういった投げかけを積極的にしていくようなお考え、お気持ちもあるかどうか、ちょっとお尋ねしておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

あくまでも仮にでございますが、当然町だけでは人材的にも不足することも予想されますし、実際に農産物直売所、今稼働しておりますが、JAが中心になって運営しております。地域の農業の活性化、それから新規就農を含めて、町の行政と農協とが常に協力し合って推進していくものと考えておりますので、当然農協さんにもその場合には協力を願うということになろうかと思えます。

以上です。

○青柳賢治議長 第2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 私は、2期6年間、農協の非常勤の理事をしていたことがあります。埼玉中央農協も合併して大きくなり過ぎて、なかなか自治体と一緒に動くとすることが難しい状況にあるのですね。その農協を積極的に動かせるのは自治の役目でもあるかなというふうに感じております。この比企地域がよりもっともっと

世の中に知られていきまして、この比企地域に住みたいよと、中でも嵐山町に住みたいよというその外部の人たちを積極的に取り込む、そういった動きをこの地方創生の中で組み込んでいただきまして、真剣に考えていただきたいなというふうに思います。

最後に、その要望をしまして、私の質問を終わりにさせていただきます。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間を4時ちょうどといたします。

休 憩 午後 3時47分

再 開 午後 3時59分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◇ 森 一 人 議 員

○青柳賢治議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号5番、議席番号1番、森一人議員。

それでは、質問事項、人口減少対策について、どうぞ。

〔1番 森 一人議員一般質問席登壇〕

○1番(森 一人議員) 1番議員、森一人です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、一般質問させていただきます。

私の質問は、大項目で1点、小項目で4点になります。

人口減少対策について(定住促進事業について)。国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少の歯止めや東京一極集中の是正を目指していくとしており、地方創生に意欲的な市町村の独自の総合戦略を掲げることができるとしております。

当町においては、26年度から人口減少に歯止めをかけるべく3カ年で子育て世帯等を転入奨励事業を実施し、また住民生活の向上を図るため子育て高齢者応援リフォーム補助金の交付など大変魅力的な事業を行っていただいていると感じますが、さらなる人口減少の歯止めや魅力的な町嵐山を目指していくため、以下について質問いたします。

(1) 現在まで子育て世帯等転入奨励事業を実施しての事業成果は。

(2) 多様な行政需要に対応していくため、また地域行事、伝統芸能等コミュニケーション活動の人材不足解消のため、地域おこし協力隊受け入れの考えは。

(3) 多くの若者や子育て世帯に嵐山町での定住と就職をしてもらうため、若者就労奨励金や結婚祝金交付の考えは。

(4) さらに住みやすい、魅力ある嵐山町にしていくため、若者、女性の意見やニーズを把握するため鳥取市で行っている若者会議を参考にし、当町でも実施の考えは。以上です。お願いいたします。

○青柳賢治議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、森議員さんにお答えをさせていただきます。

質問項目の1番の(1)番についてお答えをいたします。平成26年度から開始をいたしました子育て世帯等転入奨励事業の実績でございますが、交付実績は7件になりました。転入者のうち、成人が14名、子供9名の23名でございます。

これまで嵐山町では、町内の方へのサービス、これを主に行ってまいりましたが、世界でも経験のない人口減少、少子高齢化社会の進展を受け、嵐山町においても施策の大きな転換を図り、企業誘致条例をはじめ他の地域から積極的に人の誘致を行う施策を展開させていただきました。

平成26年度の実績件数をどう見るかはさまざまあると思いますが、より直接的な人口をふやす施策を行ったことは、大きな成果があったと考えております。

質問項目1の(2)についてお答えをいたします。議員ご承知のとおり、地域おこし協力隊、これは平成21年度から始まった制度でありまして、都市地域から過疎地域へ生活の拠点を移し、地域ブランド、地場産品の開発、販売、PRや農林水産業の従事などの地域おこしを行う方を支援する取り組みであります。

平成21年度から平成26年度までの実績では、全国で1,511名、活動地域は444団体あるとのことでありまして。地域おこし協力隊の受け入れは、地域要件、これがありまして、3大都市圏以外の市町村、もしくは3大都市圏にあっては、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法が該当になる市町村であれば、該当になるようであります。比企地域では、ときがわ町のみが該当となり、制度としての地域おこし協力隊、これは嵐山町が受けることはできません。

しかしながら、他の自治体の事例を見ますと、地域おこし協力隊などの地域の方の

知恵や行動力、これは地域を目覚めさせ、地域振興につながる有効な手段であると考えております。今後の地域創生におきましては、そういった事例を参考にしながら、総合戦略を策定していければと考えております。

質問項目1の(3)についてお答えをいたします。近年、転入奨励、人口増加の取り組みとして就業奨励金、また結婚祝金等の助成を行う自治体が出てまいりました。嵐山町では、企業誘致条例において一定の事業所を新設、増設、または移設した事業所に対し、雇用促進奨励金及び従業員転入奨励金を交付できることとしております。

転入増加や人口増加への対策は待ったなしの状況です。できることは全て実施をしていくことがよいと考えますが、財政面あるいは事業効果の観点等を見きわめつついくことは重要であります。今後子育て世帯等、転入奨励の状況を見つつ、施策を検討していく必要があると考えられます。

質問項目1の(4)についてお答えをいたします。議員ご提案のとおり、鳥取市では平成19年1月より若者の意見また提言を市政に十分反映をされ、協働によるまちづくり、これを進めるため鳥取市若者会議を設置し、現在では第5期を行っているとのことであります。

嵐山町においては、商工会の青年部を中心として活力ある地域づくりのために各種活性化事業を行っていただいております。また、町内においては、若手職員によるプロジェクトチームを立ち上げて、事業提案も受けてまいりました。若者の意見、提言は大変重要であります。そして、嵐山町全体を見て、さらにまちづくりへの認識を新たにさせていただくことも必要であります。

しかし、今嵐山町が何が必要かと思案すると、みずから企画をし、みずから事業を実行する人々だと思えます。それも1年、2年といった短期の事業ではなく、長期にわたり継続をして行うことのできる人々なのであります。今後は、そうした人々を育て、支援することのできるような施策、これに力を入れていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第1番、森一人議員。

○1番(森 一人議員) (1)から再質問させていただきます。

実績として7件であり、計23人ということでございますが、私は別に少ないと思ったことはないのですが、まだまだやりようによっては、もっとPRしていけば、ふえ

ていたという感じも受けるところでございます。

午前中、長島議員が質問なさっていて、パンフレットですか、大変目を引くパンフレットで、思わず私も手に取ってしまって、見たのですが、大変内容も充実しております、素晴らしいパンフレットだったと思います。

その配布している場所というのが、長島議員へのご答弁でバーベキュー場であったり、駅であったり、森林公園の駅、池袋の駅、川越のイーグルバスの営業所等ありましたが、ほかに直接具体的になります、ホンダの工場ですとか、他市町の工業団地の企業様を回って、配布パンフレットを置かせていただくということはやらなかったのでしょうか、地域支援課長、お伺いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今ホンダの工場であるとか、他市町の工業団地にある工場、こういったところに配置を検討しなかったかというようなご質問でございますが、午前中答弁を申し上げましたとおり、これまでのところは申し上げたところに配置をしてきたということでございます。

今後につきましては、さらに配置箇所をふやしていくということは考えておりました、例えば町内の不動産業を営んでいる方をお願いをしまして置いていただくとか、徐々に拡張していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第1番、森一人議員。

○1番（森 一人議員） 課長のご答弁のとおり、置く場所によって全然成果も違ってくると思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

あと、やはり町のホームページなのですが、事業概要の紹介が結構薄いというか、目立たないというか、これはもう本当に26年の第1回定例会のときに賛成討論させていただきましたが、すごく効果がある事業なのではないかと、自分でそこで思ったわけで賛成討論させていただいたわけなのです。ぜひもっとホームページのレイアウトを変えていただき、今嵐山町はこれをやっていますよとか、もう少し具体的にやっていただけると、そしてワンクリックでそのページにすぐ飛んで、事業紹介がすぐ目に飛び込んでくるようなつくり方をしたほうが効果があるのかなと思いますので、今

後ご検討ください。

それでは、(2)に移ります。これは、私の勉強不足でございました。大変申しわけございません。こういう制度があって使えば、ちょっと人材不足になっているところ、行財政改革後の職員減少とか地域の人材不足というところで大変効果があるのかなと思ったのですが、少し私の勉強不足でございました。

ご答弁の中では、そういった活動の成功事例を参考にしながら総合戦略を策定していければと考えているところですので、ぜひともよろしくお願いたします。

(3)に移ります。(3)につきましては、企業誘致条例内において、従業員転入奨励金、雇用促進奨励金というのを実施していただいております。私としては、もっと若者を対象に、嵐山町で育った若者が、高校卒業後町内外に就職し、そのまま嵐山町に住所に有してほしいと。また、県外から嵐山町に移住した若者、また県外大学に在学していた若者が帰ってきて、嵐山町や近隣市町村に就職して、嵐山町に住所を有してほしいのです。そういった世代に向けての交付金事業という意味合いで、若者を対象に就労奨励金の交付というのを設けていただければと思ったわけです。

また、これも鳥取市になってしまうのですが、人口減少に悩む鳥取市というのは、UJIターン若者就職奨励金という形で、若者に向けて積極的にPRをしております。事業紹介の紹介ページには、大きく「若者よ、帰ってきんさい」と大々的に訴えています。町内企業の事業者さんは、こういう嵐山町の従業員転入奨励金や雇用促進奨励金はわかっていただいております、活用していただいているのだと思いますが、嵐山町に住んでいる若い世代、高校生も含めてですが、あと他市町の若い世代が知っているのでしょうか。嵐山町のホームページを見ていただいているかということも、少しやっぱり嵐山町のイメージアップをもっとしていかないと、嵐山町のホームページも開いていただけないのではないかと思うところがございます、もっと若者に伝わるような施策や工夫も今後大変必要ではないかと思っておりますので、これもぜひご検討いただければと思っております。これについてはご答弁は結構です。

結婚祝金についてなのですが、これも若い世代の定住を目的に過疎化が進んでいる自治体が行っているところが多いです。ちょっと調べたところでは、近くでは群馬県で桐生市、上野村などが実施しております、それぞれ条件についてはまちまちですが、定住が前提になっているところが多く、祝金においては5万円から30万円、多いところでは100万出すという自治体があり、これもちょっと嵐山町とは規模が違うの

ですが、人口1万人未満の地域の約28%が祝金や結婚祝いの記念品だったり、何らかの形で実施しているというデータもあります。

嵐山町の近隣では行っているところはなく、財政的な問題もあるとは思いますが、他に先んじて取り組めると思いますので、ぜひ町長、お考えのほうはいかがでしょうか、結婚祝金について結構なのですけれども、よろしくお願いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

活性化はいろんな、今PRの話もありましたし、いろいろあると思うのですけれども、何をやるか。それで若者という話ですけれども、若い人たちが、町がこういうふうにしてくださいと言ってやってもらうというような動きというのではないほうがいいのかなというふうな感じがしているのです。

町に対して若い人たちが、先ほどもちょっとありましたけれども、こういうようなことをやっていきたいのだと。それで、具体的にはこういうようなことで、こういうような方向で、これだけの規模で、こういうようなものに対して制度があるのかいとか、国はどうなの、県はどうなの、町はどうだというような、そういった町の支援をとれるのだろうかというようなことだとか、そういう方向がこれからはいいのかなという感じがするのです。

それで、こういうことを若い人にやってくださいと言ったときに、若い人が、何人では町が集めたらいいのだろうかというようなことになってくるわけです。それだと、今までの計画と同じようなことになってくるのかなと思うのです。今までの進め方というのは、計画をつくる、シンクタンクにお願いをして計画をつくる。だから、計画をつくる場所は、みんな金太郎あめで同じような状況ができてきていた。それだと、もうちょっと今だと無理だろうというようなことになってきている。それで、一番先頭になるのが公共工事というようなことで、すぐ活気が出るような形のものにやってきたわけですけれども、そういうような手法ではもう今はだめではないかと。だから、違った形、そしてそれぞれの地域に合った今風の、そこのところに合ったものをつくってくださいというのが地域創生の一番の真髄といいますか、中身なのです。

ですので、それらにどう対応ができるか。それには、若い人たちはどういうふうな反応をしてくれるか。ですから、ムーブメントというか、そういうようなものの情勢

をどうやってつくっていくか。それが、やっぱりお仕着せではなくて中から生まれてくるようなもの、そういうあれをどうつくれるかということだと思うのです。

そして、財政がというのがありましたけれども、やっぱり何かを補助をしてどうするということ、やっぱりある程度限界があると思うのです。やっぱり、今若い人たちが結婚をなかなかというのも多いという話があり、そして出生率がどうだとか、こういうのもありますけれども、若い人たちは結婚したくないのではないのです。結婚をしたい、それで子供も2人か3人欲しいというのがあるわけです。しかし、生活を安定、今自分の近くのところで職業を持って、しっかりこれから将来設計ができるような安定した状況がつかれるかという、そこのところにちょっと不安がある人が多いものだから、なかなか一步を進めて結婚というようなところまでいかないというのがあるわけです。ですので、そういう環境整備もやっぱり行政はやらなくてははいけないと思いますが、町でできるその環境整備、それとさらに広いところでやってもらわないとできない環境整備というのがあると思うのです。

ですので、嵐山町でできること、そして地域のその組織、商工会なり観光協会なり、あるいはいろんな青年の組織なり消防団なりというような、そういう組織の中でできるものとできないものと、そして何が必要で何ができるというところまで詰めていって、町が何ができるということにいくのかなと、そんな感じがしています。

それには、一人一人の人が何か動きを持っていこうという意識がなかなかないと、笛吹けれども踊らず、町がつくった計画だとなかなかうまくいかないのかなと、そんな感じがしているので、ぜひうまく考え方というのですか、そういうような、消防団があれば活気があるというのは、やっぱり外からこうやれよ、お前ああやれよと言われてできる活気ではないと思うのです。嵐山町は俺たちが守るのだという自分たちの中から出てくるものがあるから、ああいう消防団が、周りの市町村に比べてもちょっと見識の深い、そういうような状況ができてくるのだと思うのです。ですから、そういうようなものをほかのところにもできないものかなと、そんな感じがしています。ですので、ぜひいい案をお願いします。

○青柳賢治議長 第1番、森一人議員。

○1番（森 一人議員） 先ほどの町長のご答弁で、(4)聞くことも全て入っておいりましたので、あれなのですが、やっぱり町長もおっしゃるとおり、マンパワーで地元で頑張ってきた若手がどれだけ今の力を発揮できるかということもあると思うので

す。思うのですけれども、やはり外からもやっぱり若い人を集めなくては、どうしてもそこだけで消化されて、消化不良を起こしてもあれだと思うのです。やっぱり、よそからの新しい意見というのは絶対取り入れていかなくてはいけないと思いますし、特に今、また商工会のことを言うと怒られてしまうかもしれないですけれども、今度は商工会青年部も女性を入れるようになりました。女性の意見が欲しいのです。女性の意見が、どう考えているかというのを、どうしても男性だけの目線だと物事が偏り過ぎてしまうので、女性を入れるような内容に変えたのですが、ぜひ今後商工会青年部という言葉も、消防という言葉も入れていただきましたので、何とか議員としても、また嵐山町民としても、何かいい施策をできるように精進させていただきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時22分)

平成27年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

6月9日（火）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第12番議員 松本美子 議員

第9番議員 川口浩史 議員

第10番議員 清水正之 議員

第8番議員 河井勝久 議員

日程第 2 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第 3 発言取消の申出について

○出席議員（13名）

1番	森	一人	議員	2番	大野	敏行	議員
3番	佐久間	孝光	議員	4番	長島	邦夫	議員
6番	畠山	美幸	議員	7番	吉場	道雄	議員
8番	河井	勝久	議員	9番	川口	浩史	議員
10番	清水	正之	議員	11番	安藤	欣男	議員
12番	松本	美子	議員	13番	渋谷	登美子	議員
14番	青柳	賢治	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	村田	泰夫
書記		岡野	富春
書記		久保	かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
中嶋	秀雄	総務課	長
青木	務	地域支援課	長
山岸	堅護	税務課	長
金井	敏明	町民課	長
石井	彰	健康いきいき課	長
山下	次男	長寿生きがい課	長
村上	伸二	文化スポーツ課	長
植木	弘	環境農政課	長
山下	隆志	企業支援課	長
菅原	浩行	まちづくり整備課	長
新井	益男	上下水道課	長

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保 錦	一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
植 木	弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

- 青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成27年嵐山町議会第2回定例会第6日の会議を開きます。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

- 青柳賢治議長 ここで報告をいたします。
まず、本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

- 青柳賢治議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 松 本 美 子 議 員

- 青柳賢治議長 本日最初の一般質問は、受付番号6番、議席番号12番、松本美子議員。
それでは、質問事項の交通事故対策について、どうぞ。

[12番 松本美子議員一般質問席登壇]

- 12番(松本美子議員) 皆様、おはようございます。議長の指名がありましたので、12番議員、松本美子、一般質問をさせていただきます。

まず、交通事故対策についてということでございますけれども、交通安全運動につきましても、年に4回ほど取り組んで、大勢の皆様方が参加をしながら、死亡事故ゼロを目指して頑張っているところでございますけれども、3月18日現在では1,500日続いたということでございます。達成ができ、現在に至っているというふうにお聞きいたしております。

また、事故につきましても、毎日が交通の安全の日とも言えて、そういった気持ちでないと事故に遭ってしまったり、事故を起こしてしまったりするというふうにも考えていくところでありますけれども、少しその内容につきまして、どのような取り組みをしているのか、お尋ねをさせていただきます。

- (1) ですが、学校では自転車の点検、あるいは整備、マナーとかルールと

かいろんなことを指導しているということは、把握はある面ではできておりますけれども、まず細部につきましてお尋ねをさせていただきます。

(2) ですけども、事故件数ですが、まずは交差点が一番多いというふうに伺っておりますけれども、出会い頭の丁字路、あるいは正面衝突、あるいはその他いろいろな事故等があるかなというふうに思いますけれども、その辺につきまして、(2)でお尋ねをさせていただきます。

続きまして、(3) ですけども、自転車に乗るときでございますが、まずは学生につきましてはヘルメット着用いたしているようでありますけれども、それにプラスして反射材の利用が必要かなというふうに思います。特に、これにつきましては暗くなったときやなんかは、非常に有効というふうに伺っておりますので、この辺の指導につきましてお尋ねをさせていただきます。

それと、これにつきましては、特に子供というふうなことではありませんけれども、次に質問が続いていくわけですけども、その辺のところもお願いしたいと思います。

(4) につきまして質問させていただきますけれども、自転車は原則、車道の左側を通るということは決められております。また、きちっとしたルールを守りまして車道を通っていても、もう事故というものはつきものに近いというふうに考えているところがございますけれども、そのときの、あるいは責任というものが発生してくるかなというふうに思います。

そういった中で、車道、歩道の走行中ということを含めまして対策、あるいは指導、そういったようなものをどんなふうにご指導しているのか、お尋ねをさせていただきます。

(5) ですけども、高齢者対策、あるいは子供さんのチャイルドシート着用というものが義務づけられて、チャイルドシートにつきましてはありますけれども、この点につきまして、現状の安全指導でしょうか、その辺のところをお尋ねをさせていただければと思っております。

(6) ですけども、これは交通災害保険、共済の関係ですけども、現在の町で推進をいたしております加入状況、なかなか加入がある面では少ないというふうにも伺っておりますが、そういった中で事故が起きては、まずは大変なのですけれども、事故の件数、あるいはこれに事故が万が一起きたときに、保険の対応が最高額幾ら、あるいは最低でどのくらいとか、いろんなケース・バイ・ケースというふうな事故の

内容であると思います。そういう中で、どのくらいの割合で事故に対しての保険が支払われたということをお尋ねしたいと思っております。

以上ですけれども、よろしく願いをいたします。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 質問項目の１の（１）につきまして、お答えを申し上げます。

小学校におきましては、３校それぞれ学年ごとに取り組んでおります。多少、学校の内容に違いはございますが、おおむね同様の取り組み内容でございますので、菅谷小学校を例にお答えをさせていただきます。

１年生につきましては、①として飛び出し等に注意させるなど、交通ルールについて指導してございます。②として学校の決まりに合わせ、家の周りで乗るよう指導してございます。③といたしますと、ヘルメットの着用を指導する。④として長期休業前に交通安全に係る指導を行い、自転車の乗り方やマナーについて指導してございます。

２年生につきましては、①として学校の決まりに合わせ、家の周りで乗るよう指導する。②として長期休業前に交通安全に係る指導を行い、自転車の乗り方やマナーについて指導しています。

３年生につきましては、①として学校の決まりに合わせ、家の周りで乗るよう指導する。②といたしまして、交通ルールの指導とあわせ、自転車の点検内容や方法について指導しています。③として長期休業前に交通安全に係る指導を行い、自転車の乗り方やマナーについて指導をしております。

続いて、４年生でございますけれども、①として「交通安全教室」、今年度は平成27年５月13日に実施しておりますけれども、小川警察署員、交通安全協会の方々より、正しく安全な自転車の乗り方、これにつきましてはマナー、点検の仕方、乗り方の実技を含んでございますけれども、こういったことにつきまして指導を受けております。②といたしまして、特別活動の「安全指導」の時間において、自転車のマナーについて学習をしております。③として長期休業前に交通安全に係る指導を行い、自転車の乗り方やマナーについて指導をしております。

５年生につきましては、①として「交通安全教室」におきまして、小川警察署員、

交通安全協会の方々より、正しく安全な自転車の乗り方、先ほども申しましたけれども、マナー、点検の仕方、乗り方の実技を含む等につきまして、指導を受けております。②として特別活動の「安全指導」の時間におきまして、自転車のマナーについて学習をしています。③として保健学習、体育科でございますけれども、交通事故の防止において、自転車の乗り方に係るマナーについて学ぶということでございます。④といたしますと、長期休業前に交通安全に係る指導を行い、自転車の乗り方やマナーについて指導をしているということになっております。

続いて、6年生でございますけれども、①、「交通安全教室」において、4年生以上6年生までは、先ほど申しましたような自転車の乗り方、指導を受けるということでございます。②といたしますと、特別活動の「安全指導」の時間におきまして、自転車のマナーについて学習をするということになっております。③として家庭科、これは住生活という項目でございますけれども、におきまして、地域社会でのルールやマナーについて学習をする。④といたしまして、長期休業前に交通安全に係る指導を行い、自転車の乗り方やマナーについて指導をする。

なお、朝の会、帰りの会等や事あるごとに、交通安全についての注意を行っております。

続きまして、中学校につきましては、小学校と同様、菅谷中学校の取り組みにつきましてお答えを申し上げます。

1年生につきましては、①として4月13日に小川警察より講師をお呼びいたしまして、自転車の安全な乗り方について実技指導を受けております。その際に、マナーにつきましても指導を受けております。②として4月の第2週の学活の時間を使い、自転車点検を行った後、安全な乗り方と交通ルール及びマナーについて指導を行っております。

2年生につきましては、①として4月第2週の学活の時間を使い、自転車点検を行った後、安全な乗り方と交通ルール及びマナーについて指導を行っております。

3年生につきましては、①として4月第2週の学活の時間を使い、自転車点検を行った後、安全な乗り方と交通ルール及びマナーについて指導を行っております。

なお、小学校と同様、朝の会、帰りの会等で事あるごとに、交通安全についての注意を行っております。

また、小中学校にそれぞれ自転車安全利用指導員を置き、常に注意を促しております。

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（２）から（５）について、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、質問項目１の（２）につきましてお答えをさせていただきます。

事故件数でございますが、平成26年１月から12月までの１年間において、人身事故が73件、物損事故が362件であり、前年と比較をいたしますと、人身事故が２件の減、物損事故が10件の増でございました。発生場所につきましては、交差点での発生件数が圧倒的に多く、国道254号や県道といった幹線道路において多発している状況でございます。

また、交差点以外では、商店や飲食店への出入りの際の事故も多く発生しております。なお、人身事故を引き起こした要因といたしましては、脇見等の前方不注意が全体の半数以上でございました。

次に、（３）につきましてお答えをさせていただきます。

自転車のヘルメット着用につきましては、昨今の自転車ブームもあり、ロードレーサータイプの自転車をよく見かけますが、このような自転車をスポーツと捉えている方々は、必ずヘルメットを着用しているようでございます。

また、本年４月からは、菅谷中、玉ノ岡中の生徒全員に対して嵐丸ステッカー入りのヘルメットを支給しかぶっていただいておりますが、一般にはまだまだ着用率は低い状況にあります。

このような中、埼玉県では平成24年４月に「自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行し、児童生徒及び高齢者の乗車用ヘルメットの着用、その他の交通安全対策を促進するよう努めているところでございます。

町といたしましても、交通安全街頭キャンペーン等の際には、チラシや反射材などを配布するなど、乗車用ヘルメットの着用や反射材の活用に関する普及啓発に努めておりますが、今後もさまざまな機会を活用し、さらなる啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、（４）につきましてお答えをさせていただきます。

ご案内のとおり、道路交通法の規定によりまして、自転車は軽車両に区分され、法令を遵守し、自転車の安全な利用に努めなければならないものとされております。当

然のことながら、自転車の運転者が加害者となることもあり、この場合に高額の損害賠償を求められたケースも多々あるようです。

埼玉県が定めております「自転車の安全な利用の促進に関する条例」では、自転車利用者に対しまして、法令を遵守し、安全な利用を規定するとともに、交通事故により生じた損害を賠償するための保険への加入を努力義務としております。

町といたしましても、県条例の趣旨を踏まえ、交通安全キャンペーンや広報紙などにより、より一層の普及啓発活動を進めてまいります。

次に、(5)につきましてお答えをさせていただきます。

埼玉県の統計では、全交通事故に占める高齢者の割合は、発生件数では18%、負傷者では15%、死傷者では45%と、いずれも高い割合を示しており、高齢者の交通事故対策は大きな課題と捉えております。

これまで町では、警察署や関係機関等との連携により、高齢者を対象とした交通安全教室の開催や「高齢者世帯訪問」といたしまして、70歳以上の高齢者のお宅を警察、民生委員さんとともに訪問させていただき、手づくりのマスコットと啓発品を手渡しながら、交通安全、防犯などのお話をするなど、広報啓発活動を行ってまいりました。

また、チャイルドシートにつきましては、県からのチラシ、啓発品などを活用いたしまして、年4回の交通安全街頭キャンペーンにより広報活動を行っておりますが、引き続き町広報紙やホームページなどを活用し、さらなる啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目(6)について、金井町民課長。

○金井敏明町民課長 質問項目の(6)につきましてお答えいたします。

町が取り扱っている市町村交通災害共済の加入状況であります。平成27年5月1日現在、加入者数は一般が2,190名、中学生以下146名、計2,336名、加入率は12.8%となっております。

次に、市町村交通災害共済に請求のあった事故件数は、平成25年度は9件あり、平成26年度は5件ございました。また、市町村交通災害共済において支払われた見舞金は、平成25年度が60万9,000円、平成26年度が28万4,000円ございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、前回、私質問したときに、役場の駐車場のほうに出入りするときに危険であると、白線等が消えていると、そのような質問をさせていただきました。その結果、大至急、現在きれいになっておりまして、事故に遭いそうになった方からは、とてもありがたかったというようなお話等がいただいておりますので、ここで報告させていただきますけれども、大変な事故が起きなかった、寸前に対応ができたというふうにつながっていくかなというふうに思いますので、ありがとうございました。

それでは、まず（1）からでございますけれども、菅谷の小学校を例にということですが、これは3校ともそれぞれ同じだというふうな取り組みだということですが、まず、私は学校だけの生徒だけに指導したり、あるいはマナーを学ばせたり、事故の関係をご指導なさっているということは、とてももちろんいいことですが、ある面では保護者とご一緒に、そういったことを実施は考えていないのか、あるいは実施したことがあるのかということが1点でございます。

それと、こういった中で、ルール、マナーをしっかりと勉強しながら、そのとおりに自転車に乗っているわけでございますけれども、特に歩道を通るときにつきましては、例外はそういったことは認められているわけですが、なかなか1列に通らないで、横に3人なり4人なりで通っているの、歩道を通っている歩行者が少し危険なことを感じたとか、あるいは後ろからちょっとどんとしたとか、そんなようなお話等もいただいておりますので、このことにつきましてどんなふうに……

○青柳賢治議長 松本美子議員、一問一答でございますから、最初の一番目の保護者についての、そこは答弁求めますね、よろしいですね。

○12番（松本美子議員） 保護者の関係をお願いいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

保護者と一緒というケースがあったかということでございますけれども、私が知っている限りでは、学校の授業の一環としてやっております関係上、保護者と一緒というのは、ちょっと記憶にございません。確かめたわけではございませんけれども、そういった状況になるかと思えます。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） そうしますと、やはり家から出るときは、家族が送り出すというふうなことになるわけですので、特に全体か、あるいは学年の保護者会か、何かそういうものがありますよね。そういうときには、できる限り、保護者のほうにもご注意をしていただきたいということで、一緒にともに親子で進んでいくのが、やはりこういった事故にもつながらずいいのかなというふうに思います。

ですから、今後につきましてですけども、そういった対策をぜひともとれるか、とっていただきたいと思いますし私は思っていますけれども、その辺をお聞きます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 学校の現場のお話でございますので、こういったご要望をいただいたということで、校長会等でご検討を促すということでしたと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） ぜひ学校のほうで検討していただき、実施ができますようお願いをいたします。

それと、どんなにルールとかマナーとかを教え込んでも事故はつきもので、残念ながら事故が起きてしまったというようなことにもつながってくると思いますけれども、この中で（1）なのですが、自転車の点検というようなものが私のほうで質問をさせていただいております。

それにつきましては、各学年ごとに自転車の点検をするときには、専門者が必ず来て点検をしているのか、お尋ねをさせていただきます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、小川警察署の方とか、それから交通安全協会の方々で見させていただいて、これが不都合なところは直すというような指導をして乗らせているということになるかと思えます。

ですから、サイクルショップとかの専門家の方に1台1台点検しているということではございませんで、小川警察の方を中心に指導を行っているということでございま

す。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） 以前になると思いますけれども、地域の自転車、今は余り自転車の商売をしている方も少なくはなっていますけれども、そういう方たちが、ボランティアだったのだとは思いますが、この点検のときには一緒になりまして、専門の目からきちっと見て、悪いところは直し、あるいは合格点というか、そういったようなことも過去にはあったというふうな記憶があるのですけれども、その辺もやはり警察の見方、あるいは交通安全の協会の見方といっても、少し私にしますと甘いかなというふうに思いますので、今後はそういった方たちもお願いをして、一緒に点検の日には出ていただけるというふうな方向は考えられないでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

サイクルショップの組合があるかどうか、ちょっと私、今現在、存じて上げてないのですけれども、先ほどと同様、校長会等に諮りながら、そういうことが可能かどうか、またそういった業者の組合等にお願いできるか等もありますので、その辺は相談させていただきたいと思います。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） そうしますと、ぜひこの2点につきましては、今後の課題とどうか、検討していただき、前向きな方向でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、(2)のほうに移らせていただきますけれども、まず、事故件数につきましての報告等はいただきました。なかなかこういった細かい事故につきましては、まずまずあるのだなというふうに改めて思ったわけですが、この中で人身事故が73、あるいは物損が362というふうにありました。それから、少しですが、人身の場合には減っていると、あるいは物損が少しふえたということですが、この年齢別といいましようか、まずは小さいお子さんなのか、高齢者なのか、その辺につきましてのことをお尋ねをさせていただければと思っています。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

年齢別ということでございます。人身事故について統計がございますので、そちらでお答えをさせていただきたいと思いますが、中学生、人身事故によりまして、平成26年1年間で、延べ98人の方が何かしらのけが等をされているということでございますが、中学生を含めた子供さんが全体の17.3%、高齢者も同様でございます、17.3%、30代も全く同数と、この中学生までの子供さん、65歳以上の高齢者、30代、この3つの世代というのでしょうかね、この世代が全世代の中では多いというような結果になっております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） そういったデータの中から見ますと、やっぱりまだどれが一番というようなわけではないですけども、中学生の通学、登下校の関係には、やはり危険がかなり伴っているというふうになるわけですけども、中学生の場合ですけども、これは下校のときのほうがやはりクラブ活動、いろいろやっていますので、どうしても日没というような関係も出てきますから多くなってくるのでしょうか。

また、そのときの事故に対しての対応といましようか、そういうものはやはり防犯灯もかなりついてはいますけれども、内容的にもうちよっと詳しく教えてもらえればと思っています。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

時間帯、どのような時間帯に事故が多発しているかというご質問でございますが、これは埼玉県全体の統計というものがございまして、そちらで申し上げたいと思います。

これは死亡事故、負傷事故を含めた人身事故ということでお答えをさせていただきますが、やはり多く発生しているのは午後の4時から6時、この時間帯並びに朝の8時から10時、やはり朝と夕方と、とかく時間がない中で移動しなければならないと、こういった時間帯に多く発生をしているというようなことが見られるというふうに思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） それでは、また中学校の関係になりますけれども、教育委員会のほうの関係で、すみませんが、こういった年間で98名事故に遭っているということになりますと、学校の対応としましては、どんなふうな対応をしたのかをお尋ねします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

全体的な事故件数というのが、ちょっと私、今手元に資料はないのですが、昨年の自転車の事故報告が教育委員会に上がってきたものにつきましては2件ございました。それから、今年度1件でございまして、もちろんこれは管理職も含め、担当教諭、すぐ現場に行って確認して、それぞれ保護者に連絡をするなり、その状況によって対応をとっているという状況でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） そうしますと、やはり町長部局と教育委員会部局ということになりますと、これだけの開きがあって、学校関係でありながら98の中学生の事故というものを余り教育委員会としては学校関係では把握ができていないと、そういった報告もお互いにとってないということによろしいのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 先ほど申しましたように、自転車での交通事故、絡んだということで件数としてお答えをさせていただいております、全体的な交通事故ということでございますと、今現在、資料を持ち合わせてございませんので、申しわけないのですが、重篤な事故というのは特に、私の記憶には、昨年、今年度に限ってでございますけれども、記憶は余りないというのが実情でございます。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） ちょっと私、理解ができなかったかなというふうに今、感じているのですが、そうしますと、地域支援課のほうでの答弁につきましては、26年度については中学生が98ということですか。私のほうで勘違いをしていますか。もう一度お願いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

最初の答弁の中でまず申し上げました。平成26年1月から12月までの間で、嵐山町内で人身事故が73件ございましたというふうに、私、答弁をさせていただきました。

この73件というのは、当然、子供さんを含めて、子供さんから高齢者まで全世代にわたって町内で73件事故がございましたと、先ほど98ということで申し上げました。

この98という数字は、73件の人身事故で98名の方が何かしらの負傷を負ったというような数字で答弁をさせていただいたところでございます。確認ですが、98名が全て中学生ということでは、当然ございません。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） 大変失礼いたしました。よくわかりましたので、ありがとうございました。

そうしますと、このときの事故の関係になりますけれども、すみません、1、2、3と分けてありますから、この2番につきましては、夕方の4時から6時ぐらいの事故がかなり多いということですが、それともう一点、この中には丁字路とか、何かそういった部分もどのくらい入っているのかちょっとわかりませんが、そこまでの分、請求はしていないでしょうか。

事故の内容について、あるいは交差点なのか、あるいは丁字路なのかということで質問には出しておりますので、もし分析してあるようでしたらお答えいただき、ないようでしたら結構です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

警察の統計上は、十字路あるいは丁字路、こういったものも交差点というような捉え方をしておる統計になっておりますので、議員さんご質問の中で、交差点や丁字路というふうにあります、これを含めて交差点ということでご答弁をさせていただいたところでございます。

なお、警察の統計上は、交差点とあとは単路と言っているのですけれども、直線道

路ですね、そういったところの区分というような統計をしているようでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） わかりました。大変ありがとうございました。

それでは、次に進めていきますけれども、お願いします。

まず、(3)ですけれども、自転車に乗るときのヘルメット着用とか反射材の関係を伺いますけれども、お答えをいただきましたが、なかなか大きくなっていく中学生につきましてのヘルメット着用は、帰りがけなんかにつきましては、学校周辺で見ますとかなりかぶっています。それから、だんだん家路に着く、近くにつきましては、これから特に暑いということもあるのかもしれませんが、外して、自転車に乗って、歩道いっぱいに通って行くというような関係をかなりこのごろは見るようになりました。

そういった中で、ヘルメットは学校のほうで対応していますけれども、反射材の関係は、今の時点ではキャンペーンや何かのときには使っていますよというようではありますが、これを全体の児童、あるいは高齢者の関係には配布というか、そういったような考えは、費用的なものがかかるか、それはわかりませんが、今の時点ではどんなふうなお考えを、質問の中から考えまして、回答いただければありがたいのですが、お願いをいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほどの冒頭の答弁の中では申し上げました。この反射材の利用につきましては、埼玉県条例の中でも、こういった反射材の装着等、交通安全対策に努めなければならないということで、自転車利用者の責務として規定をしておるところでございます。

埼玉県を含めて、町のほうでもこういったものの普及に今後努めていくと、そういった機会としては、いろんなキャンペーン、あるいは高齢者というご質問でございますので、高齢者の方々が集まるような機会、そういったところにおいて、今後、必要に応じて配布等ができればというふうには考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） そうしますと、高齢者はどのくらいの方が自転車に乗っているか、私のほうも調査したわけではありませので、わかりませんが、幾分このごろでは少なくなってきたのかなというふうには思っております。

それは、年齢とともに危険というようなものも考えてかなというふうを考えていますけれども、反射材を使うことによって、自転車なり、体なりにつけておくということは、自動車あるいは人と人との接触というか、そういうものもかなり減ってまいりますので、ぜひともこれは子供、学生さん、あるいは高齢者全町民に対しまして、自転車に乗る方につきましては、特に、それから今は歩け歩けですか、そういったようなことも結構、健康のためにやっている方も多いですから、その辺の対応を予算がかかると思いますけれども、対応していただき、交通事故に遭わないようにできればというふうに思いますけれども、町長に伺いますが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

反射材についてのお話でございますけれども、要するに目立たせるということだと思っております。ですので、今、いろんな売り屋さんに行きますと、目立つような自転車に乗るウエア、また靴、帽子、手袋、それからたすきですとか、いろんなものがあるわけです。ですから、そういうものを臨機応変に活用していただくということに尽きるのかなと思うのですけれども、そういった意識づけというか、交通安全に対する予防策、それぞれ個人個人でいろんな対策を練って、ウォーキングをしていただいたり、自転車に乗る場合もあるでしょうし、いろんな形をとっていただいておりますので、課長答弁でありましたように、機会を捉えて、町でもいろんな啓発をしていきたいというふうに思っています。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） そうしますと、反射材プラスヘルメットというような形になってくるわけですが、それは高齢者にもしっかりと時を捉えてということですが、指導していただきながら、できればいち早く、ヘルメットだと結構な金額もすると思いますけれども、反射材はそんなに高いものではない。

ですから、それぞれが各地域で地域おこしみたいなのでもやっておりますけれども、そういう中ででも検討していただけるように、町のほうからのぜひとも指導というか、

区長さんでも結構ですけども、そういった方向での定着をしていただけるような方向づけをしていただきながら、ある面では町のほうで予算を組みながら、そういったことで今後の取り組みをぜひともお願いできればと思いますが、よろしくお願いをします。これは要望で結構ですので、お願いいたします。

では、次に進ませていただきます。

それでは、(4)に移らせていただきますけれども、自転車に乗っていても、ちゃんとルールを守りながら左側通行、あるいは歩道の関係を通りましても、事故というものは必ずつきものというふうに考えていくのが、私は筋だなというふうにも思っております。

そういったことを踏まえて質問をいたしているわけですけども、まず、学校のほうで自転車通学というようなものが、許可をなさっているわけですから、やはり事故を起こしますと、必ず起こした方、あるいは相手方に対しての補償とか、いろいろなものが必要になってくるわけですけども、保険加入の関係なのですが、どんなふうに現状はなっているのか、お尋ねをします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えします。

前回、前々回の議会だったと思うのですけれども、今、強制というよりも任意で、多分学校から任意の保険の案内をしているということになっているかと思えます。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番(松本美子議員) 学校のほうは保険加入は任意ということですね。そうしますと、一般的な町民に対しても任意ということになっているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほど、何度か県条例というお話をさせていただきました。こういった条例の中にも損害賠償を行わなければならない事態を想定して、そういった保険に加入をしてくださいよと、こういうような努力義務がなされています。ということでございますので、これは強制ではなくて任意というふうに捉えていただいてよろしいかと思えます。

なお、例えば、自転車を購入するときに、制度としてはTSマーク付帯保険という

ものがあるのです。こういった購入をされるときに、自転車整備士さんに点検をしていただいて、こういうTSマークつき保険に加入をした、そういった自転車を購入をしていただいて、安全にご利用いただくというのが、最善かなというふうには思います。

あと保険については、一般的な、例えば傷害保険であったり、損害賠償保険であったりだとか、そういったものについて個人的に加入をしていただくと、町といたしましてはそういった保険への加入、こういったことについても、普及啓発を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） そうですか、現状は任意だからということで、余り先には進まない、今現在は進んでいないというか、それだと事故を起こしてしまったり、事故に遭ったり、被害者、加害者ということになりますけれども、そういった場合はお互いに話し合って解決していけばいいのではないですかと、そういうような感覚ですか。

それだと少し、まして学校なんかだと許可が出ているわけですよ。全体町民に対しては、乗りたい人が乗っているのだというような感覚でも仕方ないですけども、そうしますと学校関係では、その辺のこともしっかりと取り組んでいくべきではないかなと思っているのです。あくまでもそのヘルメットやなんかだけを着用ということではなく、事故を起こしたときのことでですよ、お互いにそれは加害者も被害者も大変な目に遭うというふうになると思うのです。ですから、そのところもきちっとした補償的なものが組み込んであるほうが、万が一のときにはお互いに助かるというふうに思っていますけれども、まずは学校関係聞いて、啓発のほうの関係は、今後、あくまでも県の関係ですからというような、両方になってしまってすみませんけれども、思って、進め方としてはいかがなのですか。学校のほうで、すみません。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

以前、学校ごとにPTAで団体でというような動きがずっとあったのかと思うのです。ただ、この何年かになるかと思えますけれども、私の記憶によります、詳しい資

料をちょっと持っていないので何とも言えないのですけれども、それぞれ自己責任ということで、お金のことももちろんありますから、なるべく保険には入るようにというような指導はしていると思いますけれども、強制的にという形で自転車通学の中に、なるべく加入を、どういう形にしる保険をとすることはもちろんお話はさせていただいていると思うのですけれども、これはあくまでも任意ということで強制加入ということにはなっておらないかと、このように考えております。

また、せんだってご案内のとおり、6月1日ですか、道路交通法の改正に伴いまして、自転車のことが変更になったという通知を、地域支援課長名で学校のほうにもご案内をさせていただいて、周知徹底を図ると、子供たち、父兄にですね、そういったような通知文を出して、安全対策になるように今努めておるところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 次に、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほど自転車利用者の責務としまして、そういった保険に加入するよう努めなければならないというような県条例が定まっているということで答弁をさせていただきましたが、同じ県条例の中には、事業者に対してもこのように努めてくださいということがあります。

その中では、購入者に対して、自転車損害保険への加入の必要性について、情報の提供、あるいは助言に努めなければならないというようなことも規定がされております。自転車利用者はこうです、事業者、販売するときにはこうですというようなことがあります、それに加えて、警察だとか町だとか、こういったところがこれは一般に広くそういった啓発活動を行っていくと、こういったいろんな取り組みを行う中で、この自転車の損害保険への加入というものが普及をしてくれば望ましいなというふうには思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） 大分、この学校関係の答弁と、それから地域支援課課長さんの答弁では温度差があるなというふうに、今感じましたけれども、町全体が一体化をして考えていただきたいなというふうなもの1点あります。

それは、確かにそれは事業者の自転車屋さんなり売る方が、そういった指導なこと

はしているのは知っています。ですけれども、なかなかそのときは保険のところまでは加入してまでというふうを買う人も少ないというので、質問しているわけなのですが、学校関係では学校のほうでこれからは子供さん、あるいは保護者へも周知徹底をしていきたいということですから、できましたら行政の執行側のほうの地域支援課さんも担当ですから、そういったことを広報でも、誰にでもそのときそのときのPRの冊子でも何でもつくっていただいて、そういったことを配布しながら、事故に遭わないように、事故しないようにというふうなことをやっていただければありがたいと思いますけれども、その辺、いかがですか。学校関係はぜひお願いしたいということだと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただいております。

現状で、このような保険への加入の普及啓発活動、全く行っていないということではございませんので、ですから機会を捉えて現在も行っておりますし、今後もういったことに取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） それでは、地域支援課、あるいはこども課のほうの関係で、それぞれの分野でしっかりと町民のために取り組んでいただき、今後も啓蒙啓発ということでもよろしくお願いをしたい。

それと、できましたならば、特に学校関係につきましては、保険加入はできれば勧めただけであれば、強制というわけにはいかないということはわかっていますけれども、そういう方向性で考えていただければありがたいかなというふうにも感じております。ある面では要望という形になると思いますけれども、お願いをいたします。

では、次へ参ります。

それでは、（５）に入ると思いますけれども、高齢者とチャイルドシートということで、着用のこと、あるいは安全指導ということでお尋ねをしているわけですが、事故の関係につきましては答弁の中にもございまして、ある程度はわかりました。または、警察、あるいは民生委員さんのほうから70歳以上の高齢者に対しましては、お宅のほうに訪問をさせていただいて、手づくりのマスコットとか、ある

いは啓発品ですか、そういったものをお渡しをしていますよというような答弁等があったと思います。

これにつきましては、年に何回ぐらい、1回なのでしょうか、それとももう少しの回数を分けて訪問をしながら、安全のお話をしたり、どういう形で各家庭に訪問をしているのか、お尋ねします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

高齢者世帯訪問につきましては、主体といたしましては交通安全母の会さんを主体といたしまして、年に1回実施をしていただいております。実施につきましては、全地区というわけにはまいりませんので、ある一定の範囲内、地域を限定をいたしまして、その地域にお住まいの高齢者の方を直接訪ねていると、こういった運動を毎年毎年、繰り返しているということでございます。

交通安全に関する啓発活動につきましては、これをやればもうこれで大丈夫ということはないというふうに思っております。やはり、日々の地道な活動、こういったものを通して、町民の皆様が交通安全に対する意識を高めていただくというようなことを目指しているというところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） そういたしますと、年に1回、母の会が訪問をいたして、全町の中というわけにはいかないということのようですが、一定の地域というようなお話が出ました。その中で、嵐山町を大きく分けて、独居の数、老人の世帯の方、あるいは老老世帯の方とか、いろいろいらっしゃいますけれども、それは何ブロックかに分けて、年に1回実施しているという解釈でよろしいですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

これまでの実績で申し上げますと、行政区、1年に1つ、あるいは2つの行政区を対象として、実施をしておるということでございます。何分にも母の会の会員さんもそれほど多くはございませんので、できる範囲内でご活動していただいているという

ような状況でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） こちらの答弁の中にも、警察、あるいは民生委員というような関係が出てきていますけれども、母の会は母の会、民生委員さんの活動といたしましても、これに合体をして、一緒に自分の地域は民生委員さんよくわかっていますので、その辺を回るときはご一緒をお願いできるというような考え方、答弁から言いますと、考えているようですが、その辺は実際はどのようなのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

やはり見ず知らずの方が、突然、高齢者を訪問していろいろお話を聞いていただけるという状況もそうは多くないとは思っております。

そういったことを考えまして、地域の、特に高齢者の方と顔なじみの民生委員さんにご協力をいただきまして、訪問する際には同行をいただいていると、安心してお話を聞いていただけるというような状況をつくって、啓発活動に努めているというところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） 例えば警察と、高齢者のお宅を警察というような言葉が出ていますけれども、これはあえて警察が一緒に行くということは、特別に何かがあるとかないとかということではなく、啓蒙的なものとか啓発的なものでご一緒していただくときもあると、ありましたと、そういうようなことですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 今の議員さんのお話のとおりでございます。必要に応じてということでお考えいただければと思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） 引き続き安全の指導というか、安全対策というか、そういう

点では、民生委員さんとか、あるいは警察ですか、そういった方たち、母の会ですか、そういった方たちが中心になって動いているというようなことでございますので、引き続き安全で生活ができますようお願いをしながら、今後ともぜひとも活動をお願いして、この（５）番につきましては、終わらせていただきたいと思います。

それでは、（６）に入らせていただきますけれども、お願いいたします。

まず、交通災害保険の加入状況ということでお尋ねを私のほうがしておりまして、件数的なものはこちらのほうに答弁がございました。そういった中で、大分加入率が12.8%とは随分少ないなというふうに考えていました。それは、区長さんを通じて、区長代理さん、あるいは班長さんとか、そういった下へ流し方で用紙を配っていますという、吉田については配っています。

そういうふうな観点から、やはりいろんな保険にも加入をいたしておりますので、まあいいやというか、何回入っても事故にも遭わなくて、おかげさまで、遭わないからいいかなと、そういうような安易な気持ちで入らない方たちの話も結構、聞いています。

それと、回覧で回ってくるだけですから、どっちでもいいかなというような考え方になって入らないと、そういうような感じの方も結構おりますので、ここのせっかくのこういう制度でございますので、たまたま事故に遭った方は助かりましたというような意見もいっぱい聞いておりますので、もう少し加入率を上げるためには、執行側といたしましては区長さんの区長会のときにお話するのでしょうか、それでほかの方法を取り入れてやると、取り入れたほうが私はいいと思って質問していますから、お聞きしますけれども、何か啓蒙啓発という形で、現実的に実施をするというような計画というか、これから計画を立てたいというか、ちょっとそんなようなことは考えたことはございますか。お尋ねします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 お答え申し上げます。

先ほど議員さんのおっしゃるとおり、加入の推進につきましては、区長さんを通じましてパンフレット、それから加入の申込書、それから加入についてのご案内といったような資料を回覧ではなくて、戸別配布という形で区長さんをお願いいたしましてしてございます。

また、こちら加入につきましては、任意加入ということでございますので、加入率が低いということでございますが、なかなか民間の保険等が充実してきたとか、そういったことも原因の一つにあるのかなということはございますが、町といたしましても、ホームページでのお知らせですとか、それからまたしかるべき時期に広報への掲載、それとあと埼玉県各市町村の総合事務組合のほうから時期になりますと、ポスター等が送られてまいりますので、それらを役場や交流センター等に掲示して、啓発のほうを引き続き図ってまいりたいと存じます。

以上です。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） それと、事故件数の関係を答弁していただきました。余り多くないのでよかったかと、ある面では安心いたしております。

そういった中で、25年度につきましては、これ見舞金が60万9,000円と、あるいは26年度はぐっと減りまして28万4,000円だったということですが、もうちょっとこの内部を、細部というのですか、もしわかりましたならば、最高額の見舞金が出た方が何人とか、その辺のところをもし整理してありましたらお尋ねします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 お答え申し上げます。

見舞金の支払い区分というものがございまして、死亡の場合が120万円、それと傷害が1と傷害2という3つの区分に分かれてございます。傷害1の場合につきましては、見舞金を請求するときに必要な書類の中で、交通事故証明書というものが得られた場合が傷害1ということで、入院1日につき2,000円、それから通院、往診については1日につき1,000円、それから傷害2といたしまして、交通事故証明書が得られない場合ということで、こちらにつきましては入院、通院、往診とも1日につき1,000円ということでございます。

具体的な内訳ということでございますが、ちょっと今どのくらいの人が幾らぐらいでという個別の資料が手元にはございませんので、ご了承いただければと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） では、最後にもう一回だけ質問させていただきますけれども、

まず今、答弁していただいたものにつきましては、ある程度、大きな事故ですよ。そういったものだと思います。そのほかに、例えば自転車でぶつかりまして転んだ、それでけがをしました。医者に行かなければ、もちろんだめですけれども、この事故申請といいましょうか、それに対してどなたかが証明してくれるというのでしょうか、その辺のところの対応についてお尋ねします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 お答えいたします。

先ほど申しあげました災害区分の中で、傷害1、傷害2ということの中で、交通事故証明書が得られない場合というのがございます。それにつきましては、検認というのですか、第三者の方に事故がありましたということで証明をつくっていただければ、事故の申請をしていただいて、見舞金が支払われるということになってございます。以上です。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） ごめんなさい、ちょっと私のほうが聞き方があれかな、質問の仕方がうまくなかったかなというふうに感じたのですけれども、そうでなくて、自転車に乗っていますよね。乗っていて、自転車同士、あるいは歩いている方と、例えば衝突しますよね。そういったときに、転んでけがをしました。そういった中で、もちろんけがをすれば医者へ通うわけですけれども、そういったときの申請の仕方というんですか、それには自分で例えば転んだだけでも、誰か証明する人がいなくても、いても、医者へ行って、医者の証明が出れば大丈夫なのか、その辺がちょっと聞きたかったのです。傷害の関係になってくると、もちろんこれはわかりますけれども、その辺はすみませんですけれども、もう一度お尋ねします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 お答えいたします。

失礼いたしました。事故の対象となる交通事故につきましては、日本国内の道路上で起きた自動車、バイク、自転車等の交通に接触、または衝突、転落等の事故が該当になるということです。

それで、治療日数ということで、お医者さんの治療ですか、これ3日以上受けたも

のが該当になるということでございますので、医者にかかっただいて、当然、お医者さんの診断書ですか、それとあと事故の状況を報告する申請書と、そういったものが手続には必要になるかと存じます。

以上です。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） 交通事故対策ということで6点にわたって、私、今回質問させていただきましたけれども、引き続き広報、あるいはホームページ、ポスターとかいろいろな方法、口コミとかいろいろあると思うのですけれども、どなたも交通事故に遭わないように、遭ったときには速やかな対応が必要だというふうに考えて質問させていただきましたので、的確なるご答弁もいただきましたが、要望も何点か出させていただきましたので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間は11時20分とさせていただきます。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時20分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○青柳賢治議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号9番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1の生活困窮者自立支援法について、どうぞ。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。それでは、一般質問をしていきたいと思ひます。

1番目の質問ですが、生活困窮者自立支援法についてであります。法律の趣旨を積極的に生かすために、各課連携の体制が必要ではないかと考えます。例えば、税金滞納者について、借金が原因であれば法律相談まで持っていく、また債務整理が必要な

場合は、そうした債務整理をしてもらうことなどを町が勧めていくことが必要であると考えます。町の考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、質問項目1につきましてお答えをいたします。

生活困窮者の自立支援につきましては、埼玉県では法施行前の昨年12月からモデル事業として各種支援を実施しており、法施行に伴い、その支援を強化しております。

嵐山町においては、小川町社会福祉協議会内に設置された自立相談支援センター西部支所の相談支援員と連携し、生活困窮者からの相談に当たっております。

相談内容は、生活困窮に関すること、失業・雇用に関すること、障害者に関すること、高齢者の介護に関すること、母子・児童に関すること、その他日常生活に困っていること等であります。相談があった場合は、相談支援員が訪問調査等を行い、自立支援や生活向上に向けた支援を行います。

また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉施設等と協力しながら、地域でのネットワークづくりを進めております。

生活困窮者や税金滞納者で債務がある方には、法律相談や法テラスの利用を勧めるなどの対応をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 具体的な質問に入る前に、生活困窮者自立支援法には、義務づける事業と任意事業があるわけです。義務づけの部分として相談への対応と、住居確保給付金の支給、この2つは義務づけられているわけですが、任意事業について嵐山町はどのようになっているのか、ちょっと伺いたいと思います。就労準備支援、家計相談支援、困窮家庭の子供への学習支援、これらはどのような対応になっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

先ほど議員おっしゃるとおり、必須の事業といたしまして、自立相談支援事業ということで、これは全て実施をするということになっておりまして、そのほかに任意事

業という形で、一応、就労支援事業という形で職が解雇されたとか、そういうケースの場合にはハローワーク等と連携をし合いながら、一応そちらのほうの紹介をすとか、そちらのほうを勧めているところでございます。

また、学習支援等の関係で言いますと、こちらのほうも任意事業でございますけれども、今年の4月から嵐山町、滑川町、川島町、吉見町の中学生を対象に、学習教室を開催をしているところでございます。これは週1回なのですけれども、こちらのほうを県から委託をされている一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワークというところが委託を受けまして、こちらのほうの中学生の学習教室ということで進めているところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） それでは、ついでに伺いたいのですが、嵐山町からこの任意事業について支援している方は何人くらいいるのか、ちょっと伺いたと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

合計で、この小川町にあります自立支援センターの受け付けで言いますと、4月からこれ7件なのですけれども、この該当する町村というのが、この範囲の地区というのがありまして、担当地区ということになりますと、嵐山町、小川町、滑川町、川島町、吉見町、東秩父村の6町村をこの小川町にあります相談支援センターが受け持っているということでございまして、そこに相談支援員の方が2名常駐をしておるところでございます。

それで、4月からは、この相談件数7件ございまして、そのうち嵐山町では3名の方が相談をしております。

これで、またモデル事業といたしまして、去年の12月からも既に進めているところでございまして、12月からの件数といたしましては、合計で23名いらっしゃいまして、そのうち嵐山町の方7名の方が相談をしているところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか、わかりました。

それで、私の具体的な質問は、各課連携をしておの対応をしておいてほしいということでおなのです。やっぱり一番、あられやすい面というのは税金の滞納だと思おのです。その対応がどのようになっているかをちょっと最初に伺いたいと思おますけれども、滞納の件数、これ一遍に聞いてしまおって大丈夫ですか、一問一答がいいですか。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○9番(川口浩史議員) 一遍に構わない。

○青柳賢治議長 連携のことでしょ。

○9番(川口浩史議員) もう別の話、連携の話、そうそう連携です。

○青柳賢治議長 ですから、連携の話の中で、滞納と、あと何件あります。

○9番(川口浩史議員) 滞納の件数と、あと滞納者への取り立てなんというとおれみたいなんで、ごめんさい、取り立てなんていうすごい言葉しかちょっと今浮かばなくて、ちょっと。

○青柳賢治議長 滞納の件についてでよろしいですね。

○9番(川口浩史議員) そうなのですけれども、そのときの対応の仕方ですね。それから、改善がどのくらいされたのか、その点を伺いたいと思おます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、滞納の件数でございます。これからご説明させていただきますけれども、この数字は直近の27年5月31日現在の数字でございます。決算等経ておりませんので、速報値ということでご了承をいただければと存じます。

まず、件数でございます。5月31日現在で2,812件でございます。これは、固定資産税、町民税、軽自動車税、国保税などです。それぞれの税目で年度ごと、それぞれを1件とカウントした結果がそのトータルが2,812件ということでございます。

滞納されている方の人数につきましては929人でございます。この中で、平成26年度のみ滞納されている方、この方が351人、それから滞納処分の執行停止、執行停止中の方が199人、税金を分納していただいている方、こちらの方が228人となっております。その他、差し押さえ中の方、交付要求中の方、こういった方が15人いらっしゃいます。これらの方を929人から差し引きますと、136人の方が、この中でも分納制約はされておりませんが、納めていただいている方などもいらっしゃいます。滞

納者の方の状況は、このような形になっております。

続いて、対応でございます。税金については、ご案内のとおり納期限内に納めていただかないということになりますと、まず督促状を発布いたします。続いて、対応といたしまして、文書による催告、電話の催告、臨宅徴収などを行います。

こういった取り組みによって、納税、納付につなげていくということで対応させていただいております。そのような形で対応させていただいても、なお反応、納税相談に来ていただくとか、分納していただくとか、そういったことがない方、こういった方については、担税能力の調査をさせていただきます。資力等調査をさせていただくわけでございます。

その結果、これは生活状況、そういったことで担税能力がなかなか難しいと、税金を分納でも納めていただく方、納めていただくことも難しいという方については、この中には処分する財産がない方、あるいは処分することにより、生活困窮してしまうおそれがある方、こういった方については、先ほど申し上げました滞納処分の執行停止を行います。

それ以外の方で、なおかつ納税相談にもお見えにならない、税金を納めていただけないという方については、滞納処分、差し押さえ等を行うというような対応になっております。

3点目の改善された方でございますが、なかなか生活状況まで立ち入ってご案内すると、もし納税相談来ていただいて、ご本人がご希望されて、福祉の窓口につなげるとか、あるいは法律相談やっておりますので、そういったことにつなげると、ご本人のそういったご希望があれば、お話があれば、そういったご紹介もさせていただきます。

3点目の改善者ということでございますが、先ほど申し上げました分納に、税務課、町として見ていきますと、分納されている方を改善者ということで捉えますと228人の方が、そういったことに対応していただいているという状況でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） それなりによくやっただけというのを感じました。この法律の前まで、前からのことですからね、こういうことをやっただけというので了解しました。

生活に困っている人の、その方への対応が待ちだと、待ちというか、待っているだけだとだめだと思えるのです。そういう点で、今注目されているのが滋賀県の野洲市なのです。これNHKでも取り上げられているのかな、私、今、東京新聞のを持ってきているのですけれども、積極的に相談をして、仕事のない方は仕事をしてもらって、その仕事ができるようになって、適切な生活ができるようになって、税金も納められるようになったということでの対応の仕方を今、野洲市は長年かけて、もう10年以上前からこの対応はとっているのですけれども、その野洲市を見本に生活困窮者自立支援法というのができたわけなのです。

ですので、こういう形に持っていければいいなと思うのです。そういうことで、今回、そういう町をつくってほしいということで質問したわけなのですけれども、どっちがいいかな、どうですかね、担当課でやっぱり税金が一番大きいと思うのですけれども、滞納者に対して、野洲市の場合は債務整理の場合は、司法書士や弁護士など法律家に当たってもらうというこういうシステムができているということなのです。

国民年金などは、税務課、ここは税務課ではないですけれども、国民年金の保険料の軽減などをまずやってもらおうと、学校関係の子供がいる場合は、就学援助の、これはすぐできているのか、していると、健康推進課、いきいき課で、ここではメンタルの面での相談に乗っていらっしゃるということなのです。

ですから、1人の人に各課連携をして、その人が元気に生活できるようにということをやっているところなのです。それをやっていていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

各課連携ということで、滞納という方が生活困窮という方になられるかと思うのですけれども、そういった面で税務課とも連携、あるいは学習支援、そういった方のお子さんの学習支援の関係ということであれば、こども課とも連携、いろいろな面で連携をして対応をしてまいりたいと思っております。

また、法律相談とかという件で、やはり小川町にある自立相談支援センターでも、もしそのような弁護士、あるいはそういった法律相談という該当で、そういったとこ

ろでお話を聞きたいということであれば、そういうところにつなげるという形で、同行するというものもしているそうでございますので、そのほうもまた勧めてまいればということで考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） なるほど、そういう形で、ある程度の形ができているということなのですか。

滞納になる一番の理由は、働けなくなることなのです。働けなくなることで、仕事ができる人への支援というものについて、ちょっとどういうふうにお考えか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

特に、病気等でなくて、まだ働けるといふ方につきましては、やはり相談の過程で就労に向けた、そういった準備段階で、そういった訓練等の事業もございまして、そういった機関につなげるとかということで行っていければというふうに思っております。

最終的に、ハローワーク等につなげて、仕事を探して就労できれば、また経済的にもうまく改善していければいいなというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 929人の滞納者、いろいろ改善されてきているわけですが、できてない人がいるわけですね。そうすると、この方たちへの具体的な対応というのをすぐできるということで理解してよろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

その929名の中でもいろいろなケースというものがあると思いますけれども、できる範囲で相談という形で、うちのほうにそういった話、税務課とも連携をするわけですが、そのような形で相談を受けられるという形があれば、進んでそのような

対処をして、生活困窮の場でなくなるような形で事業を進めていければというふうに思っております。

929人全てが、そういった困窮ではなくなるというようなことであれば一番いいわけですけども、その中でも徐々に進めていければというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） やはり、そこの違いがあるのだよね。やっぱり相談に来てもらえればというところの積極的に、税金の徴収は積極的に行くわけです。だけれども、相談は来てくださいということだね。やっぱりなかなかそれでは来る人ばかりではないわけでしょう、相談に来るといふ人はね。というか、絶対数としては少ないのではないのですか、そうでしょう。相談に来るといふ人、分納に来るといふ人は絶対数としては少ないのではないのでしょうか。ちょっとわかんないかな、お答えづらい。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 分納、あるいは相談に来ていただく方が少ないかどうか、これは人数によってその印象が違ってくるかと思えます。

先ほど申しあげました929人につきましては、大変申しわけございません。これは町内と町外の方を合わせた人数でございます。町内の方については滞納者が687人、現年のみの滞納者285人、これ現年というのは26年度でございます。執行停止中の方が118人、分納いただいている方が170人、そのほかの方が11人ということで、これ差し引きますと100人切るぐらいでしょうか。その方の中でも、先ほど申しあげましたが、相談に来ていただいている方もいらっしゃいます。

26年度で、執行停止、滞納処分の執行停止ですね、3月31日で、やはり執行停止処分をさせていただきました。この中で、処分する財産がないなど、資力のない方、この方が41人いらっしゃいました。この中で、ご相談いただいたりしてこういう結果になっているわけですけども、この中で負債を借り入れされている方、確認できているのが6人いらっしゃいました。

議員おっしゃるとおり、相談はこのような形で随時受け付けておりますし、幸いまだ確定値ではないのですけれども、収税率が平成26年度、大分伸びているというような状況がございます。

このようなことを見ますと、それとデータとして確認しますと、嵐山町は滞納処分の件数、金額が県内でもとても少ないほうです。にもかかわらず、納税していただいている率というのが、県内で高いほうに位置しております。これ何意味しているかと言いますと、町民の方々が納税にご理解をいただいて、こういう相談等も来ていただいた結果が、その納税納付率に、収納率につながっているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 嵐山町民は、本当に法の趣旨をよく理解しているのだなというふうに思います。

約100人だと、その方がどういう生活になっているか、支援が必要なのかどうかというのは大事になってくるわけです。ですので、こういう税金の徴収と同じように、こちらから出かけて行って、何かお困り事はありませんかということでの相談を町を挙げてこれして行って、1人のその方が仕事もない中で、今暮らしているのだったら、仕事を見つけてもらうように、先ほどおっしゃったハローワークにつなげていくとお話がありましたようにね。そういう方向をとって行ってほしいと思うのですけれども、町長のほうがいいかな、いかがですか、そういう。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今おっしゃるような状況で町としてはやらせていただいているということです。それで、課長が言ったとおり、あの言葉に尽きると思うのですけれども、納税率は県内でも上位、それでしかも上がっている、それには町民の皆様のご理解があつてという話をしましたけれども、私はさらにもう一つつけ加えたいのは、職員の努力、これがすばらしいなというふうに思っています。

それで、今説明をさせて、最終的なところまでいくまでの経過について、いろいろお話をさせていただきましたけれども、そういうところを通して、それで最後の処分をするわけです。そここのところの処分は少ない、しかし納税率は上がってきている、こここのところをぜひご理解をいただきたいと思うのです。

そういうのが、どういうことかと言ったら、そういう態度が町のほうにあって、それを町民の皆様いろんな人に、その100人にも10人にもご理解がいただけていると

ということだと思っております。

いずれにしても、支払う意思がないということだと、これはお預かりをすることってできないわけです。ですから、そういうような状況が見られる人、相手に対しては徹底した調査、支払い能力ありやなしや、資産がありやなしやというような状況、生活状況はどういう状況か、課長答弁のとおり、もう細かい配慮、そして相手に対する思いやり、それと納税、税収を上げるという責任感、こういうものとのバランスをとりながらやっていただいて、結果とすると埼玉県の中でも誇れる成績が出ているということは、町民の皆様のご理解と、重ねて言いますけれども、職員の努力、これが相まって、こういう状況が生まれているのだなというふうには思っております。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 職員の努力は、町民の意識というのが高いというのはわかりまして、そういうのはだからいいのです。それは評価いたします。やっぱりそういう人ばかりではない。一番、今回の法律というのは、生活困窮者への支援ですから、その支援が必要な人たちに対して、町はどういう態度をとっていくのかと、ただ待っているだけではだめですよということを私は申し上げているんですよ。

100人がある程度わかっているわけですから、その方に対して、何かお困り事はありませんか、いろんな相談事がありますし、社会福祉もこういうのがありますからご利用くださいということをこちらからお話しして、その町民がきちんと働いて、収入を得て税金を払うというふうにしていくシステムをつくっていくことが大事だなというふうに思っております。

この野洲市を私は状況を見まして、こういうまちづくりが大事だなと、本当に温かい町がこういう形でできるのではないかなと思ったのですけどけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 これも課長答弁で先ほど話をしました。今度の社協で今おっしゃるようないろんなものに対して対応、それがどういうことをやっているか、町はやっているかという話だと思っておりますけれども、それをやっているから丁寧に事細かく親切に、そして相手のところに届いているから、小川のところにも説明にと、あるいは相談に行っている件数は、ほかの町村よりぐんと多いわけです。そういうところにあらわれ

ているなというふうに、私は理解をしております、職員の努力、これもすばらしいなというふうに思って、この法の趣旨をしっかりと生かして動いてくれていると、そういうふうに理解しています。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） どうもすれ違うな。でも、全員ではないわけです。この100人という人数がいるわけです。この中には悪意を持っている人もいるでしょう。そういう人には、私は厳しく対応すべきだと思います。払う能力がありながら、払わないような人に対しては。

しかし、そういう人たちではなくて、支援の必要な人に対して、町は積極的に出て行って、お話をさせていただけないかということをお願いしているのです。今で十分だ、十分な面はありますけれども、まだ十分でない面があるから、私は申し上げているんです。いかがですかね。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっとご理解いただけていないかなと思うのですが、全てが結果で出ているのだと思うのです。ですから、嵐山町の対応というのは今のところ決して他の市町村に負けた対応をとっていないというふうに、私は思っています。

ただ、完璧かということになると、どこかに水が漏れているところはあるかもしれない。しかし、それはこれから努力をして、水が漏れることのないような形にしなければいけない、これは当然なことですが、職員とともに一生懸命努力をしていきたいというふうに思っています。

ですから、ほかのところよりこれおかしいではないかとか、こんなことどうなんだと言われるようなことがないように、少なくなるように、そして日々の努力、相手に対する思いやりがどう届くかというこの思いで行政に携わっていきたい、職員とともに力を合わせていきたいと思っています。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この法律の趣旨にどうか、法を必要としている町民がこの100人の中にいるかもしれない。そういう人に対して、今現状では別に相談に来てくれるわけでもないわけですから、漏れている可能性があるわけです。そういう人に対して、こちらから呼びかけていってほしいということでお話ししてきたわけですから

も、町長は頑として現状でいいのだということでもありますので、温かいまちづくりを進めていくには、こうしたところにも気を配れる町でないといけないなというふうに思うのです。

私が気に入ったのは、野洲市では滞納者に対して温かい視線と態度で対応しているのだと、これ全職員に意識づけをするように、これ市長がそういうお話でしていますけれども、そういう対応が滞納者に対しては必要です。

先ほど申しましたように、払う意思のない人に対しては、私は、それは厳しくやってください。そうでない法律を必要とする人に対しては、温かい目で見えてほしいというふうに思います。これ要望でいいです。

次に、移ります。後期高齢者医療の医療費補助についてであります。

東京日の出町は、医療費を全額補助していて、全国及び東京に比較して、1人当たりの医療費が低くなっているわけです。本町でも、こうした事例から全額補助を考えていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 それでは、質問項目2につきましてお答えいたします。

東京都日の出町では、議員さんのご指摘のとおり、75歳以上の高齢者医療費の無料化を行っております。

平成25年度の1人当たりの後期高齢者医療費を比較してみますと、嵐山町が81万7,370円、東京都が83万8,965円に対し、日の出町は64万1,158円で、嵐山町と比べると17万6,212円低く、東京都に比べると19万7,807円低くなっております。

日の出町と嵐山町の財政状況を比較いたしますと、平成25年度の決算では、嵐山町の歳入合計約62億8,000万円に対し、日の出町は約90億4,000万円となっており、その差は27億6,000万円多額となっています。

これは、日の出町には東京都の埋め立て最終処分場があって、毎年莫大な交付金が歳入されています。このことによって、後期高齢者医療の医療費の無料化が図られているのではないかと承知しています。

嵐山町の平成26年度後期高齢者医療の総医療費は、約18億661万円であり、被保険者の約96%の人の一部負担金が1割負担であります。仮に、自己負担分の医療費補助をする場合、約1億8,066万円の負担が毎年必要となります。医療費は年々増加し、

今後増加することが予想される中で、さらに一部負担金の補助をすることは、町の財政事情を考慮いたしますと、非常に厳しい状況であると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 青柳賢治議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。午後の再開の時間は1時30分といたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時30分

- 青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口浩史議員の一般質問を続行します。

川口浩史議員、再質問からどうぞ。

- 9番(川口浩史議員) 日の出町と嵐山町の1人当たりの金額ですが、17万6,212円低いわけです。これは、大変大きな数字ではないかというふうに思うのです。埼玉県と嵐山町、これ埼玉県のほうが高いのですけれども、嵐山のほうが低いですが、幾ら、25年度で見ますと2万3,722円なのです。ですので、こうした金額からしても、いかに日の出町が低く抑えられているかということが言えるわけです。これ大変魅力ではないかと思うのですけれども、いかがですか、率直な感想をちょっと伺いたいと思います。

- 青柳賢治議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

- 金井敏明町民課長 お答え申し上げます。

確かに日の出町につきましては、かなり低い医療費の水準となっております。どのような理由で、具体的な要因というのはわかりませんが、もし嵐山町でもいろんな施策の中で医療費等が抑えられて、低くなるようなことができれば好ましいことだと考えます。

- 青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

- 9番(川口浩史議員) 町長に伺いたいのですが、大変な金額です。1人当たりで17万6,000円ですからね。これだけ嵐山町と比較して低いのですから、これは嵐山でも取り入れられていけば、やったほうがいいのではないかというふうに、そういうお気持ちにはならないですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お考えいろいろあると思うのですけれども、課長答弁に尽きると思うのです。まさにこれいい答弁したなと思っているのですけれども、このとおりだと思うのです。

ですから、こここのところにどうするかと言ったら、今のこの1年間の医療費の総額が下がるように、どう取り組んでいったらいいかということだと思います。かからないで済む、これが一番だと思うので、その方向に、ですから健康事業にいろいろ取り組んでいるし、特に高齢者の皆様にはいろんな形のスポーツにも取り組んでいただいて、1人1スポーツを通して、さらに健康をつくっていただくと、それが結果的にこういう形に嵐山町の医療費のところにもはね返ってくる。

ですから、ご審議をいただいてご了解いただいて出しております嵐山町のシルバー人材センター等に対する補助金についても、こういった方向に行くような一つの手段としてとらせていただいているということだと思います。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 嵐山もいろいろ施策はやっているわけです。やっている中で、これだけの金額の差が出るということは、私は何が要因なのかということでは、課長は研究する必要はあると思うのですが、すぐ入れろなんて私、言っているのではなくてね。

それで、自己負担ゼロにしたのは、平成21年からなのだと、聞きました、確認した。私も電話で確認したのですけれども、平成20年から平成22年、このすごい勢いで上がっているのです。平成20年のときは、1人当たりが約50万円、それが21年では60万円になり、22年は66万ぐらいにはなっているのかな。もし課長が正確な数字、聞いているのであれば、このグラフから見まして、すごい勢いで上がってきているわけなのです。

平成21年に全部医療費を無料化にしまして、22年以降は落ち着いてきたということが言えると思うのですけれども、やはりいろんな施策をやることは大変結構なことだと思うのですけれども、これは大きなファクター持っているのではないかなと思うのです。医療費ゼロにすることによって、結果的に後期医療の医療費が下がるということを事実で示しているわけですからね。いかがですか、ぜひ研究していただけないで

しょうか。

〔「質問ですか」と言う人あり〕

○9番（川口浩史議員） 質問です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 内容をちょっと理解してませんので、わかりません。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これだけいいものを内容を理解していないからやらないよなんて、何なのですか、大体ね。

最少の経費で最大の効果を上げるというのは、皆さん執行部の仕事でしょう。やる気あるのですか、それを。ちょっと聞きたいですよ、やる気あるのかどうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 最少の費用で最大の効果を上げる、これは法で決められていることで、毎日守っています。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） でしたら、これ研究すべきですよ。私は結果的に嵐山で無理だという結果になるかもしれないけれども、研究はすべきだと思います。日の出町でこれだけ安く抑えられているというものを、嵐山でも低く抑えられれば結構なことではないですか。やらないというのは何なのですかと、私は思います。

本当に毎日、最少の経費で云々とやっていますと言ったけれども、これについてはやらないのではないですか。やらないのでしょうか。これやらない理由、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 何を怒られているんだかわからないのですけれども、この数値も各自治体によって、全部違うわけです。どこかが一番低いところがあって、どこかが一番高いところあるわけです。高いところは低くしようとしているわけです。しかし、何をどうやってどうなるっていうのが、具体的なものが何もないわけです。

ですから、いろんな手を使って、いろんな考え方を使って、そして個々の人たちに

下げるためのそういうご理解をいただいて、そういうことを各自治体も競い合っていてやっているわけです。それで、嵐山町は皆さんのご協力を得て、それでこのところまでこう落ち着いてきているということです。

ですので、これからもその努力は引き続いて、さらにしていかなければいけないというのは、議員さんとすっかり同じ考えです。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 同じではないのです。嵐山と、25年度で比較しても17万6,000円も安いのですから、これは2万や3万の県との違いの額ではないのですからね。

これ以上言ってもやる気ないのでしょうかから、本当に困ったことだなと思います。こういう医療費が安く抑えられている、こういうものを示しても、やらないなんていう、おおよそ私はそういう返事が来るなんて思っていなかったですけども、こういう町長もいるのかというふうに、ちょっと私は驚きを持って今、思っています。

次、進みます。3番目、夏の夜の体育館でのスポーツについてです。

夏の夜の体育館でスポーツを少しでもよい環境でもらうために、網戸の設置をしていくべきではないかと思います。いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 質問項目3につきましてお答えいたします。

町内の体育施設で網戸が設置してあるのは、B&G海洋センター及び玉ノ岡中学校体育館の1階下部分だけです。海洋センターのアリーナと玉ノ岡中学校1階下部分は、ガラス戸の前に肋木や金棒の柵が設置してあるため、球技のボール等が当たっても、ガラス戸、網戸とも破損しない仕組みになっております。海洋センター2階のトレーニングルームは、柔剣道、太鼓の利用等、球技の使用を想定していないため、通常の網戸となっております。

体育館に網戸を設置する場合、このようにボール等が当たっても破損しない仕組みが必要となり、また網戸用に新たにレールを設置するなど、各体育館ごとの規格に合わせた特別注文の設置工事が必要となります。

体育館でのスポーツは、季節に関係なく競技においては閉め切って行い、特に風の影響を受けるバドミントンや卓球などは練習においても閉め切って行われます。各利用団体は、使用前や休憩時にドアを開けたり、外に出て休憩をしたりと、夏期の運動

に関して、それぞれ工夫をしております。

町といたしましては、夏期の体育施設利用に際して、水分補給など熱中症予防を利用団体に呼びかけることを徹底して対応したいと考えておりますが、町内体育施設の網戸設置につきましては、学校体育施設の管理者である教育委員会と協議した上で、予算措置等も含め、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ある方から連絡がありまして、ガヤ虫が入ってくるということで、何とかできないかというこういう相談だったのです。

これですと、前向きな設置をしていくという捉え方でよろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 利用団体のほうから文化スポーツ課のほうには特に要望等はないのですが、今、B&Gなんかでも虫よけ剤を置いたり等はしております。ただ、そういったことも含めて、網戸だけでなく電撃の殺虫器ですとか、そういったものも含めて、当然、予算かかるものでございます。今年度に関しては、既に学校管理施設等の予算等も限られた中で、すぐに対応はできないかと思っておりますが、研究を重ねまして、来年度以降、教育委員会と協議した上で、予算措置等も考えていきたいと思っております。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか、わかりました。

ちょっとその虫よけのスプレーですか、これは設置するというか、利用団体、利用者が使いたいと言えば、貸してあげる、貸与できるという、そういう今のお話だったんですか。ちょっと確認なのですけども。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 電撃殺虫器というよくコンビニの外なんか置いてある、あのものなのです。あれもやはりそれなりの金額になりますので、すぐに対応等はできないのですが、そういったものも含めて、何が一番利用者にとって快適に利用していただけるのかというのも研究していきたいと思っております。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） わかりました。ぜひ、予算もかかりますので、その両面検討してください。よろしくお願いします。

終わります。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 清 水 正 之 議 員

○青柳賢治議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号8番、議席番号10番、清水正之議員。

初めに、質問事項1の小規模登録制度について。

〔10番 清水正之議員一般質問席登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。一般質問をさせていただきます。

4点について、質問をいたします。まず、第1点は、小規模登録制度についてです。

小規模登録制度は、町内事業所の積極的活用と町内の経済の活性化を図ってつくられました。しかし、嵐山町では契約限度額が50万円というふうになっています。自治体の多くは130万円となっていますけれども、町の考えについてお聞きをしておきたいというふうに思います。

1つは、限度額の引き上げを行う考え方があるのかどうか。また、今年度の実績も含めて130万円というふうになった場合に、昨年度と比べてどのくらいの発注が見込まれるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、質問項目1の（1）につきましてお答えをいたします。

小規模事業者登録制度でございますけれども、地元事業者の育成を目的に導入された制度でございます。平成27年度当初の登録事業者数は40事業者となっております。限度額は、開始当初30万円としておりましたが、平成21年10月から50万円に引き上げております。

比企管内の小規模事業者登録制度の現状を見ますと、限度額は本町と同額の50万円から限度額を設けていない自治体までさまざまです。

次に、建設工事の発注状況でございますが、昨年度に町契約規則で定める金額130万

円以下で、随意契約により町内の事業者が発注した件数は141件で、契約金額は約2,400万円、このうち小規模登録事業者への発注件数は91件で、割合にして64.5%を占めております。また、契約金額は約708万円、率にいたしまして29.5%でございました。

議員ご質問の小規模登録事業者の限度額引き上げにつきましては、小規模登録事業者にとりましては、受注機会がふえるメリットがあり、入札参加登録事業者にとっては、受注機会が減るというデメリットがあるのではないかとというふうに考えられます。

町といたしましては、小規模登録事業者と町内の入札参加登録事業者のいずれも地元業者でございます。いずれに対しましても、地元事業者育成の観点から優先的な発注を行ってきております。

こういったことを含め、近隣の状況等も勘案し、バランスを考えながら引き上げについて検討をしたいと考えております。

次に、(2)につきましてお答えいたします。

(1)の質問でお答えをさせていただいたとおり、建設工事、製造の請負の130万円以下については、町規則で随意契約によることができることが規定されております。仮に、小規模事業者登録制度の発注限度額をこの130万円とした場合、これを昨年度の発注実績に当てはめると、50万円を超え130万円以下の契約金額で発注した10件、金額にして約775万円分が増加となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 今、副町長のほうから答弁がありましたように、比企管内についてはそれぞれまちまちだというふうな答弁でした。

全県的な状況というのが50万円以上の自治体というのはどのくらいあるか、把握をしているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 県内の状況でございますけれども、この小規模事業者登録制度は62の市町にございまして、全体で130万円以下と定めているところが29市町、50万円以下と定めているところが19市町、その他が14ということになっております。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ちょっと私の持っている資料と自治体数が違うわけですが、副町長のほうが正確なのだと思いますけれども、私のほうの資料ですと、50万円以下30万円が2団体、それから40万円というのが1団体ですから、そういう点では嵐山町の場合は50万円の部分で副町長の話ですと、19団体というふうになっています。

それで、50万円以上の団体というのがどのくらいあるかということなのですから、80万円にしているのが2団体、100万円にしているのが7団体、私の資料ですと130万円が24団体というふうになっているかなというふうにするのです。

そういう面では、多くの自治体が130万円という発注の上限額になっているというふうにするのです。嵐山町の場合に、昨年度、随契も含めて、この50万円以上の発注件数というのがどのくらいあったのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 お答えをさせていただきます。

町内に発注をいたしました50万円を超えて130万円以下の、これ建設工事の合計でございまして、10件で金額にして約775万円という金額になります。

以上です。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 総務課のほうから資料もいただいたのですが、小規模登録の登録を含まないで130万円と、こういった発注を4件しているという資料もいただきました。

そういう面では、今、自治体の工事というものが非常に少なくなっているという状況はあるのですが、やはり比企管内も含めて発注件数、それから町内業者への発注額等含めると、これ比企管内というか、全県的にもやはり件数や、特に金額がやはり130万円という設定になっていると、発注金額が非常に多くなるというのがやはりあるのだと思うのです。

そういう面では、冒頭話をしたわけですが、やはり町内業者のほうに発注するということは、この制度そのものが、これ住宅リフォームもそうなのですが、税金を町内に循環させるという制度であって、そういう面ではどれだけこの上限額を引き上げるかということで、その循環というものがより町内の活性化というものに結びついてくるのかなというふうにも思うのです。

そういう面では、バランスを考えながら検討していきたいという副町長のほうのお答えだったわけですが、そういう点では引き上げていくという考え方があるのだろうなというふうには思うのですが、そういう点では、例えば小川町は100万円ですけれども、3,200万円の金額、あるいは鳩山町は130万円ですから、2,417万の発注件数というふうになっているわけで、そういう面では、全県的にも発注金額そのものが非常に嵐山と比べると桁が違うという自治体が、市の段階は発注件数も多いのでしょうけれども、そういう状況になっているというふうに思われるのですけれども、これは早急に引き上げていくという考え方というものはあるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 嵐山町の基本的な町内業者に発注する考えですけれども、町内でできるものは町内へと、これは大原則でございまして、そういう基本方針に基づいて発注をしてきております。

その結果、参考までに申し上げさせていただきますと、10年前、平成16年の状況です。町内業者と町外の業者との割合、件数にして町内業者が35.2%、金額で10.4%でございました。これが平成26年、10年後の数字でございまして、件数で78.4%、金額にいたしまして46%、半分近くは町内業者に発注する、そういうふうなことからなってきたというふうなことでございます。

130万円以下の今、小川町、鳩山町の随意契約の100万円や130万円の話ございましたけれども、嵐山町が随意契約で町内に発注している総件数というのは145件で3,754万円というふうなことでございまして、このうち小規模登録をさせていただいている業者さん、これ50万円以下でございまして、に先ほど冒頭申し上げました数字91件で約708万円というふうなことでございます。

そのほか、細部に内容を見ますと、先ほど申し上げました10件、775万円というものが小規模登録ではなくて、入札参加の資格を持っている業者のほうに行っているというふうなことです。

それから、そのほか実は40件ほどは、例えば本体工事に附属をして、附帯設備として発注がされているもの、あるいは例えば水道管の破裂のように、緊急的な事態によって町内業者に発注されているもの、これが40件で約916万円ございまして、今申し上げたものを全てトータルすると145件で3,750万円というふうなことになるわけでご

ざいまして、小規模登録事業者も入札参加登録事業者も、今ご回答申し上げているのは、全て町内業者でございまして、どちらかに比重が移ると、メリット、デメリットがそれぞれ違うほうに出てくるというふうなことでございまして、その辺を比較検討しながら、今後、金額の増額について50万円から130万円まで一遍に上げるのか、途中の今申し上げました小川町やほかの80万というふうな団体もございましてけれども、そういったところに一旦はそこまで引き上げるのか、その辺も含めて検討させていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ということは、町内業者の中で小規模登録制度に申し込んでいない業者もあるということなのかなというふうに思うのです。全ての業者が小規模登録制度そのものに申し込みがしてあれば、その辺のバランスというものは、解消されるということになるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 小規模登録は、入札参加資格は、それなりに経営審査ですとか、さまざまな制約があって、一定の手続を経てなるわけですがけれども、簡易な方法で小規模登録のほうは町の仕事ができるというふうなことでございまして、両方兼ねるということはできないのです。小規模登録のほうは、入札参加資格申請をしていない業者というふうなことでございまして、また出す工事も簡易なもの、今申し上げました簡易なものというふうなことになっておりますので、おのずと受け持ち分野が違ってくるというふうなことでございまして、重複をしている業者の届け出はなくて、くどいようですけれども、入札参加資格の登録をしている業者が35社、小規模登録の申請をしている業者が40社というふうな内容でございまして。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そういう面では、随契分や入札等も含めて、ぜひ分離発注等も含めて、町内業者を最大限活用していくという方法をとっていただきたいというふうに思います。

次に、移ります。2つ目ですがけれども、住宅リフォームの問題です。

この間、住宅リフォームについては、一般住宅も含めて制度をつくってききました。

今回、大幅な、大幅なというか、改正があって、そういう面では制度の中身も変えました。一番大きい問題というのは、子育て世帯ということと、高齢者世帯ということで、町内業者に、今まで町内業者だけだったわけですけれども、それを町外にまで拡大をしていくというふうになりました。

そこで、一つ心配になるのは、この住宅、全国的に少しそういった事例が出てきているわけですけれども、リフォームに関する詐欺事件というのも出てきています。今までは、町内業者だけだったわけですから、むしろ顔が見えるという面では、そういったものというのはない状況ではあったのでしょうかけれども、そういう点での問題に対して、町の対応というのはどういうふうを考えているのでしょうか。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問項目2につきましてお答えいたします。

平成27年4月より、子育て高齢者応援リフォーム補助金及び安心安全耐震化促進リフォーム補助金制度の運用を開始したところでございます。

補助制度の内容としましては、子育て、高齢者、耐震化に特化をし、町内業者施工の場合、補助額の25%を加算する補助制度としたもので、前回のリフォーム補助とは異なり、新たな補助制度としてスタートしたものでございます。

ご質問のリフォーム詐欺の関係でございますが、全国的には高齢者の被害が、平成14年をピークに減少傾向であったものが、ここに来て、徐々に増加をしているものと思われまます。

管轄であります小川警察署生活安全課のほうに確認をしましたところ、昨年度から今年度にかけての嵐山町におけるリフォーム関連の詐欺被害としましては、件数ゼロであるということでありました。

また、所管であります消費者相談の内容を確認いたしました。平成26年度からのリフォーム詐欺に関連した内容の相談はありませんでした。

今後につきましては、町の広報やホームページにより、補助金のPRを兼ねて、詐欺被害防止のための注意喚起も同時に行う予定にしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 嵐山町の中の、この被害というか、被害なかったという話で

すけれども、今年になって詐欺事件が1件あったと思うのです。これは、どういう内容だか、いつ発生したのか、どういう内容だったか、把握をしていますでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁。

○10番（清水正之議員） わからなければ、わからないでいいです。

〔何事か言う人あり〕

○10番（清水正之議員） いいですか。実は、嵐山町のホームページの中に、小川警察署管内の嵐山町部分に詐欺という件が5月に発生したというのが載っていました。そういう面では、どういう内容だったか、把握してなければいいです。いずれにしてもリフォームに対する詐欺は、発生していないということですから、もしその詐欺の内容がわかったらということなのですが。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 大変申しわけございませんでした。お答えさせていただきます。

今、議員さんのほうで嵐山町内で1件発生したというようなお話がございましたが、当課のほうではちょっとその内容については把握をしてございません。申しわけございません。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 実は、リフォームをする、今、課長のほうからは件数が全国的に多くなってきているというお話があったわけですが、リフォームする工事のきっかけの中に、3番目に補助制度があったからするのだというのが3番目にきているのです。リフォームをするきっかけの3番目が、多分その自治体に補助制度があるからというのがリフォームのきっかけということなのです。それがパーセントで言うと16.8%ということで、ランク的には3番目に来ているというふうに思うのです。

今回、先ほど言いましたように、町内業者だったものが、今度は町外まで対象を広げるということでは、やはり先ほど課長から答弁あったように、制度をよく普及をすることなのだと思うのです。

そういう面では、今、このリフォームに対して、地域創生の観点からも非常に各自治体でもいろんな取り組みがされている、県でもこの4月から多子世帯向けの中古住宅のリフォーム助成を始めました。そういう面では、住宅リフォームについて、いろ

んな自治体がいろんな方法を考えて実施をしているところが多くなってきている。ただ、やはりそういう面では、いろんな全国的にも多くの自治体が大小あるのですが、リフォームの制度がつくられてきている。特に、やはり多いのは、地元業者というのが各自治体では一番多くなってきているわけですが、先ほど言いましたように、嵐山町の場合はそれを枠を広げて、町外の業者についても枠を広げていると、やはりそのところからくる被害も、裏返しの面ではあるのかなというふうに思うのです。

そういう面では、そこのところをきちっとやっていかないと、嵐山町の中からも被害が出てきてしまうのではないかなというふうに思うのですけれども、そういう面では5月にそういう詐欺事件、詐欺の件数が1件という形で載っていたわけなので、中身がどんな中身だったのかなという気がしたわけなのですが、いずれにしてもそういう詐欺、振り込め詐欺か何かわかりませんが、そういった詐欺がこの嵐山町の中でも出てきたという点では、ぜひこうせつかくつかった制度ですから、そういう被害が出ないようなセキュリティーを、町が持っていないとまらないのかなと、そういう点では課長が言いましたように、全国的にはそういう被害が多くなってきていると、やはり全国的な統計として、制度があるから利用するという住民の人たちがランク的には多い、そういう中で、そういう被害を生まないような方法をしっかり町が考えていく必要があるのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃいますように、懸念される詐欺等の被害に対する予防策といいたいでしょうか、私どものほうでもやはり消費者相談等抱えておりますので、そちらも兼ね合わせて、先ほども申し上げましたけれども、PRを兼ねて被害防止のためのPRもあわせて行っていくというふうな考えでございます。

埼玉県のほうですけれども、失敗しない住宅リフォームの手引だとかいう部分、細かく載っていたりします。こういったものも案内しながらやっていく予定にさせていただいております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ぜひ、そうした点では徹底を図っていただきたいというふうに

思います。

それから、もう一つ、住宅リフォームについては、25年度は一般住宅のリフォーム制度があったわけですが、申請件数が68件で、町から出した補助金が約800万円、多分、決算のときの総事業費が1億を超えていたという記憶があるんですが、そのくらいの事業効果というのは非常に大きかったなと、前の年も事業費としては1億円を超えるという事業費になってたと思いますが、今回、その子育て世帯、それから高齢者というふうに限定がされているわけですが、これを一般住宅、あるいは店舗住宅まで拡大をしていくという考え方というのは今のところないのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今回の補助制度でございますけれども、子育て世帯、それと高齢者世帯、それと耐震化というふうなことに特化したものでスタートしてございます。これを一般のリフォームにというふうな内容だったかと思っておりますけれども、新制度として今回、前回のリフォーム制度からは一歩踏み出した形でスタートしております。制度としては、当分の間、これで行う予定でございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ですから、今後として、それを拡大をしていくという考え方がないのかどうかということなのですね。

これは、京都大学のほうで試算した経済波及効果というのがあるんですが、これよその町と書いてありますけれども、2009年から11年までの補助金に対する経済波及効果というのが出ています。第1次波及効果、第2次波及効果という形で、補助金や工事対象経費に対する経済波及効果ですけれども、例えば2009年の場合は、約7,000万、6,993万に対して、経済波及効果が1次、2次を含めて1億6,300万と、2010年には7,800万の補助金に対して、対象経費の事業が1億3,000万と、波及効果が2億1,000万と、2011年に対しては補助金が1,163万ぐらいに対して、対象工事費が1億5,800万と、約900万と、経済の波及効果が2億5,600万というふうに出ている。

これは、この間の嵐山町の実績を見ても、そのとおりなのだろうと、25年には約8,000万、これ前年も多分同じぐらいだったと思うのですが、事業費が1億を超えるという面では、その波及効果というのは大きかったのだろうと。そういう点では、

もっともっとこれを広げていくということが、私は大事なのだろうなというふうに思うのです。

そういう点では、今までも店舗住宅も該当にもなっていましたし、そういうふうに徐々に切りかえていくという考え方は持っていないのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 住宅リフォームの関係ですけれども、先ほど課長がご答弁申し上げましたけれども、町のほうでは昨年1年間、補助制度を休んで、いろいろ研究をしてきたわけです。議員さんおっしゃられるように、今度のもは地方創生にもつながるだろうし、それから地域の経済の活性化にもつながるだろうというのは、町内業者がやった場合には4分の1、25%の上乗せを設けたと、そこが特徴でございまして、しかしながら、今のこの町の現状、財政的な現状からすると、全てのリフォームを復活させるのは、もうちょっと時間がかかるのかなというふうに思っています。

当面は、今、町の重点目標でございます子育て、それから高齢者対策、安全安心、この3つに特化したリフォーム制度になったということでございます。

議員さんがご提案いただいているものについては、今後、時代の変化とともに、それについても拡大の方向で検討していかなければならない課題であろうというふうに存じております。

以上です。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そういう面では、いろんな形でこのリフォーム助成が内容を変えて進んできているというお話をしましたけれども、県でもこの4月からリフォーム助成を実施を始めます。それは、3人以上の多子世帯に向けた中古住宅という形で、県では最大50万というふうになっています。そういう面では、県の場合は中古住宅のリフォームという限定もあるのですが、最大50万の助成をするというふうになっています。

そういう点では、いろんな自治体がこのリフォームは実施をしているわけですが、やはり多くは一般住宅の5%、あるいは10%、限度額20万というのが多いのかなというふうに思うのです。そういう面では、やはり自治体が行うのは、そういう部分が多くなってきているというか、これ始まったのがそういう内容で始まりましたから、全

国的にもそういう内容で始まりましたから、そういうふうになっているのだと思いますが、そういう点ではまだ先ほど副町長言われるように、嵐山の住宅リフォームは町内業者25%という、これはそういう点では全国的にも特化した部分だと思うのです。そういう点では、まだ始まったばかりで、実績がどうなってくるかというのは見ていかなければいけないのでしょうかけれども、やはりそういう点では、これも小規模登録と同じように、町内の業者の活性化を図る、税金を還流させるのだという形で、町内の活性化を図っていくのだということであって、事業そのものは非常に高率の補助金に対するそれこそ費用効果というのは非常に出ていますし、出てくる事業なので、ぜひその辺も念頭に置いて、今後の方向を決めていただければというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 議員さんおっしゃられるように、時代とともに、新しい課題がどんどん発生してきて、今まさに空き家対策、これが7軒から8軒に1軒が空き家になってきている状況の中で、資源としてどういう活用していくか、これも大きな課題でございます。リフォームをして再利用していただく、あるいは町内に住んでいただく、町外からですね、そういった方に提供する、いろんな課題があると思うのですけれども、仕事も含めて、今後、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） それでは、3点目に移りたいというふうに思います。

障害福祉の問題です。障害福祉計画が新たに変わりました。同時に介護保険への移行ということで、65歳になると、障害福祉施策から介護保険のほうに移るというふうになっています。これは、一つはこれ移ることによって、費用負担が出てくるという部分があるわけです。そういう面では、町は65歳になったときの介護保険への移行について、どういう対応をしているのか、また移行することによって、無料だったものが1割負担になるというふうになると思うのですが、それによる費用負担やサービス等の後退部分についての対応についてお聞きをしたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えをいたします。

障害のある方が65歳になり、介護保険制度に移行した場合、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法に規定される介護給付のうち、障害者総合支援法の自立支援給付に相当するものを受けるときは、介護給付が優先されることとなります。

自己負担につきましては、障害者総合支援法、介護保険法ともに1割負担が原則でございますが、各法律の上限額及び階層区分の設定が異なっております。障害者総合支援法につきましては、世帯の所得に応じて4階層の区分に分かれており、生活保護世帯、非課税世帯はゼロ円、一番金額の高い階層は3万7,200円となっております。

介護保険法では、要支援1から要介護5まで7階層の区分に分かれており、一概に負担額の比較はできませんが、世帯の所得やサービスの利用状況によっては、負担が多くなる場合もあるかと思えます。

続きまして、(2)につきましてお答えをいたします。

(1)でお答えをいたしました。障害者総合支援法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険制度で障害者総合支援法の自立支援給付に相当するものを受けるときは、介護給付が優先されることとなりますが、介護給付で受けることができないサービスについては、引き続き障害者総合支援法の給付を受けられますので、介護保険制度に移行後のサービスの後退はないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間を2時40分とさせていただきます。

休 憩 午後 2時31分

再 開 午後 2時41分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

清水正之議員の一般質問を続行します。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今、課長のほうから答弁がありましたように、介護保険が優先されるということですが、とりわけ、非課税世帯の対応が問題になってくるんだと思うのです。

答弁にもあったように、非課税世帯の場合は、障害福祉のほうで対応する場合は、サービスに対する費用負担はかからない。これが介護保険に移ることによって1割負担になってくるというふうになると思うのですね。

町の対応として、そういう人に対しては、介護保険が優先であっても本人の利用状況を勘案をし、介護保険に移らないという選択というものはできるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

最初に、お答えをしたのですが、介護保険優先ということで、原則なのですが、一応、障害福祉と介護保険サービス、こちらのほうを併用ということも考えられるわけでございます。

介護保険にないサービスは障害者サービスも使えるということでございますけれども、それで、その選択ということに、今お話がありましたけれども、この障害者総合支援法、25年に施行したわけでございますけれども、これ、この法律の附則規定の中に、3年後をめどに内容的な見直しということも含まれております。

厚労省のほうの話では、結構、ヒアリング等を行って、65歳になったときに介護保険を使うか、障害者サービスを使うか、そちらのほうどちらでも自由に選択ができるようにしてほしいという声もあるということ聞いております。

ですけれども、この25年から3年後ですけれども、今、見直しを、また検討を国のほうでされると思うのですが、町としてはこちらの制度にのっとりまして進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ということは、介護保険のほうに移ることになると。介護保険に移るということは、例えば非課税世帯の場合は、障害者の総合支援法等によれば、非課税世帯の人たちに対するサービスについては無料ですよ。それを、その人たちを無理やり介護保険のほうに押し込めることによって、無料で受けられたも

のが、費用負担が出てくるというふうになると思うのですが、1割負担が出てくるというふうになると思うのですが、それは町のほうからすると、わざわざ無料で受けられるものが費用負担のほうに押し込めるといふふうになってくると思うのですが、その対応というのはどういうふうになるのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

65歳になってということで、昨年で言いますと、3名の障害の方が介護保険に移行という形になった関係があるのですけれども、そちらのほう見ましても、多少、介護保険、そちらのほうの負担が、若干ふえているということになっておりまして、あくまでもこの制度でこちらとしては進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 介護保険制度はできて、障害福祉が総合支援法に移るという中で、65歳の人たちを無理やり介護保険制度に入れようというふうに国が決めたのです。だとすると、一般の人たちは70歳から介護保険のほうに移るのを、障害を持っている人たちに対しては65歳から移りなさいよということかな。いずれにしても、65歳になると介護保険のほうに移るということでしょう。それは選択制ではないのですか。介護保険に移らなくてもいいという選択制ではないのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えいたします。

選択ということは、今のところございません。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） だから、介護保険の1割負担がその人たちにかぶってくるということですよ。今まで、移らなければ障害支援法でサービスに対する費用負担はかからないと、非課税世帯ですよ。かからないのに、介護保険に移らなければいけないから費用負担出てくるわけでしょう。そういうことですよ。そういう面では、わざわざ移ることによって1割負担の制度のほうに移行せざるを得ないと。これは、非常におかしいというふうに思うのです。

無料の制度が現実でありながら、その制度をずっと受けてきて、だけれども、年齢が達したから1割負担のほうに移りなさいよというのは、非常に制度としては問題があるというふうに思うのですが、そう思いませんか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

こちらといたしましても、国のその見直しという形をもちまして、この制度にのっとりまして進めてまいりたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） だとすれば、今、3人の人が、この介護保険の制度に移ったというふうに課長のほうから話ありましたけれども、その人たちは1割負担でサービスを受けざるを得ないと。まして、非課税世帯です。所得の低い人たち、その人たちに対する町の支援というのはないのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えいたします。

先ほどの3名のうち、3名とも非課税、障害者サービスがゼロということではございませんけれども、今のところ、そのような町の考えはございません。

以上です。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） では、町長に伺います。今、話を聞いたとおりです。制度としてあって、その制度が無料で受けられてきていて、わざわざ1割負担の費用を出さないとそのサービスが受けられない。まして、そういう人たちは、非課税世帯の人たちがそこに該当している。だとすれば、その人たちに対する、国が移らなければいけないというふうに言っている、移りなさいというふうに言っているのであれば、そういう人たちに対する町が行うサービスを何らかの方法で補填をするという考え方はありませんか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 国の制度は変わりました。そして、そのために負担がふえる状況は発生をする。それでここに、答弁にありますように、世帯の所得、あるいはサービスの利用状況によっては負担が多くなる場合も発生をしてしまうということですが、国の制度がどうしてこう変わったのかという理由があると思うのですよね。ですから、そういうもの、変更したもののプラス面が少なく、負担ばかり多くなるということであるとすると、法の改正が間違っていたということにもなるかなと思うのですが、これは嵐山町だけの問題ではありませんので、いろいろなところからいろんな意見が出てくると思いますので、情報をしっかりとるような形に係のほうでやっていただきたいというふうに考えています。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） これ、障害者団体が総合支援法に移ることによって、そういう状況が生まれる。だから、その部分はきちっと負担のないような方法をとってもらいたいという要請を、当時、民主党政権のときだったと思うのですが、要請をしたのです。多分、菅首相のときだと思いますけれども、しかし、それは、この法律の中でかなわなかったのです。

そういう面では、私はそこが生まれる、そういう負担が生まれる人たち、課長の答弁にもありましたように、金額の高い階層の部分はいいですよ。よくはないのだけれども、ましてそういう人たち、非課税世帯の人たちが、改めて1割負担が出てきてしまう。そういう面では、なぜそういうふうに、介護保険のほうに強制的にするのか。私は、ここ選択制にすべきだというふうに、私は思うのですね。どちらか自分の有利な方法に、それは保険料の関係も出てくるでしょう。介護保険料と国民健康保険、あるいは社会保険の扶養という点での保険料との関係も出てくる。そういう面を勘案をして、自分が有利のほうに選択すべきだというふうに思うのです。

特に、非課税世帯の部分でそういう部分が出てくるということは、非常にこれ矛盾をした制度です。そのところは、人数的には3人、サービスも今の話ですと受けている。だとすれば、そういう人たちに対する何らかの方法を考えていかなければいけないのではないかなというふうに思うのですけれども、そういう考え方というのはありませんか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今お話したように、国の制度が変わって負担がふえるという福祉のいろんな制度の変わり方というのは、今変わっていますよね。負担がふえることもいろいろあるわけです。ですので、負担が何でふえるのかという状況というのはあると思うのです。そういうものが、今回のこの今指摘をされる部分について、嵐山だけではありませんので、全国の中でいろんな話が出てくると思います。

そして、不都合だとか、あるいはおかしいというようなことであれば、国のほうでもこれを帰る方向に行くと思いますし、その経過、過程においてはどういう動きが出るのかというようなことも含めて、担当のほうで情報をしっかりとるように、そして嵐山町ではどう対応していくか考えていくことだと思います。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） もう、既に、問題は、全国的にも出てきているのです。今、課長のほうから話がありましたように、見直しが3年後にされるのだらうと。これが、そういう見直しがされるかどうかわかりませんが、そういう面では、確かに国の政策だから国の言うとおりにやっていくのだという考え方というのは、一面ではあるのだと思います。

しかし、もう一面では、そういう部分を地方自治体がどう、そういう人たちに対する福祉を充実させていくかというのは、もう一面の側面として地方自治体としての役割というのはあるのではないですか。

だとすれば、まずそういう考え方というのは、町長の中にありますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほどの65歳以上の高齢者医療無料化、補助と同じように、やはり何でも負担が軽いほうがいいわけですから、そういうことができる状況であればそういうことは速やかに行っていったらいいと思いますし、いろんな状況を考えないといけないと思うのです。

お預かりをしている税金をどこのところにどう配分をするかというのは、この議会の皆様と相談をしながらやっていることですので、もうちょっと、全国的な問題が起きているのだということであれば、それがどういう方向に行くのか、情報をとらしていただきたいと言っていますので、ご理解いただきたい。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 一番の問題は、私は、その介護保険のほうに無理やり押し込んだということだと思うのです。これ、もう国の責任です。それは、私は、少なくとも選択制にすべきだったのではないかと。移ってもいい、移らなくてもいいという選択制にすべきだ。あるいは、介護保険の年齢で切るしかない。それを無理やり障害者の人たちを65歳から介護保険のほうに押し込んだということが一番の問題なのだと思うのです。これは、やはり、国の責任だというふうに私は思いますけれども、でもそういう制度の中で、どう嵐山町がそういう人たちを救っていくかというのは、これは嵐山町の責任なのではないですか。

そういう面では、この3名の人たちの利用がどの程度のサービス利用なのかわかりませんが、その部分のサービスの費用負担というのは町のほうで持っていくという考え方はありませんか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほどからお話していますように、情報をしっかりとって、今後の問題として考えていかなければいけないというふうに思っていますけれども、すぐやるというふうには考えておりません。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そういう面で、私、この間もこの介護保険の問題点等々を指摘してきた部分もあるわけですが、そういう面では、所得の、非課税世帯ということですから、少ない部分が、わざわざその制度に行ってサービスの費用負担が出るような制度であってはいけないというふうに思うのです。

嵐山町の中で、ぜひそういう人たちを生まないような方法を早く、私は見つけていただきたいというふうに思います。

少なくとも、この3名の人たちは、今までどおり障害者の総合支援法のほうにそのままいけば、サービスの費用負担は出ない人たちです。介護保険のほうに無理やり押し込まれたために、そのサービスの負担をせざるを得ないという状況が生まれているというのが現実ですから、その対応をぜひ早急に考えていただきたいというふうに思います。

次に移ります。国民健康保険の都道府県化の問題です。

国は、今度の通常国会の中で保険法の改正を提出をいたしました。2018年から都道

府県が財政運営の責任者となるということで、県内の統一的な国保の運営方針を定めるということで、市町村ごとの費用負担、保険料の負担率は県が決めるというふうになりました。

そういう点では、この都道府県化による町の財政への影響と被保険者の影響はどうか出てくるかという点についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 それでは、質問項目４の（１）につきましてお答えいたします。

医療保険制度改革法が、去る５月２７日に可決、成立いたしました。これにより国保の運営主体を平成３０年度に市町村から都道府県に移し、財政基盤を拡大し、安定化を図るというものであります。

国保には自営業者のほか、所得の少ない年金生活者や非正規労働者等の方々が加入されており、保険税収入が少ない反面、医療費が高く、慢性的な赤字体質が続いているため、財政支援の拡充等を実施するものです。

平成２７年度からは、低所得者対策の強化のため、保険税の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援として１，７００億円、さらに、２９年度からは１，７００億円を加え、年３，４００億円を支援するというものです。また、国保への財政支援を強化する一方、この財源の半分を捻出するため、企業の健康保険組合や公務員の共済組合の負担をふやすなど、保険組合等の加入者は保険料がアップし、負担増につながる見直しが含まれています。

ご質問の国保の都道府県化に伴う町財政の影響でございますが、本年３月に策定されました第３次埼玉県市町村国保広域化等支援方針によりますと、まず、都道府県が財政運営の責任者として医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとに医療費水準及び所得水準を反映した分賦金の額を決定いたします。

次に、市町村は都道府県の示す標準保険税率を参考に保険税率を定め、保険税を被保険者に賦課し、徴収するとともに都道府県に分賦金を納めることとなります。しかしながら、県に納める分賦金が未確定であることと標準保険税率が具体的に示されていないため、現時点では、町の財政への影響はどうかかわからない状況ですので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。

町の賦課方式は、現在、4方式、所得割、資産割、均等割、平等割で行っておりますが、第3次埼玉県市町村国保広域化等支援方針では、広域化における賦課方式の標準は2方式、所得割と均等割とし、県内どこに住んでいても、同じ所得なら同じ保険税となるような賦課方式及び応能応益割合の標準化を目指しています。

ご質問の被保険者への影響ということでございますが、現時点では、やはり具体的な税率等が示されていないため被保険者への影響についてもわからない状況が多いわけですが、町といたしましては、被保険者の皆様に不安を与えないよう対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 両方わからないというのが答えでした。そういう面では、1つは、保険料がどうなるかということだと思うのです。今、答弁にありましたように、3,400億円を支援するのだというふうに言われていますけれども、全国では3,500億円というふうに言われているのです。そういう面では、国が支援する金額では足りないというふうに思うのです。

まず、今、埼玉県内の中でも、多くの自治体が一般会計からの繰り入れをしています。嵐山でも、去年は、診療報酬との関係で繰り入れをしました。埼玉県の中で、埼玉県全体で、一般会計からの繰り入れを各市町村がどのくらいやっているかわかるでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 お答え申し上げます。

少し前の資料でございますが、2013年度の資料でございますが、ほとんどの市町村において、繰り入れのほうを行っておるところでございます。繰り入れを行っていない市町村を数えますと、本当に数市町村しかなくて、かなりの市町村で繰り入れのほうを行っているということでございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 金額のほうがわからないのかもしれませんが、答弁がありませんでした。

私の資料ですと、繰り入れを行っていない町村はありません。では、どのくらい県

が、埼玉県全体の中で一般会計から国保会計に繰り入れているかということですが、各町村の合計については、2015年が302億8,800万円です。2014年が350億円、それから2013年が294億9,000万円、約300億です。2013年が328億2,000万円というのが、各町村が一般会計から国保会計に繰り入れている合計額です。

では、こういう措置を国は今度の法改正の中で、いずれにしても、今度の法改正は、県が標準の税率を決めますよ。それを市町村に割り当てて、市町村がその標準税率に従って調整をしていくと。町が決めてしていくというふうになってくると思うのですが、それ、間違いないですね。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 県のほうで標準税率を決めて、それをもとに県がそれを示して、税率を決めるのは市町村でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今度の法改正の中で、今まで、各市町村が保険料を下げるためにとってきた、こうした一般会計からの繰り入れについて国は認めていますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 新制度の中で、新制度でも市町村による法定外の一般会計繰り入れの禁止規定はないということで、市町村が繰り入れて、税額を抑えることも引き続き可能な仕組みというのはあるということで伺っております。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） もう一度、確認をしたいと思うのですが、県が標準保険料率を決める。それによって、市町村は賦課をする。その集めた保険料を納付金という形で県に納めるということですよ。例えば、市町村の賦課をする段階で、できるだけ低い保険料にしましょうよという形で、この納付金に対して一般会計から繰り入れて県のほうに納付金を納めるという方法を国は認めていますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 一般会計のほうからの繰り入れにつきましては禁止されていない

ということでございますので、それによって、保険税率を低くするという事もできる仕組みということは伺っておるところでございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） いや、これは、認めないのですよ、国は。国は認めないのですよ、大丈夫ですか、その部分はきちっと確認をしておきたいと思うのですが、国は認めてないのです。だから、さっき課長の答弁があったように、国はその部分の補填として3,500億を支援しましょうというふうになっているのです。

では、この3,400億というのは、全国の一般会計からの繰入額よりも少ないということなのです。一般的には3,500億というふうに言われていますから、少ない金額なのです。今の課長の答弁ですと、納付金を納めるときに一般会計から繰り入れて、国から示された金額に対して納付金を納めるわけですけども、それは、保険料以外にも一般会計から繰り入れた金額を市町村が補填して納めるということは可能ですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 では、後ほど、ちょっと確認をいたしましてお答え申し上げたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○青柳賢治議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時18分

再 開 午後 3時22分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

金井町民課長、答弁を求めます。

○金井敏明町民課長 大変失礼いたしました。

先ほど申し上げました関係でございますが、一般会計からの繰り入れというものにつきましては、制度上はできるということでございますが、実際は、県のほうから示された分賦金等の額を繰り入れをせずに県のほうへ納めていくということが原則というのですか、好ましいやり方だと思いますので、一般会計を初めから繰り入れる形で考えるということは、余り好ましいことではないというふうに思います。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 国は認めていないのです。これは、国会の質疑の中の話です

が、厚生省の唐沢保険局長は、標準保険税率は繰入金を勘案しないというふうに答えているのです。同時に、塩崎厚生労働大臣かな、一般会計の繰入金を3,500億円に匹敵する財政支援をそのために行うと。繰入金は相当程度解消されるだろうというふうにも言っているのですね。国そのものはもう、繰入金そのものを認めないという方向で進んでるのです。

ちょっと時間がないので、そうしますと保険料どうなるかという、先ほど、埼玉県の全市町村が一般会計に繰り入れている金額、毎年度約300億前後というふうなお話をしましたけれども、その部分は、保険料のほうに上乗せされてくるということですよ。課長が答弁されたように、今、多くの自治体が4方式から2方式に変えてくる。2方式にするというのは、この広域化の一つの問題になってくるわけです。そういうふうに、今自治体が、まだ嵐山は4方式ですけれども、2方式に変わっている。ここ数年で変わってきた自治体も出てきているわけです。

そういう面では、その部分をどこかが持たなければ保険料は必然的に上がると。まして、嵐山町は今まで一般会計の法定外繰り入れをやってこなかった自治体の一つです。多くの自治体は一般会計からの繰り入れをやってきた。その金額が埼玉県で合計300億です。それは、それを認めないということであれば必然的にその部分は保険料にかぶってくるというふうになるのだと思うのです。そうではないと、県そのものが支払基金のほうにできないわけですから。1つは、そういう観点から保険料は上がるというのは、今度の広域化の大きな要因の一つですね。

もう一つ、お聞きしておきたいと思うのですが、今まで、嵐山町は保険料の減免措置もいずれかの方法で設置をしてありました。低所得者に対する一部負担金も制度としてつくり上げてきました。そういう、今、各自治体が持っている、例えば嵐山町が持っているそういう制度の制度そのものは、今度の広域化の中で引き継いでいけるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 そういった制度につきましては、引き継げるものにつきましては引き継いでいくようにしたいというふうに考えてございます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） したいというか、制度として、今、持っている、嵐山町のそ

うした保険料の軽減措置や、これ法定ではないですよ。法定の軽減ではないですよ。嵐山町独自の、市町村独自の制度として持っている制度そのものは、この広域化の中でも引き継いでいけるということによろしいでしょうか。確認をしておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 清水議員さんご質問いただきました税の減免でございます。

税の減免につきましては、国民健康保険条例24条に規定がございます。減免の内容については、1号として、貧困により生活のため公私の扶助を受けるとき。2号として、天災その他これらに類する災害を受けたとき。3号として、当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者、こういった規定がございます。現在、実際に減免を受けている方は、生活保護を受けている方、それから原発の被害で避難をされている方、このような方が今減免を受けている状況でございます。

この税条例に規定しております減免でございますので、新制度になってもこの減免は引き続き実施できるものと考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 一部負担金の軽減も嵐山町の条例の中にはあると思うのですが、けれども、それも引き継いでいけるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 今の段階では、はっきりと、ちょっと申し上げられないのですが、一部負担金の関係につきましても、関係町村とあわせて検討してまいりたいと思います。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そういう面では、これからなお詳しい内容が示されてくるのだと思うのです。

そういう点では、私は、今までつくってきた嵐山町の、そうした有利な、一部負担金は要綱になっていますけれども、そういったものについては、ぜひ引き継いでいけ

るような、国や県に対する要望も、あるいは出していかなければならないのかもしれませんが、そういうふうにしてほしいというふうに思います。

そういう面では、今度の医療改定の中では、入院給食費も260円から460円に上がるわけですし、後期医療は、もう既に26年度に上がりました。そういう点では、非常に被保険者に負担が重くなるような内容になっています。大病院には、案内というか、紹介状がないと受けられないという、それも紹介料もかかるような内容もありますし、非常に多くの問題を含んでいるというふうに思うのです。そういう面では、今まで町のほうで努力しながらつくってきた制度もあるわけで、その部分はぜひ引き継いでいけるような方策をとってほしいなというふうに思います。

まだ、中身そのものが固まってきていない段階ではあるのですが、そういう点では町でどうこうなるという部分は少ないとは思いますが、町が今までつくってきた制度そのものは残せるような、そういう努力もしておってほしいなというふうに思います。

終わります。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

この際暫時休憩いたします。再開の時間は3時45分といたします。

休 憩 午後 3時34分

再 開 午後 3時44分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 河 井 勝 久 議 員

○青柳賢治議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号9番、議席番号8番、河井勝久議員。

初めに、質問事項1の消滅可能性都市対応について、どうぞ。

〔8番 河井勝久議員一般質問席登壇〕

○8番(河井勝久議員) 第8番議員、河井勝久です。議長のご指名を受けましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、大きく3点について質問いたします。まず、消滅可能性都市対応についてです。日本創成会議が2014年5月に出しました消滅可能性都市に、これ、嵐山町

も入っていたことについては、これまで多くの議員さんからも質問や意見も出ましたし、大変な議論がされてきたところでもあります。

少子高齢化が進むとともに、町への流入、定住対策も課題であります。発表による町の30年間に子供を出産できる女性の減少率は58%であり、県内では14位と高いわけです。県統計でも、人口減少の状況は1,000人当たりの年間減少率で、自然減少率マイナス6.74、社会減少率はマイナス0.27と示されておりますけれども、これは幸いにして、町へ入ってくる若い人がいるという希望が社会減少率にあらわれております。

隣町の小川町なり、あるいは東秩父村、これについてはこの自然減少率も一番高いわけでありまして、社会減少率も非常に高くなっているということでは、若い人たちが来ない町になっているということもあるわけでありまして。

今後の町の対応については、住民判断が変わってきます。人口減少が進むことによるまちづくりの課題、将来展望についてお伺いいたします。

○青柳賢治議長 それでは答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

昨年、発刊された中央公論6月号に「消滅する市町村523、壊死する地方都市」という記事が大々的に発表され、これが課題として取り上げられた人口減少問題がさらにクローズアップをされてまいりました。

国では、日本創成会議の人口減少問題の提言を受けて、昨年12月に、まち・ひと・しごと創生法が施行され、長期ビジョン及び総合戦略を閣議決定をして、人口減少問題に関する将来の方向性を決めました。

町では、これまでも人口減少問題は最重要課題として捉えており、第5次総合振興計画においても、推定値では、平成32年には1万6,000人、これを下回ってしまうといった人口減少を各種施策の計画的実施によって1万8,300人ぐらい、これを維持しようという目的を立ててさまざまな施策を行ってまいりましたが、なかなか人口減少の歯どめがかからない現状にあります。

人口減少が引き起こす課題はさまざまなことが想定されます。まず、一番の課題は、地域のコミュニティーが成立しなくなることです。これまで行ってきた自治体活動や文化活動、ボランティア活動等の地域を維持していく活動が難しくなることが懸念を

されます。また、財政面では、経済規模の縮小に伴う税収の減少により、住民サービスも低下せざるを得ない状況になるものと思われます。

町では、平成26年から定住促進施策を打ち出し、改めて人口増加策を開始をいたしました。税収の減少を食いとめるために、企業誘致条例の制定も行いました。しかしながら、人口減少の流れを食いとめる特効薬、これはありません。多くの有識者から言われていることは地道な活動を続けていくことということです。

翻って嵐山町の現状を見ると、池袋と約1時間でつながる鉄道はあります。関越自動車道のインターチェンジも工業団地もあります。川越市や東京都につながる国道も走っています。都幾川や槻川など豊かな河川も、豊かな田園風景もあります。文化財も豊富です。

特に、国指定遺跡として、杉山城跡、菅谷館跡、これもあります。木曾義仲生誕の地でもあります。畠山重忠侯が居城した地でもあります。埼玉県の偉人である日本初の林学博士である本多静六博士が名づけた「武蔵嵐山」があります。地盤においても決して弱いわけでなく、災害にも強そうであります。大きな災害もありません。もちろんいいものもあります。しかし、これほど地域資源が豊かな地域もそうはないと思っています。

これからは、こういった豊かな地域資源をさらに磨きをかけて、嵐山町に住んでよかった、住み続けたい、住んでみたいというような人を1人でもふやしていく。そういった積み重ねをしていくことが嵐山町の創生につながるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 私は、この出された増田レポート、これは、今、町長の答弁の中にありましたけれども、人口減少の深刻な実情を国民で共有し、その上、長期的、かつ総合的な視点から有効な政策を迅速に実施する。そのような提言でありました。

2040年までに全国の市町村の半分が消滅する可能性があるという提言での問題に大きな波紋を呼んで、今、議論がされているというのが、先ほどのお話のとおりであります。

人口減少でも、簡単に集落が消滅しないというふうに私は感じるわけです。というのは、過密過疎のいろんな問題もありましたけれども、浦島太郎の時代から漁村やな

んかはそのまま残ってきておりますし、あるいは山村なんかでもそういう形ではずつと残ってきているわけです。天変地異というのでいろんな問題があって、例えばこの前の津波の問題だとか、あるいは火山が爆発して一定の溶岩が流れて集落が全くなくなってしまったということは、これまでも何回もあったわけでありましてけれども、そういうことがない限り、多くの限界とされている集落というのは、今でもしたたかに生き残っているというのが今日だろうと思います。この点については、どう思いますか。お聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 提言がされて、日本全国縮まったような感じも一時あったわけですが、これは警鐘だということで、それをね返していこうということで各地域でやっているわけです。

それで、今、議員さんからいろいろお話ございました。そういう中の反面になるような中央公論が、これ十何日、来週出るので。それは、このところでひとり勝ちみたいな感じの東京都を中心としたこの中心のところが、もうぼろぼろになっていくよというのが書かれているそうです。

そういうことを考えると、今、答弁で言わせていただいたように、嵐山町は本当にすばらしい嵐山町、いろんな資源がしっかりある。これを嵐山町の資源として、さらに磨きをかけて、もうこれを材料にして、嵐山町の活性化を図っていくということが議員さんいろいろおっしゃったような内容のことに反発をして町ができていく。そういったその誇り、自信、そういうものを持ってやっていくのが今ではないかな、そんな感じがしております。

細かい点については、いろいろ、きのうから提言をいただいておりますけれども、それらは集約をされたある一つの方向に行ったときにみんなで力を合わせてやっていく時期だというふうに思っております。今、いろんな意見を教えていただくというか、聞かせていただく、提言をしていただく、そういうときだと思っております。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) ちょっと長くなりますけれども、この増田レポートの中の、いわゆる地方消滅という、この雑誌、これがもうベストセラーになっているわけでありまして、中は3つの提言。1つは、ストップ少子化戦略、子供を産みやすい

環境をつくるということ。それから、地方元気戦略、地方を立て直し再興をすると。3つ目が、女性や高齢者の人材活躍と推進でということであります。

この提言が出されまして、昨年5月ですけれども、びっくりしたのでしょうか。安倍総理が素早く反応したと。女性活躍と地方創生を、昨年の秋の国会で、政府の2大政策にして、地方創生のキーワードとして、選択と集中、これをうたい出しました。

選択と集中というのは、私もちょっと調べてみたら、これは1980年、米国のゼネラルエレクトリック社が出した経営方針、業績の悪い弱小事業やそういうものについては切り捨てているというしろものでありまして、これを国の経営に当てはめる地方減少は避けられないということで、有効な対象に投資する施策に集中することが重要だというレポート提言でありますけれども、ちょっとこれはどうなのかなというふうに思っています。

この提言について、一躍飛びついたのがマスコミ、メディアで、これNHKでもこの問題については盛んに出しましたけれども、いたずらに危機感をあおったのではないのかなというふうに思うわけです。

国や自治体が生かすべき地域と切り捨てるべき地域を選別するなどという問題で、これも国交省がこの問題について悪乗りをしたのではないかなというふうに思うのですけれども、今年の年明け、東北4県にモデル地区をつくったわけです。これ、新聞やなんかに載っていますし、NHKでも放送されています。どこの県かと申しますと、宮城県の栗原市、それから秋田県の湯沢市、青森県の陸奥市、山形県の小国町です。この実存する集落をモデルに、どういうことかということ、道路や上下水道、それから住民の足を守るバス、ごみ収集車などの集落維持費用と町の中心部に集落を移転させた場合に伴う費用と比較し、移転でどれだけ節約できるのかを分析するというものを出しました。

限界集落の問題は、住民の合意形成が難しくてなかなか解決へ向かわないけれども、コストが見える形にするという、これは東北地方整備局、これ国交省がそういうふうに、それぞれの限界集落化しつつあるところについて調査をしていくという圧力を加えてきた。もう、これは、選択と集中論というのは、民間の、これは増田レポートの中にある提言であって、国の政策、正式な政策ではなかったというふうに思うのですけれども、内部調査、それから内容の精査中の段階という形で国交省は答えていっているわけでありましてけれども、地方を切り捨て、もう一度大都市に集中させるという、

これは二極化につながるのではないかなというふうにも考えるわけですが、これはどうなのでしょう。

今、やろうとしている問題は、例えば地域創生なんかでも、石破大臣なんかは、本当に地域創生をするといっても、地域、地域の特性のある、あるいは国が何らかの形で、それぞれの自治体が考えていることであっても、幾ら金をつけたってできないところはできないだろうということを言っているわけです。

そういう中でいくと、平成の大合併があったわけでありすけれども、当然その中では、もう限界だといういろんな問題で合併しなければならないというところでの合併問題が出てきた。それでも、ではどうだったのかということの検証をすれば、それぞれ合併したところも大変な状況に生まれているということを考えると、大都市の近郊市町村は、ある程度、この問題については、そういう形では地域創生になっていく可能性はあるのだらうと思うのですけれども、そういう問題を考えると、もう一度、この問題が、ふるさととはもう全然その問題で復興せずに、いわゆる大都市だけが、もう一度、集中化していくという形での二極性の問題になっているのではないかなというふうに思っているのですけれども、この辺についてはどう考えているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 提言と言われるものが、あちこちどんどん出てくると思うのです。ですから、おっしゃるような内容のものというのはどんどん出てくると思うのです。だけれども、これがどれがいいかっていうのは、その地域によってみんな違うのです。ですから、今度はいろんな地域の皆さんの知恵比べ、これにかかっているのだというふうに思います。

中央公論で、この提言をされたこのことが、日本中話題になって、これがもてどういう話が進んできたわけですが、第2弾の中央公論が今言ったように来週か何かに出るそうです。それには、介護難民、介護の問題が出てきて、それで東京を中心とする人口がふえているところ、そこのところがこれから急激に減って行って、それで地方のこういう市に行ったらいいですよというのが載っているそうなのだけれども、そこのところは、載っているところはうれしいところと、そんなことやられたら困るというところがある。まさに、そういうことだと思うのです。

ですから、自分のところではどうやるというのをいろんな提言だとか、あるいははい

ろいろ先行して成功している地域を例にとるとか、教えてもらうとか、いろんな状況であるのであって、そういう今おっしゃるような内容のことというのがいろいろ頭に入れる必要があると思いますが、嵐山町では、これからそういうものを集めて、どれがいいのか、どの方向に行くのか、やったらいいかなというふうに思っていますけれども。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 私も、そうだろうと思うのです。いわゆる日本の未来像、これをつくるのは、それは国でもあるとは思いますが、やっぱり、その地域、地域のどれがよいか、先ほども町長言うとおりに、よって違って来ようというふうに思っています。

今まで、いろいろと町はこの施策をやってきました。その町の対応では住民判断が違って来るとするのは、私の質問の中にもあるのですけれども、これから進めていく諸課題や施策、これを十分検証しながら、それで定住人口が、例えば先ほども減ってくるという、減ってきて、やっぱりその町のよさ、例えば嵐山町に、いわゆるあそこの町はいいよなという形での、これも里帰り方式と言うのだそうだけれども、いうことにつながるまちづくりを進める。これが、その町、その町の、いわゆる人口問題等にもつながってくるのだらうなというふうに思っているのですけれども、例えばそういう形でのふるさとまちづくりやなんかを進めているところというのはいっぱいあるわけです。東北なんかも、それは通常は、かなり厳しい状況にあるということは言われていますけれども、東北から出ていった人は、例えば東北の夏祭りだとか、あるいはそれぞれ地域、地域のいろんなお祭りなんかに、そこを出ていった人はふるさと懐かしさで帰ってくると。帰ってきたら、戻り現象の状況で、またこの町に住んでみたいなのも出てきている。というのは、今までもいろいろと言われてきたわけです。だから、そういう町でいくと、里帰り現象のできるまちづくりというのが必要になってくるのだらうなというふうに思っているのですけれども、私は、安易に増田レポートだけをマスコミがあおるような形でやるのではなくて、この町ならこの町に合った、そういうものを住民あるいは町で考えていくということが必要なのだろうと思いますけれども、そういう面で、私はこの問題で一つ一つ、いろいろと町がやってきたことと、これはどうなのか、こうなのかというのは、今回はお聞きいたしませんけれども、余りにもこういう形での全体の国民をあおってしまったような、そ

ういう問題が果たしてよかったのかどうか。

これは、増田レポートをつくった日本創成会議の、いわゆる民間の問題ですから、それはそれとして、いい、我々も読む機会を与えられて、こういう問題になっていくのかということではあったのだらうと思いますけれども、もう一度、この問題としてまちづくりを進めることの大切さ、これについては、町長、どうつくっていかうとしているのか、お聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今、議員さん、おっしゃいました。この地域のいろんなものが大切で、それがまちおこしの中心になるのではないかというような話、これ答弁させていただいた内容とそっくりなのです。こういうものが嵐山町にあるではないか。これを嵐山町のもっと宝にブラッシュアップして、磨き上げて、さらに使っていかう。これがまちおこしになるのではないだらうかという答弁をさせていただいたわけです。

それで、そういうようなものを自信を持って、うちは何にもない、あれもない、これもないというのではなくて、これもある、あれもある。そして、実際に、こういうふうなことがあるのだというようなことで、嵐山町のよさというものを、もう一回みんなで見直して、見つけ出して、それでそれを町の宝物にして発信をしていく、これだと思うのです。

嵐山町の昼夜人口というのが前から話がありますけれども、東京都というのは、昼間の人口というのは、どんどん、どんどん周りから入ってくるから人数が多いわけです。それで、埼玉県の中のほとんどの市、町というのは昼間の人口というのは少ないのですね、出て行ってしまうから。だけれども、嵐山町、昼間の人口のほうが多いのです。それは、だから、普通の、何か核になっているその周りのところの一般的な町ではなくて、そういうような特徴もある。それと、この間、地震がぐらぐらきたけれども、そういった地盤も嵐山町は県の中でもいいほうだとか、それから町を選ぶのに、学校だとか健康、医療だとかという、前の議会のときに議員さんおっしゃいましたよね、それが肝心なのだ。その医師の数だとか、看護師の数だとかいうのは、嵐山町県でも上位なのです。ですから、医療費の窓口払いをやらなければという話でご指摘いただきましたけれども、それだけでなく、そういうような状況が上位だ。それで、介護保険料にしても、嵐山町ではああいう状況の結果が出たというようなこと。ですから、

いろんなことにもう一回見直して、自信を持っていくということが必要なのではないかなというふうに思うのです。

それで、これ、係がつくってくれた資料があるのですけれども、人口が26年と27年4月、この1年を比べた中で、嵐山町が45人減っているのです。それで、滑川町が149人ふえている。それで、周りの町村というのは、小川町が591人、ときがわ町が221人、川島町が241人、吉見町が324人、鳩山町が209人、東秩父が71人、これがこれだけ減っているのです。嵐山町は45名なのです。ですから、こういう状況というのは、やっぱりこのところで何年かこういう状況に、減り方が少ない状況が来て、何が原因かわかりませんが、結果的にこういう状況が来ている。それで、自然減少というのは、これはいかんともしがたい状況で減っているのです。だけれども、結果的には、そういう形で45人。東松山市がこのところで225人ふえました。これが9万人を切って、さらに、いってしまうのではないかという危惧の中で、9万人にまた近づいてきている。こういうような状況というのは、それぞれ町に合った何かをこうやっているための結果ではないかというふうに思うのです。

ですから、嵐山町は、この一般質問の議会でもいろいろな答弁の中にも出てきておりましたけれども、嵐山町でやってきた施策というのは何がどういいのかわかりませんが、それを継続してやってきたことというのが少しずつ少しずつどこかに影響が出てきているのかな、そんな感じもしています。

ですので、これを継続して、さらにいい方向に行くように、議員さんおっしゃるようないろんな意見を聞きながらやっていったらいいのかなと考えています。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 今のような形で、町のよさを見つけていくと。嵐山町としての共生の未来像をつくっていくと。それは、総合振興計画だとかいろんな中で、さらに、それを包括的にやっていかなければならない問題だろうと思うのですけれども、そういう中での、いわゆる嵐山町としての将来展望が出てくるのではないのかと。それは、大体、嵐山が人口減少の境になってきているわけです。というのは、嵐山以北、あるいは秩父地方まで含めて減少化が進んでいると。県南地域、あるいは高崎線沿線では、一部地域を除いては人口はふえているわけでありましてけれども、そこら辺でいくと、もう一度、嵐山というものの見直しというのをきちっとやりながら、将来の未来像をつくるのが大切なのだろうと思いますけれども、そういう面で、この増田レ

ポートに出されたような問題ではなくて、地域創生というのは図っていただきたいというふうに思うわけです。

次に、進みたいと思います。

2番目ですけれども、障害者の虐待防止法の課題についてであります。障害者の虐待事件が年間で2,000件以上になっているというこれも報告がされております。障害者虐待防止法は、何人も障害者に対し虐待をしてはならないとあるわけでありすけれども、施設あるいは家庭、事業所、学校、保育所、医療機関、官公署等において、虐待が障害者の命や安全、権利を脅かしております。

被害者の種類もさまざまでありますけれども、都道府県別の相談、通報件数も自治体間、地域間格差があり、大きな差異が出ているわけでありす。虐待防止への取り組みの反映もこれに出ているのですけれども、今回の厚労省が調査、各市町村における障害者虐待防止のための体制整備の状況について、16項目の質問を行っておりますけれども、これ、嵐山町にもこの質問が来たのでしょうか。

過半数の項目で未実施という自治体の報告がされたということでありすけれども、格差整備の必要もあるのではないかとこのように言われております。法施行後の3年目の見直しに向けた課題について、お伺いいたします。

(1) としまして、町では、障害者虐待について、さまざまな施設あるいは学校、その他いろんな施設あるわけでありすけれども、どんな報告が今までなされているのか。

それから、(2) といたしましては、厚労省の調査状況について、質問の回答項目と内容について未実施の課題についてお伺いいたします。これは、国で発表された報告とほぼ同じだったのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、(3) といたしましては、障害のある人とない人が分け隔てられることもなく、地域で安心して生活できる社会を町として取り組み、実施していくことについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えをいたします。

法施行後の町への相談、通報件数は、平成24年度に2件、平成25年度はゼロ件、平成26年度2件でありました。いずれも障害者施設での虐待事例でありましたが、調査の結果、虐待の事実は確認できませんでした。

次に、(2)につきましてお答えをいたします。平成25年度障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査について、市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備での16調査項目のうち、町では13項目について実施済みであります。

未実施の項目である独自の対応マニュアル、事例集の作成、法に該当しない施設機関との事前協議、避難のため居室確保につきましては、今後できるだけ早く整備できるようにしてまいります。

次に、(3)につきましてお答えをいたします。年齢や障害の有無等にかかわらず、安全に安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、障害のある方への配慮等について幅広い協力を得るために、障害に対する理解の促進と啓発、広報活動を推進しております。また、障害者の権利擁護においては、成年後見制度の理解促進に向けた周知と判断能力が十分でない方の権利が擁護され、適切な支援が受けられるよう支援してまいります。

虐待防止につきましては、高齢者、障害者、子供の虐待をいち早く発見、通告できるよう地域との連携を密にするとともに、通告があった場合には迅速に対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 今、報告の中で、嵐山町では法施行後、通報件数というのは、24年度で2件、25年度がゼロ件、26年度が2件ということですが、これいづれも障害施設での虐待事例ということ。そのほかの関係で、例えば施設だけではなくて他のところでの、家庭だとか、あるいは学校だとか公共施設だとか、その他さまざまなところでのこういう報告はなされなかったのでしょうか。なされていないのでしょうか。あるいは、家庭内の問題等もあって、なかなか表には出てこないのかなと思うのですが、民生委員等やなんかの把握でもそういう報告がなかったのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

この障害者虐待というのは3つございまして、1つ目に、擁護者による障害者虐待、それと2つ目に、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、3つ目に、使用者による障害者虐待ということでございまして、嵐山町で今まで通報があった件につきましては、障害者福祉施設の従事者等による障害者虐待に当たるものでございまして、あくまでも、先ほど議員言われた家庭また学校等、そういった相談、通報の件数というのはございませんでした。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 障害者施設の虐待がこれだけ嵐山町でもあったという報告がありますけれども、この問題が大きく取り上げられたきたのは、千葉県の袖ヶ浦市福祉センター、ここで19歳の少年が施設の虐待で死亡したと。これは、職員が日ごろから、この入所している障害者に暴力を振るってきたと。これは、千葉県の調査でもそういう報告がされているわけがありますけれども、千葉地裁、これは裁判にもなっているわけがありますけれども、これを行った被告、させた側の者が、この裁判報告の中では、一部職員による暴力行為が日常的に行われていたということでありまして、この15人の職員が全て、この判決で暴力行為やなんかについてのあれを受けているわけですが、施設側の原因というのがあって、1つは、今まで施設そのものが、いわゆる指定管理者に置きかえられてしまっていたと。それから、人件費の削減、これによって、中堅職員が大量に退職されていて、その関係でここで働く職員が、こういう問題でのいろんな労働強化だとか、さまざまな問題によって、どんどん、どんどんエスカレートしていった、こういうものができたということで、こういうことも一つの原因にあったということなのですから、やっぱりこの中で、この2件は、26年度で2件、24年度で2件、4件の関係については、どんな虐待事件であったのかわかりましたら、お知らせしていただきたいと思えます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

この2件でございまして、もと施設に勤めていた従業員の方が、そのような

形で電話で通報という形でありました。町としては、障害者のそういった福祉施設の従事者による障害者虐待ということの通報でございまして、町から県に報告をさせていただきまして、県からそのような調査等を行ったところでございまして、一応、内容的には、もとの職員が暴力を振るっているのではないかというような、そういった内容でございましたけれども、県の調査によりまして、そのような事実はなかったという報告を受けております。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 内部告発みたいなものですね、あったとすれば。

こういうことが、そういうふうにならなくなって報告されてくるといのは、どのくらいの町としても調査がされてきたのか、そこら辺はどうだったのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

町としましても、施設の関係ですと、県のほうに報告をいたしまして、県が調査をするという形になってございます。

仮に、町民の方のご家庭で虐待等があった場合には、町がまた調査をするという形になってございまして、こちらとしてもその虐待防止に関しましては、そのような形がないような調査と広報、以降、進めていけばというふうには思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） それでは、2番に移らせていただきますけれども、市町村における障害者虐待防止対応のための体制整備の問題で、16項目のうち嵐山町では13項目について実施済みという報告をしておられますけれども、未実施の場合の独自の対応マニュアル、事例集の作成、それから、法に該当しない施設機関での事前協議、避難のための居室の確保でありますけれども、これもできるだけ早く整備ができるようにしていくということでもありますけれども、これが自治体間によってこの回答がさまざまであると。とりわけ、虐待防止への取り組みの格差の反映がこの調査によってあらわれてきているということでもありますけれども、とりわけ障害者の、いわゆる取り組みについて、マニュアルをつくったりあるいは対応したり、あるいは職員対応の

きちっとされているところについては、そういう問題でも報告がかなりちゃんとされてきているということなのですからけれども、それがこの自治体によっては、曖昧になっているようなところについては、この報告の未実施項目がふえているということなのですからけれども、やっぱりこういう面でいくと、まだまだ嵐山町としてはこういう問題について幾つかの未実施の問題があるわけでありましてけれども、できるだけ早くというのは、どのくらいの形でやっていくのか。

いわゆる今度の虐待防止法の課題等もありまして、この見直しがあるわけでありましてけれども、それまでに対応できるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

町では、3つの関係で、まだ整備ができてないということで報告しているところですが、できるだけ早くということでございまして、できていない部分については、今年度中から検討していければというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） この問題については、ここに明らかになってきたわけでありましてから、早目に、それについては進められていただければというふうに思います。

とりわけ今後の形での虐待、これが発見された場合、この通報窓口というのは、市町村障害者虐待防止センターで一元的に受け付けるということになっているということなのですから、より身近な自治体、一番、それが障害者権利条約の目的であって、こここのところがより早く、そういうものを発見できなければならぬだろうというふうに思っているのですけれども、先ほども社協の問題やなんかもあって、いろいろと質問の中では出したのですけれども、今度の改正法の中でも、これを早く発見できる、そういうものを実現していく取り組み、これは早期実施の関係ですけれども、求められてくるわけでありましてけれども、このところはどのような対応を図っていくのか、お聞きをしておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

虐待防止の町の対応なのですけれども、あくまでも、施設あるいは使用者が虐待という形になると県、あるいはその使用者による虐待ということになりますと労働局にも報告が行きまして、そちらのほうの調査という形になると思うのですけれども、こちらとしても、町として幅広くいろいろ通報なり相談受けた場合には、速やかにそのような対応をとって、できるだけ早く虐待防止に努めていければというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） わかりました。

（3）に移らせていただきますけれども、いわゆる啓発広報活動、これも推進していくということであります。障害者が社会の中である地域で安心して生活できるというのは、これはもう健常者と一緒での生活がきちっとできるということも大事なのだと思っておりますので、今後この問題について、どのような形での啓発広報活動、これを推進していくのか。その辺のところがお聞かせ願えればと思っております。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

今までも広報、あるいはホームページ等で広報活動しております。また、民生委員・児童委員さん等にも、また月1回の会議のときにも、そのような町民の方に、虐待等の疑いがあるような形があれば報告を上げていただくとか、そのような形で進めていっているところまでございまして、その辺も幅広くお願いをしてまいればというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） ぜひ、そのような形で、とりわけ虐待防止については、障害者あるいは高齢者、そして子供、こういうものをいち早く発見するというのが大事なのだろうと思いますし、その連携をどういうふうに深めていくかと、通告やなんかもいろいろとあるだろうと思いますけれども、やっぱり迅速に自治体としては対応してもらいたいと、そのことをお願いしてこの問題について質問を終わりたいと思います。

それから、次の3番に移させていただきます。

ピロリ菌の検査対応についてであります。胃がんの原因となっていると考えられるピロリ菌の早期発見除去が胃がん、胃炎の予防に必要とする、これは医学界からもそういうことが出ているわけでありますけれども、既に自治体では検査・検診がやるという形で、自治体間の中では広がってきているというふう伺います。

統計でも胃がんの死亡者数は、年間4万人から5万人であり、ピロリ菌の原因が主要であるとしていますが、町の対応について伺います。

(1)といたしましては、従来の胃がん検診にピロリ菌検査を加える考えはないか、伺います。

(2)といたしましては、中学生の検診・検査を行う必要はないか、伺います。
以上です。

○青柳賢治議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えをいたします。

ピロリ菌感染が胃がんリスクと関係性が深いことは承知しておりますので、検査方法及びその有効性等につきまして、費用対効果を含め検討してまいります。

次に、(2)につきましてお答えをいたします。現在、胃がん検診の対象年齢は30歳以上としており、中学生まで引き下げることは考えておりません。ただし、医学的に効果が高いこと等が実証された場合は検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 今は胃がんの検診、これの申込希望者というのはかなり多いだろうと思うのですが、その検診を受けた中で、検診者が年間どのくらいいるのかお聞きすると同時に、この検診を受けて、あるいは町の中で検診を受けていなくても、胃がんの患者数の数が年間どのくらい出ているのか、お聞きしておきたいと思っております。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

件数的には、把握をちょっと今してございませんで、町内でがんに関する医療費、

1人当たりの医療費という形になりますと、町内では、胃がんががんの種類の中では4番目になってございます。1人当たり、胃がんで1万2,832円という形でなっております。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そうすると、胃がん検診なんかでは、この問題というのは、ピロリ菌があるかないかというのは、それは検診を受けた人には知らされているのだからというふうには思うのですけれども、ではそのための何人発生したとかなんとかというのは報告がないということですね。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えいたします。

特に、その報告はございません。胃がん検診の中の、個別検診、集団検診ではちょっと難しいかと思うのですけれども、個別検診という形で、各病院で胃がん検診を受けるときに、またそちらのピロリ菌の検査も希望されるということであれば、そちらで対応していただければというふうに思っているのですけれども、その件数等をこちらとしては報告はわかりません。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 治療費の関係、今、医療費で、嵐山町でも4番目に胃がんは高いという形が回答されたわけでありましてけれども、例えばこの健康保険、医療の関係で、早期発見が医療費の支出を少なくしていくという形になっていくのだろうと思うのですけれども、医療費の抑制にも、早く、このピロリ菌を退治するという形でつながっていくということが学会発表に出ているわけでありましてけれども、とりわけ幼年期に感染しているということだということだそうです。これ1度感染してしまうと、除菌しない限りは消えることがないと。大体、家庭の中での感染というのが多いと。親御さんが幼児期に子供さんに口移しで食べ物を与えたりなんかした関係でも、そういうことにつながっているということでありましてけれども、一番の問題点は、早くこれを治癒していくということになっていくのだというふうに思っているのですけれども、そこら辺のところできくと、検討していくということでありましてから、ぜひこの

検診の中で検査して、この検診の方法については、どのくらいの費用がかかっているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えいたします。

このピロリ菌検査という形は病院にもよると思うのですけれども、最初の検査だけということになると保険がきかないということで4,000円、5,000円、そういった形で検査費がかかるというふうに聞いております。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) その辺のところで、例えば国内で13年2月から、慢性胃炎患者、除菌検査治療、これは医療保険が適用されるということになったという形でありましてけれども、保険が適用されるという関係で、これは世界で先駆けた取り組みだということなのでけれども、そことの関係はどうなのでしょう。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

あくまでもその保険のきかないということは、検査のみという形で、最初に検査という形だと保険はきかないということでございまして、初めに胃検診でそういった胃潰瘍あるいは十二指腸潰瘍、そのようなのが見つかりまして、それと一緒に、またピロリ菌検査をやるということでございまして、そちらのほうの検査も保険がきくということになってこようかなというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 費用対効果を考えると、検討していくということでありまして、十分この辺のところはいろいろと検討していただきまして、胃検診やなんかの中でもこういうことがやっていただける。そして、その中で胃がんの発生率を防止していくということに、ぜひお願いしたいというふうに思っています。

それから、(2)に移らせていただきますけれども、中学生の検診、これは幼児期の治療が一番早く、大事だというふうに言われているのですけれども、この除菌をす

るというのは中学生、高校生の間にしてしまうと、かなり効果が大きいということなのです。

胃がん検診というと、問診だとかエックス線という検査になってくるのだろうと思うのですが、いわゆるピロリ菌の検査というと、唾液やなんかでも検査ができるということらしいのです。そういう形でいきますと、既に幾つかの自治体ではこの医療費の関係との対費用効果の問題等で取り組みが大きくなってきて、それで胃がんになる人が少なくなってくると、その形での医療費支出がかなり少なくなっているという話がされておりますけれども、今、各自治体の中で、中高校生の検査で陽性というふうに判断されるのが約5%だということの、これ北海道大学の検査報告もされているわけでありませう。

先ほど、何回も言うように、1度除菌すれば再感染することはほとんどないということでもありますので、ぜひこころ辺のところ、中学生にこの検診・検査、これが必要なのではないかというふうに思っていますけれども、そこら辺の考え方、これは先ほどの答弁の中ではないようなお話になっているのですけれども、中学生まで引き下げる考えはないということなのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。検討する課題ではないのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、北海道でこの辺の研究が先に始まりまして、全国で5つの道府県の自治体が中学生のピロリ菌の検査という形で進めているところでございますけれども、あくまでも中学生のピロリ菌検診につきましては、遺伝するといいますか、科学的根拠というものがまだ不足をしている段階でございまして、安全に検査を行う環境というのが整っておらないわけございまして、またこちらのほうもよく検討させていただきまして、実施に向けてまた検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 胃がん防止という形では、このピロリ菌の検査というのが大切だというふうに言われてきています。ですから、ぜひ町で直接今、実施はちょっと難しいのかなという答弁もありましたので、親御さんやなんかにも、ぜひこの問題に

つについては何らかの形で検診のときにそのことを受けたらどうでしょうかとか、そういう問題があるのですよという、いわゆる宣伝というのですか、これを伝えて、そして将来胃がんにならないような形をとっていくということも大切なのだらうと思いますけれども、そこら辺は、教育委員会のほうではどう考えているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

河井議員さんから、今回、ピロリ菌の検査の大切さを教えていただきまして、いろいろこの問題については、がんはやはり大きな病気の一つでありますので、こういった検査について、今後十分検討して、他の自治体とのそういった結果等も見させていただき、また町のほうの関係課とも対応して考えていければいいのかなというふうに現在のところでは考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) ぜひ医療費の削減につながるということでありますので、こちら辺を十分検討しながら、今後、町の対応を図っていただければというふうに思っています。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

以上で一般質問を終わります。

◎会議時間の延長

○青柳賢治議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ、これを延長します。

◎日程の追加

○青柳賢治議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議会運営委員会の報告として、嵐山町議会における災害発生時の対応要領についての件及び発言取り消しの申し出についての件につきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議会運営委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長 日程第2、嵐山町議会における災害発生時の対応要領について、議会運営委員会の報告を委員長に求めます。

安藤議会運営委員長。

○安藤欣男議会運営委員長 議会運営委員会からの報告をさせていただきますが、災害発生、地震等は、近年、多く発生をしておったり、あるいは、土砂災害とか起こったりしております。

そういう中で、災害発生の際の議会、議員の対応について決めておく必要があるのではないかという意見が出されておまして、このたび、議会運営委員会では、この表題の嵐山議会における災害発生時の対応要領についてということで方向性を出すことができました、今議会におきまして報告をさせていただいて、議会運営委員会の委員長報告という形で、この問題について報告をさせていただきます。

朗読をもちまして、報告にかえさせていただきますが、よろしく願いいたします。

平成27年6月9日

嵐山町議会議長 青柳賢治様

議会運営委員長 安藤欣男

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「嵐山町議会における災害発生時の対応要領について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「嵐山町議会における災害発生時の対応要領について」を調査をするため、5月28日及び6月4日に委員会を開催し、調査研究をしました。

(1) 5月28日の委員会について

嵐山町議会では、東日本大震災という未曾有の災害や近年の大雪、活火山の噴火、頻繁する地震などの自然災害発生時における町議会の危機管理体制について協議してきました。

その結果、平成27年6月4日の議員全員協議会において大規模自然災害発生時の町議会の対応を定めた「嵐山町議会における災害発生時の対応要領」を決定しました。町長が災害対策本部を設置した際に町議会として支援すべく、町議会災害対策協議会を設置し、早急かつ的確な意思決定を行う体制を構築することや、議員が速やかに協議会等に参集できるよう、安否の報告を議員の役割とするなど、災害対策本部との連携や議員の対応等について取りまとめたものです。

以上、委員会報告とします。

次に、嵐山町議会の災害発生時の対応要領、それから、裏面には、嵐山町議会災害時行動マニュアルというものを作成をいたしました。これにつきましても、時間をいただきまして、朗読をもちまして報告をさせていただきます。

嵐山町議会における災害発生時の対応要領

(目的)

第1条 この要領は、嵐山町議会（以下「議会」という。）及び議員の災害発生時の対応について必要な事項を定めるものとする。

(対応等)

第2条 議会は、災害が発生し、嵐山町災害対策本部（以下「本部」という。）が設置された場合は、直ちに議員に連絡し、必要な支援体制をとるものとする。

2 議員は、連絡場所及び自己の被害状況を議会に連絡する。

3 議員は、最寄りの避難所等において区長、防災会長等（以下「区長等」という。）への支援及び協力を行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、議長及び副議長は議会に参集する。

5 議長は、必要に応じて議員に指示するものとする。

6 議長は、必要に応じて嵐山町議会災害対策協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。

7 災害の状況により協議会が設置できないときは、議長の指示の下、議会事務局が第3条に掲げる事務を行うものとする。

(所掌事務)

第3条 議員の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 避難所等において、区長等への支援及び協力に関すること。
- (2) 被災者からの相談及び被災者への助言に関すること。
- (3) その他議長が必要と認める事項に関すること。

2 議長及び副議長の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部からの情報収集に関すること。
- (2) 議員への情報提供に関すること。
- (3) 議員からの情報収集に関すること。
- (4) 本部への情報提供に関すること。
- (5) 他市町村議会との連絡調整に関すること。
- (6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(要請)

第4条 町の災害対策に対する要請は、協議会で決定した事項について議長が本部へ行うものとする。

この本部というのは町の対策本部でございます。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年6月4日から施行する。

なお、この6月4日は全員協議会の日でございます。

裏面をお願いしたいと思いますが、この要領に沿いまして、それでは、実際の災害が発生したときにはマニュアルも必要だろうということもありまして、決定をさせていただきました。

嵐山町議会災害時行動マニュアル

- 嵐山町災害対策本部が設置された場合、議長は、副議長と協議の上、原則として嵐山町議会災害対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 町議会は、議会委員会室に置く。
- 議長、副議長ともに議会に参集できない状況の場合は、協議会は設置せず、対応要

領第2条第7項に基づく対応を行うものとする。

続きまして、1として、協議会設置の場合の対応、それから、2は、協議会設置できない場合の対応ということで、分けて決めさせていただきました。

I 協議会設置の場合の対応。

1 議長は、協議会の設置について、別途定める連絡体制により全議員に連絡するとともに、各議員の安否の確認を行う。

2 議長、副議長及び議員は、協議会に参集し、対応要領第3条に定める事務に従事する。

ただし、協議会に参集できない議員は、議長の指示により他の議員と同様の事務に従事する。

3 議長は、災害対策本部の会議に出席し、提供された情報は速やかに協議会で整理して各議員に提供する。

4 各議員は、避難所開設など、災害対策本部が行う支援活動等に協力するとともに、地域における状況把握に努め、新たな情報を把握したとき及び被災者からの相談を受け必要と判断したときは、協議会にその状況を報告する。(災害対策本部に直接連絡はしない。)

こういう取り決めをさせています。

5、協議会に集まった情報等は、整理して速やかに災害対策本部に提供する。

II 協議会が設置できない場合の対応

1 議長は、事務局長をして、事務局職員を指揮して対応要領第3条に定める事務に従事するよう指示する。

2 すべての議員は、対応要領第3条に基づく事務に従事する。

3 事務局長は、災害対策本部の会議に出席し、提供された情報を速やかに事務局で整理して各議員に提供する。

4 各議員は、避難所開設など、災害対策本部が行う支援活動等に協力するとともに、地域における状況把握に努め、新たな情報を把握したとき及び被災者からの相談を受け必要と判断したときは、事務局にその状況を報告する。(災害対策本部に直接連絡はしない。)

5 事務局に集まった情報等は、整理して速やかに災害対策本部に提供する。

III その他

災害発生時の議員の活動は、議員派遣の手続きを行い、公務災害補償の対象とするが、二次災害が起こらないよう、服装や行動範囲・内容に十分留意し、安全第一で行動すること。

ということでございます。

なお、その他の中で、公務災害あるいは議員派遣のことについて質問がございました。全協で質問がございました。これについて補足説明をさせていただきますが、議員派遣の手続につきましては、閉会中に災害等が発生し、議員の現地に派遣する必要が生じた場合、委員会において、議員派遣の議決ができない。そういうことが想定されるわけですが、嵐山町議会会議規則第122条第1項のただし書きに、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定できると規定されておりますので、これを適用していくと。

なお、次に、公務災害補償についてですが、議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に議会の議員の公務上の災害に対する補償等に関する制度が規定されておりますので、こちらを適用しているということがわかりましたので、ここで報告をさせていただきます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

◎発言取消の申出について

○青柳賢治議長 日程第3、発言取り消しの申し出の件を議題といたします。

長島広報広聴特別委員長から6月4日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により、お手元配付した発言取消申出書のとおり、発言を取り消したいとの申し出がありました。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 異議なしと認めます。

よって、長島広報広聴特別委員長からの発言取り消しの申し出を許可することに決

しました。

〔長島邦夫広報広聴特別委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴特別委員長 指名されました広報広聴の長島でございます。

6月6日の委員会報告の中で、発言の取り消しをいたしたく、申出書を提出させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

朗読をもってかえさせていただきますが、よろしく願いいたします。

平成27年6月5日

嵐山町議会議長 青柳賢治様

広報広聴特別委員長 長島邦夫

発言取消申出書

6月4日の会議における広報広聴特別委員長としての発言について次の部分を取り消したいので、会議において許可されるよう会議規則第64条の規定により申し出ます。

記

取り消したい発言

今定例会第1日に行った広報広聴特別委員会所管事務の調査報告2(5)第7回議会報告会、開催状況についての報告中、「意見交換会は幅広いテーマの設定により、様々な意見交換も可能となったが、参加者が増えると問題点のみの指摘となり、意見交換まで達しない難点もあった。それでも様々な方策にて参加者が増えてきた事は、議会報告会の方向性が開けたと思われる。また、近隣議会関係者より正式な傍聴視察があり、近隣議会への善き影響を感じられました。」と報告いたしましたが、この部分は委員長の主観として考えを示したものであり取り消しを申し出ます。

よろしく願いいたします。

○青柳賢治議長 ただいまの発言につきまして、何かご質問はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取りください。

以上で、長島広報広聴特別委員長からの発言の取り消しの申し出を終わります。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 5時11分)

平成27年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

6月10日（水）午前10時開議

- 日程第 1 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 2 報告第 2号 平成26年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告について
- 日程第 3 報告第 3号 平成26年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部を改正）
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険条例の一部を改正）
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第 31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 8 議案第 32号 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程第 9 議案第 33号 嵐山町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 10 議案第 34号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 11 議案第 35号 土地の取得について（杉山城跡）
- 日程第 12 議案第 36号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第 13 請願第 1号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争立法」に反対する意見書の提出を求める請願について
- 日程第 14 請願第 2号 嵐山町議会が「安全保障関連法案」に反対の旨決議し、同趣旨の意見書を提出するよう請願しますについて
- 日程第 15 議員派遣の件について
- 日程第 16 閉会中の継続調査の申し出について
- 追加

- 日程第17 発議第10号 「カジノ解禁推進法案」の廃止をもとめる意見書の提出について
- 日程第18 発議第11号 辺野古への新基地建設反対の意見書の提出について
- 日程第19 発議第12号 こども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書の提出について
- 日程第20 発議第13号 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正に関する意見書の提出について
- 日程第21 発議第14号 原発事故被害者の住宅・健康・保養支援を求める意見書の提出について
- 日程第22 発議第15号 労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書の提出について
- 日程第23 発議第16号 安全法制整備関連法案制定に反対する意見書の提出について
- 日程第24 発議第17号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出について

○出席議員（13名）

1番	森	一人	議員	2番	大野	敏行	議員
3番	佐久間	孝光	議員	4番	長島	邦夫	議員
6番	畠山	美幸	議員	7番	吉場	道雄	議員
8番	河井	勝久	議員	9番	川口	浩史	議員
10番	清水	正之	議員	11番	安藤	欣男	議員
12番	松本	美子	議員	13番	渋谷	登美子	議員
14番	青柳	賢治	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	村田	泰夫
書記		岡野	富春
書記		久保	かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
中嶋	秀雄	総務課	長
青木	務	地域支援課	長
山岸	堅護	税務課	長
金井	敏明	町民課	長
石井	彰	健康いきいき課	長
山下	次男	長寿生きがい課	長
村上	伸二	文化スポーツ課	長
植木	弘	環境農政課	長
山下	隆志	企業支援課	長
菅原	浩行	まちづくり整備課	長
新井	益男	上下水道課	長

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保 錦	一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
植 木	弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成27年嵐山町議会第2回定例会第7日の会議を開きます。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 ここで報告をいたします。

まず、本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました請願第1号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争立法」に反対する意見書の提出を求める請願について及び請願第2号 嵐山町議会が「安全保障関連法案」に反対の旨決議し、同趣旨の意見書を提出するよう請願しますについて、以上2件の審査報告が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日、渋谷登美子議員外1名より議案第36号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)議定について、修正の動議が本職宛てに提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、意見書の提出についての議案が提出されましたので、報告いたします。

発議第10号 「カジノ解禁推進法案」の廃止をもとめる意見書の提出についての件、発議第11号 辺野古への新基地建設反対の意見書の提出についての件、発議第12号 こども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書の提出についての件、発議第13号 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正に関する意見書の提出についての件、発議第14号 原発事故被害者の住宅・健康・保養支援を求める意見書の提出についての件、発議第15号 労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書の提出についての件、発議第16号 安全法制整備関連法案制定に反対する意見書の提出についての件及び発議第17号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出についての件、以上8件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

なお、意見書については、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定

でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

- 青柳賢治議長 日程第1、報告第1号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

- 岩澤 勝町長 報告第1号について、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第1号は、専決処分の報告についての件でございます。損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

- 青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

- 中嶋秀雄総務課長 報告第1号の細部について説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、専決第3号をごらんいただきたいと思います。

専決第3号は、自治法第180条第1項によりまして、町長の専決処分事項として指定されました額以内の損害賠償額の決定について、4月16日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

内容につきましては別紙をごらんいただきまして、損害賠償の額の決定についてでございます。

まず、損害賠償の相手方でございますけれども、川島1882番地25の陸川月子氏でございます。損害賠償の額でございますが、33万9,173円でございます。

事故の概要でございます。平成27年2月13日、嵐山町大字川島2272番地3先の歩道に設置をされておりました嵐山町が管理する道路照明灯が突風にあおられ倒壊し、相

手方運転の乗用車のフロントガラス及び屋根を破損したものでございます。こちらの修理費について損害賠償をさせていただいたものでございます。

なお、示談が成立をいたしましたのが4月16日でございます。この損害賠償の額につきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険で措置されるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○青柳賢治議長 この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これは、ポールが腐っていたというふうに聞いていたのですが、そうしますと、他の町が管理する電灯などのポールも当然心配されるわけですが、その辺の点検というのはされているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 今議員ご質問のとおりでございます。町が管理する道路照明灯、町内に数多くございます。全ての道路照明灯を今現在これによって再点検し直したかということになりますと、それはしておりません。

ただ、常日ごろからこういった危険もあるということで、まちづくり整備課の職員が町内を、道路等を点検する際には、照明灯についてもこういった腐食がないかどうか、これは点検しておりますし、また照明灯の修繕、こういったものが各地域から依頼がございます。そういった場合にも業者を通じてそういった点検もさせていただいて、腐食のあるものは順次交換をさせていただいているということでございます。ですから、全県的な総点検というものは実施をいたしておらないのが実情でございます。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうしますと、担当課に。全体のどのくらいまで点検が終わっているのかわかりますか、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えをさせていただきます。

先ほど総務課長のほうも申しましたとおり、全体の点検というのは現在実施をしていない状況でございます。日々の地元の区長さんですとか、業者さんですとかから情報が上がってきたものを、その都度対応させていただいているのが現状でございます。

す。

したがいまして、全体のうちどのくらいが点検が済んでいるかという数字の実質的なものは把握をしていないのが現状でございますが、国や県におきましても、現在そういう公共施設の設置からちょうど経過年数が30年、40年、50年というものが非常にふえてきている状況の中で、そういったものを全国的に点検をしていく取り組みというものをシステム化しようというような動きがございます。そちらのほうの情報を積極的に注視をしていきながら、町のほうで、そういったものがどういった形で取り組めるかというのはこれから検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決事項の報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長 日程第2、報告第2号 平成26年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第2号は、平成26年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件でございます。

平成26年度に繰越明許を設定をした法規管理事業などの6件、金額6,804万8,000円の事業を平成27年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 報告第2号の細部についてご説明をさせていただきます。

裏面をごらんいただきたいと思います。平成26年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

3月議会で繰越明許費として議決をいただきました、ここに記載の事業、2款総務費の例規整備支援業務委託料、それから地方版総合戦略策定基礎調査等業務委託料、予防接種医師委託料、経営体育成条件整備事業補助金、地域限定プレミアムつき商品券発行事業補助金、そして小中一貫教育推進事業の6事業でございます。

金額であります、ここに記載させていただいておりますように、金額全体では6,822万8,000円、翌年度繰越額が6,804万8,000円、財源内訳でございますが、既収入特定財源4,525万4,000円、国・県支出金1,221万1,000円、一般財源1,058万3,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 この際、何かお聞きしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長 日程第3、報告第3号 平成26年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第3号は、平成26年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件でございます。

平成26年度に設定をした工事の工期を延長する必要が生じたため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長 それでは、報告第3号の細部説明をさせていただきます。

平成26年度嵐山町水道事業会計予算繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

地方公営企業法第26条第1項及び第2項の規定によります営業費用及び建設改良費の繰越額でございますが、合わせて2件でございます。

1件は、款事業費用、項営業費用、事業名が水道事業基本計画等修正委託でございます。予算計上額は1,264万6,800円でございます。翌年度繰越額は、同額の1,264万6,800円でございます。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます、繰越額と同額でございます。

嵐山町水道事業基本計画、これは（通称）地域水道ビジョンと申し上げるものがございますけれども、これにつきましては平成20年12月に作成してございます。

水道事業基本計画は、水道事業の根幹をなすべき計画として自己水源の環境を保全し、安全かつ安定した給水に努め、健全な事業経営の確立を図るため、10年後、平成29年度を目標年度として策定された事業計画でございます。

この間の社会状況は、少子高齢化、出生率低下などに伴う人口減少や平成25年度に実施した料金改定など、水道経営の環境の変化があることから、5年が経過した平成26年度に水道事業基本計画の見直しを行うために、水道事業基本計画等修正委託を発注し、現在基本計画の見直し作業を行っております。

基本計画の見直し作業において資産台帳、資産管理台帳等を作成するに当たり、過去の工事資料の収集等に時間が必要なことから事業を繰り越しております。

なお、平成27年度中に水道事業基本計画の修正を終える予定で事業を進めております。

それから、もう一件でございます。款資本的支出、項建設改良費、事業名が第1浄水場給水タンク格納庫改築工事でございます。工事場所は、大字千手堂地内にあります第1浄水場の敷地内でございます。予算計上額は、1,019万3,040円でございます。翌年度繰越額は同額の1,019万3,040円でございます。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます、繰越額と同額でございます。

第1浄水場給水タンク格納庫改築工事の繰り越し理由でございますが、給水タンク格納庫の壁面使用材料には成形セメント板を使用する工事仕様となっておりますが、成形セメント板の納品に3カ月以上の期間を要することから、それに伴いまして工期の延長が必要になったことによりまして、繰り越しをさせていただいたものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 翌年度繰り越しということになるわけですが、繰り越しが起こったために、基本計画の修正ですので、何か問題というか支障が起こるようなことや費用が余計かかるようなことはあるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

水道事業基本計画の修正委託でございますけれども、特に問題ということではなくて、これから費用を含めて将来計画をつくるに当たりまして、過去に設置しました水道管網、これの設置年度と設置距離というのですか、そういうものを明らかにしてアセットマネジメント、資産台帳をつくるに当たって更新時期等の、そういうものを明らかにしながら今後の事業計画をつくっていくということで、詳しい資料が必要なことから工期を延長させていただきました。

以上でございます。

○青柳賢治議長 ほかに。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第4、承認第1号 専決処分承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部を改正）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第1号は、専決処分の承認を求めることについて、嵐山町税条例等の一部を改正する条例の件でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により、嵐山町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山岸税務課長。

〔山岸堅護税務課長登壇〕

○山岸堅護税務課長 それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めますことについて、細部説明を申し上げます。

承認第1号の参考資料をごらんください。

嵐山町税条例等の一部を改正する条例の概要でございます。今回の嵐山町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により、同日に専決処分をしたもので、議会の承認を求めます。

なお、今回の一部改正につきましては、第1条及び第2条に分けて改正するもので、第1条においては、現在の税条例を改正し、第2条において、嵐山町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

まず、第1条の改正、第23条、町民税の納税義務者等の改正は、地方税法に恒久的施設が定義されたことに伴いまして所要の整備を行うものでございます。

続いて、第31条、均等割の税率の改正は、地方税法の改正に伴い、法人町民税均等割の適用区分の基準である資本金等の額について、所要の措置が講じられるものでございます。

第33条、所得割の課税標準の改正は、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人町民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法の

計算の例によらないものとするものでございます。

続いて、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書、第48条、法人の町民税の申告納付、第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続の改正は、所得税法及び法人税法の改正に伴い条文を整備するものでございます。第57条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告、第59条、固定資産の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告の改正は、地方税法の改正に伴い条文を整備するものでございます。

附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例の改正は、法人税法の改正に伴い条文を整備するものでございます。

附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の改正は、個人町民税における住宅ローン制度の適用期限を延長するものでございます。

附則第9条及び第9条の2、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等の規定は、ふるさと納税に係る寄附金控除について、確定申告をせずに控除を受けられる特例に関するものでございます。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の改正は、地方税法の改正に伴い、条文の整備及び所要の改正を行うものでございます。

附則第11条、土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、附則第11条の2、平成28年度または平成29年度における土地の価格の特例、附則第12条、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例、附則第13条、農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例、附則第15条、特別土地保有税の課税の特例は、地方税法の改正に合わせ、それぞれの適用期間を改正するものでございます。

附則第16条、軽自動車税の税率の特例は、一定の環境性能を有し、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した軽四輪等について、平成28年度の税率に限り、その性能に応じた軽課、グリーン化特例を規定するものでございます。軽減内容及び対象は、ごらんいただいている表のとおりでございます。

続いて、附則第16条の2につきましては、紙巻たばこ旧3級品に係るたばこ税の税率の特例を廃止するものでございます。なお、ごらんいただきます表のとおり、この条例の附則の第5条におきまして、経過措置がございます。

続いて、第2条の改正、附則第16条、軽自動車税の税率の特例の改正は、グリーン化を進める観点から四輪の軽自動車等に対して、当該軽自動車は初めて車両番号の指定を受けた月から14年を経過した月の属する年度分から重課税率を適用するもの及び地方税法の改正に伴い、項ずれを整備するものでございます。税率につきましては、ごらんいただいております表のとおりでございます。

なお、この改正につきましては、昨年の条例改正により定められた軽自動車税の課税特例に関する規定を、先ほどのグリーン化特例の規定の前、第1項に規定するものでございます。

続きまして、税条例の一部を改正する条例附則第1条、施行期日、第4条、第6条、軽自動車税に関する経過措置の改正は、平成27年度分以降の年度分について適用されることとされている二輪車等の税率の適用開始を1年延長するもの及び第1条で軽自動車税のグリーン化特例が附則第16条に新設されたことに伴い、条文を整備するものでございます。

表につきましては、昨年の税条例の改正の内容でございまして、参考までにこちらに記載をさせていただきました。

最後に、附則第1条は施行期日、第2条から第5条は、それぞれ町民税、固定資産税、軽自動車税及びたばこ税に関する経過措置等を定めたものでございます。

以上、承認第1号の細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） たばこの関係なのですけれども、旧3級品、これはどんな品目がこの旧3級品に当たるのか、ちょっと教えていただきたいのと、大幅に上がっていくわけですね。そうすると、たばこ税の税収もかなり下がるというふうな見込みを立てているのか、ちょっとそこら辺を伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

旧3級品の品目でございます。品目は6銘柄でございます。エコー、わかば、ゴールデンバット、しんせい、ウルマ、バイオレット、以上の6品目でございます。

たばこ税の税額についての影響でございますが、旧3級品の販売本数が昨年123万

4,240本でございました。平成25年は125万3,480本、平成24年度につきましては111万5,220本でございます。

この平成26年度の123万4,240本、この本数にそれぞれ経過措置がございますので、平成27年から平成31年のそれぞれの税率を掛けますと、平成27年度につきましては、税額が307万9,428円、こちらは旧3級品のみでございます。平成28年、1,000本当たり2,925円となりますので、361万152円、27年と比較しますと53万724円増となります。平成29年につきましては、1,000本当たり3,355円となります。税額にいたしますと414万875円、平成28年度と比較しますと53万723円の増です。1円単位がちょっと端数の関係で上下しておりますのでご了承ください。

続いて、平成30年度、税額が1,000本当たり4,000円となります。税額にいたしますと493万6,960円ということで、79万6,085円の増となります。平成31年、1,000本当たり5,262円となりますので、これは旧3級品以外と同額でございます。本則の税額となります。649万4,570円となりまして、前年度との差額が155万7,610円となっております。平成27年、今年度と平成31年度を比較いたしますと、その差が341万5,142円となっております。

議員さん、今ご指摘のとおり、たばこのこれによってJ Tがホームページ等で知らせているところによると、この間で旧3級品について値上げ、130円ぐらい値上げになるのではないかとというようなJ Tが出しております。値段がこういう形で高くなりますと、この本数が若干減るといようなことも予想しております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部を改正）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第2号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山岸税務課長。

〔山岸堅護税務課長登壇〕

○山岸堅護税務課長 それでは、承認第2号 専決処分を求めることについて、細部説明を申し上げます。

承認第2号の参考資料をごらんください。嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

今回の嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により、同日に専決処分をしたもので、議会の承認を求めるものでございます。

第2条、課税額の改正は、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額をそれぞれ1万円引き上げ、介護給付金課税額に係る課税限度

額を2万円引き上げ、下記の額とするものでございます。

表をごらんください。項目、基礎課税額、医療分でございますが、現行51万円が改正後52万円となります。引き上げ額は1万円でございます。後期高齢者支援金等課税額、現行16万円が改正後17万円となり、引き上げ額は1万円でございます。介護納付金課税額、現行14万円が改正後16万円となり、引き上げ額は2万円でございます。合計いたしますと、現行81万円、改正後は85万円、引き上げ額が4万円でございます。

続いて、第21条、国民健康保険税の減額の改正は、国民健康保険税の軽減措置について、4割軽減の対象となる世帯の判定に用いる基準額の算定方法の変更でございます。1人当たりの加算額を24万5,000円から26万円に増額するものでございます。

なお、附則第1項は施行期日を定めたもので、平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、適用区分を定めたものでございます。

以上、承認第2号の細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 3つとも限度額が今度引き上がるということで、これ広域化との関係があるから一遍に引き上げたのか、今まで過去3つも引き上げるというのはなかったと思いますのでちょっと伺いたいと思います。

それから、この限度額に達する人の人数、それぞれちょっと教えていただきたいのと、例えば国保の場合、所得が私の計算で固定資産税10万円と見た場合、固定資産税10万円、4人家族として計算した場合に671万円くらいだったのですね。670万幾らだったかな、ちょっと端数がずっとあるのですけれども、なのですよ。それをちょっとわかるかな、間違いかどうかというのをちょっと確認をしたいのと、後期と介護はどのくらいの所得になるのか。これ所得ですから、収入ですとどのくらいの収入をもらっているのか、わかりましたら伺いたいと思います。

それから、4割軽減が、これは拡大をされるという理解でよろしいのでしょうか。例えばといいますか、ひとり暮らしの方は今まで57万5,000円以下の所得しかなかった人が59万円まで拡大をされると、そういう理解でよろしいのでしょうか。ちょっとそこを確認したいのですけれども。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、広域化との関係というご質問をいただきました。国民健康保険税引き上げについて、国民健康保険税の負担は負担能力に応じた公平なものであるということが必要であるということをございまして、被保険者の納税の意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税負担に一定の限度を設けているということと限度額がございませう。

そして、平成27年度については、平成26年度と比べて限度額超過世帯の割合が上昇する見込みであるということ、国保税の限度額の恐らく審議の中でこういったことが出てきたのだと思ひます。

そういう見込みであることから、基礎課税額、それから後期高齢者支援金課税、介護給付金限度の額の限度額超過世帯のバランスを考慮しながら、これまでの最大引き上げ幅と同額の4万円を引き上げることとしたということと申されております。

この基礎分と後期高齢者支援分と介護給付金分と、これ3つ引き上げについては、26年度の改正のときに、やはり同じように引き上げられたような記憶しておりますが、そのようになっているかと思ひます。

続いて、限度額に達する人数というご質問でございます。限度額に達する人数については、今現在と申ひますか、3月現在で試算をしております。改正前、限度額が合計で81万円、改正前の限度額の場合は医療分で83世帯、後期分で26世帯、介護分で13世帯が限度額に達しているという状況です。改正後については、医療分が79世帯、後期分が20世帯、介護分が11世帯となっております。

それから、ご質問は、限度額に達する収入の内容ということと申ひたいかと思ひます。大変申しわけございませぬ。資産割については、ちょっとこちら資産に加味をせず、加えずに所得だけで出したものでございまして、そちらによりますと、医療分については世帯の所得が750万円、給与収入で申ひますと1,000万円、後期分については世帯の所得が1,050万円、給与収入で1,300万円、介護分については世帯の所得が1,200万円、給与収入で約1,450万円と申ひますと限度額に到達するということと申ひます。

4割軽減についてでございますが、議員ご質問いただきましたとおり拡大と申ひまして、ひとり世帯については33万円プラス26万円と申ひますと59万円ということと申ひます。以上と申ひます。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうしますと、医療分が79世帯か、今度減るのですね。当然ふえるから、減るのですね。

それぞれ全体の何か5%を超えると限度額引き上げをしてもいいのではないかとこの話らしいのですね、これ聞いていますか。それは計算されていますか。全体の5%、これだと超えているのか、ちょっとお聞きしたいのと、あと4割軽減の人数、ご質問しなかったのか、何人だか、今までと新しいのと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 それでは、お答え申し上げます。

改正前の数字で医療分83世帯と申し上げました。3月31日現在の課税世帯数でございますが、3,033世帯でございます、これ83を3,033で割りますと2.7%でございます。

続いて、4割軽減の対象者のご質問でございます。4割軽減については、改正前が610人、これも3月の数字で試算したわけでございますが、改正後は670人、これはあくまで試算でございます。増減で60人、被保険者にして60人増、それから世帯数については、改正前が328世帯、改正後が358世帯、差し引き増減30世帯増ということでございます。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○青柳賢治議長 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 諮問第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件でございます。

人権擁護委員、塚本榮氏の任期が平成27年9月30日に満了となるため、新たに高橋俊子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

高橋氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧をいただきたいと存じます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることに決しました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 青柳賢治議長 日程第7、議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

- 岩澤 勝町長 議案第31号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第31号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

本町の農業の成長産業化を図る目的で、農政推進員に代わり、新たに農業活性化アドバイザーを設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

- 青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

- 中嶋秀雄総務課長 議案第31号につきまして、細部説明をさせていただきます。

裏面をごらんいただきたいと思います。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。新たに本町農業の成長産業化を図る目的で設置いたします農業活性化アドバイザーの報酬額につきまして、月額18万円と定めさせていただくものでございます。

別表の第1を改正をさせていただきます。農政推進員を削除し、かわりに農業活性化アドバイザーを規定するものでございます。

なお、この月額18万円の報酬額につきましては、職務の重要性、それから専門性等を考慮いたしまして、迷惑相談員や障害者生活支援員の月額と同額とさせていただくものでございます。

なお、条例の公布につきましては、施行日とさせていただきます、6月1日からの適用とさせていただきたいというものでございます。よろしくお願いたします。

- 青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 農政推進員から今度はアドバイザーというふうにかわるわけですね、そして報酬額も変わると。中身として、活動内容として具体的に変わる面というのはあるのですかというか、変わるわけだと思うのですけれども、その中身をちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

農政推進員、従来の農政推進員は主にかつての構造改善事業等に伴いまして、農家の言ってみれば技術的な指導を主に中心に行ってきた職でございます。今回のアドバイザーにつきましては、それに加えて食料・農業・農村基本法に基づいて推し進める嵐山町の農業の、先ほども申し上げましたが、産業化、成長産業化を図るということで、さまざまな政策的なアドバイス、指導、助言というものも含む広い視野で職務を行っていただくということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、新しい、新しいといいますが、今後こういう野菜だとかがいいのではないかということになったら、それを嵐山の農業をやっている人に広める役割がこのアドバイザーだと、指導もするけれども、そういう方向を見出してやるのがこのアドバイザーだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

もう少し広い意味で、行政に対する指導的な、政策的な指導、それから農家に対する指導、今議員さんがおっしゃったような指導も含めまして、広い視野からさまざまなアドバイスをいただくという職務でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第8、議案第32号 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第32号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第32号は、嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件でございます。

国民健康保険法の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第32号 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

議案審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間を11時15分とさせていただきます。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時15分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第9、議案第33号 嵐山町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第33号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第33号は、嵐山町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

子ども医療費の窓口払いを廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤子ども課長。

〔簾藤賢治教育委員会子ども課長登壇〕

○簾藤賢治教育委員会子ども課長 それでは、議案第33号の細部説明を申し上げます。

改正前の第5条、支給の方法で、前条の支給は対象児の保護者の申請に基づき行うものとするという条文に、子ども医療費の窓口払いを廃止するため条文を整えるものでありまして、以下の条文を加えるものであります。

第2項、前項の規定にかかわらず、町長は、対象児が町長の指定する医療機関等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けたときは、当該医療に係るこども医療費を対象児の保護者に代わって当該指定医療機関等に支払うことができる。ただし、同一月の診療分につきましては、一指定医療機関等につき、規則で定める額以上の一部負担金等がある場合は、この限りでない。なお、この一指定医療機関等につきましては、規則で定める額とは、ちなみに2万1,000円でありまして、この額は高額医療費の対象となり得る額となっております。

第3項、前項の規定による支払いがあったときは、同項の対象児の保護者に対してこども医療費の支払いがあったものとみなす。

第4項、町長は、第2項の規定により指定医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部及び埼玉県国民健康保険団体連合会等に委託することができるものと加えるものであります。

なお、附則で、施行期日は平成27年10月1日から施行する。経過措置といたしまして、改正後の附則規定は平成27年10月1日以降の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係るこども医療費の支給につきましては、なお従前の例によると定めるものでございます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これは、こども医療費の事実上の無料化ですけれども、この無料化することによって、何度も医療機関に行ったり、簡単なことでも医療機関に行くというふうな形で医療費が値上がりするというふうに一応なさって、というふうな予測があったわけですね。それを、これを条例を改正することによって、それをどのような形で防いでいくかというふうなマニュアル的なものはおつくりになったかどうか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 改めてこういったマニュアルということは、今現在作成してございません。しかしながら、町長が前からお話いたしておりますように、ある一定の理解を町民の皆様方に理解をされたと、いわゆるコンビニ診療とか、そう

いった理解のもとに今回10月1日をもって切りかえると、窓口払いの廃止ということになっております。また、必要があれば、また検討はしていきたいと、このようには考えておりますけれども、現在は作成しておりません。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これに関しては、もちろん大賛成なのですが、医療適正化、医療費の例えば救急で行くときに、夜間に行ったりとか、そういうふうなことのチェックをするようなとか、事前に救急に行くか、医療機関に相談するとか、埼玉県にありますよね、電話相談の部分とか。そういったもののお知らせをどのようにしていくかというのは、やはりあったほうがいいかなと思うのですが、その点について適正化マニュアルみたいな形のものをつくって皆さんにお渡しするというふうなことがあってもよいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えをさせていただきます。

この周知はもちろん行うわけでございますけれども、そのときにそういったものも入れながらご理解をいただいきたいと、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 10月から窓口払いが廃止されるということですので、大変結構なことというか、やっとできたなということで喜んでます。

それで、窓口払いが廃止されますとペナルティーが発生するわけですよね。当面、この半年間でのペナルティーの金額は幾らぐらいになるか、計算されているのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○9番（川口浩史議員） 国保だな、そうか、あっちか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 申しわけございません。資料をちょっと手元に持ち合わせており

ません。失礼します。

以上です。

○青柳賢治議長 ほか。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 私もこれについては大変よかったなというふうを感じるわけでありまして、医療機関の範囲、例えばそれぞれ今いろんな市町村でも始めているわけでありまして、この範囲がいろいろとあって、例えば比企郡なら比企郡内、あるいは入間なら入間郡内とか、そういうのがあるのですけれども、その範疇はどこら辺までが範囲とされるのでしょうか。県内全体というふうにはいかないのだろうと思います。

それから、コンビニ診療の問題、先ほどちょっと課長のほうからも答弁があったのですけれども、例えば1つの医療機関にかかりまして、同一の病気で、その医者が、例えばほかの医者に行ってくださいという形での紹介や何かで、同じ形でも別の医療機関に紹介されていく場合には、その場合の医療はどうなっていくのでしょうか。そこをお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

範囲でございますけれども、1点目の。現在比企管内の医療機関等ということで考えてございます。

ご案内のとおり、各医師会、歯科医師会、薬剤師会等にはお願いをしておるわけでございますけれども、今後そういった会に入っていない医療機関等もございますので、そういったところも拾い出して協定ができるかどうかを、相談をそれぞれしていきたいと、このように考えております。

嵐山町の場合、比企の大体真ん中にありますので、医療機関はデータの的にも子供さんでいくと9割絡まりだったと思うのですけれども、管内の医療機関にかかっているという実態もありますので、当面比企管内ということで考えさせていただきたいと、このように考えております。

それから、コンビニ診療、1つの医療機関の定義でございますけれども、私どものほうは、今捉えておりますのが、1つのAという医院があったとすると、紹介であれ

何であれ、Bという医療機関に行った場合、同一とは見ていかないという考え方でよろしいかと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 10月1日からということで、時期が明確になりました。いろいろ医療機関との協議をしてきたのだと思うのですが、今まで、今答弁だと終わっていないような部分があるような答弁でもございます。

この進捗状況といいましょうか、10月1日であれば問題なく徹底できるという読みがあるというふうには思うのですが、どうしてもできなかった部分、あるいは遠方でもどうしてもかかってしまったというような、そういう関係につきましては窓口払いをしておいて、やむを得ず窓口払いをしておいて、今と同じ償還払いというようなやり方も可能なかどうか、その辺は確認しておきます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えをさせていただきます。

できなかったことのないように今全力を挙げて、医師会等、会に入っている会長さんにはお願いをして、7月あたりからその医療機関の会にもよるのですけれども、7、8、9あたり、医師会は7月には理事会に議題として上げていただくというような話も聞いております、お願いしたときにです。そういった状況でございます。

ただ、医師会等に入っていない医療機関もありますので、それは今後協定をお願いしていくというスタンスでおりますけれども、この窓口払いが廃止といても、協定ができない医療機関につきましては今までと同じ窓口払いとしていただいて、後で償還していくというようなのは残るわけです。比企管内、協定を結べない、例えば川越だとか、東京でかかる方もいらっしゃると思いますけれども、そういった機関については今までどおりの措置をさせていただくということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 管内ほとんど窓口払いの廃止がされているわけですから、その医師会等々とも協定につきましてはスムーズに行くのではないかなという

ふうには思っておりますが、問題が起こるようなことは想定されるのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

ほとんどの市町村が、埼玉県に限ってですけれども、窓口払いの廃止ということで状態としてはありますので、医師会、薬剤師会、歯科医師会等々の会に入っている、会です、いわゆる会の傘下の医療機関については全く問題はないと。本来説明会をそれぞれ行う私どもは気でしたのですけれども、必要ないだろうということで会長さんのほうからもお話をいただいておりますので、そういった面では心配を今現在しているものはございません。

以上です。

○青柳賢治議長 ほかに。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第33号 嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第10、議案第34号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第34号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第34号は、嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

低所得世帯等の減免規定を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤こども課長。

〔簾藤賢治教育委員会こども課長登壇〕

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、議案第34号の細部説明を申し上げます。

この条例は、去る3月に上程し、議決をいただいたものでございますが、上程する時点では国の動向が明確になっておらず、取り入れることができなかつた内容でありまして、その後明確になりましたので、今議会に上程させていただくものでございます。

別表を別紙のように改めるとし、附則として公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するというものでございます。

まず、別表第3条関係の(1)利用者負担額 教育標準時間認定の子ども(1号認定)の表の備考の2以下を加えるものでございます。

2、児童の属する世帯が次の各号に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる利用者負担額とするとし、(1)母子世帯等、(2)在宅障害児(者)のいる世帯として、アからエまで規定し、(3)としてその他の世帯となっておりまして、これらに該当する世帯につきましては、階層区分ごとに利用者負担額が、第2階層は3,000円がゼロ円に、第3階層は1万6,100円から1万5,100円と、それぞれ減額となります。ちなみにこの内容に該当する世帯は現在ございません。

次に、(2)利用者負担額 保育認定の子ども(2号認定・3号認定)の表の備考の3以下を加えるものでありまして、内容といたしますと、先ほどご説明させていただきました内容と同様でございます。

なお、階層区分ごとの利用者負担額でございますが、第2階層に該当する場合ゼロ

円に、次に第3階層並びに第4階層の負担額につきましては、それぞれ1,000円ずつ減額となります。

ちなみに、これらの内容に該当するお子さんは(1)の母子世帯等で38人となっておりますので、速やかに調整を図りたいと考えております。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第34号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正することについての件を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第11、議案第35号 土地の取得について(杉山城跡)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第35号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第35号は、土地の取得について(杉山城跡)の件でございます。

杉山城跡整備事業として杉山地内の杉山城跡の土地の取得にあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の議決により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

村上文化スポーツ課長。

〔村上伸二文化スポーツ課長登壇〕

○村上伸二文化スポーツ課長 議案第35号 土地の取得についての細部の説明をさせていただきます。

それでは、議案をごらんいただきたいと思います。

まず、土地の購入の目的であります。平成20年3月に比企城館跡群として国指定史跡となったのを受け、平成22年3月に策定された杉山城跡保存管理計画に基づきまして、国庫補助金を得て公有地化するものであります。補助率は事業費の8割となっております。土地の購入は、平成25年度よりの4カ年計画であり、本年は3年次目となりますが、国庫補助金の対象となる指定地内の購入は最終年次となります。

次に、今回購入する土地の所有場所は、嵐山町大字杉山地内の10筆で、面積は3万5,912平方メートル、地目は山林と畑であります。取得価格は3,591万2,000円、1平方メートル当たりの単価1,000円は不動産鑑定評価に基づくものでございます。契約の相手方は、嵐山町大字杉山512番地、伊藤啓助氏、東京都葛飾区柴又5丁目26番地10-301号ベルサイオン1、伊藤壽男氏、東松山市若松町2丁目17番13号、伊藤孝夫氏、嵐山町大字杉山885番地、新井一男氏、ふじみ野市滝1丁目2番地9、谷田嘉一氏、嵐山町大字勝田85番地、松本憲一氏、嵐山町大字勝田85番地、松本初枝氏、嵐山町大字杉山221番地、早川義信氏の8名であります。

なお、参考資料として公共用地等買収一覧表と公有化計画図を添付させていただきましたので、ご高覧をいただきたいと存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） この説明だと10筆、新たに契約ができたようでございますが、今までの交渉過程の中で交渉が進まなかった部分について大変な面積があるのだと思うのですが、今後それについてはどういうふうなことが想定されていくのでしょうか。それを改めて聞いておきます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 答えさせていただきます。

参考資料の杉山城の公有地化計画の図面をごらんいただきたいと思います。これまで過去2年間の購入に際しましても、指定地内の範囲内できる限りということで、地権者の方と交渉を進めてまいりました。中には、自分のうちの裏山の部分は売りたいということで、分筆させていただいて、城に係る近いほうの部分を買っていた方等もございます。

現在、当初の公有地化計画でまだ公有地化の同意を得られていない箇所は1カ所、一番上側、北側になるのですけれども、625の8という、昨年度買った部分が青い部分ですけれども、その北側の部分の1筆がまだ地権者の方の同意を得られておりません。

先ほど細部説明で申し上げたとおり、国庫補助の対象として公有地化の対象となるのが今年度が最終年次となっております。今年次中、1つの事業として行うとなれば、今年中ですね、今年度ではなくて12月までに、まだ交渉を進めていきたいと思っておりますけれども、その中で同意等得られれば、ここの部分に関しても購入していきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 除外をした部分があるわけですが、これについては公有地化のこの杉山城全体の形でのところから抜けてしまっている部分が起こってくるのだと思うのですが、それは何ら国の指定については支障がないということでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 答えいたします。

その辺、国のほうとも協議しております。現在城の遺構のある部分、こちらに関しましては、今回の議決、議案のほうに出させていただいた地番を含めると、全て100%購入することができております。残りの指定地範囲内の部分では、環境保全地域ということで、土地をあえていじらない部分が残るような形になりますので、今後のこの

後、公有地化が完了いたしますと、保存整備というふうに計画が移っていくわけですが、ございますけれども、その際には特に土地をいじらない範囲ということで大きな問題はないと思われまます。

以上です。

○青柳賢治議長 ほかに。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより、議案第35号 土地の取得について（杉山城跡）の件を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第12、議案第36号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第36号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第36号は、平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,862万6,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を59億5,462万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

[中嶋秀雄総務課長登壇]

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第36号について、細部について説明をさせていただきます。

最初に、12、13ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。第14款 国庫支出金の1目総務費国庫補助金、それから民生費国庫補助金、こちらの補正につきましては、社会保障・税番号制度システムの整備費補助金の総務省予算分及び厚生労働省予算分の内示額が確定いたしましたために、こちらについて補正をさせていただくものでございます。

続きまして、第15款の県支出金、衛生費の県補助金でございますが、そのうちの埼玉県健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金、こちら新規事業でございます。補助率が10分の10、限度額は500万という補助金を新たに受けるものでございます。

同じく第3項の委託金、総務費の委託金でございますけれども、国勢調査事務の交付金につきましては、内示額が確定いたしましたので、これに伴い補正をさせていただくものでございます。

18款の繰入金でございますけれども、財政調整基金の繰入金でございます。今回の補正に伴いまして財源調整のために調整基金から1,400万円を増額いたしまして、繰入金額を2億6,800万円とさせていただくものでございます。

なお、この額の繰り入れが終わった後の基金残高といたしますと2億2,501万4,000円が財政調整基金の基金残高ということになります。

続きまして、14、15ページをお願いいたします。歳出でございます。まず、議会費から各款にわたりまして、給料、職員手当等、あるいは教材費などの人件費の補正をさせていただいておりますが、こちらにつきましては4月1日の人事異動に伴いまして、各款の増減をさせていただいているものでございます。また、臨時職員の賃金につきましても、配置の決定がなされた部分につきまして、今回整備のため補正をさせていただいております。なお、臨時職員の総数でございますけれども、現在の総数は63人になっております。

続きまして、次ページの16、17ページのほうにお願いをしたいと思います。

6目の企画費、地方版総合戦略策定事業、この中で委員の報償を18万円補正をさせていただきます。こちらにつきましては、地方版人口ビジョン並びに総合戦略

を策定するための委員会の設定の経費でございます。委員数については20名を予定をしているところでございます。

続いて、24、25ページをお願いいたします。第3款民生費でございます。民生費の第2項児童福祉費、8目の地域子育て支援拠点運営事業、こちらに工事請負費108万8,000円、それから備品購入費32万3,000円を補正させていただいておりますが、嵐丸ひろばの整備に要する経費として補正をするものでございまして、内容的には工事請負費のほうで駐車場の案内看板の設置、それから防犯カメラの設置、これを工事費で計上させていただきまして、備品につきましては、必要備品を計上させていただいているものでございます。

同じく、同ページの第4款衛生費の健康づくり事業、一番下のほうでございますけれども、先ほど歳入のほうでご説明させていただきました健康長寿埼玉モデル普及促進事業、これに伴う事業経費を計上させていただいております、この中の8の報償費、11の需用費、13節の委託料、次のページの備品購入費、これらがこのモデル事業の対象事業として計上させていただいている事業経費でございます。

同じく、26、27ページ、真ん中の目の2予防費でございます。予防接種事業で824万円、予防接種医師委託料を減額させていただいておりますが、こちらにつきましては、先ほど繰越明許のところでご報告をさせていただきました3月補正で計上させていただいた、それから当初予算に計上させていた重複部分、こちらについて当初予算から、27年度予算から減額をさせていただくものでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。28、29ページの真ん中ほどに、目の商工振興費といたしまして、特産品開発支援事業、新規事業で計上させていただいております。特産品開発事業補助金として80万円でございますが、補正理由欄にありますように、新たに町の特産品を開発し、商品化する団体等を支援するための経費といたしまして、研修開発経費の補助金として、補助分として補助率が10分の10で、限度額が30万円、それから普及推進経費といたしまして補助率2分の1で限度額が50万円、それぞれ1件ずつ80万円を計上させていただいております。

続きまして、30、31ページをお願いいたします。30、31ページの一番上、8款の土木費の中で、交通安全施設管理事業といたしまして、工事請負費454万1,000円を計上させていただいております。歩行者の安全を確保するための路面表示に要する経費を補正するものでございまして、施工箇所2カ所のグリーンベルトの設置費として計上

させていただいているものでございます。

32、33ページをお願いいたします。32、33ページの一番上のところの小中一貫教育推進事業、こちらについても共済費から需用費まで899万3,000円を減額させていただいております。こちらにつきましても、先ほど繰越明許で報告をさせていただいた経費について減額をさせていただいているものでございます。

34、35ページをお願いいたします。最後になりますが、今回の補正の経費として不足する分、第13款の予備費で58万1,000円を減額をさせていただき、補正後の額を1,761万1,000円とさせていただくものでございます。

なお、36ページ以下の給与費明細につきましては、ご高覧をいただきたいと思います。

以上で説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 防犯カメラという言葉が2カ所、設置がされる予定だそうです。

最初に、25ページの、これは嵐丸ひろばの関係でございますけれども、駐車場内にこの防犯カメラを設置をするのでしょうか。それとも、広場の中にするのか、まず。

○青柳賢治議長 長島議員、マイクを少し。マイクを近づけてください。

○4番（長島邦夫議員） ごめんなさい。

それと、健康増進センターの関係、27ページですが、26、27ですが、中を整備して貸し出しをするということでございまして、これも管理センターの内部に防犯カメラを設置をするということなのですか。それとも、駐車場については、さほど必要性は余り感じないのですが、夜間、祭日に貸し出すということで、そのようなことをするということでしょうか。確認ですけれども、お願いいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えをさせていただきます。

嵐丸ひろばの入り口と中に向けてのカメラでございまして、駐車場ではございません。

なお、このカメラにつきましては、ウェブカメラとして設置をし、レコーダーで記

録や何かもとれるというシステムでございまして、IDカード、特別なIDを入れて、社会福祉協議会の事務所でも見てみるというようなシステムで設置をしたいと考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

4月から健康増進センターの開放に伴いまして、休日、夜間の防犯の対応のために設置をするものでございまして、場所といたしましては正面玄関から入りまして、ロビーのところに2カ所つけさせていただくというものでございます。正面玄関のところを映すところが1台、それと役場通路から入りまして、裏手の入り口のところを映すということで、その2カ所設置をさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 内容的にはわかったのですが、防犯カメラといいますと、先ほどちょっと子ども課長のほうから言葉が少しありましたですけれども、常時見ている防犯カメラと、それを記録したものをまた後で見られるようなことですか、または社協の事務所というのは、今は旧のなごみですよね。そこで見られるようにもするというのでしょうか。そのところをちょっとお聞きをいたします。

それと、健康増進センターのほうにつきましては、主にはそれを記録したものを、万が一何かあったときには再生をして検証ができるようにする、そういうことだというふうに思いますが、その確認だけお願いいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 答えさせていただきます。

まず、リアルにインターネットでつないで社会福祉協議会の事務所でも見られると、なお記録もとれるというようなことで考えております。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、また後で確認をするというためのものがございます。

以上です。

- 青柳賢治議長 議案審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。午後からの再開は1時30分といたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時30分

- 青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の川口議員の質疑に対しまして答弁をお願いいたします。

金井町民課長。

- 金井敏明町民課長 それでは、議案第33号 嵐山町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正することにつきまして、川口議員さんからご質問をいただきまして、そのことに対しましてお答えを申し上げます。

こちらのペナルティーということがございますが、その額のことがございますが、平成25年度の療養諸費等につきまして、仮にですが、算定をした数字を申し上げさせて、ご説明にかえさせていただきたいと思っております。

保険者負担額というものが通常割合が1で計算されておりますが、現物支給により町が負担した場合の調整交付金への影響ということで、負担額の掛ける割合というものが0.8611ということになります。こちらで計算いたしますと、まず未就学児分でございますが、25年度の療養諸費の保険者負担額というものが1,264万8,361円、それと高額療養費が24万2,933円でございます。これを足しますと1,289万1,294円となります。

この数字に対しまして、先ほど申し上げました0.8611を掛けますと1,110万693円ということになります。先ほどの1,289万1,294円から1,110万693円を差し引きいたしますと、179万601円ということになります。

それと、もう一つ同様な考え方でございますが、7歳から15歳分の保険者負担額、こちらにつきましては0.8427ということで減額調整率を算定いたします。療養諸費のほうでございますが、関係者224名で掛けまして、合計が4,077万5,616円、それと高額療養費が未就学児で29万1,520円、これらを足しますと4,106万7,136円となります。

この4,106万7,136円に先ほどの減額調整率0.8427を掛けますと、3,460万7,276円と

なります。これを先ほどの4,106万7,136円から3,460万7,276円を引きますと、645万9,860円、未就学児分の差額179万601円と、7歳から15歳まで分の差額645万9,860円、これを足しますと、合計が825万461円となります。

これに対する補助の割合といいますのが32%ということになりますので、825万461円に32%を掛けますと264万円となります。この264万円が調整対象の需要額から差し引かれるということで、ペナルティーとして受ける額の数値になってくるということになります。

それとあと、ほかに影響が考えられることといたしましては、現物に伴う受診者の皆様の増の影響が想定される可能性もあるということで、15歳以下の保険者負担額の合計額が平成25年度が5,395万8,430円、これに2割、仮に1.2割増しといたしますと6,475万116円となりまして、差を求めますと1,079万2,000円、これらがふえてくる可能性があるのかなというような数字になってくるということで算出のほうを計算させていただきました。

以上でございます。

大変貴重なお時間をいただきまして、申しわけございませんでした。ありがとうございます。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ありがとうございます。

それで、264万円がペナルティーということですよ。10月からですから、半年分がこれだということなのですか。これ1年分がこの金額で、半年分はこの半分ですよという、そういうことなのでしょうか。ちょっとその確認だけなのですが。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 お答え申し上げます。

25年度の総額の医療費で計算を推計をいたしまして、年度の中で264万ということでございますので、半年分であれば半分と考えていただいて、132万円ということでもよろしいかと思えます。

以上です。

○青柳賢治議長 それでは、一般会計補正予算につきまして質疑を行います。どうぞ。
第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 1点、質問させていただきます。

28、29ページで、特産品開発事業の関係であります。新たな特産品を開発する、商品化する団体に支援するための経費という形なのですけれども、この特産品を出した場合の。

○青柳賢治議長 河井議員、もう少しマイクにちょっと口を近づけていただいて。

○8番(河井勝久議員) すみません。特産品開発事業の関係ですけれども、新たな特産品を開発し、商品化する団体等を支援するための経費ということでもありますけれども、この特産品を開発した場合の登録、これについては何を基準に登録していくのでしょうか。

例えば、それが一つの登録基準にないと特産品としてはみなしませんよとかということになるのかどうか。例えば農産物なんかですと、今、嵐山はのらぼう菜なんかの特産品になっているわけでありましてけれども、違うものを出した場合に、それが本当に特産品にならなければ、特産品としての登録はされないということになってくると、この基準というのは大変難しいのだらうなというふうに思っているのですけれども、これを従来の特産品と同じような形で特産品としてみなすのか、これをみなす場合のところは、企業支援課なら企業支援課で確認するのでしょうか。そこをお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

特産品の件でございますけれども、こちらに関しましては、一応申請という形をとっていただきます。申請をいただきまして、窓口としては企業支援課のほうで窓口ということやらさせていただきますけれども、その後、内部で審査委員会のほうを開催させていただきます、その中で審議をさせていただくという形をとらせていただきます。

今回の特産品の関係でございますけれども、新たに、議員さんおっしゃいますように新たに特産品を開発するものでございまして、従来あったものですか、従来のものを加工したもの等は該当はしないということやらさせていただきますけれども、出てきたものに関しましては審査をさせていただいて、回答をさせていただくという予定でございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 審査委員会に届け出、そこで審議されるということでありませけれども、どのような方が審査員、企業支援課だけでということではなくて、その審査員というのはどんな方が選ばれているのでしょうか。

それから、新たな特産品を出した場合の、それが特産品として認められるというのは、ある程度商業ベースに乗って初めて特産品とするのか、個人的にただつくっただけのものが、これは特産品としていただけますかという形での特産品の届け出になるのでしょうか。その辺のところは、どこまでがある程度販売ルートだとかその辺で持ってきたときの特産品としての認めをするのでしょうか、その辺を聞いておきたいと思えます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

特産品としての解釈でございますけれども、当制度に関しましては、商品化をして販路、それと販売形態を確立するというところまで考えてございます。

補助の中身としましては、商標登録までを考えたものでございます。そちらのほうの登録に関しましては補助として考えてございます。

以上でございます。

〔「審査員」と言う人あり〕

○山下隆志企業支援課長 失礼しました。

もう一点、審査会のメンバーでございますけれども、内部の選定に関しましてはけれども、実際にはこれから選任をさせていただきます。内部の課長さんを委員といたしまして、副町長さんを筆頭になるかと思えますけれども、選定をさせていただきます。関係課長さんが委員になっていただくという予定でございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そうすると、先行委員というのは庁舎内だけでやるということなのでしょうか。例えば商工会だとか、観光協会だとか、その他それらに工業会だとかいろんな方たちが出てくるのだと思うのですけれども、その人たちは全く入らな

いでの、この価値を決めていくということになるのでしょうか。その辺も聞いておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 大変失礼いたしました。

内部の委員だけでお話し申し上げましたけれども、委員さんといたしましては、外部の観光協会の皆さん、役員さん、商工会等もごさいます。工業会等もごさいますけれども、そういった方にも委員となつていただきまして、選定に関して委員として参加していただくという考えでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 ほかに。

第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 3点お伺いいたします。

17ページの広野マレットゴルフ場の維持管理に必要な上水道の取り出し工事というところなのですけれども、この内容について詳しくお伺いしたいと思います。

それと、先ほどの25ページ、嵐丸ひろばの防犯カメラの設置の件ですけれども、入り口と中につけるというお話でしたけれども、あそこ、駅の通路側、外にはつける予定が、嵐丸ひろばの外側ですね、入り口の中ではなくて通路、あそこの東西線、東西通路を映すような形のカメラは設置をしないのか、確認をさせてください。

それと、31ページの菅谷256号線グリーンベルトの設置、横断ペイントはいいのですけれども、グリーンベルトの設置のところなのですが、こちらは子供さんたちが通るような歩道になっているのか。歩道ですから人が通るところだと思ふのですけれども、こちらは塗料について、熱交換塗料とかそういうものを考えているのかどうか、お伺いします。

以上、3点です。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 私のほうからは、17ページの広野のマレットゴルフ場の関係の工事60万円についてお答えをさせていただきます。

今、町の普通財産を利用していただいてマレットゴルフクラブというクラブのほう

に、そのゴルフ場と言いましょ、マレットゴルフ場の管理をお願いをしているという
こととございまして、今後そこに芝生等を張っていくという予定もございまして。

その中で、この敷地の下のところに町道がございまして。町道までは水道管が来てお
りまして、その町道から約2メートルほど水道管を取り出して、取り出すまでの工事
を町のほうで行わせていただくということで、その取り出し工事が60万ということで
ございまして、そこから敷地内に引いていく部分については、そのクラブのほうで負
担をしていただくというような形に考えてございまして。

以上でございます。

○青柳賢治議長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

嵐丸ひろばの防犯カメラの件でございますけれども、現在、先ほどご答弁させてい
ただいたように、入り口と中を想定して設置する予定でございますけれども、プライ
バシーの保護とか通路の場合、そういったことから許可が要るのかどうか、ちょっと
不勉強でございまして、そこまですることができるのかどうかも今後検討していきたいと思いま
す。

以上です。

○青柳賢治議長 菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

菅谷256号線のグリーンベルトの件でございますが、歩道が整備できないというこ
とで、暫定的な歩行者の安全を確保するために路側に緑色のペイントをさせていただ
くということで、先ほどご指摘のございました熱交換塗料というのは、暑さを和らげ
るという意味の塗料かなということでお聞きしたわけですがけれども、現在まだ設計を
具体的にしている状況ではございません。

ただ、歩行空間というところでこれから進めていくわけですので、そういった環境
面というか、歩行者のほうの観点からもそういったものについては検討をして設計を
進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 25ページの嵐丸ひろばのカメラの再質問をさせていただきます。
す。

やはり防犯上、やはりコンビニとかああいうところも外に設置をして、外部の動向なんかを見たりとかもしているんで、大丈夫だと思いますので、やはりあそこ入り口があそこしかないという心配もありますから、ぜひこれは入り口だけではなく、外側にも防犯上つけていただきたいと思いますので、検討をしていただきたいと思いますので、答弁がありましたらお願いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

先ほど申しましたように、あの通路が一般の公道とは言わないのでしょうけれども、その辺の絡みがあるのかなということでございますので、その辺も十分研究をさせていただいて、コンビニのお話をさせていただきましたけれども、それは敷地内を中心に設置しているものかと思うのです。それで、私どものほうで最初に考えたのが嵐丸ひろばの出入りを中心にとということで考えた次第でございますので、その通路側にというものにつきましても研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長 ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 何点かお聞きします。

17ページ、地方版総合戦略策定事業、委員報酬を計上してあります。これにつきましては、地方創生の戦略を検討するというところで極めて重要な会議にはなるかと思いますが、20名の委員だというふうな説明がありました。国においても、基準的にはこういう方が委員としてふさわしいというようなものがあるわけですが、この委員会について、もうちょっと具体的に説明がお願いできたら、できたら具体的に説明いただければと思います。

それから、25ページの関係ですが、この嵐丸ひろばの駐車場案内板の設置工事が出ております。これにつきましては、嵐丸ひろばを設置して駐車場が云々ということで、大変駐車場の問題が出されました。いち早くこの駐車場の案内板、看板をつくるということでございまして、対応早いのでよろしいかなと思いますが、これについて、嵐丸ひろばが休んでいるというか、そういうときには一般町民が使えないのかどうか、使えるのか、使えないのかというようなこともあるわけです。その辺の兼ね合いとい

いでしょうか、看板のつくり方はどういうつくり方を今考えているのか。しかも、いつごろ設置できるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、ダブって申しわけないのですが、29ページのこの特産品の関係で河井議員から質問がございました。これについては、観光協会の総会の資料を見ましたら、そこには特産品研究会というのが何回もあるのですが、それで積み上げてきたものの中でこういうものの予算づけをすることが妥当だろうということが出てきたのか、その辺のリンクがあるのかどうかお聞きをしていきたいと思いますが、特産品を開発して広く、これなかなか難しいことですが、特産品の募集といいましょうか、そういうやり方についてはどういうふうに考えているのかも含めてお聞きをしていきます。

以上です。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

17ページの地方版総合戦略策定事業の委員報酬の関係でございます。議員さんのご質問の中でもございました、今回の総合戦略につきましては大変重要な計画というふうに位置づけておられて、国からもこういった方々に検討をいただくことが望ましいというような方針がされております。一般的には、産・官・学・金・労・言というふうに言われております。嵐山町でも、この国の示す方針に基づきまして、幅広い人材の方に委員としてなっただき、検討していただきたいというふうに考えております。

現在のところ、まだ人選については人選中というところもございます。いろんな機関に対して推薦をということでお願いをしている段階でもございますので、具体的に決まっていない部分もございますが、まずは産業界といたしましては、産・官・学・金・労・言の産業界、町の観光協会さん、農業委員会、商工会さん、あるいはJAさん、こういったところの方に入っただこうというふうに考えております。

次に、学でございますが、これは一般的には大学の先生ということでございますので、埼玉大学のほうへお願いをしているところでございます。

また、金融機関としましては、町内に所在する金融機関さん、こういったところを考慮しております。

労につきましては、これは現在ハローワークさんを考えてございます。

言、マスコミ関係につきましては、なかなか一番難しいところでございますが、この管内でございますと東松山ケーブルテレビという会社がございまして。こういったところに入っていただくかというふうに考えております。

それ以外の部分でございますと、知識経験者、または公募による委員さん、こういった方によりまして組織をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

嵐丸ひろばの駐車場の案内看板ということでございますけれども、内容といたしますと、今私どものほうで考えておりますのが、利用時間とか利用日、そういったものと同時に、あそこがいっぱいになったときに、埼玉さんの相向かいのほうに町の駐車場がございまして、それを臨時駐車場というような表示でやっていきたいと、このようには考えております。

また、設置時期につきましては、補正予算の議決をいただいたらなるべく早く設置できるように手配をしていきたいと、このようには考えております。

それから、休日のときの休館日というのですか、一般の開放はということでございますけれども、ご案内のとおり、今施錠をして開閉をしている状況でございまして、地理的にいい場所というか、駅前に、駅に本当に近いところでございまして、オープンしたときに、フリーにしたときに、置いていかれてしまうという可能性もかなり強いのかなと感じております。ですから、現在の私どもの考え方といたしますと、開放はちょっと控えさせてもらいたいと、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 私のほうからは、特産品の関係につきましてお答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃいますように、商工会さん、そして観光協会さん、ともに昨年度事業報告の中に出てくるかと思えます。昨年度から、実は特産品、何らかのものがで

きないかというふうなことで、商工会さん、それと観光協会さんが一緒になって何かつくっていただきたいというお話をさせていただきました。

本来、新年度の予算に間に合えばよかったのですが、ここに来まして話がおよそまとまってきました。この6月の補正でお願いするようになったわけですが、いよいよ形にできるというふうなことで、今回1件分の補正で上げさせていただきます。

そのほかの関係でございますけれども、特産品の開発というふうなことで、それ以外の方へのPR、これからご承認をいただければPRのほうをさせていただいて、より多くの方に、多くの団体に応募をしていただいて、より嵐山町を元気にしていただくような特産品の開発に結びつけたいというふうな考えでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 最初の17ページの関係ですが、国のこういう組織から産・学・金に、あるいは労働界という、いろいろ示されている中からやるということでございますが、そういうことは大事、そうでないと上のほうもだめなのだと思いますが、この公募の枠というのは何人ぐらい今予定をしているのですか。

それと同時に、この戦略をまとめていくのにそんなに時間はかけられないと思うのですが、第1次のまとめをするのは大体いつごろまでに決めていく計画なのでしょうか。

それから、嵐丸ひろばの関係ですが、今閉めていますということで、それは仕方がしやすいように優先はするわけですが、このところで、今答弁の中で、埼信のほうにもということが出ました。私が何で聞きたいかという、駅西のすぐのあそこの公園のところはわかりますけれども、変電所のすぐ近くの小さなところがありますよね。ああいうところだとか、今おっしゃった埼信のほう、これについては看板はするけれども、では利用、その利用時間内はだめですよ、ほかはいいですよというような、こういう表示というのが、するための看板ではないのか。ここは嵐丸ひろばだけの駐車場なのですよという、それを決めようということなのですか。せっかくあいていれば、だって、夕方町民が使いたいとか、そういうことも、なかなか守ってくれるかどうかということになると心配な部分もあるわけですが、子供、子育ての重要性というのはわかりますよ、わかりますけれども、それ以外のあいている時間に

も町民が利用できるようなことも大事なのかなと思うけれども、その辺はどうなのですか。

看板をだから私はどういう看板をつくるのですかと聞いたのだけれども、それは答えがありませんでした。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えを。

[何事か言う人あり]

○青柳賢治議長 では、どうぞ。

安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） まだ一つあります。

特産品。特産品の関係につきまして、今まで研究してきた中で、それを今度は本物にしたいのだということ、できそうだということで、よかったなと思いますが、まだ今後この特産品については、今ある嵐山町の特産品、これについてもやっぱりPRをしていくような、おおむらさきも随分長くあれしていますが、ああいうものも嵐山町の田んぼからとれた米を使った酒でございしますので、そうしたものについても何かひとつ継続的に支援をしていく必要があるのかなと思うのですが、その辺も含めてお伺いしておきます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、17ページの地方版総合戦略策定事業につきましてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の公募委員さんの枠ということでございます。今回のこの計画策定につきましては、大変日程的にはタイトな中での策定ということがございまして、実は公募委員さんにつきましては5月に募集のほうをかけさせていただきました。当初枠は3名ということで募集のほうをかけたところでございますが、実際に応募があった方が1名という結果でございました。

次に、いつまでに計画のほうを策定していくかというご質問かと思いますが、今回の計画につきましては10月の末をめどに一つの形をつくっていきたいというふうを考えております。

この10月の末というのは、来年度、平成28年の予算編成にこの計画のものを織り込んでいくと、こういったことをするためには、もうここが限度かなというふうに思っております。そこを目標にしております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

案内板の内容でございますけれども、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、東電のところの変電所の三角地というのですか、そこと先ほど答弁させていただきました埼信の前の細長いところ、町有地、これが臨時駐車場というのが、今現在の14台ぐらいの駐車スペースだと思うのですけれども、いっぱいになるときもあるのですね。そういったときにどこへ置いたらいいのだろうかというのが一つございます。そういった意味で、臨時駐車場も含めての案内ということで今考えてございます。

駅、嵐山町とすれば一等地でございますので、本来なら開放できるときは開放するというのが一番の筋かと思うのですけれども、現在のところ専用の駐車場ということで位置づけをさせていただいて、今後いろんな要素があるかと思うのですけれども、そういうの見越しながら対応は考えていきたいと、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、特産品の関係につきましてお答えをさせていただきます。

既存のおおむらさき等の特産品の取り扱い、PRというふうなことでございますけれども、PRのほうは町のホームページ等でもさせていただいておりますけれども、今回新たに予定をさせていただきますものとあわせまして、もっとも嵐山町にはこういうものがあるというふうなことでPRに関しましても、従来のもものとあわせてもっと大きくやっていくという予定でございます。

よろしく願いいたします。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） 3点ほどになると思いますけれども、お願いをいたします。

まず17ページで、先ほどから議員さんのほうからも質問等が出ておりましたけれども、違う観点からすみません。

広野マレットゴルフにつきましては、会員の皆様が一生懸命中心になりまして、早急に皆さんで実施できるようにということで頑張っているというふうなことは、何回かあそこへも私も行って見ていますので承知いたしております。

そういった中で、先ほどの答弁の中ですけれども、これは今後につきまして芝張りも出てくるかなというようなお話でしたけれども、まずは1点としましては、これからはどこまで町の予算を使って実施していくのかなと、どこで切り離してこのメンバーさんに管理のほうを全部任せられるようになってくるのかなという点が1点。

それから、現在の人数的にはどのくらいの方たちが今参加しているか、お願いが、わかりましたら、すみませんが、お願いいたします。

それと、26ページになると思うのですが、15節の工事請負費の関係のところになると思いますが、嵐丸ひろばの関係、ごめんなさい、違いました。一番下段ですね、申しわけありません。

25ページの一番下段です。健康長寿の埼玉モデル事業ということがこちらに載っております。金額的にもかなり臨時職員さんを採用の上に各説明等も入っております、ある面では健康プログラム委託、あるいは運動、あるいは備品購入とかというふうな形が出ておりますけれども、このことにつきまして、もう少し細部についてお尋ねができればと思っておりますので、よろしくどうぞ。

もう一点ですけれども、31ページになりますが、これは安全性を図ってということで、施設管理ですから、非常に交通事故、あるいはいろんな分野での事故が発生いたしておりますので、早急にできるということは非常によいというふうには感じております。

そういった中で、菅谷256号線のグリーンベルトの設置ということでございますけれども、こちらはもちろん通学路になっているのか、あるいはキロ数的にはどのくらいのキロメートル数を実施するのかということをお尋ねをさせていただきます。

それと、金額的なものが454万1,000円というふうに入っておりますけれども、その下の菅谷31号線のペイントの関係では、費用的にはどの程度ぐらいずつの割合なのか、お尋ねさせていただきます。

以上です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 広野のマレットゴルフ場の関係についてお答えをさせていただきます。

広野マレットゴルフ場で今利用していただいている土地、町の町有地でございますけれども、こちらにつきましては、非常に広野マレットゴルフクラブのほうで、有効にといえますか、活用していただいている。これは、こういったケースというのは今までにちょっとないケースでございます。

基本的に町がそこに資金を出すという考え方は、町の町有地の維持管理に必要なものを基本的には出すという考え方で今までやってまいりました。そういったことで、その町有地の伐採でありますとか、それから今回については、良好な形で維持管理をしていただくために、水道の取り出しまでは町で行いましょう。基本的には、その後の管理についてはマレットゴルフクラブさんのほうで良好な形で有効に利用して管理をしていただくというふうに考えておまして、基本的には今現在町がそこに資金的に投資といえますか、整備をするというのは、この水道管の取り出しで一応けりがつく、けりがつくというか、線が引けるような形になるかなと。

ただ、その後、維持管理上何か必要だということになれば、またそれを考える必要はあるかもしれませんが、現在のところでは、この水道管の取り出しまでかなというふうに考えております。

それから、その会員でございますけれども、ちょっと総会の資料をいただいておりますが、大体名簿的には60人から80人ぐらい会員名簿上はいらっしゃるのではないかなというふうに思います。中心的に今整備に取りかかっていたいただいている人数とすると、30名ぐらいの方がかなり積極的にやっていたいただいているのかなというような感じで考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、25ページの健康長寿埼玉モデル事業についてご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、県が進める健康長寿プロジェクトでありまして、健康寿

命を延ばし、医療費抑制につなげる事業でございます。県におきましては、全県展開を考えておきまして、今年度県内で20市町がモデル都市として実施を予定している事業でございます。嵐山町におきましては、参加者を150名募集を予定でありまして、実施期間でございますけれども、8月から2月までの7カ月間を予定しております。

内容につきましては、参加者全員に活動量計と言われる歩数がはかれる小さな機械でございますけれども、そちらのほうを貸与していきまして、1人1日8,000歩以上のウォーキングをしていただき、また筋力アップトレーニングといたしまして、今やすらぎでもやっておりますけれども、機具を使った体操、そういった運動、それか自宅で簡単な筋力アップのトレーニングをしていただく。それと、また食事の関係で言うと、そういった健康食品に関しての食事の指導等も講師によっていろいろ指導していただくという、そういった内容でございます。

それで、この予算の中で委託料等ございまして、大きな額になっておりますけれども、健康プログラムの委託料といたしまして、株式会社タニタに委託をさせていただきます。

それと、運動指導業務委託料につきましては、今やすらぎのほうで運動を指導してもらっておりますシンコースポーツのほうに、こちらの運動指導のほうも委託をさせていただきます予定でございます。

それと、備品購入費ということで、町内4カ所、健康増進センター、B&G海洋センター、ふれあい交流センター、あとはやすらぎの4カ所に体組成計という体の中のそういった脂肪量等をいろいろ体の中を全て検査できるような機械を設置をさせていただきます。そこにお貸しした活動量計で歩いていただいたものを、週1回程度その機械、4カ所に置いた機械のところを読み込ませていただきまして、そのデータをタニタのほうのサーバーのほうに情報を送るというふうな仕組みになってございます。

その体組成計という4カ所に置く機械のほうなのですけれども、そちらのほうは、また週1回以上行っていただいて、その機械には、はだしになっていただいて、その機械に乗っていただいて、またハンドル等を握っていただいて検査というか、そういったデータをとっていただくということなのですけれども、その時間はそんなにかからない時間なのですけれども、そのような仕組みで各自健康管理というか、そちらのほうのデータをはかっていただくということを今年度7カ月間ですか、そちらのほう

を進めていっていただくというような事業でございまして、それと、この事業を始める前に体力測定等を行って、またこの事業の実施の後にまた体力測定等をしていただき、そういったデータの違いというか、どれだけ上昇しているかということか、体力をつけていただくということで判定をしていくというような事業でございまして、ちょっと長期間にわたります。

この事業、県の補助をいただいて行う事業でございましてけれども、3年以上は続けていただくというような補助の要綱になってございます。この事業も当初、初年度でございまして、150名ということで募集をしまして実施をしていくということでございまして、ちょっと大変な事業になるかもわからないのですけれども、こちらのほう実施をしていけばというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、菅谷256号線の施工延長、それから工事費についてお答えをいたします。

延長につきましては、嵐山駅東交差点から東松山市の境まで350メートルの両側のグリーンベルトを設置するという内容のものでございまして、工事費につきましては約400万円を見込んでおります。

したがって、横断ペイントのほうにつきましては約50万円ということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） それでは、再質問をさせていただきます。

17ページのマレットゴルフの関係だったのですけれども、私少し芝張りの話も、先ほどの畠山議員さんのほうの答弁の中に出ていたようなんですけれども、それがありましたので、今後もまだ補助金出していくのかなというふうな考え方がありましたのでお尋ねしたのですけれども、再度申しわけないのですけれども、今後芝張り、あるいはトイレとかいろいろ出てくるのかなというふうに思っているのですが、その辺の対応につきましては、あくまでもこちらのほうの会員さんの関係で実施していただくというような方向性なのでしょうか、お尋ねします。

それと、ただいま答弁いただきました25ページの関係で、健康長寿の関係なのですが、けれども、これから募集をかけてということで、150名ぐらいの参加を予定をしているというようなお話でありましたけれども、これは一般的に町民の方々に広報なり、あるいはほかの方法で募集をかけていくのか、あるいは核になる人たちがどこかに現時点ではいらっしゃるのか、いらっしゃらなくて、あくまでもフリーの状態が集まった方たちで実施をしていただくのだというような考え方でよろしいでしょうか。

その2点で結構です。すみません。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

今回の水道の取り出し工事等につきましても、今後やはりこの町有地の管理、今後のマレットゴルフクラブの運営、こういったものを含めまして、町とゴルフクラブさんのいわゆる協働体制、これをはっきりさせておきたいということで、関係する各課にも立ち会ってもらって、その敷地の形状といたしましうか、ここまでが利用してというか、有効に管理をしていただく部分ですと。なおかつ、こういった形で形状が変更したり、そういった場合には必ず町と協議をしてくださいよとか、あるいは町のほうで今回の水道の工事に関しても、町のほうではここまで行きます、それ以後についてはクラブのほうで行ってください、そして今後の芝張りですとか、そういったものの経費負担についてはこうですと、そちらでやっていただいて、町のほうではその負担はちょっとできませんよというような、そういったお話し合いをさせていただいております。

基本的には、この普通財産をしっかりと有効な形で管理をしていただいて、そしてそういったクラブがスポーツの振興といたしましうか、そういった形でやっていただけるというのは非常にいいことだというふうには思っております。

今後の考え方におきましては、町民の皆さんに、このゴルフクラブの皆さんだけがここを使うということではなくて、町民の皆様方に使っていただけるような、そういった形での管理運営をお願いしますということも申し上げておりますし、そういったことをきちっと協定といたしましうか、それをさせていただきたいなと思っております。

そして、その運営についてスポーツ振興上、例えば運営上の補助が必要であるとか、

そういったものが出てくる可能性がございますので、そういったことについては今後検討をする必要があるかなというふうに思います。

しかしながら、現在のところではそういった具体的な話はしておりませんで、この施設の整備に関しては、こういった形で水道管の取り出しまでが町が行いますよと、芝張り等についてはクラブさんのほうでやっていただきたいということで話し合いをさせていただいているところでございます。

○青柳賢治議長 石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

150人の募集の関係でございますけれども、7月の広報によりまして新たに募集することになります。

仮に募集人員に達しないようなことになりましたら、こちらとしては保健推進員、あるいは以前、「めざせ100歳元気！元気！事業」等を実施をして行った地区に声かけをするとか、または長寿生きがい課のほうで今行っておりますコバトンお達者倶楽部の事業に参加をしている方たちにも、等にお声がけをさせていただくような形で考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 13ページにマイナンバーのことが載っているのですが、これ内示額の確定だということですので、事業としてするものではないのかなと思うのですが、確認なのですが、どこまでマイナンバーの整備というのは進んでいるのか伺いたいと思うのです。

それで、年金機構が125万件の情報漏えいがあったわけですね。ちょっとそういうことを考えると、マイナンバーで漏えいが起きたら、もっとたくさんの情報がここに集まるわけですから、大変危険だなと思うのですよ。町民に大きな影響、悪いやつらがいるわけですので、財産を持っていかれるということも考えられるわけですね。ちょっとその辺、マイナンバーに関してこのまま進めていいのか、考え方を伺いたいと思います。

それから、17ページの地方版人口ビジョン、ちょっと今まで安藤議員さんなどご質問していて、もう中身はわかっているのでしょうかけれども、ちょっと私、中身がこう

わかっていないもので、これは何をするためにこの会議を持っていくのか、わかります、地方版人口ビジョンの件。人口が減らないためにどう対策をこういうふうにとっていくのか、減っても安心なまちづくりをするために会議を設けていくのか。ちょっと会議の目的、どういうものやっつけていこうとするのか伺いたいと思います。

それから、25ページで防犯カメラの件が嵐丸ひろばと健康増進センターであったわけです。これどういう協議の上で防犯カメラをつけようというふうにしたのか、つけようとした考え方を両方伺いたいと思います。つけることにしたのか伺いたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長、答弁を求めます。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、私のほうからは、歳入のマイナンバーのシステムの関係がございましたので、その辺をまず答えさせていただきます。

今回の歳入の確定につきましては、川口議員、今ご質問、ご指摘いただきましたように、今回マイナンバー制度の導入に関してはさまざまなシステム、特に今回国庫支出金の中で総務費関係では総務省関係と申し上げました。

こちらについて具体的に申し上げますと、住民基本台帳システムの改修経費、これは補助率が10分の10、それから地方税システムの改修、こちらについては補助率が3分の2、団体内の統合宛名のシステムの改修、こちらについては補助率は10分の10、こういったものです。

それから、もう一点は、民生費の関係でございますと、介護保険システムですとか国民健康保険システム、後期高齢者の医療システム、年金システム、児童福祉システム、障害者福祉システム、健康管理システム、こういったシステムの改修に要する経費がそれぞれ補助率は異なりますけれども、出される、それが確定をしたということで補正をさせていただきました。

その進捗状況については、以前にもちょっとお答えをさせていただきましたが、10月からマイナンバーの通知が個別に出されると、今の予定では。そして、1月から登録が始まると、証明書が発行されるという事務が始まる。それに合わせる形で、このシステム改修を進めているというのが実態でございます、今は順調にそのような方向で進んでいるという状況でございます。

それから、もう一点、年金の関係がございました。この年金の情報の漏えい、これがマイナンバー制にどう影響を与えるか。これについては、町のほうも十分それに関心を持って今見ているというところでございます、当然のことながら、このマイナンバー制度の導入に関しては、そういった個人情報が漏えいするとか、そういった危険性はないということを前提にした制度だというふうに考えて町のほうでは国の制度に準じて準備を進めているわけでございます、この辺がもし不安があるということで、今後今見直しているところだと思えますけれども、そういった情報があれば、その辺は制度がおくれるということもあるのかもしれませんが、ないのかもしれないということでございまして、導入に当たっては、当然町のほうは、制度は完全なものとして導入されるということを前提に進んでいるということでございます。

○青柳賢治議長 続いて、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 私からは、地方版総合戦略策定事業のこの会議の目的というご質問かと思えます。

議員さんご案内のとおり、今回の総合戦略につきましては、国が人口減社会、今後このままいけば、西暦2040年には8,700万人に日本の人口が減ってしまうと、それを何とか1億人を維持しましょうよと、こういったことが発端だというふうに思っております。

町といたしましても、国が進める人口減社会を何とか変えていこうと。それと、もう一つ大きな目的としては、若者が安心して結婚、子育て等を行える社会を築いていきましょうよと、こういった大きな2つの目的があろうかというふうに思っております。

嵐山町でも今回地方版の総合戦略を策定するに当たって、こういった国の示す基本方針に基づいて、幅広い方々からのご意見を伺いながら計画を策定していく、このための1つの組織として今回のこの総合戦略策定委員会というものを設けるということでもあります。

庁内は庁内で推進本部があり、プロジェクトチームがあり、この職員の中でそういった態勢を整えていると、外の方からもこの委員会を設けてご意見を伺う、こういった態勢を整えて計画策定に臨んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 簾藤こども課長。

○篠藤賢治教育委員会子ども課長 お答えさせていただきます。

ご案内のとおり、前から嵐丸ひろばにつきましては防犯上の問題、いろいろご指摘をいただいております。その中で、どこかの機会でお話をさせていただきましたけれども、私どものほうで小川警察の地域課とか、それから駅にもこういう施設ができるというようなお話もさせていただいたりしておりました。

そこで、過日、もう大分前なのですがけれども、町長から小川警察の署長さんにお話をいただいて、パトロール拠点と、警察の。そういった看板をいただきまして、かけさせていただいております。

そういった中で、今できる最大の防犯上の措置ということで防犯カメラを設置させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長 石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

健康増進センターの休日、夜間の貸し出しにつきまして、防犯上の理由から防犯カメラ2機を設置をさせていただくということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか、ちょっと先に防犯カメラ、そうすると、これ健康増進センターは防犯カメラの稼働は休日と夜間のみということで理解してよろしいでしょうか。ちょっとその点伺いたいと思います。

それで、マイナンバーの件なのですが、一応国は、情報漏えいはマイナンバーでは起きないのだと言っているのですよね。こうすることで、日本政府は、日本では写真付きのマイナンバーカードを使い、厳格な本人確認を義務づけると、それから個人情報を特定の行政機関に集約する一元管理はしないで、情報がまとめて漏れるようなことはない、仮に漏れても部分的なのだと、さらに法令違反への勧告、命令権限を持つ第三者機関による監視をしていくと、省庁間のやりとりも暗号化するのだと。こうすることで、ご存じでしょうけれども、こう言っているわけですよね。では、これで本当に安心なのかなというのが一般の国民が心配する点だと思うのですよ。

原発だって五重のチェックではない、五重の、5つの対策がとられているから、絶対過激事故ですか、シビアアクシデントは起きないのだと、こう説明していたわけな

のですよね、政府は。ところが、福島のように起きてしまったわけですから、これで本当に起きないのかということでは、やっぱり心配が残るとするか、心配があると思うのですよね。

町長にちょっと伺いたいと思うのですが、これの法律、ちょっと私も詳しく知らないのですけれども、今の時点で嵐山町がもし10月から、11月からでしたね、稼働して入るということには、ちょっと待ったほうがいいのではないかなというふうになったほうがいいと思うのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

それから、地方版の関係なのですが、そうすると人口維持、若者の件を重点的にこれからはつくっていくということで、やっていくのだということでもわかりました。どういものが結果として出てくるのか、楽しみにしてほしいと思うのです。

ただ、日本中で今人口減少が起きているわけですから、本当に相当なものが出ない限りは人口の維持、ふえるということももちろんですが、維持もかなり難しいなと思うのですよね。

場合によったら考え方を改めて、もうある程度減ってもしようがないというくらいの考え持ってもいいと思うのですよ。というのは、イギリスとかフランスというのは、今の日本の人口の半分なのですよね。特にイギリスは。フランスはちょっと多いか、もう少し多いかな。でも、幾らでもないのですよ。それでも、あれだけの、あれだけのと私はよく詳しいことは知りませんが、先進国の中に入れる経済力を持っているわけですよね。人口が少なくたって経済力は持てるのだというのを、あの2つの国は示しているわけですので、日本にはいろんな問題ありますよ。労働者人口はちょっと少ないとかという、その問題ありますけれども、人口だけを考えたら減っても大丈夫だということを、そういうものも入れて、私がまちづくりというものを、あるいはもっと日本にも、日本政府にも発信する必要があるのではないかなと。もっとイギリスやフランスから、今のどういう状況なのか学ぶようにということ、学んで政策に生かすようにということ、私はずべきだというふうにすると思うのですけれども、考え方をちょっと伺いたいと思います。これも町長がいいかな。

○青柳賢治議長 以上でよろしいですか。

○9番（川口浩史議員） 以上です。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、ただいまの総合戦略の関係につきましてお答えをさせていただきます。

先ほど、私答弁の中で、国では8,700万人を1億程度にということで申し上げました。今の日本の人口というのは1億2,000万人ほどいるかと思えます。この人口減少の流れというのは、やはりなかなかとめられないというふうに私自身も思っています。

ですから、何でもかんで例えば今嵐山町1万8,600という数字を維持しましょうよということではないというふうに思っています。やはり今議員さんがお話しされるように、多少減ったとしても、やはり皆さんが安心して暮らせる、そういったまちづくり、こういったものをこういったこの計画の中で反映ができたらなというふうには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

防犯カメラにつきましては、現在役場庁舎内1階にカメラ3台設置をされております。それと同じような形でふだんも稼働するというところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 マイナンバーの件ですけれども、このマイナンバーに、やることにこれ反対という人というのは少ないと思うのですよね。かなり効果があるということもみんなわかっている。だけれども、漏えいがどういう状況かということなのだよね。そういう人が多いと思うのですよ、ここに来て特に。

ですから、そういうものを課長答弁のように、大きな関心を持って国の動きを見えていますということなのですよ。それ以上でも以下でもない。それで、これについては国で方向は決まっていて、今言ったように10月だというような方向で流れていく。それで、嵐山町だけでやっているのではなくて、国で決められたことは嵐山町も粛々と進めているということだけであって、それ以上に行っているわけでもないし、今のところおくられているわけでもないというふうな状況です。

ですので、この漏えいというのは、今日本人で誰も心配していない人いないと思う

ので、みんながそういう心配している。

それで、情報はこれマイナンバーの情報だけでなく、いっぱい情報がもうあふれ返っているわけです。それをどうやってとろうか、サイバー攻撃かけている人と守る人と、今そのせめぎ合いをやっているわけですが、そういう中でマイナンバー。これは、ですから大きな関心を誰もが持って、それで嵐山町でそれ導入するようなことになったら、決められたことはしっかり守って、それでガードをどうできるか、これっきりにないと思うのです。

ですから、嵐山町が一步前に出ているわけでもないし、おくらしているわけでもないし、決められたことを粛々とやっているということで、漏えいに関しては大きな関心を持っている、こういうことでございます。

○青柳賢治議長 ほかに。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開の時間は2時55分といたします。

休 憩 午後 2時42分

再 開 午後 2時54分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第36号の修正案の提出

○青柳賢治議長 議案第36号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件に対し、お手元に配付したとおり、渋谷登美子議員外1名から修正動議が提出されております。

よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） それでは、議案第36号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定について対しての修正案についてご説明いたします。

これは、当初予算とはまた違う角度で出しています。当初予算の修正案とはまた違う角度で出しています。

子供、小中学生学年費に関しましては、昨年度までは、こども医療費の窓口払いを廃止しないかわりに、それによって得られた金額を一応子供、小中学生学年費に回すという予算がつくられていました。

この小中学生学年費というのは、小学生1万円、中学生2万円。これは、私はとてもよい、嵐山町はよい予算であると思っております。施策としても本当にすばらしいものだというふうに考えています。

こども医療費と小中学生の学年費は、分けて考えるべきであろうと考えています。そうしなければ、この問題は解決しないと思っています。特に、今嵐山町ですけれども、子供の貧困、格差拡大が広がっています。平成26年度ですと、菅谷小と菅谷中学校は、6人に1人が子供の貧困と言われる状況になっています。七郷小と志賀小は割と低いのですけれども、子供の貧困と言われるものが低いのですけれども、それが非常に、だんだん、だんだん高くなってきていて、今子供の学年費というのは必要だなというふうに思っています。

嵐山町では、このように、このような形でやっているのですけれども、ある市町村教育委員会の方から、嵐山町の親の負担金が、自己負担が高過ぎるというふうに言われたのです。こんなに、小学生で1万円も親が負担するということはない、中学生で親が負担するということはないというふうに言われました。

それで、私は、25年度と26年度の学年費補助金の実績を情報公開でとってみました。そうしましたら、まず一番最初に言われるのが、昔は言われていたのですけれども、スポーツ振興センター掛金、これというのは前は町が直接出していたものです。それが加わっていたり、いろいろあります。こんなものまで、子供たちが学年費として負担しなくてはいけない。本来ならば、学校の教材費として町が負担すべきものを親が負担しているというふうに考えられるようなのがとても多かったです。

10年ほど前なのですが、インターネットで勉強し始めた子供たちが、中学生が、各中学生1人、A4を3枚持ってきなさいというふうに言われて、こんなことがあるでしょうかというふうに言われたことがあるのです。このようなインターネットで印刷、プリントアウトするようなものさえも親が持ってこなくてはいけない。それだけ学年費というか、学校の教材費が削られているという状況が嵐山町ではありました。

実際に見てみますと、道徳の本とかも学年費で買っています。これは、個人が買っていたりします。それぞれ学校によって違うのですけれども、これは本来は町が負担

すべきものではないかというものが親の負担として出されていました。そういったことを踏まえまして、子供の学年費というのは、全て本来なら無料にすべきもの、教材費というのは無料にすべきものであると考えています。

川崎の事件がありました。上村遼太君ですけれども、上村遼太君はお友達から「きょうは学校に行かないかい」というふうに電話があったときに、「何も持っていくものがないの、そうしたら行こうか」というふうな感じで言っていたのですけれども、その日亡くなったのですが、その日の夜です。そして、AERAに出ていたのですけれども、オレオレ詐欺をする子供たち、1日500円、親から朝もらうそうです。そして、それで朝御飯と夕御飯を食べて学校に行きます。学校に行くときには、習字の道具もなければ、習字の紙も持っていません。なので、何か授業が、そういうふうな必要なものを持ってこなくてはいけないというときには、子供は学校を休みます。そういったものがずっと記事として出ていました。このくらい、今子供の貧困の状況は深刻になっています。

ですから、せめて小学校、中学校、義務教育段階では、学校に必要な教材費は本来ならば国が出すべきですけれども、国が出さないのであれば、嵐山町が出すべきものとして考えるというふうな視点に立ってこの修正予算を出しています。

一番最後のページを見ていただければいいと思うのですけれども、この修正案の最後のページですけれども、これは嵐山町のホームページの要綱集からとったものです。改正前ですけれども、まだこの要綱案は小学生1万円、中学生2万円のままでしたから、それを使っています。この要綱案では、医療費の窓口払いのしたことに関しての学年費補助金ですから、私学の私立に行っている子供に対しても、小学生1万円、中学生2万円交付する形になっています。

ですけれども、それは改正しました。改正案として私は説明しますけれども、公立の小中学校に行っている子供さんに、小学生1万円、中学生2万円の分を交付するという形で計算しています。

私立に行っていらっしゃるお子さん、不登校で私立に行かれる方もあるかと思えますけれども、格差というふうな形で考えますと、そこの部分はカットしてもよいのかなと思って、公立小中学校、特別支援学校と嵐山町の町立の小中学校にいらっしゃるお子さんに対しての補助金です。

それで、2ページになります。最後のページから2枚目ですか、最後のページにな

りますけれども、2というところ、後ろのほうからやっていくほうが早いので、説明しやすいのにしますが、これは、公立小中学校に支給する経費ですけれども、菅谷小の場合は217万5,000円、これは5,000円掛ける人数分です。それから、志賀小に関しては127万円、これも5,000円掛ける人数分です。七郷小学校も5,000円掛ける人数分で52万5,000円。菅谷中学校は1万円掛ける265万円。玉ノ岡中学校は195万円。特別支援学校は、小学生が7人ですから3万5,000円、中学生が4人ですから4万円。当初予算にプラスアルファした金額を加えて、864万5,000円を小中学校学年費補助事業として、新たに支出するものです。

そして、その財源ですけれども、財源はこの上に、繰入金のほうになります。繰入金、財政調整基金繰入金から864万5,000円を入れます。そのために1,400万円を、この補正予算では1,400万円を繰り入れとして入れていますけれども、補正額が2,264万5,000円になります。

一番最初のページになりますけれども、これが繰入金として、補正前の額が2億6,480万3,000円に補正額2,264万5,000円で、繰入金は2億8,744万8,000円、歳入の合計金額が、補正前の額が59億3,600万円に補正額が2,727万1,000円を足しまして、合計59億6,327万1,000円になります。

そして、歳出は、教育費が補正前の額が6億1,771万円、補正額がマイナス451万円になりまして、合計6億1,320万円になります。

歳出の合計は、補正前の額が59億3,600万円、補正額が2,727万1,000円で、59億2,327万1,000円という形になっています。

このような形で補正をしますけれども、皆さん、十分考えていただきたいと思うのですけれども、今子供たちのことですけれども、子供の少子化ということが言われていて、そして子供世代が多く転入してきます。そして、そのかわりに嵐山町が、家を購入していらっしゃる方には、1世帯20万円、子供1人当たり5万円という形の保障をしていきます。

ですけれども、今現在いる子供たちをどれだけ大切にしていかななくてはいけないかということを考えますと、このような今までやっていた嵐山町の学年費補助金というのはとても重要な制度であると思いますので、どうぞ皆さんこれに関しましては、子供を大切にする、そして嵐山町の人口減少をこれ以上進めないという観点で考えていただければと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 修正案の説明が終わりました。

これより、渋谷登美子議員外1名から提出された修正案に対する質疑を行います。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 1点だけお聞きいたしますが、この修正案、当初予算のときにも、渋谷さんからは修正案が出されました。そのときとは若干違いますよと、幾分違ってはおります。それは理解できますが、この資料として出された、これはこども課にお聞きしたいのですが、補助金の交付要綱については、小学生5,000円、中学生1万円に変更して予算措置が付されております。ここまで、修正はしないでいるという何か根拠のようなものがあるのかどうか。何か、ただ事務的なおくれなのかどうか、そのことだけをお聞きをしておきます。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 いいですよ。答弁求めますから大丈夫です。

○11番（安藤欣男議員） それは、渋谷さんに聞いているのではありません。ここに出されたものが。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えをさせていただきます。

手続上は、3月のうちに要綱の改正は内部ではしてございます。ただ、アップというものがホームページに……

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 いや、いいのですよ。一緒にあわせているのですから。いいのですよ。許可します。どうぞ。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 総務課の所管になるかとは思うのですけれども、アップをするのが、ある程度まとまった時点でやっているのかなということで、手続上おこなっているのかなと。現時点でちょっと確かめてはいないのですけれども、内部の起案とすると、年度内に決済をいただいていると、5,000円と1万円ということで手続は済んでおるといことになろうかと思えます。

以上です。

○青柳賢治議長 ほかに、第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） こども課の見解はそういうことです。決済は3月中に行われたということなのだけれども、この渋谷議員から出されたこの資料は、ですから総務課のほうで、この修正がおくれてしまったという捉え方なのですか、担当課にお聞きします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

今のこの要綱の関係について、確かに、ある程度一定の時期を見てアップをしているというのは確かでございます。

ただ、この要綱自体がどうであったかというのは、ちょっと今確認しておりませんのでお答えできませんが、一定の期間でアップをさせていただいているということは事実でございます。

○青柳賢治議長 11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） アップがおくれているということでございますので、要するに、もとは直っていると。

〔「要綱だからいいんだよ」「しょうがないじゃないの、だって」と言う人あり〕

○11番（安藤欣男議員） ではないですか。だって、要綱を変えなければだめな話なの。本来はアップ……

〔「要綱を議会にかけることはないんだよ」と言う人あり〕

○11番（安藤欣男議員） 要綱に沿って予算措置がされているわけですよ。そうでしょう。

〔「いいですか」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を続けてください。どうぞ。

○11番（安藤欣男議員） ですから、この資料も恐らくインターネットでとったのだと思うのですよ。だから、アップがされていない資料だったという。ただ、これを根拠にもしているではないですか。ですから、私は言っている。

○青柳賢治議長 渋谷議員に答弁求めますか。

渋谷議員、答弁求めます。

○13番（渋谷登美子議員） いいですか。修正案に関して、要綱を説明としてつけるのに、この場合に関して言いますと、町立の、公立のもの以外、公立の人たちに対しての予算をつけるというところで、そここのところを消して、私立の人に関してのものは消したということで、その金額に関しては、私の問題ではなくて総務課の問題ですよ。嵐山町の行政の問題であって、これは要綱に沿って、そここのところまでやれというのであるのならば、こんなばかな話はなくて、ホームページでつくっているもの、出ているものに関して、その説明として出してあるので、それについて、逆に聞いてもいいですか、反問権させてくださいよ、これ。反問権ですよ、いいですか。

○青柳賢治議長 許可します。

○13番（渋谷登美子議員） これ、反問権として、これが要綱が変わっていないということが、どんな意味があるのですか。予算案について。

当初予算は5,000円で、5,000円と1万円でやっていました。それについて安藤さんは、この要綱が、私ではなくて、総務課がアップしていなかったということに関して、この議案に対して何の問題があるとおっしゃるのか伺います。

○青柳賢治議長 安藤議員。

○11番（安藤欣男議員） 本来修正案として出されたわけですが、これが。

当初予算で予算措置がされて、それで要綱があって、この対応はしていくわけですから、これが直っていないからここは直さなくもいいと。むしろ私が聞きたいのは、これが直っていなかった場合にはどうするのですか。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） もともと要綱というのは、当初予算のもとに、当初予算を予算計上して、それで補正予算をつかって、その補正予算を修正しているのであって、要綱を、私が要綱を、ホームページに出されている要綱を修正する必要があるとは全く思いませんが、それについて安藤さんは何が言いたいのですか。

その議案に関して、どういう問題があってそういうふうなことをお話しなさるのか、全く検討がつかないし、意味がないですよ。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 意味がないということまで言われると憤慨いたしますが、予算、町の予算全て要綱によって、あるいは……

〔「当初予算を否定することになるんだよ」と
言う人あり〕

○11番（安藤欣男議員） 何を。

〔「当初予算を否定することになるんだよ」と
言う人あり〕

○11番（安藤欣男議員） だから、当初予算を否定していないではないですか。

〔「当初予算は……」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 静粛にしてください。黙っていなさい。

安藤欣男議員、どうぞ、発言を続けてください。

○11番（安藤欣男議員） 当初予算について要綱は、要綱を直してありますよということを確認したではないですか。

〔「いいですか」と言う人あり〕

○11番（安藤欣男議員） 当初予算。当初予算というのは、学年費を下げていますよと、今度下げますよという、そういうふうな予算措置をしてあるわけですよ。ですから、私は言っているのです。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） いいですか。こんな、要綱は私がつくるものではなくて、ホームページやなんかも嵐山町の行政がつくるものです。

その要綱を私が直して、そして、それで予算づけをしていくなんていう話はなくて、そうすると、当初予算は1万円と2万円で計算していなければならないですよ、それをやっていないほうの行政のほうがおかしくなってきますよね。そういうふうなことなのですけれども、安藤さんの言っている質問自体が分裂しているというか、支離滅裂というか、全く話になっていないのですが、どういうことなのでしょう。

○青柳賢治議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時16分

再 開 午後 3時21分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、総務課長、中嶋総務課長から答弁いただきます。

○中嶋秀雄総務課長 大変申しわけございません。

今回、いわゆる例規のアップの関係で、これが一つの原因として大変ご迷惑をおかけしております。

今回の経緯について、ちょっとご説明をさせていただきます。この嵐山町小中学校学年費補助金交付要綱の一部を改正する要綱、こちらにつきましては、当初予算でご審議をいただいて、そして実際には平成27年の3月20日付で教委告示第12号ということで、要綱の一部が改定をされております。

そういたしまして、つまり要綱上は、改定がなされているということはまず1点申し上げさせていただきます。

そして、アップの関係でございますけれども、先ほど、定期的にある程度一括してやらせていただいているというお話をさせていただきました。今回、ちょっと2回に分けて例規のアップを、これ自分のところでアップできることではなくて、ぎょうせいという会社のほうに委託をして、まとめてアップをお願いしているという事務手続きがございます。

条例規則等の3月議会で上程されたものについては、4月早々をお願いをして既にアップがされていると。この要綱に関しましては、ちょっとほかの要綱と一部手続が、5月の20日にぎょうせいのほうに委託をいたしまして、多分今週か来週あたりにはアップされるだろうということでございまして、大変今回の件では、そのアップがおくれているということで、いろんな面でご迷惑をおかけしていることについて、おわびをまずさせていただきたいと思っておりますので、まずこの要綱については、改正はされているということを前提にご議論をいただければというふうに考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○青柳賢治議長 ほかになければ。

はい、第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 1点質問させていただきます。

改正前は、第2条の（2）に町内に住所を有する者で私立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者ということが明記されておりました。今回渋谷議員さんは、こちらは渋谷さんの主観だと思いますけれども、私立に小学校、中学校から行かせているのだから、経済的には何も問題がないであろうということで消されたというお話がございましたけれども、それでよかったですでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

渋谷議員。

○13番（渋谷登美子議員） これは本来でしたら、公立の人たちにだけ補助金を、補助を出すということで十分かなと思うので、本当でしたら嵐山町の小中学校に直接町が補助金を交付するという形が一番いいのだと思うのです。

ですけれども、それに関して言えば、特別支援学校の小学校、中学校に在籍する児童生徒の保護者という形もありますので、このような形にしています。公立の小中学校というのが基本だと思います。町が補助金を出す場合。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） しかしながら、今までは嵐山町はここまで手厚くやっていた。

それで、この間、滑川町に視察に行ったときに、給食費に関しては、町内の児童全員に、私立だろうが公立だろうが、分け隔てなく給食費の負担をしているというお話があったのですけれども、今回そういうふうに抜いてしまうというのは、もうお金持ちだから、もうそういう人には嵐山町の子供だって要らないのだよということでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 給食費の問題と、それと学年費の補助金というのは全く違うと思うのです。

小中学校というのは、いいですか、本来ならば学校がやるものなのです。学校に、嵐山町が義務教育費の中の援助としてやるものです。それを、嵐山町の場合は、お話を先ほどもしましたけれども、保護者の負担金がほかの市町村に比べて多いのです。教科書とか、それで今まで、特に岩澤町政になってからそうなったのですけれども、私も見てみたのですよ。滑川町の小学校の人や中学校の人に、特に滑川町の人に言われました。学年費、個人負担が嵐山町の場合は大きい、教材費なんかも大きいと言われました。

学校の場合は、私立の小学校、中学校に行っている人たちはそれなりの、また教材費なんかは別の形で使っていると思うのですけれども、嵐山町の場合は公立の小中学校に関しては、本来ならば町が支出しなければならなかったものも、実は親から負担をしていただいていたという現状があります。それと、私立の小中学校に行っている人とは違うと思うのです。

私立の小中学校に行っている人というのは、例えば嵐山でしたら、電車に乗っていきますよね。嵐山町から私立の小中学校に行く人というのは、電車か自動車で行きます。そういうふうな人たちの学校の通学のことまで嵐山町がやることはないかなと思っています。

特に、これはこども医療費の負担金という形、こども医療費の窓口払いの代替事業としてこれをやり始めたものです。ですから、私立の小中学生の方に関しても、代替事業としてやるものですから私は出していたというふうを感じるのですけれども、今回は町立の、公立の小中学校の人たちの学年費なのです。それは、はっきり分けていいと思いますけれども。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今お話を聞いていると、電車に乗って通っていく、その部分のお金を出す必要はないと言ったのですけれども、そのことではなくて、やはり勉学をきわめたいというお子さんが何とか受験して私立の小学校、中学校に、遠いけれども、頑張っていて、みんなは7時に家を出ればいいのかもしれないけれども、私は6時に出て、頑張っていて勉強して、頑張りたいのだという子供さん、そういう嵐山町の子供がいるにもかかわらず、そういう子供たちは関係ないのです。通学は電車で行こうが、何しようが、そういうお金は出せないのですという、その考え方がそもそもちょっと違うのではないのかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 いいです。渋谷登美子議員。渋谷登美子議員、どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） これは、これで修正すると賛成されるというふうには思っていないのです。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 はい、どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） これは子供の……よろしいですか。子供の貧困とか子供の格差ということを前提に考えて、少なくとも嵐山町では、子供の貧困の、貧困の子供たちで、習字の紙も買えないから学校に行かないとか、習字道具がないから行けないとか、そして教科書なんかでも、これだと見てみますと、1年生だったら、のびのび朝顔という支柱を買ったり、この金額の中で種を買ったり、植木鉢を買ったり、それ

をしています。

そういったものができなくて、不登校になるようなお子さんを防ぎ、そして貧困で学校に行けなくて、学力がつかないような人たちを少なくとも嵐山町ではフォローするために、このような形で学年費の補助をしていこうということであって、特に嵐山町の場合は母子家庭の方がとても多いです。そして、母子家庭の方たちというのは、川崎市の事件もそうだったのですけれども、朝早くお母さんが出かけて行って、そして夜遅く帰ってきていて、子供たちの状況は何も見られない。そして、きょうは何も持っていくものがない、ないのだったら学校に行こうかなというふうなくらい厳しい状況にある人たちを、少なくとも教材費というものを補助、嵐山町で補助して、そして学校に、苦しいなと思って、貧しいから学校に行けないというふうな子供たちを救おうというふうな、本来ならば国がやるべきことなのですけれども、それを今国がやっていますので、教育費は、義務教育費は無償です。

でも、義務教育費は無償なのですけれども、その無償の部分をお父さんが負担している、負担を求めている。この負担を求めているものを、嵐山町では町立小中学校、それから特別支援学校のお子さんに関しては、それは出していきましょうということで、私立に行けるくらいのしっかりした所得のある方、そしてお父さんやお母さんが駅まで迎えに行ったり、電車に乗ったりしていけるような方のところまで補助するような財政的な余裕は、嵐山町にはないと考えます。

○青柳賢治議長 ほかになければ、以上で質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 まず、原案に賛成の議員の発言を許可します。

この討論がある場合でございますので、これから討論を行います。

まず、原案に賛成の議員の発言を許可します。原案ですよ。わかりますか。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時34分

再 開 午後 3時37分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。まず、原案に賛成の議員の発言を許可します。

第6番、畠山美幸議員。

〔6番 畠山美幸議員登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 6番議員、畠山美幸。原案のとおり賛成いたします。

今、渋谷さんのほうから修正案は出ましたけれども、今の現状の嵐山町の補助金の額は、小学生は5,000円、町内全員のお子様、そして中学生には1万円、町内の全員のお子様に差し上げているということが賛成です。

以上です。

○青柳賢治議長 ほかに、

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 次に、原案に反対の議員の発言を許可します。原案に反対の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 よろしいですね、いませんね。

それでは、次に修正案に賛成の議員の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 よろしいですか。討論を終結いたします。

これより議案第36号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件の採決に入りますが、この際、挙手しない議員の取り扱いについてお諮りいたします。

議案第36号の採決は挙手により行いますが、挙手しない議員は、本案に対し反対とみなすことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、挙手しない議員は、本案に対し反対とみなすことに決しました。

それでは、まず、本案に対する渋谷登美子議員外1名から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の議員の挙手を求めます。本修正案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔何事か言う人あり〕

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長 挙手少数。

よって、本修正案は否決されました。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 次に、議案第36号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件の原案を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔何事か言う人あり〕

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 渋谷議員、静粛をお願いいたします。議場ですよ、ここは。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 静粛にしてください。

〔何事か言う人あり〕

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第13、請願第1号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争立法」に反対する意見書の提出を求める請願についての件を議題といたします。

本件につきましては、総務経済常任委員会に付託してありますので、委員長から審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 では、報告いたします。

朗読をもちまして、報告します。

平成27年6月10日

嵐山町議会議長、青柳賢治様

総務経済常任委員長、吉場道雄

請願審査報告書

本委員会に平成27年6月4日付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定し

たので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記

受理番号、請願第1号。

件名、日本を「海外で戦争する国」にする「戦争立法」に反対する意見書の提出を求める請願。

審査の結果、不採択とすべきもの。

それでは、審査経過について報告いたします。

〔「不採択ですか」と言う人あり〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 不採択、すみません。

審査の結果、不採択とすべきもの。

採択とすべきもの。これは審査結果です。

それでは、審査経過について報告いたします。今議会において、総務経済常任委員会に付託を受けました請願第1号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争立法」に反対する意見書の提出を求める請願について。

本委員会は、6月5日午前10時から総務経済常任委員会開会し、審議しました。当日は、説明員として請願提出者、関博行様、紹介議員、川口浩史議員の出席のもとに、請願の趣旨について説明を受けました。

憲法9条に反して、武力の威嚇、武力の行使をするものが、今度の平和安全法制である憲法9条が間違っていれば、憲法を変えて武力の行使をすべきである。これを、解釈で変更することは、法治国家を根底から覆す重大問題であるなどの説明を受けました。

そして、質疑を受け、審議に入りました。主な意見として、憲法で認められない法律をつくっているのは、法治国家の崩壊になりかねない。今までは、国際情勢、社会情勢の変化の中で、ぎりぎりの線で憲法を守りながら、国際情勢の一員として役割をしっかりと果たしていた。日本を取り巻く周辺の実態をどう捉えるか。世界から日本を見る目も変わってきている。日本は他国から何もしないとと言われても仕方がない。今までどおり憲法9条だけ守って、これからも続けていくことは難しいなどの意見がありました。

そして、採決に移り、採決の結果は、請願第1号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争立法」に反対する意見書の提出を求める請願についての件は、賛成2名、

反対3名で、賛成少数により不採択に決しました。

以上で報告を終わります。

○青柳賢治議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） この意見書の請願の審査の最中に、違憲であるけれども、これを推進するというふうな、これを守らなければ日本は守れないというふうなご意見があったというふうに聞いておりますが、それは、そのような発言があったのでしょうか、伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 今のとおり、一応、全員の委員が違憲であるということで、それはありました。

そして、そういう中で、今言われたように、憲法9条だけでは、これからも日本を守っていくのは大変だということもありましたし、二度と戦争を起こさない、国民の生命、財産、平和な生活を守るのが重要であり、最近の日本を取り巻く情勢は決して安全とは言えず、日本の安全を守っていくためには、アメリカと同盟関係を持って、周辺国だけでなく、世界中の友好国との信頼関係を深めることが重要だと考えるというところで、そのほか幾つもありました。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません。違憲だというふうな形で話してくださったのは、この請願に対して賛成するという方は、佐久間さんと清水さんと伺っています。

その方以外は、松本さんと大野さんと、それから長島さんは、違憲であっても、これはやっていくというふうな形で発言なさったというふうに理解していいのですね。そういうふうに違憲であってもやっていくというふうなことであっていいのですね。今国では、菅さんが何とかこれは合憲だというふうに無理やりやろうとしていますけれども、嵐山町の議会は、違憲であっても安保法制は進めていくというふうな形の発言があったというふうに、そして否決されたというふうに理解していいのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 渋谷議員が言ったとおりです。理解していいと思いま

す。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

〔何事か言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員） 3回目です。いいですね。

○青柳賢治議長 はい、3回目。

○13番（渋谷登美子議員） 日本は、憲法に反して、地方議会から、国会から、全てのものが憲法に則して行っているということを、皆さんは、それをご存じの方が議員になっていて、そして違憲であってもこれを推進していくというふうな形で発言なさったというふうに理解していいのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 渋谷議員もご存じのとおり、今国会の中でも、憲法の関係で参考人ですか、その先生方も違憲だということで、憲法反対ということでこの意見がありまして、そういうことも中に出てきましたけれども、そういう中で、意見がちよっとありますけれども、やはり戦後の日本が、日本国であるという安全保障に、日米安全保障条約がありまして、アメリカの後ろ盾がないと今の日本はありません。という意見で、近年は中国や韓国などが日本の領域まで来ており、アメリカ一国だけでは、とても対抗できない。日本の自衛隊、アメリカ、だから日本の自衛隊やアメリカの役割を負担を日本に求めてきている中で、国際情勢の中で日本の役割をちゃんと果たすべきだという意見で、違憲でありますけれども、やはりアメリカの同盟国で、日本の国民の生命、財産を守るには、やはりこの法案が必要だという意見がありました。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ほかに、10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 私もこの議論に加わった一人ですが、今、渋谷さんのほうからの確認がありました。

私は、もう一つ全員が、全員の意見が一致したものがあったというふうに思うのですが、それは何だったでしょう。何であったかということはどう認識していますか。わからない。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 ちょっと、ど忘れしてすみません。なかったら教えてもらいたい。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

ちょっと申し上げます。審査に加わった委員は、本会議では質問が、質疑はできないということでございます。

○10番（清水正之議員） では、補足、委員長報告に対して補足をさせてください。

○青柳賢治議長 許可します。

○10番（清水正之議員） いいですか。

○青柳賢治議長 はい、どうぞ。

○10番（清水正之議員） 今、渋谷さんのほうから話がありました。

私の認識では、一つは、先ほどありましたように、今国会で出されている法案が日本国憲法に違反をしているというのは、5人が、5人全員が一致したというのが一つ。

もう一つは、今、安倍首相が進めている方向は、拙速過ぎて問題があるということ、この2つが委員会の5人の一致した意見であったというふうに思います。

それについては、ぜひ委員長のほうからも経過説明の中に入れてほしいというふうに思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 一人一人の意見の中で、今やはりそれ考えてみると、全部こういうふうに合意はとらなかったですけども、一人一人の意見の中で、今の審議はちょっと早過ぎるという、やっぱり清水さんの言われたとおりの発言がありまして、今思い出すと、5人が5人同じような意見が出ていました。

○青柳賢治議長 ほかに、

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。ご苦勞さまでした。

討論を行います。

〔「私は賛成」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 賛成、反対。2人。

では、討論許します。

第9番、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） いや、驚きました。違憲だが、日本が守れないので必要だということであるわけですので、とおっしゃったということで聞きました。

違憲であったら、その下の法律というのは一切通らない。98条がそうですよね。一番上の憲法に反する法律その他のものはその効力を認めないというのが憲法第98条ですので、どうもその点がわかっていないみたいですので、後で読み直していただきたいと思います。ただ、皆さんはそれでも賛成するのでしょうかけれども。

それで、日本国憲法第9条は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と、そして、第2項に「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」。このように、憲法第9条のもとで日本がとってきたのは、これも問題ありますが、専守防衛という考え方であります。

専守防衛という考え方は、相手国から攻撃を受けたときに反撃をする権利であります。これを集団的自衛権に変えようとしているわけです。これは、同盟国が武力攻撃を受けた場合、自国が攻撃されていなくても、みずからの攻撃とみなし実力で阻止する権利であります。

自国が攻撃をされていなくても、どうして相手国を攻撃しなくてはいけないのか、そこに考えを持っていただきたいというふうに思います。そして、憲法9条に反して武力の威嚇、武力の行使をするものが今度の安保法案ということであります。

先ほど委員長から申し上げられておりましたが、もしそのような他国を攻撃をする必要があるのだという場合には、憲法を変えなければいけません。これが当たり前のことです。ですから、今国会でも違憲だということをめぐって、大問題になり、昨日は、政府側も合憲だということを述べてきております。あの合憲論もいろいろ問題がありますが、いずれにしてもそういうことです。

それで、私たち議員というのは、一般町民よりも法令に対する遵守義務というのは、高く持っていなければなりません。それは、地方自治体の法律である条例を改廃、制定する権利を議員は有しているからであります。したがって、法律や条例については、きちんと守ることが議員の責務であるわけです。法律を守ることは議員の責務、憲法

守ることが議員の責務なのです。そのことをしっかりとご認識をいただかなければいけないというふうに思います。

安倍総理は今度の法案の中で何と言っているか、後方支援活動を行うというふうにおっしゃっています。この後方支援活動というのは、どういうところか。安倍総理が言うのには、現に戦闘行為が行われている現場では、軍事支援の活動はしないのだという話をしております。

しかし、後方支援というのは、戦闘と一体不可分の中心構成要素でありますので、あるいは武装集団から見れば、軍事攻撃の一番の目標にされる、武力的にも弱いところでありますから、目標にされるわけです。そういう実態があるわけです。

事実、ドイツ軍は、ISAF、これは国際治安支援部隊、日本が想定している後方支援部隊に当たりますが、ここによって35人の戦闘や自爆テロにより死亡が確認されているわけです。これは、アフガン、イラクの戦争にドイツ軍が参加して35人が亡くなったというものであります。

したがって、安倍総理が言うように、現に戦闘行為が行われている現場では軍事活動はしない、安全な場所なのだということとは当たらないということでもあります。

そして、日本政府が派遣をしたアフガンやイラクへの自衛官の状況ですが、ここは非戦闘地域に派遣をしたわけですが、ここで自衛官が54人自殺をしている。まさに極限状態に置かれて、帰国後自殺をしているということが言えると思います。私たち一般国民よりもずっと訓練をされた自衛官でさえ、極限状態に置かれて、その後自殺をしているというわけであります。

そういう若者がどんな戦争に巻き込まれるのか。アメリカの戦争に巻き込まれるということが、一番考えられるというより、日本単独で行くということは今は考えられません。アメリカは、ではどんな戦争をこの間してきているのか、国連はどんな対応をしたのかが、3つの侵略行為に対してをちょっと見ておきたいと思います。

グレナダ侵略を1983年に起こしました。リビア爆撃を1986年に起こしました。パナマ侵略につきまして、1989年にアメリカは起こしました。これらにつきまして、国連は非難決議をしているわけです。ところが、日本はこれらに対して、棄権、権利を捨てること、棄権または採択に反対という立場であります。アメリカに、それはやってはだめだよということを言えない国であります。ですから、アメリカがこうした侵略、国連が非難するような侵略行為に対しても、ついていくことになってしまうことがあ

るわけです。

一番大きな例は、イラク戦争です。大量破壊兵器を保有しているというその情報のもとに、何十万人ものイラク人が殺されたわけです。このイラク戦争に対しまして、アメリカ、イギリスは形なりにも反省をしているわけです。大量破壊兵器はなかったということを反省しているわけですが、日本は今に至っても、このうその情報で、自衛隊が行ったことに対して反省もしていない、こういう国であります。

したがいまして、今後ともこういうその情報で海外に武力派遣をすることが考えられる、考えられないという保証はない、そういうことになります。そういうところに日本の若者を出していくということがよいのか、全くよくないということを申し上げておきたいと思います。

よって、本法案による安全保障法制の改定に強く反対するとともに、基本的人権の擁護を使命とする国の安保法案に反対する、反対の立場から私は採択にするように、法案に賛成するように皆さんにお訴えをいたします。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。ほかに。

13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 13番議員です。

私はとても驚いています。違憲であってもこの法案を推進する。今の政府は、何とか合憲にさせよう、違憲ではないという形でいろいろ工作をして、違憲でないという人を探してくる。それでも、本当に少ししかない、どこにいるのだろうかというふうな形で探されていますけれども、嵐山町では長島議員、松本議員、大野議員は違憲であっても、これを進めるということです。

違憲というのは、嵐山町もそうですけれども、国も、市町村も憲法によって成り立っています。そして、議員は、憲法90条だったと思うのですけれども、地方自治を進展するというふうな条項の中で議員が選ばれてきています。そして、多くの地方議員、職員の方は法律に違反しません、憲法に違反しないことをしますという宣誓を行って公務員になってきています。特別職の公務員ですけれども、やはり私たちは憲法を守らなくてはいけない立場にあります。

その憲法を守らなくてはいけない立場にある、長島議員、松本議員、大野議員は、憲法違反であってもこれをやると言いましたら、もう特別職の議員とは言えない、そ

ういうふうな資格がないとさえ言えるくらい、とても重要な大きな発言をしています。これは笑うような問題ではありません、安藤議員。本当に大変なことを皆さんがやっているということなのです。

〔「違う」「めちゃくちゃなんだ」と言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員） めちゃくちゃでも何でもありません。内閣は、今の安保法制が何とかして合憲であるというふうな形で持ってこようとしています。そして、何とかそれを通そうとしています。違憲なことをやってはいけないというのが基本なのです。

日本は、法治国家です。法治国家は、国際法にも基づいて行われているのですけれども、法律、憲法に基づいて全てのことが行われます。これは、安藤議員はファシズム、ファシストとさえ言えます。こういった違憲を、違憲であってもこれをやるという形のものは、本当にファシストでしかないのです。違憲であっても、そんなことが進められるということを考えられること自体がとても大変なことだということ、全く地方議員である皆さんがわかっていない。とても大変なことです。

これは委員会自体の問題ですけれども、地方議会の地方議員の資質の問題にもかかってきます。議員は憲法を遵守しないといけない、違憲であることを進めることはできないのです。それがわかっていなくて、不採択という形で、それも違憲であることがわかっていてもこの法案は進めていくべきだというのは、もうクーデターを起こしているのとほとんど同じなのです。それがわかっていなくてこのような報告が行われるということ自体が、とても私には考えられない、信じられない状況です。

ですから、この不採択というのは、違憲であってもこれを推進していくという形の不採択というのは、ほとんど地方議員の体をなしていないと言え、この不採択には反対いたします。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

賛成討論。第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。

日本を「海外で戦争する国」にする「戦争立法」に反対する意見書の提出を求める請願について賛成をいたします。

安倍首相は、戦争立法の昨年7月1日の閣議決定に対し、今回の閣議決定によって、日本が戦争に巻き込まれるおそれは一層なくなっていくと発言し、戦力不保持を定めた憲法9条のもと、海外での戦争を可能にする集団的自衛権行使を容認する閣議決定は、アメリカの侵略行動への参加の道を開く危険が懸念されたからです。

この閣議決定に基づく戦争立法づくりの動きに国民の反対は強まっています。その中で、11日の自民・公明の与党協議に示された派兵恒久法と関連法制定の一括法案に付されたタイトルは、平和安全法案です。しかし、法案の中身は、平和安全とは正反対です。アメリカの戦争に世界中で切れ目なく参加、支援するための法整備です。9条を法律で破壊する戦後最悪の戦争立法というのが、その本体です。

法案は、第1に、米国がアフガニスタン・イラク戦争のような戦争を始めた際に、自衛隊が従来の戦闘地域まで行って軍事支援をするものになっています。戦闘の現場近くで行う支援では、戦闘に巻き込まれるかもわかりません。安倍首相はそのとき、武器を使うと国会で答弁をしています。自衛隊は殺し、殺される戦闘を行うのです。イラク戦争やアフガニスタン戦争のような米国主導の戦争で、上陸作戦にも深く入り込んで活動することが、どうして平和安全なのでしょう。

また、発進準備中の戦闘機への給油や前線への爆弾提供など、米軍の殺す活動に参加する直接支援を解禁します。

第2に、PKO法改定では、PKOとも異なる安全確保活動が位置づけられ、警護任務が創設されます。安全確保活動とは、テロやゲリラを想定した治安維持活動のことです。警護も外敵による攻撃を想定し、それを実力で排除するものです。建前上は停戦合意を前提にしていますが、実際には紛争への対応が中身で、対テロ、ゲリラ線など、本当に当該国が行う治安維持活動を自衛隊が外国軍隊とともに担います。武器の使用基準が大幅に拡大し、任務遂行のための射撃が許されるのです。攻撃があれば積極的に反撃します。アフガニスタンで多国籍軍が参加したISAFのような活動に自衛隊が参加することになります。ISAFでは3,500人もの戦死者が出ています。

第3は、日本に対する武力攻撃がないのに、他国への攻撃に武力攻撃する集団的自衛権の行使が、武力攻撃事態対処法や自衛隊法などに根拠づけられています。政府与党は、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白に危険がある事態に集団的自衛権を発動するので、限定的などとしていますが、それを判断するのは時の政権の一存です。限定どころか無限定な海外での武力

行使となります。

集団的自衛権が行使された歴史的事例は、ほとんどが大国による自分への縄張りへの干渉戦争でした。アメリカはベトナムで、旧ソ連はアフガニスタンで、自分の言うことを聞かない政権ができそうになると、集団的自衛権を口実に侵略しました。イラク戦争も、大量破壊兵器の存在を口実に、米国が一方的に仕掛けた侵略でした。

米国が先制攻撃の侵略を仕掛けたとき、日本は集団的自衛権を行使するのか。国会での我が党の志位委員長への質問に対して、首相は個別に判断すると言うだけで否定していません。もしこんなことを許せば、日米共同の集団的侵略になります。平和安全どころか、日本が無法国家として世界の平和を破壊することになります。

以上、申し述べて、本請願に対して賛成討論とします。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。不採択です。

これより請願第1号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争立法」に反対する意見書の提出を求める請願について採決いたします。

本件を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長 挙手少数。

よって、請願第1号は不採択とすべきものと決まりました。

この際、暫時休憩いたします。再開の時間は4時25分とさせていただきます。

休 憩 午後 4時13分

再 開 午後 4時25分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第14、請願第2号 嵐山町議会が「安全保障関連法案」に反対の旨決議し、同趣旨の意見書を提出するよう請願しますについての件を議題といたします。

本件につきましては、総務経済常任委員会に付託してありますので、委員長から審

査経過並びに審査結果の報告を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 それでは、報告いたします。

朗読をもって報告いたします。

平成27年6月10日

嵐山町議会議長、青柳賢治様

総務経済常任委員長、吉場道雄

請願審査報告書

本委員会に平成27年6月4日付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記

受理番号、請願第2号。

件名、嵐山町議会が「安全保障関連法案」に反対の旨決議し、同趣旨の意見書を提出するよう請願します。

審査の結果、不採択とすべきもの。

それでは、審査経過について報告いたします。今議会において、総務経済常任委員会に付託を受けました請願第2号 嵐山町議会が「安全保障関連法案」に反対の旨決議し、同趣旨の意見書を提出するよう請願しますについて。

本委員会は、6月5日午後1時30分から総務経済常任委員会を開会し、審議しました。当日は、説明員として請願提出者、嵐山町・安全保障関連法案を憂慮する会、弥永健一様外3名、紹介議員、河井勝久議員の出席のもとに、請願の趣旨について説明を受けました。

今、国会で審議されている安全関連法案の一つに、武力攻撃事態法改正案があり、武力攻撃事態とは、日本が外部から武力攻撃をされた事態、あるいはそれが切迫する事態のことです。その場合、自衛隊は武力行使をして攻撃を排除することとされ、米国も安保条約に凶り、軍事行動をすることとされます。国を挙げての戦争が起こされます。改正案は明らかに憲法違反であり、集団的自衛権に基づき、戦争を起こす事態として、新たに存立危機事態を超えています。などの説明を受けました。

そして、質疑を受け、審議に入りました。主な意見として、アメリカに協力するの

ではなく、自国を守るための法改正案である。国際情勢、社会情勢がこれだけ緊迫してきている中で、海外へ出ていくことを国民が一番心配している。海外に出ていけば、いざこざがある。そのとき武器の使用ができるか、できないか、今回の自衛隊改正案が審議されている。このようなときに日本の備えも必要である。今の現実を見ると、尖閣諸島に中国が来ていました。安倍首相は、アメリカの軍隊を利用しようとしている。アメリカも日本をいい形で盾にしようと思っている。2つの力が合わさって中国に対抗できるバランスになり均衡を保っている。憲法9条だけで守れないものもあり、安全保障関連法案は日本の国を守るのに必要である。などの意見がありました。

そして、採決に移り、採決の結果は、請願第2号 嵐山町議会が「安全保障関連法案」に反対の旨決議し、同趣旨の意見書を提出するよう請願しますについての件は、賛成2名、反対3名で、賛成少数により不採択に決しました。

以上で報告を終わります。

○青柳賢治議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今の報告の中で、憲法だけで守れないものがあるというふうに言われましたけれども、憲法だけで守れないものというのは、どういうふうなものであるのか、審議したのか。そして、他国との関係というのは、実際にどのような報道をもってそのように考えていらっしゃるのか、審議されたのか。先ほどと同じですけれども、今の安保法制法案が合憲であると言われた人は一人もいなかったというふうに考えてよいのか、全ての方は違憲であると思われるけれども、憲法だけでは守れないので、憲法以外のものをつくるというふうな形で審議されたということなのか、伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 幾つかの意見の中から取り上げてみたいと思います。3つでいいのですよね。

戦後日本が、日本国であるという安全保障に、日米安全保障条約がある。アメリカの後ろ盾がないと、今回の日本はない。近年は、中国や韓国などが日本の領域まで来ており、アメリカ一国だけでは、とても対抗できない。日本の自衛隊、アメリカの役割、負担を日本に求めてきている中で、国際情勢の日本の役割をちゃんと果たすべき

だということで、そういう意見がありました。

やはり、日本は一国だけでは、何も力がないし、守ることができません。やはり戦後日本がここまで成長できたのも、アメリカと同盟国だったからということであります。そういう中で、国民の生命、財産を守るには、やはり憲法9条だけでは守れないという意見が多かったです。

それと、9条に対して、ではなくて9条ではなくて違憲ですか。違憲の協議もみなしましたけれども、個人個人の考えもありました。ただ、全体を通すとみんなが違憲だ、これは憲法違反だと言うけれども、どういう関係で違憲だったということも、ここに幾つかありましたけれども、国連の関係で、やっぱり国連では了解してもらっておりますけれども、まだちょっと審議が足りなかったというところがありまして、しかし違憲だったという意見が多かったです。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 先ほど伺ったのは、皆さん、それぞれ審議された方、外国との関係が話されたというふうに思うのですけれども、それはどのような情報から話されたのか、一方的な情報だったのかどうなのかなというふうに思っています。

私自身は、非常にいろいろな面から見て、日本が日米安全保障条約で守られているというふうな感覚はなくて、なので、日米安全保障条約で守られていて、そしてその安全保障条約がなければ日本は守れないというふうに言われるような政治状況というのを、どのような報道記事から話されたのか、そこら辺については話し合いがなかったですか。どのような状況だから、このようなことが、憲法9条だけでは守れないというふうに言われたのか、9条と9条2項とありますし、日米安全保障条約はどういうふうな形から来ているのかということもありますし、今のアメリカの状況というのはどのようになっているかと、アメリカの兵士の状況とか、実際の国土の状況というのをどのように把握されて、そのようなアメリカに追随しなければ日本は守れないというふうな形になったかということの話し合いはあったのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 話し合いというのではなく、個人個人、個々の意見をしながら、今まで戦後70年たっております。そういう流れの中で、今まで日本とアメリカの関係を、自分たちで思っていることをここに意見として出してもらいました。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうすると、戦後70年の歴史認識は、それぞれの持っている方の歴史認識だけであって、本当のいわゆる歴史に基づいて、今の世界情勢がどういうふうになっているかという形の話し合いの中から、憲法9条だけではだめで、違憲であっても、この安全保障法案で日本は守っていかなくてはいけないという、違憲であってもそうではいけないというご意見が多かったというふうなことでよろしいのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 言われる、おっしゃるとおりです。

しかし、やはり議員として、自分たちもはっきりした考えは持っております。気質も持っております。そういう中で、どうしても憲法9条だけでは、この日本の国民の生命、財産を守っていくことは到底難しいという中で、個人の意見が出たわけであります。

そういうところを理解してもらいたいと思います。

○青柳賢治議長 ほかに、第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 質疑の報告がなかったのですけれども、質疑はなかったのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 お答えします。

請願1号のほうで、かなり、川口議員も紹介議員として出てくれましたけれども、請願2号のほうは、ほとんど質疑のほうはありませんでした。

○青柳賢治議長 9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） やっぱり問題なのですよ。こういう審査の方法というのは。こちらの請願に対して質疑もなく、意見表明だけで終わらせるというのは。

そういう点では、こっちの請願審査というのは、私は瑕疵のある結果だと思えますよ、これは。質疑も行って、そして意見を闘わせて、そして採決にかけるというのが順番ですよ。それを質疑もしないで、意見だけでやるというのは、それはもう私のほうのものと同じなのだから別にいいではないかと、そんな軽く扱ってはまずいですよ。

ですから、私が申したように、審査だけは先に、結論を出さないで私のほうの、審査だけをやって、採決は最後に持っていくべきだということを申したのですけれども、それやらないからそういうことになってしまうのですよ。結局結論ありきだから。そうでしょう。審査のやり方というのが、もう決まっているのだからということで。ありきたりというかな。もうその審査でしかないということでしょう。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 請願1号と2号ということで、今回総務経済で一応やらせてもらいました。

そういう中で、ある程度同じような法案だという認識がありまして、そういう中で、午前中もやりまして、その中で質疑のほうは、川口議員も知っているとおりかなりありました。その後で、審議もしまして、終わったのが大体お昼ごろになりました。

午後何も何もしないというわけではないけれども、ある程度質疑をして、弥永先生からもよく説明を受けまして、そういう中で質疑はしなかったけれども、みんな説明を受けた中で審議して、結構夕方までかかりまして、審議した中でこういうような結果を出しました、

だから、私、委員長としての立場として、十分に私はやらせてもらいました。そういう中で、最後の最後まで、意見があるか、意見があるかと聞いて、それでなくなったところで採決させてもらいました。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） やっぱり、この審査の方法というのは瑕疵がありますよ、これは。今後のやり方として、これ議運の委員長も全く受け付けなかったのですけれども、一括でやるか、あるいは別々にどうしてもしなければならぬときには、採決は最後に持っていくということをしていかないと、2度目にやる審査というのは、どうしても軽く扱ってしまいますよ。1回目で結論出ているのですから、同じようなものが出てきた場合は。そうでしょう。

そういうふうになんかちょっと変えてくださいよ。それ、表明してくださいよ。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 私は、議運の中でも、川口議員さんは、そのようなことを言っていました。

片方が終わったら、その後、傍聴で聞いていてと言ったけれども、私は、両方の請願も、出した人は別だし、同じようにしたかったわけだし、同じようにさせてもらいました。同じようにさせてもらいました。それは自信持って言えます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 質疑はなかったのです、だから。

〔「あるだろう、質疑」と言う人あり〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 私の答えです。今。

○青柳賢治議長 よろしいですか。川口議員、よろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長 全然なかったわけではないけれども、第1号請願ですか、に比べると、ほとんどなかった、1件か2件。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。どうぞ。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） では、13番議員、渋谷登美子、討論します。

今、政府でも、この安全保障関連法案は合憲である、何とか通そう、合憲である、合憲であるとして何とかやろうとしています。それを嵐山町の議会は、総務経済委員会は少なくとも違憲であるというふうに皆さんがおっしゃっていて、この安全保障関連法案に賛成するという立場ですから、これはもう本当に法治主義に反しています。法治主義に反している議会であるということを、皆さん十分に認識していただきたいと思えます。

こういうふうな議会というのは、議会自体が成立しないという状況なのです。そのことが全く理解されていないのですけれども、本当に大変なことを、今嵐山町の議会は行っている、状況になっているということを自覚してください。

そして、私、弥永さんから預かってきました。安全保障関連法案に反対しましょう。これは、最初に総務経済委員会で説明するときに、弥永さんが読み上げた文章です。それは、私も同じような形で反対したいと思いますので、読み上げます。

嵐山町・安全保障関連法案を憂慮する会、弥永健一。

私は、6歳のとき疎開先の長野にいました。当時は国家総動員法により、国民は一丸となって鬼畜米英を倒すために尽くすことが義務づけられ、特高と呼ばれた秘密警察が、軍や政府に少しでも批判的な言動をする者に目を光らせていました。

大学を卒業したばかりだったおじの一人が、軍の暗号作成・解読の仕事について戦場に出ることを免れ、私たちの近くに住んでいましたが、あるとき「もう日本は負けるよ」とつぶやきました。これを聞いた母たちが青くなって、「そんなことを聞かれたら、引っ張られるよ」と言ったことを覚えています。

そうになったら、ひどい取り調べを受け、家族は非国民呼ばわりされ、村八分になるからです。

それからほどなく、昭和天皇が敗戦を認めた声明が放送され、1億総玉砕と叫んでいた軍の幹部は、我先に軍事物資を横取りして散り、空襲を心配しないで空を見上げることができるようになりました。

疎開先の農家に、生き残った兵士たちが戻ってきました。

その少し後のこと、農家の離れに泊まっていた私たちが寝入っていた深夜に庭先で、ドスン、ドスンと異様な物音がしました。怖くなって震えていた私たちが、朝になって雨戸をあけると、庭の木々が残らず無残にとられていました。帰還兵が狂ったように、真夜中に木々を切り倒したのです。

欧米からアジアを開放し、物に乏しい日本の生命線を守るといって、見知らぬ大陸に出兵した兵士たちは、武力行使の結果、数知れない非戦闘員も殺して、東洋の鬼と呼ばれました。帰還兵は見るもの全てが敵に見えて心を病んでいたのです。

今、国会で審議されている安保関連法案の柱の一つに武力攻撃事態法改正案があります。武力攻撃事態とは、日本が外部から武力攻撃される事態、あるいはそれが切迫する事態のことです。その場合、自衛隊は武力行使をして攻撃を排除することとされ、

米軍も安保条約にのっとり軍事行動をとることとされています。

国を挙げての戦争が起こされます。改正案は、明らかに憲法違反である集団的自衛権に基づき、戦争を起こす事態として新たに存立危機事態を加えています。これは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であって、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危機がある事態（第2条第4項）とされています。

このような事態の例として安倍首相が挙げるものに、攻撃を受けている米軍の艦船に保護された日本人の母と子を守ることが必要になる状況があります。そのような状況は非現実的だとされていますが、国の存立が脅かされなくても、国民の生命が危うくなる状況が、米軍に対する攻撃に伴って起これば、存立危機事態になり得るわけです。世界の各地で米軍が武力行使の泥沼にはまって、窮地に陥っている今、安保関連法案が成立していれば、アメリカから支援を要請されたとき断ることは難しいでしょう。日本が戦争に巻き込まれるリスクは大幅に増大することになります。石油輸入が絶たれるなら、存立危機事態になるとも言われます。しかし、武力使用により危機は悪化するでしょう。食料などの自給率が低いことも存立危機事態を招く要因になり、TPP受け入れによって、これはますます破局的になるでしょう。武力ではなく、全てを支える大地を大切に、自給率回復への道を求めることこそ必要です。

存立危機事態であることの認定が事実上政府に任されていることも大問題です。認定のために必要な軍事的情報は特定秘密とされ、ボールに覆われることでしょう。

認定の是非については国会審議がされても、これでは十分な審議はできません。法案が国会で審議される前から、夏までには法案を成立させるとアメリカ議会で約束し、戦争を積極的平和と言っているような政府が国を戦争に巻き込む判断をすることになります。

改正案のもう一つの柱である国際平和支援法案は、今中東で行われているような諸外国の軍事活動を自衛隊が支援するための制度を決めるものです。この法案は第11条で、自衛官による武器使用ができる場合について決めています。法案が通れば、海外で自衛隊が戦争に加担する可能性が大きくなり、それに伴い、日本が敵国として攻撃されるリスクも高まって、存立危機事態に至る可能性も出てくるでしょう。

武力攻撃事態法改正案を読むと、武力攻撃事態、または存立危機事態になれば、国家総動員法に当たる制度が発動されることがわかります。第3、4、5、6、8条で

す。

国、地方公共団体のほか指定公共機関が戦争遂行に全力を尽くすことが義務化されます。道路、空港、港湾、水道、ガス、電気などなど、数多くの公共機関の運営が米軍と自衛隊のために再優先されることになり、憲法で保障される強制労働などの否定、表現の自由などの人権も制限されることとなります。

基本的人権は尊重されるとも書かれていますが、これは人権の制限が可能になることを前提としています。外国による侵略があったとき、住民たちが抵抗することは憲法も否定していません。しかし、政権が国家権力の発動によって戦争を起こし、国民が自衛隊や国の命令のままに動くように、基本的人権をも制限することは、さきの戦争の惨劇から学ばないことであり、明らかに憲法違反です。

ナチスのゲーリングは、国民を戦争に参加させるのは簡単だ。国が攻撃されている、平和主義者は愛国心に欠け、国を危険にさらしているときえ言えばよいと言っています。安倍さんたちの言い方と似ています。

戦争は兵士を鬼にします。数知れない住民をも巻き添えにして、末代まで恨みを残します。戦争に総動員される国民、自然環境や生き物たちも犠牲になります。

今必要なことは、戦争の火に油を注ぐことではありません。世界の人々が生かし合えるような関係を築くために力を尽くすことです。戦争への道をひたすら進む安倍政権に待ったをかけましょう。

ということなのですが、憲法9条というのは、今全く平和に対して力がないということですけども、ですけども、アフガニスタンで医療行為をしている中村さんなんかは、憲法9条があったからこそ、アフガニスタンで支援もでき、そして憲法9条があったからこそ、日本が平和国家であったからこそ、今の中東和平をつなぐことができる。今それがなくなってきたら、恐らく世界中が戦渦に巻き込まれ、そしてもう戦争をこれ以上とめることはできない。地球上自体が戦渦に巻き込まれて、人類が破滅していくことになるというふうなことは、私は明らかだと思うのです。

特に原発がある日本。原発がある日本は、わずかでさえも狙われてしまったら、もうそこで放射能被害で、全ての地球上が放射能で生命がなくなります。

そういったことを考えますと、今の安全保障関連法案に関しては、総務経済委員会がとった不採択という採決は本当に残念なことで、これから人類を、日本を破滅に持っていく、そういったこととなります。

憲法に違反しても、この安全保障関連法案を進めていくということは、どんなに傲慢でござり高ぶった人間の言うことであるかということをお話ししたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

◎会議時間の延長

○青柳賢治議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

○青柳賢治議長 ほかに、第10番、清水正之議員。

[10番 清水正之議員登壇]

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。

嵐山町議会が「安全保障関連法案」に反対の旨決議し、同趣旨の意見書を提出するようお願いしますについて、この請願に賛成をいたします。

まず、国際平和支援法案です。廃止されたイラク特措法やテロ特措法をもとにつくられた新規立法です。

その目的は、国連安保理決議があるだけでなく、安保理決議もなくイラクへの先制攻撃を行った有志連合軍のように、米軍主導のあらゆる多国籍軍への参加を、その都度、特措法をつくることなしに可能にするものです。

しかも、従来の特措法では、自衛隊の活動地域は非戦闘地域に限っていましたが、この恒久法では、自衛隊が戦闘地域まで踏み込んで、多国籍軍の後方支援を行うというものです。

戦闘現場になれば、活動を休止、避難するとしていますが、戦場に取り残された米兵などの捜索、救助であれば、戦闘現場でも活動を継続する。

また、後方支援の項目に、従来はできなかった武器の輸送や弾薬の提供を含んでいるというものです。

もう一つの一括法である平和安全法制整備法案では、まず自衛隊法の改正ですが、4つの点について強調がされています。

まず第1に、米軍の武器等防護の問題です。自衛隊の武器が攻撃された際、これを防護するために武器を使用する武器防護法の規定を、米軍などの多国籍軍にも適用するものです。

我が国の防衛に資する活動以外にも、共同訓練も含んでいます。対処するかどうかは、現場の自衛隊指揮官の判断に委ねられます。政府も知らないうちに平時から交戦状態に移行する危険があるというものです。

2つ目に、在外邦人保護の問題です。在外邦人の警護、救出を理由に、他国領土で妨害排除するための武器使用を認めているものです。

3つ目には、平時における米軍への物品・役務の提供です。自衛隊が平時から米軍基地や部隊の警護を行うというものであり、自衛隊を米軍の警備員にする内容であります。

4つ目に、国外犯処罰規定です。海外派兵で上官の命令に背いた自衛官を処罰する規定であり、自衛官の著しい人権侵害につながるものです。

次に、重要影響事態法です。周辺事態法は、日本の周辺で発生した事態で活動する米軍の後方支援を行うものであり、この改定で日本周辺を削除し、地球上どこでも米軍の後方支援を可能にするものです。米軍以外の軍への支援も追加し、日米安保条約すら大きく逸脱しています。

しかも、海外派兵恒久法同様、戦闘地域に行かないという歯どめを撤廃し、捜索・救助であれば、戦闘現場でも活動を継続するというものです。

さらに、支援内容も派兵恒久法同様に拡大をしています。従来はできなかった戦闘発進中の米軍機への給油も含まれています。

次に、船舶検査法です。周辺事態法改定や派兵恒久法新設に伴う改定であり、地球規模で武器を運んでいる疑いのある船舶への立ち入りを可能にするものです。

次に、PKO法です。この中の一つとして、治安維持任務の問題です。従来自衛隊のPKO法は、施設建設や停戦監視、司令部業務に限っていました。しかし、この一括法では、これに加えて特定の地域の保安のために監視、駐留、巡回、検問及び警護を追加しています。武器威嚇や発砲の可能性が高い治安維持任務を追加したものです。

2つ目に、任務遂行のための武器使用です。従来は自己防衛に限っていた武器使用基準を、任務遂行、任務を妨害する行為を排除するための武器使用を追加しました。敵対勢力との交戦も含むというものです。さらに、同じPKOに属する他国部隊の戦闘に加担する駆けつけ警護も追加をしています。

3つ目に、非国連続括型活動、いわゆる国際連携平和安全活動です。国連安保理決議に基づいているものの、国連が主導していない活動への参加を追加をしています。

こうしたこれらの改定により、形式的には停戦していても、実際は混乱が続く地域に自衛隊が乗り込み、戦闘に参加し、殺し、殺される、実際の危険性が出てきています。

最後に、事態処理法制です。歴代政権が憲法上でできないとしてきた集団的自衛権の行使を容認した昨年7月の閣議決定に基づく措置であります。自衛隊法の主任務に存立危機事態への対処法を明記しています。対処の範囲に地理的制限はなく、時の政府が存立危機事態だと認定すれば、自衛隊が海外派兵して、憲法上禁じている海外での武力行使を可能にするものです。

こうした戦争への道を開く、この国際平和支援法、そして平和安全法制整備法に反対し、この請願に賛成するものです。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

これより請願第2号 嵐山町議会が「安全保障関連法案」に反対の旨決議し、同趣旨の意見書を提出するよう請願しますについて採決いたします。

本件を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長 挙手少数。

よって、請願第2号は不採択とすべきものに決まりました。

◎議員派遣の件について

○青柳賢治議長 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定により、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査の申し出について

- 青柳賢治議長 日程第16、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

- 青柳賢治議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第10号 「カジノ解禁推進法案」の廃止をもとめる意見書の提出について、発議第11号 辺野古への新基地建設反対の意見書の提出について、発議第12号 こども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書の提出について、発議第13号 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正に関する意見書の提出について、発議第14号 原発事故被害者の住宅・健康・保養支援を求める意見書の提出について、発議第15号 労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書の提出について、発議第16号 安全法制整備関連法案制定に反対する意見書の提出について及び発議第17号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出について、以上8件につきまして日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 青柳賢治議長 日程第17、発議第10号 「カジノ解禁推進法案」の廃止をもとめる意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） それでは、提案説明を行いたいと思います。

カジノ解禁推進連盟、カジノ議連は、本来3月30日に法案を提出する予定でありましたが、カジノ議連の中で話がまとまらずに、4月28日に提出をした次第であります。

しかし、この話がまとまったから4月28日に提出したのかということ、橋下大阪市長が、住民投票を有利に働かせたいということで、強い働きかけがあったということで、4月28日に一部幹部のみで提出したというふうに聞いております。

カジノ議連が進めているIR型のカジノ施設というのは、展示場、会議場、ミーティング・バンケット、テーマパーク、アリーナ、ホール、シアター、ミュージアム、それにスパ施設、ホテル、何施設だろう、それに何とか施設にカジノという、こういうものをつくると。これが、ちょっと小さくてわからないでしょうが、関西経済同友会が作成した、作成したというか、図にしたものなのです。まさに、まさにというか、ジェットコースターに乗るようなものをつくりたいということでありまして。ここにかかるお金が2兆円くらいだったと思うのですが、いずれにしても、そういう大変なお金がかかるということでありまして。

カジノをつくれれば、カジノ議連は、経済効果が大変大きいということを言っておりますが、実際どうなのか。関係者が韓国、マカオ、あとアメリカに視察に行きました。韓国、マカオに至りましては、来場客は減少しております。中でも、マカオは中国の引き締め政策によって大きく激減しているわけです。

また、アメリカのアトランティックシティに視察に行きましたが、12施設のうち4施設が経営破綻し、もう1施設も破綻状態にあるということでありました。

そうした現象を見まして、アメリカの新聞社は、年間3,000万人以上集客してきたカジノは、たった4万人の町を再生することができなかつたと報道したほどであります。

カジノは、ギャンブル依存症を生み、多重債務問題、青少年の問題、悪影響、暴力団をばっこさせる資金源づくり、犯罪の増加、さらには国民を怠け者の浪費家にする、これは最高裁が言っていることです、など多くの問題を抱えております。こうしたカジノ解禁を絶対にすべきではないということで、本意見書を提出したいと思います。

それでは、意見書の朗読をいたします。

「カジノ解禁推進法案」の廃止をもとめる意見書

カジノ合法化をすすめる超党派の「国際観光産業振興議員連盟」＝カジノ議連＝は本年4月28日、特定複合観光施設区域整備推進法案（カジノ解禁推進法案）を衆院に再提出した。安倍首相は昨年5月シンガポールを訪問した際、カジノ施設を視察し、日本の成長戦略の目玉になる、と発言している。社会の風俗を害する行為として刑罰で禁じられている賭博を、経済政策の柱とすること自体、異常なことである。

と同時に、カジノ議連が強調する経済効果にも大きな疑問がある。韓国、マカオのカジノ施設への来場客は減少している。中でもマカオは中国の引締め政策によって激減しているし、シンガポールも売り上げの減少になっている。またアメリカのアトランティックシティのカジノは、12施設のうち4施設が経営破たんし、カジノ施設の周辺には人が見られないゴースタウン化した。この現象をみてアメリカの新聞社は「年間3,000万人以上を集客してきたカジノは、たった4万人の街を再生することができなかった」と報道した。このようにカジノは斜陽産業に入ったと見られ、カジノ議連が強調するような経済効果は、期待できないと言える。

カジノは、ギャンブル依存症を生み、多重債務問題の発生、青少年の健全育成への悪影響、また暴力団を跋扈させる資金源づくりや犯罪の増加、さらには、国民を怠け者の浪費家にするなど、多くの問題をかかえることが危惧されている。

よって嵐山町議会は、国民を不幸に陥れ、経済効果も期待できないカジノは解禁しないように強くもとめる。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 青 柳 賢 治

送り先は、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ、関係各大臣であります。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 一つお尋ねしたいのですが、このカジノを日本のどこにつくろうという計画をされているのかだけ教えてください。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） いろいろつくりたいという構想はありました。東京、横浜、

大阪、沖縄というふうにあったのですけれども、東京は舛添知事が誕生してから、舛添知事は反対を表明しております。

それから、沖縄も翁長知事になって、カジノはだめだということで表明しております。

したがって、今残っているのは、大阪と横浜であります。大阪も橋下市長がやめるということでありますので、どうなるかということがちょっと注目される所です。

○青柳賢治議長 ほかに、

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

反対。それでは、第2番、大野敏行議員。

〔2番 大野敏行議員登壇〕

○2番（大野敏行議員） 2番議員、大野敏行です。

「カジノ解禁推進法案」の廃止をもとめる意見書に反対討論をいたします。

2020年に東京オリンピックの開催が決定されました。多くの外国人が日本を訪れ、2,000万人の目標を掲げました。

日本の食べ物が見直され、諸外国より大変な人気を博しております。日本の伝統文化も注目を集め、安い宿を探しながら日本中を見て回る外国人もふえてきています。もともと持っていた日本のよさを実感したいとのあらわれであろうと思います。

訪日者がふえるとともに、多様な娯楽、遊び場の要求もふえてまいります。そんな外国人観光客が気楽に楽しめるカジノ施設を、特別地域を指定して開設するのがカジノ解禁推進法案であります。日本の至る場所にでもある、どこにでもあるパチンコ遊技場のように、誰でもが入って遊ぶ施設ではありません。

人は一度旅行に出ると、ふだんのストレスを解消するため、多めに楽しもうと行動します。しかし、羽目を外した行動をとると、犯罪や強盗などに出くわすことが、たびたびあります。

入り口でパスポートを示し、しっかりとした責任をとれる大人であることを確認の上入場が許される、遊ぶ人の安全安心が確保される、そのような施設は必要と考えます。

私も韓国のソウル観光に訪れたときにカジノに遊びに出向いたことがありました。これは、議員になる前のかなり前のことでありますが、自分の身分証明をし入場が許されました。現金での勝負はできず、専用札に換金しての遊びであります。安心して遊べたのを覚えています。

私も、見境なく、どこへでも何の規制もなくカジノ施設をつくるのは反対であります。そうではなくて、日本を訪れた外国人が、異国でのひとときを心置きなく遊べる施設は必要と考え、本意見書の提出に反対をいたします。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 「カジノ解禁推進法案」の廃止をもとめる意見書の提出に賛成します。

2020年のオリンピックが東京に決定したことを受け、カジノ法案が審議されています。日本のカジノで最も心配される問題は、ギャンブル依存症の問題です。経済効果は7兆円という試算がありますが、一方、日本では、2008年の調査で日本人の男性の9.6%、女性の1.6%、560万人がギャンブル依存症の人がいると言われています。ギャンブル依存症で借金を重ね、家族をなくし、犯罪に染まり、自殺に至る、そのような多くの人が存在しています。

カジノで一部の人は勝ちますが、多くの方は負けます。そして、ギャンブルのために借金を抱え、その支払いに追われ、強盗や窃盗などの凶悪犯罪を犯し、周りの家族や友人にも多大な苦しみを与えます。このような生活をする人をふやしてまで経済効果を求める必要もなく、健康な生活を日本人は送るべきなのです。

日本に東京オリンピックで来ていただいた方には、さまざまな和風の文化を楽しんでいただき、和風の観光をしていただく、それで十分であって、先進国でカジノを推進しているからといって、日本人が追従する必要もなく、日本をギャンブル大国にして多くの人を巻き込むことは許せないことであります。

地域創生による予算や、エネルギーを日本に注ぎ込むことによって、もっともっと大切に、嵐山町や日本全体を持続可能な国にしていく。今、カジノ解禁推進法案を通してしまったら、日本は持続不可能な国になってしまうでしょう。

「カジノ解禁推進法案」の廃止をもとめる意見書に賛成します。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより発議第10号 「カジノ解禁推進法案」の廃止をもとめる意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第18、発議第11号 辺野古への新基地建設反対の意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） それでは、本意見書の提案説明を行いたいと思います。

名護市民及び沖縄県民は、昨年度実施された市長選挙、議員選挙及び県知事選挙と衆議院選挙で、辺野古への新基地建設に反対する主権者としての民意を明らかにしました。

しかし、国は、辺野古新基地建設を推進していく考えであります。地方自治体を国の都合で一方的に従わせるような政策は、地方自治の理念を損なうものであります。地方の同意なしでは国の発展も国民の幸福もあり得ません。私たちは、日本の平和と民主主義を守り、発展させる立場から、本意見書を提出するものであります。

それでは、本意見書の朗読を行います。

辺野古への新基地建設反対の意見書

昨年、辺野古への新基地建設の是非が問われた、名護市長選挙、沖縄県知事選挙それに衆議院選挙は、いずれも新基地建設反対の候補者が当選した。これは沖縄県民の圧倒的民意は新基地建設に反対だということだ。これを無視して、新基地建設をすすめることは許されるものではない。

しかも抗議する県民を敵視し、キャンプシュワブ第1ゲート前では防衛局職員、警

察、民間警備会社まで動員し、公道には危険な山形の鉄板まで敷き、海上では海上保安庁の巡視艇やゴムボートを大量動員し、漁船やカヌーで抗議する人たちを海に放り投げたり、潮の流れの速い区域まで引っ張っていくなど、たびたび人命にかかわる危険な行為をしている。まるで、銃剣とブルドーザーで住民を追い出し、土地を奪った米軍のやり方と同じである。こうした強権的に強行する行為は、どんなに正当な理由があろうとも、民主主義の下では絶対にゆるされないことだ。

よって嵐山町議会は、民主主義を基本に議会運営をしていることから、民意を無視し強権的に強行する行為には、断固抗議するものである。

記

- 1 辺野古新基地建設は直ちに中止すること
- 2 正当な抗議行動への弾圧、過剰警備はやめること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 青 柳 賢 治

送り先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、それと関係各大臣であります。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。賛成。

討論を求めます。

第11番、安藤欣男議員。

〔11番 安藤欣男議員登壇〕

○11番（安藤欣男議員） 本提案につきまして反対の立場で討論を行います。

沖縄県の米軍普天間基地の移転問題の解決のため、あるいは沖縄県の基地負担軽減策は、政府が重要政策課題として取り組まなければならない問題は当然であります。

その解決方法の一つとして、辺野古沖への滑走路建設による基地移転であることと理解するところであります。

次の事項を申し上げ、反対討論といたしたいと思えます。

1つ、米軍普天間飛行場の固定化を避けるため、一日も早く移転問題を解決し、前

進させなければならないことでもあります。

2、政府は沖縄県の理解を求めて、粘り強く説明責任を実施し、手続を進めながら辺野古への移転を進めていると理解をしているところでもあります。

3、この意見書の主張が実態と離れた論調になっている部分があります。それは、銃剣とかという、そういう部分。思っています。思っていますですよ。私は思っているのです。

以上申し上げ、反対討論といたします。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 ほかに、賛成。

第8番、河井勝久議員。

〔8番 河井勝久議員登壇〕

○8番（河井勝久議員） 意見書の提出に賛成をいたします。

戦後70年、とめよう辺野古新基地の建設！沖縄県民大会が5月17日那覇市で県民3,500人の参加で開催され、新基地建設反対の県民の意思表示がされました。

普天間基地が沖縄戦のさなかに始まった米軍の土地強奪によってつくられ、今日まで、世界で一番危険な飛行場、基地であり、閉鎖撤去が、これが唯一の解決策であります。

しかし、政府は、普天間の固定化は避けられなければならないとして、辺野古移設が唯一の解決策だとする主張で、辺野古新基地建設拡張を米軍と一緒に進めております。

県民は、名護市長選、県知事選で反基地の民意を示しました。これを無視する安倍内閣に対し、建設政策の中止を求めるものであります。

辺野古は海上埋め立ての計画がされた海で、深くジュゴンの生息が確認されたり、オスプレイだけではなく、新たな原子力潜水艦の基地にも利用される、そういう拡張されるものであります。

翁長知事は、沖縄がみずから基地を提供したことは一度もないと、政府との原点の違いを強調しております。県民の意思である新基地建設反対する意見書の提出に賛成する討論といたします。

○青柳賢治議長 ほかにございますか。

第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。

辺野古への新基地建設反対の意見書の提出について、賛成をいたします。

日米両政府が建設しようとしている辺野古新基地は、1,800メートルのV字型滑走路を2本持ち、F35やオスプレイの搭載を重視した強襲揚陸艦やタンカーが接岸できる軍港をつくり、2万平米の広大な弾薬搭載エリアを整備する計画となっています。

キャンプ・シュワブの隣接する辺野古弾薬倉庫と一体で運用がされることになり、その面積は普天間基地の5倍に相当するものです。しかも、辺野古基地の耐用年数は200年です。22世紀どころか、23世紀の先々まで沖縄を基地の鎖で縛りつけることとなります。

こうした点で、琉球新報が行った県民世論調査でも、新基地反対が実に80.2%に上っています。また、仲井眞知事が行った埋め立て承認に対しても、埋め立て承認判断を取り消し、その計画そのものをやめるべきが53.8%に上っています。作業に協力すべきでなく、少なくとも中断を求めるべきと合わせると74%にも上り、埋め立て承認に対する批判の強さを浮き彫りにしています。

こうした中で、名護市長選挙、沖縄県知事選挙、総選挙での基地反対、基地建設反対の候補者が勝利したことは、基地建設反対が沖縄県民の総意であることを示したものである。

こうした状況を琉球新報は、政府は辺野古移設の是非を最大の争点とした知事選で示された民意を真摯に受けとめ、辺野古移設を断念すべきだと報じ、沖縄タイムスは、普天間問題初期の政府の方針に立ち戻り、計画見直しに向けた話し合いに入るべきである、こう報じています。にもかかわらず、安倍政権は、菅官房長官の政府の立場は全く変わらず粛々と進めている、岸田外相の唯一の方法が辺野古移設と考えている、辺野古移設の考えは今後も変わらない、こう述べています。

新基地建設を一層乱暴に強行しようとしているのが今の政府です。これでは、民主主義の国家とは言えません。安倍政権が民主主義国家を標榜するならば、3つの選挙で示された県民の意思を重く受けとめて、新基地建設をきっぱり断念し、普天間基地の閉鎖撤去への取り組みをアメリカ政府と正面から交渉することを求めて、賛成討論とします。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

討論を終結いたします。

これより発議第11号 辺野古への新基地建設反対の意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○青柳賢治議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

この際、暫時休憩いたします。再開の時間を5時40分といたします。

休 憩 午後 5時32分

再 開 午後 5時41分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第19、発議第12号 こども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

[9番 川口浩史議員登壇]

○9番(川口浩史議員) 提案理由を申し上げます。

本年10月から窓口払い廃止が行われることが本日採択されました。そうなりますと、交付金削減のペナルティーが発生いたします。本日の質疑で、平成27年度分、平成25年度ベースで見ますと132万円、平成28年度以降は264万円のペナルティーになります。

子育てしやすい制度にすればペナルティーが発生するということは、納得がいきません。また、こども医療費は、全国の自治体で実施している制度であります。したがって、国が行うものと考え、本意見書の提出をするものであります。

それでは、意見書の朗読を行います。

こども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティ
をやめることを求める意見書

少子化の進行はいっそうの人口減少をもたらし、社会経済や社会保障に影響を及ぼすとともに、未来を担う子どもたちの健全な成長にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。そのため本町ではきびしい財政状況ながら、こども医療費を中学3年生まで無料にし、子育てしやすい環境づくりに努力している。

子育て家庭の経済的負担を軽減することは、少子化対策の重要施策と捉え、すべての都道府県でこども医療費への補助を実施している。しかし国においては、なんらの措置も講じられていない。早急な実現をもとめるものである。

また、現物給付を導入すれば国からの国民健康保険財政調整交付金が削減されるペナルティがある。なぜ国は、少子化対策に努力している自治体にペナルティを課すのか。今や日本の人口問題は喫緊の課題であり、だからこそ国も少子化担当大臣を配置し、子育てしやすい環境づくりに力を入れ、人口減少をくい止めようとしているのではないか。ペナルティを課す行為は、少子化対策に相反することである。

以上のことから下記の事項について強く要望する。

記

- 1 こども医療費の無料化をすること
 - 2 国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティを廃止すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 青 柳 賢 治

送り先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） こども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書に賛成します。

今日本は、子供の貧困ということが深刻になっています。特にこども医療費を無料化にしなければ子供たちの健康が損なわれる、そういった子供たちが母子家庭では半

数以上になっています。

こういったことを含め、また嵐山町では15歳までですけれども、滑川町では18歳までというふうな形で、いろいろな自治体によってこども医療費の無料化が進められています。まずこども医療費の無料化というのは、どの自治体も同じように行っていないかなければ、子供たちが健全に、健康に育つことができない。そして、そのために国民健康保険税調整交付金削減などというペナルティーをつくるというのは、もってのほかであるため、国民健康保険税財政調整交付金の削減のペナルティーを廃止すること。この2つに関しては、まず嵐山町が今政策を行っていく上では一番最初に提出しなければいけない意見書の一つであると思ひ、賛成いたします。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員、どうぞ。

〔4番 長島邦夫議員登壇〕

○4番（長島邦夫議員） 指名いただきました長島です。賛成討論をいたします。

子供が病気になったとき、医療費の支払いを心配せず治療を受けさせたいと思うのは、子育て世代の切実な願いであります。子供には、病気の早期発見と早期治療、治療の継続が必要であり、安心して子供を産み育てる社会にするためには、国の制度として、子供の医療費無料化の実現が求められています。

当町では、子供の医療費について窓口払いを求める方向から、窓口払いを本年10月より廃止し、進める方向であります。引き続き義務教育終了までの無料化を実施する現状は、国庫補助がない地方財政によって大きな負担となるわけでございます。

また、我が町を含めた各自治体の少子化対策として、子育てしやすい状況を図るため、子育て支援策、こども医療費無料化策をとっているが、国においては何らの措置が講じられていないばかりか、現物給付を導入すれば、国民健康保険財政調整交付金が減額されるペナルティーを課している。国会の審議の中には、国のペナルティーによって窓口払いを償還払い（窓口負担後の患者返金）に戻す自治体も出てきていると言われています。

以上の理由により、知事会などからも少子化対策に取り組む地方の努力の足を引っ張るものだと、ペナルティー廃止を求める声が上がっているのが事実でございます。

よって、本意見書、こども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書に賛同し、賛成討論とするものであります。

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより発議第12号 こども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第20、発議第13号 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正に関する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正に関する意見書の提出についてですけれども、私は広島県三原市というところに生まれました。広島から、当時ですと車で2時間ぐらいの場所なのでですけれども、子供のときには8時半ですか、8月6日、ブーというすごい音が、ブザーが鳴ります。そして、そのときに実に怖い、何が、子供のころですけれども、これから原爆が落ちるのかな、そういうふうな感じのすごく怖さというのを感じています。

そして、私の友達ですけれども、中学校1年生のときに、1年休学してきた人が入ってきました。その人は、お父さんが広島の爆心地のほうに行って仕事をしていて、そしてその後生まれたお子さんなのでですけれども、結局白血病という形で、30歳のときに亡くなったのです。そして、私自身、学校に入っていて、音楽の先生というのがいるのでですけれども、音楽の先生、若い方なのでですけれども、首からずっとケロイドの状況になっている。そういった中で、広島から、爆心地から車で2時間以上離れたところでも、そのような状況でした。

そして、今、原子爆弾被爆者に対しての支援というのは、外部被爆だけなのです。内部被爆の方は、一切認められていません。がんや白血病の方は、3.5キロメートル以内で被爆して、100時間以内に被爆した人、それから心筋梗塞や甲状腺機能低下、慢性肝炎は2キロメートル以内で被爆して、翌日までに1キロメートル以内のところ

に入ってきた人しか認められていません。放射線白内障というのは、爆心地から1.5キロメートル以内で被爆した人しか認められていない現状があります。その現状で、もう既に70年たっているわけですけれども、この状況は全く変わっていないということがあります。

本年は、アメリカの原爆投下から70年に当たり、被爆者の平均年齢は80歳を超えています。原爆投下後、アメリカは、被爆者の状態は観察しても治療は行えませんでした。原爆によって被害を受けた人は22万人ですが、医療特別手当を受けることができた人は8,500人ほどで、全体の被爆者の4.2%にとどまっています。

戦後70年という節目を迎え、日本は原爆を投下された国として、二度とこのようなことが地球上で起きないように、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」を核兵器の廃絶と原爆被害の償いを加える改正を求め、本意見書を提出します。

意見書を読みます。

「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律」の改正に関する意見書

人類が作り出した最も残忍な兵器である核兵器による地獄を体験させられた原子爆弾被爆者たちは、今日まで、みずからの命を削る思いで被爆体験を語り、二度と核兵器の犠牲とならないことを強く願って運動を続けて来た。この地球上から核兵器をなくすことは、被爆者たちの悲願である。

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が制定されたとき、被爆者たちは、積極的に評価しながらも、同法の魂というべき国家補償が抜き取られていること、原爆投下に至った国の戦争責任もアメリカの原爆投下責任も全く触れられていないこと、最大の被害者である死没者への補償がないことを指摘している。その上で引き続き原爆被害への国の償いと核兵器ゼロの実現を目指して運動を続けると声明し、今日に至っている。

実態に合わない現行法、それに基づく政府の対応に被爆者たちが起こした原爆症認定集団訴訟では被爆者側が連続して勝訴し、国の誤りが明らかになっている。被爆70年にあたり、高齢化した被爆者たちは、これらの矛盾を解決し、核兵器のない世界を後世に残すため、現行法の改正を求めている。

よって、国においては、下記事項を法に明記し、法改正を実現するよう強く求めるものである。

記

- 1 二度と核兵器の犠牲者を出さないことの決意を込め、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を法の目的として明示すること
 - 2 原爆死没者に償いをする事
 - (1) 原爆死没者に謝罪し、弔意を表すこと
 - (2) 原爆死没者の遺族にたいし弔慰金あるいは特別給付金を支給すること
 - (3) 原爆死没者が生きていた証として原爆死没者名を碑に刻むこと
 - (4) 8月6日、9日を原爆死没者追悼の日として慰霊、追悼事業を実施すること
 - 3 すべての被爆者に償いをする事
 - (1) 戦争によって原爆被害をもたらしたこと、原爆被害を放置し、過少に評価してきたことを謝罪すること
 - (2) すべての被爆者に被爆者手当を支給し、障害をもつ者には加算すること
 - (3) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護の全てを国の責任で行うこと
- 以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成27年6月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 青柳賢治

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第8番、河井勝久議員。

[8番 河井勝久議員登壇]

○8番(河井勝久議員) 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正に関する意見書の提出について、賛成をいたします。

広島、長崎の原爆投下から70年、一瞬にして数十万の人の命を奪い、この悲劇は今もなお、放射線被爆の後遺症に苦しむ方々、そして被爆二世、三世のさまざまな健康被害など、いまだに原爆の爪跡は残された状態であり、被爆者や被爆体験者は、二度と原爆の悲劇を起させないために、核廃絶を訴え続けています。

戦後、被爆者は長く国に対し原爆被爆者援護の支援を訴えてきました。国は、戦争責任を逃れるために、この人たちの声を聞くことなく十分な支援を放棄し、責任を不

明確にしてきました。自社連立の村山内閣によって、戦後の案件の処理を図るために、原爆被爆者援護法を制定しましたが、国家補償が十分なものとは言えず、被爆者支援のための手を尽くさなければなりません。

国はそのためのあらゆる支援を進め、核兵器のない世界を後世に残すため、援護法の改正を強く求めることに對し、賛成討論といたします。

○青柳賢治議長 ほかに。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより発議第13号 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正に関する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○青柳賢治議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第21、発議第14号 原発事故被害者の住宅・健康・保養支援を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） それでは、原発事故被害者の住宅・健康・保養支援を求める意見書の提出について説明いたします。

今現在、5月29日の段階で、復興庁の調べによりますと、21万1,976の方が避難しています。福島原発事故が起きてから4年経過しているのですけれども、被災で苦しんでいる人以外は、原発事故を忘れたいという思いが現実になってきていますが、子供の健康調査では、甲状腺がんを確定した子供の数は57人から84人にふえています。放射能被害は、チェルノブイリ事故の経験から5年後に急速に出現します。できるだけ子供たちの心身の健康被害を少なくするために、本意見書を提出するわけですが、今日日本は少子化で非常に苦しんでいます。

この少子化の中で、特にこのように原発事故被害で、実際には遠くに離れて生活している人たちへの支援がなければ、日本は多分このまま永続可能ということは難しいかなというふうに感じます。では、読み上げます。

原発事故被害者の住宅・健康・保養支援を求める意見書

福島第1原発は、事故から4年が経過した現在においても、収束の見通しが立っていない。原発事故に伴う政府避難指示区域は、年間線量50ミリシーベルト超の「帰還困難区域」、同20ミリシーベルト超50ミリシーベルト以下の「居住制限区域」、同20ミリシーベルト以下の「避難指示解除準備区域」の3区域に再編されている。これに加えて、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点は、世帯ごとに「特定避難勧奨地点」に指定された。

しかし、政府避難指示区域外から避難する人や、避難しない場合でも、被ばくを避けるような生活を余儀なくされている人は大勢いる。

自主避難者については、政府の支援施策や東京電力からの賠償も十分ではなく、自主避難している人については、政府による人数の正確な把握すらできていない。

今、求められているのは、政府避難指示区域の内外を問わず、原発避難の実態を正確に把握し、現実を直視し、長引く原発事故の影響を踏まえた抜本的な対策を求める。

記

- 1 予防原則に基づき原発事故被害者が幅広く健診を保障され、医療費の減免が受けられるように「原発事故子ども被災者支援法」第13条第2項・第3項の具体化のための立法措置を行うこと
- 2 住宅の確保を実現して生活の基盤を守るために、2016年末までになっている原発事故避難者へのみなし仮設住宅の供与期限を延長し、福島県内外の避難者の避難先での住宅問題について十分な実態調査を行い、仮設住宅等への供与期限の延長及び新たな立法措置を含む今後の住宅施策に反映すること
- 3 被災者の声を反映した支援を実現する仕組みをつくること
- 4 被災した子どもたちが心身を回復することを目的とした保養を定期的に行えるように制度を構築すること

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成27年6月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 青柳賢治

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣特命担当大臣です。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより発議第14号 原発事故被害者の住宅・健康・保養支援を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手同数]

○青柳賢治議長 採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、本件は地方自治法第116条第1項の規定により議長裁決します。

議長は可決と採決します。

よって、本案は可決と決しました。

◎発議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第22、発議第15号 労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

河井勝久議員。

[8番 河井勝久議員登壇]

○8番(河井勝久議員) 労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書の提出について。

私は、この意見書については、過去2回提出してまいりました。2回とも否決されておりますし、今、また国会では3度目の議案審議が行われております。多分、今度の189国会では、この法案はまたまた審議未了になるのではないかということと言われてきましたけれども、実はこの国会、先ほども議論になりましたような、いわゆる安全保障法の問題の審議がされるために、延長国会になるということのようであります。

そうすると、この法案も審議がされて、多分可決されるだろうというふうな話も出ておりますし、今労働4団体は国会に向けて、この法案を何としても廃案にしていたきたいという運動も展開しているところであります。既に私も何回も提案してきましたので、提案理由だけを説明いたします。

それでは、提案理由は、政府は、成長戦略の名のもと労働法制の改悪案を打ち出しています。

法改正案は、国会で二度も審議未了により廃案となりました。企業の都合を優先し、労働者保護ルールの改悪を次々に打ち出し、派遣労働者の拡大、解雇や労働時間の規制緩和などどれも労働者の生活を脅かしかねない内容であり、労働者が安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことのできる環境整備を進めるため、2法案の改悪撤回を求めるものです。

以上のことから本意見書を提出するものです。

それでは、意見書の案文について朗読をいたします。

労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書

政府は成長戦略の名のもと、労働者保護ルールの改悪を打ち出しています。派遣労働の大幅な拡大、労働時間や解雇の規制緩和、職業紹介事業の民間開放など、どれも労働者の生活を脅かす内容です。

労働者派遣法改正案は、「臨時的・一時的な業務に限定」し「常用雇用の代替としてはならない」という派遣労働の大原則を取り払い、「派遣期間上限3年」を外して「無期限」に派遣労働者を使い続けられるようにするものです。増え続ける派遣労働者の正社員への道を閉ざし、不安定雇用のまま“生涯ハケン”を押しつけることになりかねません。

労働基準法改正案の一番の問題点は、労働時間、休日、深夜の割り増し賃金の規定等を適用除外とする「高度プロフェッショナル制度」（特定高度専門業務・成果型労働制）の創設です。労働時間制度は、労働者を守る最低限のルールであり、すでに、労働時間を自分の裁量で管理できる立場にある上級管理職や研究者については裁量労働制が導入されています。長時間労働が蔓延し、過労死・過労自殺が後を絶たない現状において、さらに、これらを助長しかねない労働時間規制を適用除外する新制度や裁量労働制の拡大は認めることができません。

労働者派遣法改正案は国会で二度も廃案になりました。また、今回の労働時間規制

を適用除外する新制度は、「残業代ゼロ法案」「過労死促進法案」との批判にさらされ、法案提出ができなかった「ホワイトカラー・エグゼンプション」と同じものです。

よって、政府に対し、次の事項について誠実に対応されるよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 労働者派遣法改正案を撤回すること。欧州連合（EU）型の均等待遇原則を参考に、派遣労働者と正規労働者の間の均等待遇の確保をすること
- 2 労働基準改正法案を撤回すること。労働時間（時間外労働）の上限規制や勤務時間インターバル規制（24時間につき最低連続11時間の休息時間を確保する規制）等を導入して、長時間労働を抑制し不払い残業を根絶すること

平成27年6月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 青 柳 賢 治

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上であります。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、13番議員、討論を行います。

安倍政権は、世界で一番ビジネスがしやすい国にすることを宣言し、労働者派遣法の改正案、労働基準法の改正案をつくりました。日本を短期的に世界で一番ビジネスがしやすい国にするために、日本を永遠に世界で一番働きにくい国にし、日本をいつまでも世界で一番人も技術も育ちにくい国にするものです。

不利な点が多い間接雇用である派遣契約、これまで臨時的、一時的な仕事に限られるべきだとされ、最長3年を超えて派遣継続は禁止でした。3年以上雇いたい場合は、派遣間接雇用から正社員等に切りかえなければなりません。これより間接雇用の解消と直接雇用の促進を行っていたのです。

しかし、今回の改正案では、企業が3年ごとに働き手を交代させれば、どんな仕事

でもずっと派遣に任せられるようにします。企業は、永続的に派遣社員を続けることができるようになる一方、個々の派遣社員は自動的に3年で首になります。どんな仕事も派遣イコール正社員ゼロという事態になります。

企業は、3年で終わりとわかっている労働者に教育訓練はしません。3年で終わりとわかっている労働者に配慮した安全な作業工程を整えません。3年で終わりとわかっている労働者に、職場の不満に応える努力はしません。

人を大切に育て上げようとする誠実な企業は、短期的に大きな利益を上げることはできなくても、日本を長期的に繁栄させる確かな技術確立し、広げてくれます。労働者も3年で終わりでは、技術向上を目指しません。技術も身につけられず、景気を循環させるだけの賃金も持ち得ない派遣社員を大量に雇い、次々と使い捨てる。このような企業のあり方を促進する派遣改正案は、結果として日本の誠実な企業の生き残りも危うくします。

高収入の専門職で働く人を残業代支払いといった労働時間規制から外す高度プロフェッショナル制度創設を盛り込んだ労働基準改正案は、裁量労働制の対象業務の拡大で、労使であらかじめ定めたみなし時間を超えた部分の残業代が支払われないため、長時間労働につながりやすく、長時間労働で健康を損なう人がふえ、裁量制で過労死する不安があります。

日本を短期的に世界で一番ビジネスしやすい国にするために、日本を永遠に世界で一番働きにくい国にする労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める本意見書の提出に賛成します。

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより発議第15号 労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○青柳賢治議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第23、発議第16号 安全法制整備関連法案制定に反対する意見書

の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

河井勝久議員。

〔8番 河井勝久議員登壇〕

○8番（河井勝久議員） 8番議員、河井勝久です。議長のご指名を受けましたので、安全法制整備関連法案制定に反対する意見書の提出について提案をいたします。

先ほども請願の審議、またその審議に対する質問の中でも多くの意見が出されまして、もう既にこれらの問題については出し尽くされたのではないかというふうを考えているところであります。そういう形で、私もこれを提案させていただきます。

日本は、70年間平和憲法のもと、銃で他国の人を殺すことはありませんでした。6月4日、国会の憲法審査会で各党選任の公聴人学者3人が、今回提出された議案は、憲法上違憲であると発言をいたしました。

政府は、5月14日〔国際平和支援法案〕〔平和安全法制整備法案〕を閣議決定し、国会に提出してきた。昨年7月の〔集団的自衛権の行使〕閣議決定をこの4月に合意した新日米ガイドラインを法的に担保するものであり、〔平和〕や〔安全〕という名とは裏腹に、戦争をするための〔戦争法案〕というべき内容である。憲法改正なしで多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援するためのものであり、これまで歴代内閣が許容してきた「憲法9条下の自衛権の行使は、必要最小限の範囲としてきた」ものである平和国家日本のあり方を根本から変えるものである。今回の2法案はとうてい認めることはできない。強く撤回を求めるものである。

それでは、安全法制整備関連法案制定に反対する意見書を読み上げます。

安全法制整備関連法案制定に反対する意見書

政府は第189回通常国会に、〔国際平和支援法案〕と〔平和安全法制整備法案〕の2法案を提出した。国際平和支援法案は、多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案など10法案を一括したものである。

いずれも自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の力を、米国等の求めに応じて自由に行使できるようにするものである。戦争を放棄し、戦力の不保持を定めた憲法に反することは明らかであり、戦争を準備するための〔戦争法案〕と言うべきものだ。

政府は長年にわたって「憲法9条下において許容されている自衛権の行使は、我国を防衛するため必要最小限の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきた。今回の2法案は、平和憲法下の我が国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものであり、とうてい認めることはできない。

よって本議会は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を速やかに撤回し、2法案の制定を断念することを強く求めものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 青 柳 賢 治

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣。

以上であります。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 2点お伺いします。

「多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにする」ということが書いてあるのですが、こちらの例を挙げて教えていただきたいと思えます。

あと、次の「自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の力を、米国等の求めに応じて自由に行使できるようにする」というのがあるのですが、どのようなことなのか教えていただきたいと思えます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そのために平和安全法制整備法案の中で、自衛隊法の改正がされるわけです。この10法案を見ていただければわかるのですが、先ほど清水議員のほうから、いろいろと法案の中身については説明をいたしました。その法案のことによって、自衛隊法を改正することによって多国籍軍の行使、これがきちっとたわれてくるわけですね。

それで、いわゆる米軍の要請、あるいは多国籍軍の要請によって、自衛隊が海外へ自由に出られると。それは、国会の承認を得ることもあるでしょうし、その法で決ま

ってしまえば、軍の考え方一つで、あるいは防衛大臣の考え方一つでそういうことも可能になると。

これによって自衛隊が、例えば他国軍といわゆる戦火を交えている人たち、他国の者との戦争状態、あるいはなつたときに、自衛隊の中にも多くの犠牲者が出るということでありまして、こういう問題について支援するというのは、この法案が改正されるということの危惧を感じるわけであります。

それから、自由に行動できるという関係でありますけれども、その戦地に派遣されれば、相手はどこの軍隊だからどうのということではなくて、必ず攻撃を仕掛けてきます。その攻撃に対して、今は日本の場合には、日本国憲法の中で、日本に他国が攻めてきたときには、自衛のみ戦火を交えることができたわけでありましてけれども、今度は、地球の裏側まで行ってそのことができるということが法の中で明記されてきますから、それは当然、そういう戦火を交えるということになります。そのことです。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第6番、畠山美幸議員。

〔6番 畠山美幸議員登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 安全法制整備関連法案制定に反対する意見書に反対をいたします。

軍事技術、I T、G P Sの技術等、数十年前とは比べ物にならない精度になりました。今や家電量販店に行って、ドローンが1万円台で買ってしまう時代になりました。そして、インターネット、サイバー攻撃、先ほど補正予算のところで川口議員も心配しておられましたけれども、あるいはハッキング等によってネットとつながる車や航空機を乗っ取るということも不可能ではなくなりました。

そういう高度に発達した軍事技術を目の前にして、今まで70年間、日本は個別的自衛権に基づく防衛出動も一度もやっておりません。ベトナム戦争にも参加していません。いわゆる戦争と言われるものには、憲法で禁じられておりますから、一度も日本は参加せずに今日まで来たわけです。

しかしながら、このまま何も法律も変えずに、70年間何もなかったから次の70年も

何もないよという楽観主義でいけるかということ、残念ながら高度に進んだ情報技術、軍事技術等を目の前にして、それから今中東で起こっていること、アルジェリアで日本の民間の方々が突如、民間のプラントで働いているだけなのに襲われて亡くなりました。それから、今年に入ってからは、イスラム国で日本人2人、人質になって、大変残虐な形で処刑をされるという事件も起こっております。

ですから、そういったもろもろのことや日本の周辺国の中で、残念ながら日本に対して敵意を公然と表明をしている国もあります。また、それだけではなくて、1発の爆弾で万単位の人々を殺傷することができる弾道を持っていることが疑われる国もあります。日本の周辺の海域から少し東南アジア、あるいは太平洋のほうまで見渡しても、直接日本ではないけれども、海に権益を持った国同士のいろいろな争いというのが現実起こっております。

ですから、そういった現実を前に、何かが起こってから、こんな事態は想定していなかったので自衛隊は対応できませんでは済まないと思います。そのような最悪の事態が起こってほしいとは思っておりません。それどころか、積極的に平和外交を展開して、戦争にしろ、紛争にしろ、武力衝突にしろ、軍事的な危機にしろ、外交努力等で妨げるものを徹底して防いでいく、これは大前提です。ただ、その上で、万が一のときに備えるのが安全保障法制でございます。

今回嵐山町でも、嵐山町議会における災害発生時の対応要領などもつくりましたよね。そういうことを考えても、そういうものをやはり国も考えなくてはいけない時期に来ているということです。

日本は、素晴らしい日本国憲法があります。その中の憲法9条を持つ平和憲法のもとでの国、平和主義の国ですので、基本的には平和憲法のもとで集団的自衛権は使えません。これは、ずっと政府が言ってきたわけです。ところが、日本が加盟をしている国連の憲法に近い最高規範である国連憲章の第51条には、「日本を含む全ての加盟国に個別的自衛権と集団的自衛権を与えます」と書いてあります。

〔「そうだ」と言う人あり〕

○6番（畠山美幸議員） 日本は、国連加盟国として当然集団的自衛権という権利を持っています。平和憲法のもとでは、それを使ってはいけません。多くの学者や、あるいは一部の政治家は、権利として持っているのに使えないなんていうのは権利ではないという考え方を持っている政治家もいました。よって、集団的自衛権は使えるよう

にすべきだという主張が出されました。それで、昨年公明党と協議に入ったのです。

結論から言いますと、平和憲法、憲法9条が変わらない限り、専らほかの国を守るために自衛隊が武力の行使をすることは、やっぱり認められないということ了新3要件で書きました。ですから、これは安倍総理も去年の7月14日の予算委員会の質疑で、安倍総理自身の言葉で言っていますが、国連憲章が各国に与えた集団的自衛権は、我々与党が決めた新しい安全法制のもとでも許されない、使えないということです。

それでは、なぜ新聞の見出しが集団的自衛権行使容認と言っているのか。これは、日本ではない、ほかの国の部隊への攻撃がきっかけで、そのほかの国の部隊に対する攻撃をきっかけとして、ほかの国の国民ではなく、日本の国民の生命、命と自由と幸福に暮らす権利が根底から覆される明白な危険があって、ほかに適切な手段がないときには、自衛隊がほかの国の部隊に対する攻撃をきっかけに動いていいですよと、武力の行使をしてもいいですよということを言ったからです。

普通の集団的自衛権というものは、私と、それから隣にいる人と同盟関係にある場合で考えますと、私は全く攻撃をされていませんが、私の同盟であるこのAさんという人が攻撃されました。よって、Aさんに対する攻撃を私に対する攻撃とみなして、一緒になってそのAさんを攻撃している敵に反撃する、これは普通の集団的自衛権です。

今の日本の新3要件は、そうはなっていない。新3要件は、我が国と密接な関係にある他国に対する攻撃をきっかけとして、かつその攻撃によって私たち自身が危険、危ない目に遭うことが明白なときと言っていますから、わかりやすく言うと、単に私の盟友、同盟国であれば守るではないのです。私は、守って活動している我が国、日本を防衛する活動をしている部隊が襲われて、そしてその部隊をそのまま放置して、その部隊が攻撃で壊滅してしまえば、当然次にこっちに来るといような状況のときは行っていいですよ。

ですから、国会の論戦でも、既に想定され得る事例として出されておりますが、日本を守るために警戒監視活動を日本の近くの海で、近海で行っているアメリカの艦船が攻撃を受けた場合、もちろんそのアメリカの艦船の後方には日本があって、自衛隊もいるわけですが、今までは、明らかに日本のために活動しているアメリカの艦船が攻撃されても、自衛隊は動くことができませんでした。なぜなら、日本そのものが武力攻撃を受けないと攻撃できないという解釈になっているからです。

今後は、その米艦がやられた後には、こちらのほうに大きな被害が来るということが想定される場合には、その時点で自衛隊が動ける、こういう整理をいたしました。

一方で、ではアメリカのテキサス州にある米軍基地がどこかの第三国に襲われた、テロリスト組織に襲われた。オバマ大統領から安倍さんに電話がかかってくる、「安倍さん、日本は集団的自衛権できるのですよね。ついては、アメリカ本国のここが攻撃されたので、自衛隊助けてくれませんか」、そんなこと言っても行けません。なぜなら、アメリカのテキサスの米軍は日本を守っていないからです。だから行けません。同盟国ですが、行けないのです。

それは、なぜ行けないようにしたのか。憲法9条のもとで許される自衛の範囲を超えているからです。だから、あくまでも日本を守るために自衛隊が動くという基本的な考えは、全く変えていません。そういうことなのです。日本の平和憲法のもとで、平和主義、あるいは自国防衛は、基本とする考えについては考えていないのです。

戦後、日本が70年間、過去の大戦に対する反省をもとに平和国家として歩んできた道は、これからも強固にしていくという去年の7月1日の閣議決定の文言どおりの法整備を今回するわけです。自国を守るための万が一のときに備えるのが、安全法制整備関連法案制定なのです。ぜひご理解をいただきまして、この意見書提出には反対いたします。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 安全法制整備関連法案制定に反対する意見書の提出に賛成します。

アメリカと日本との関係というのは、ずっと歴史的に70年間見ていきます。そうすると、どのようなことが起こっているかということがわかるのですけれども、私が学生のとき、私の大学の先生は、ベトナムの脱走兵をずっとかくまっていました。そのときは徴兵制でした。ですけれども、今アメリカは徴兵制ではなくなっています。PTSDが非常にアメリカで多くなっていて、徴兵制はなくなりました。

そして、今、アメリカでは民間傭兵とって、貧困の女性や貧困の人たちが兵隊となってやっています。それも、PTSDが強いので今日本では、その人たちもだ

んだん健康状態、心身の状態を悪くしています。そのために、いよいよ日本に応援を求めてきています。それが安全保障整備関連法案のもとになっています。

日本でも、自衛隊がここに参加するとします。そうすると、自衛隊の人たちも、これはPKOのときそうだったのですけれども、1日1人3万円というお手当が出ました。1日1人3万円ですから、30日間行くと90万円になります。それで、一定の人が入ってきました。でも、そのPKOのときには、全く武器を持たないわけですから、攻撃することも攻撃されることもありませんでした。

だけれども、今回の場合は、攻撃すること、攻撃されること、人を殺すことですよね。人を殺すことというのは、どんなにPTSDをやるかということですから、それはどんなふうになっても、現状で、戦地に行ってしまったらどのようなことになるかわからないというのが現状です。

そして、自衛隊員がほとんどやめていくというふうに言われています。今自衛隊員のPTSDが非常に多く、28%でしたか、PTSDにかかっている人がいるということです。そのPTSDの自衛隊の人たちが自衛隊をだんだんやめていく形になります。そうすると、日本でも徴兵制が起きています。徴兵制が起きたときに、初めて畠山美幸さんのようにお子さんを持っていらっしゃる方は、どういう事態になっているかわかるでしょう。

そして、徴兵制が起きなければ、徴兵制が起きることがどういうことか、今、女性も男性も同じように自衛隊に徴兵制にとられていく、そういうふうな形になっていきます。これは、日本が安全保障法案という形で、ずっと日米安全保障法案を歴史を見ていくと、その中でどんなことが起きているかわかってきます。

そして、日本がアメリカに対して何もしていないということはないのです。今、金額的には覚えていないのですが、非常に莫大な金額を出しています。そして、米軍の基地を沖縄で出しています。米軍の基地を沖縄につくろうとしています。そのところで、沖縄との闘いが、沖縄が非常に苦しんでいます。こういった状況になっています。

よく皆さん、見てほしいのです。世界がどんなふうになっているか。世界の情勢を見てほしいのです。日本がどんなことをしているかということ、日本は憲法9条があったために自衛隊がありませんでした。自衛隊というか、武装しませんでした。それで、攻撃していません。ですから、海外で、イスラエルやイラク、そういったところで日

本は信頼されました。今信頼されていましてから、そういった武装やいろいろな事件が起きたとしても、そこで解決を何とかすることができていました。これは、日本の平和法制、安全法制整備関連法案を持っていないということで日本がどれだけ世界貢献していたか、平和貢献をしていたかということなのです。

今、憲法9条を世界遺産にというふうな運動があります。これは、日本が唯一今、もう一つありますよね、唯一なのですけれども、ほとんど唯一、先進国では唯一なのですけれども、攻撃をしない国なので、そのために紛争が起きているところで解決をすることができる可能性のある国なのです。

それがなくなってしまうたら、全ての国で戦争が勃発して、戦争というか紛争が起きたときに、もうどこもその交渉をする手だてを持たない、そういった形になってきて、今のアメリカと同じです。アメリカは、常に攻撃し、戦争し、世界中に戦争を巻き起こしました。それと同じような状況を日本も世界中に起こしていきます。

そして、多分、江戸時代の前の戦国時代と同じような状況に世界中がなってきます。そのときに、もう核爆弾とかそういった非常に、先ほどの高度な攻撃部隊を持っていますし、高度なインターネットなどで使うことができますから、私たちはそれを阻止することが今もうできなくなる。そして、世界中が多分破滅していく。世界の人類が破滅していく。そういった事態になっています。今、日本の憲法9条、安全法制整備関連法案がないということが、どれだけ世界に貢献しているか、そのことをわかってほしいと思います。

ですから、安全法制整備関連法案制定に反対する意見書の提出に賛成します。もしこのことが全く理解できないというのであれば、どのような状況が、戦争がどこにどのようなほうにこの70年間起きて、それを誰が解決していったか。今後藤健二さんが非常に厳しい状況になってきましたけれども、厳しい状況で残虐に殺されましたけれども、それはなぜ安倍政権がそのようなことをしたかということを考えていただきたいと思うのです。

なぜ高遠さんが戻ってくることができたか。そういったこと全てのことを調べてほしいのです。公明党の論理だけではない。自民党の論理だけではない。世界全体がどのようになっていくか。それで、20年後、30年後、世界がどんなふうになっていくか。子供たちがどんなふうになっていくか。子供たちの生命を脅かすような安全法制整備関連法案を制定してはいけません。そのことを特に女性は、子供を産む性の人たちは、

肝に銘じていただきたいと思います。

○青柳賢治議長 ほか。

第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。安全法制整備関連法案制定に反対する意見書の提出について、賛成をいたします。

まず、今度の法案の中身です。先ほど言いましたように、自衛隊法の中に書いてあるのですが、日本がアメリカの戦争に巻き込まれている。非戦闘地域から非戦闘地域という概念を外すということです。まさに戦闘地域のところまで行って、武器弾薬を輸送することができる。それを自衛隊が担うということなのですね。そういう面では、まさにこの法案が通るということは、自衛隊に戦争に行きなさいというふうに言っているのと等しくなるというふうに思います。

そういう面では、安倍内閣は、5月14日に多くの人々の反対を押し切って、自衛隊法などの一括法案、10法案を国会に提出しました。一つは、平和安全法制整備法案、もう一つは新設の国際平和支援法案。これを閣議決定して、15日に国会に提出したわけです。

この2つの法案は、これまでの政府が憲法9条のもとでは違憲としてきた、先ほど話ありました集団的自衛権の行使を可能とした。アメリカなどの軍隊によるさまざまな場合での武力行使に、自衛隊が地理的限定をなくし緊密に協力する。まさに憲法9条が定めた戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認の体制を根底から私は覆すものだと言わざるを得ない。

まず第1は、法案制定までの手続が、立憲主義や国民主権、議会制民主主義に反することだと思えます。これは、昨年7月1日の閣議決定では、集団的自衛権の行使は憲法違反という60年以上もたって積み重ねられてきた政府解釈を、国会の審議もかけずに、また国民的議論も付さずに、一内閣の判断で覆してしまう暴挙でもあったわけです。日米両政府は、4月27日に日米防衛協力のための指針、ガイドラインを改定をした。さらに、4月29日には、安倍首相はアメリカで、法案の成立についてこの夏までに成立させる、こう言及をしてきた。

こうした一連の政治手法そのものは、まさに国民主権を踏みにじった国権の最高機関たる国会の審議をないがしろにするものです。憲法に基づく政治、立憲主義の意義

をわきまえないものだというふうには言わざるを得ない。

2つ目は、法案の内容が憲法9条に違反する。これは、審議の中でもそれぞれの議員が認めたことでもあります。最初に、歯どめのない存立危機事態における集団的自衛権の行使をしているということです。

自衛隊等武力攻撃事態法の改正は、存立危機事態において自衛隊による武力の行使を規定している。それは先ほど述べたとおりです。その中で、我が国と緊密な関係のある他国、まさにアメリカのことだというふうに思いますが、存立危機、武力攻撃のこの攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使を極めて曖昧な形で、不明確に述べている。法案における存立危機事態の対処は、まさに歯どめのない集団的自衛権行使につながりかねず、これそのものが憲法9条に違反するものだというふうに思います。

2つ目は、地球のどこでも自衛隊、米軍等に対して後方支援で一体的に戦争に協力するというふうになっている。重要影響事態法における後方支援活動と国際平和支援法における協力支援活動は、いずれも他国軍に対する自衛隊の支援活動です。

これらは、活動領域について地理的な限定を設けていない。現に戦闘行為が行われている現場以外のどこでも、従来の周辺事態法やテロ特措法、イラク特措法などで禁じられていた弾薬の提供も可能にしている。まさに自衛隊が戦闘現場近くまで行って、外国の軍隊に協力をして支援を行う。これが想定されている。そうなれば、そこではもはや、その自衛隊の活動は武力の行使そのものになってくる。まさに憲法9条1項に違反をしていると言わざるを得ない。

3つ目は、武力等の防護で、兵器から米軍と同盟軍の関係を構築しているということです。これは、自衛隊法改正案では、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の武器使用防護のために、自衛隊に武器の使用を認めるなど、そうした規定がこの自衛隊法には盛り込まれている。

こうした規定は、自衛隊が米軍と警戒監視活動や軍事演習などで、平時から実情の同盟軍的な行動をとることを想定していると言わざるを得ない。こうした活動は、周辺諸国との軍事的緊張を高め、偶発的な武力抗争を誘発しかねない。武力の行使までエスカレートする、そういう危険をはらんでいると。

そこでの武器使用は、現場の判断に委ねる。これは先ほど述べたとおりです。現場の指揮官が判断をする。これも、まさに政治の責任の放棄と言わざるを得ない。領域

をめぐる紛争や海外での安全確保は、本来平和的な外交交渉や警察活動で対応すべきものだというふうに思います。それこそが、憲法9条の平和主義の思考と合致をするというふうに思います。

それと、もう一つ、今世界的な動きは、紛争を戦争にしないという動きが広まってきている。TACという東南アジアの中では、そうした紛争を戦争にしないという話し合いが進んできています。これに参加をしている諸外国そのものが、この数年の間非常に広がってきているということも事実です。それが、今世界的な状況だと。

まさに今回のこの法案そのものは、そうした世界的な平和を求める諸外国との行動と全く逆行するものと言わざるを得ないと思います。したがって、この意見書の提出について賛成をいたします。

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより発議第16号 安全法制整備関連法案制定に反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○青柳賢治議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第24、発議第17号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山美幸議員。

[6番 畠山美幸議員登壇]

○6番(畠山美幸議員) 提案理由を申し上げます。

一部の国や民族、特定の外国人を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)について、日本は国連から対処措置をとるべきとの勧告を受けている。ヘイトスピーチは、人間の尊厳を侵す行為として、規制法が整備されている国もある。よって、ヘイトスピーチ対策の強化を検討するよう求める。

以上のことから本意見書を提出するものです。

後ろの文章を読ませていただきます。

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、社会的関心を集めています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がりに懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をしました。

さらに、国際連合人権差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関係する事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める判決を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 青 柳 賢 治

提出先は、内閣総理大臣、法務大臣。

以上です。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 賛成討論をいたしますけれども、私はヘイトスピーチの現場というのは見たことないのですね。ですけれども、30年前だと思えるのですけれども、チョコリを切るという行為を電車の中で見たことがあります。それはとても危険で、人権侵害。高校生のチョコリだと思えるのですけれども、それを切るという行為をしています。それは暴力行為なのですから、そういったことが平気で行われている日本という国があるわけです。

これは、国際社会の信頼を失うとかそういうこと以前に、ヘイトスピーチをして人権を損なう。これはとても問題だと思います。国際社会の信頼を失うということ以前に、人を傷つける、人を武力で傷つける、人を言葉で傷つける、そういった行為は許されることではないと思います。

ご存じならばそのようにしてください。ドイツでは、民衆扇動罪という形で、刑法で刑罰が決まっているということです。日本においても、表現の自由や、それと区別するために民衆扇動罪という形の刑罰があって、初めてヘイトスピーチを取り締まることができ、人権を守ることができます。

私は、人々の健康や子供の健康、そして心身の発達、そういったものは、本当に戦争を超えて行っていく、そういった態度に皆さんが自覚して持っていただきたいと思うのです。これは、武力で攻撃するといったことではなく、本当に皆さんが心の中で人権を侵害しない。そういった対策を持っていくということで、そのために民衆扇動罪というドイツのような法整備を行っていて、勧告や中国の人に対して人権を守っていく。そのような形が必要であると思ひ、本意見書に賛成します。

○青柳賢治議長 第8番、河井勝久議員。

〔8番 河井勝久議員登壇〕

○8番（河井勝久議員） ヘイトスピーチ法規制の意見書の提出に賛成いたします。

私は、新宿区の新大久保に時々行っています。あそこでは、うまいキムチも売っていますから。何回もヘイトスピーチの人たちのデモを見てきました。ヘイトスピーチという言葉が、新語、流行語大賞に選ばれたのは、在特会が街頭で在日コリアに対する差別的な罵詈雑言、これの言葉を、「お前らは死ね、日本から出ていけ」、これここでは言えませんけれども、朝鮮人を卑下する言葉が浴びせられています。その言葉の内容は、戦前日本が36年間朝鮮半島を植民地化し、支配をしてきた、その優越感をあらわす朝鮮人卑下の言葉であります。

2013年末であり、この言葉が新流行語として流行語大賞に選ばれた、ヘイトスピーチという言葉ですね。ヘイトスピーチへの抗議運動が差別意識を生む批判として広がりがつあります。これはテレビ等でも放映されております。ヘイトスピーチを規制する法制度に向けた機運も高まりつつあります。

今、このヘイトスピーチを取り締まる法は、道路交通法、あるいは都の迷惑条例しかありません。日本は、人種差別撤廃条約を批准しているにもかかわらず、人種、民族差別を禁ずる法律を持たず、政府から独立した国内人権機関も設置していません。差別の火を広げない多角的な取り組みが必要であります。

ヘイトスピーチに対する先進各国は、法規制ができており、日本人の多民族に対する差別や排外主義をなくすためにも、法規制をつくる必要があります、これはオリンピックが開催されるまでに当然つくらなければならない大きな法の制定であるだろうと思います。そういう意味で、意見書の提出に賛成するものです。

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより発議第17号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎町長挨拶

○青柳賢治議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成27年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は6月4日に開会をされ、6月10日の本日まで7日間にわたり、極めて熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成27年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご承認を賜りまことにありがとうございました。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきまして、十分検討をいたしまして対処をする所存であります。

さて、今年5月としては記録的な真夏日が続きましたが、8日には関東地方も梅雨入りしたとのことであります。作物にとりましては待ちに待った、まさに恵みの雨でございました。

また、このたびの議会では、地震や大雪など自然災害に際しての危機管理体制が整備をされました。まことに心強い限りであり、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。執行部といたしましても、一段と身を引き締めましてこの対策に万全を期してまいる決意でございます。

議員各位におかれましては、時節柄くれぐれも健康にご留意をいただき、さらなるご活躍をいただけますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○青柳賢治議長 次に、本職から挨拶申し上げます。

本定例会は、去る6月4日開会以来、本日まで7日間にわたり、議員の皆様には真剣に、そして活発な審議を尽くしていただきました。ここに第2回定例会が無事閉会できますことを、心より厚くお礼申し上げます。

また、町長をはじめといたしまして執行機関の皆様、今回初めて答弁される課長様もおられました。審議の間、常に真摯な態度をもって審議にご協力いただき、そのご労苦に対しまして厚くお礼を申し上げます。

G7サミットが、自由と法の支配などを共通理念に一致結束するというところで閉幕いたしました。いよいよ来年は、自然と伝統を世界にということで、伊勢志摩サミットが開催される予定となります。日本のよさ、さらには嵐山町のよさを力強く発信をしてみたいものでございます。

私たちの任期も残り少なくなりましたが、町民全体の福祉の向上と嵐山町の活力ある発展を目指し、最後まで職責を全うするよう頑張らしましょう。

結びに、執行部の皆様、議員の皆様には、梅雨入りとなりました。健康に留意されまして、ますますのご活躍を祈念させていただきます、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○青柳賢治議長 これをもちまして、平成27年嵐山町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 7時14分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員